

四
日
市
市
議
會

四日市市議會定例會會議錄（第一號）

昭和五十年十二月十二日

○議事日程第一号
昭和五十年十二月十二日（金）午後二時開会

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第一〇二号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

第四 議案第一〇三号 昭和五十年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）

第五 議案第一〇四号 昭和五十年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

第六 議案第一〇五号 昭和五十年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）

第七 議案第一〇六号 昭和五十年度四日市市営魚市場特別会計補正予算（第一号）

第八 議案第一〇七号 昭和五十年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）

第九 議案第一〇八号 昭和五十年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）

第一〇 議案第一〇九号 昭和五十年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）

第一一 議案第一一〇号 昭和五十年度四日市市公用地取得事業特別会計補正予算（第一号）

第一二 議案第一一一号 昭和五十年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算

第一三 議案第一一二号 昭和五十年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

第一四 議案第一一三号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

一部改正について

第一五 議案第一一四号

四日市市職員給与条例の一部改正について

議案説明

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

- 第一八 議案第一一七号 四日市市立児童館設置条例の一部改正について
- 第一九 議案第一一八号 四日市市休日応急診療所条例の制定について
- 第二〇 議案第一一九号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 第二一 議案第一一〇号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について
- 第二二 議案第一一一号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について
- 第二三 議案第一一二号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託に関する協議について
- 第二四 議案第一一三号 市道路線の認定について
- 第二五 議案第一一四号 町の区域の設定について
- 第二六 議案第一一五号 町の区域の設定について
- 第二七 議案第一一六号 字の区域の変更について
- 第二八 議案第一一七号 字の区域の変更について
- 第二九 議案第一一八号 字の区域の変更について
- 本日の会議に付した事件
-
- 日程第一 会議録署名議員の指名について
- 日程第二 会期の決定について
- 日程第三 議案第一〇二号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）
- 日程第四 議案第一〇三号 昭和五十年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第二号）
- 日程第五 議案第一〇四号 昭和五十年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
- 日程第六 議案第一〇五号 昭和五十年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）
- 日程第七 議案第一〇六号 昭和五十年度四日市市営魚市場特別会計補正予算（第一号）
- 日程第八 議案第一〇七号 昭和五十年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）
- 日程第九 議案第一〇八号 昭和五十年度四日市市地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）
- 日程第一〇 議案第一〇九号 昭和五十年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）
- 日程第一一 議案第一一〇号 昭和五十年度四日市市公用地取得事業特別会計補正予算（第一号）
- 日程第一二 議案第一一一号 昭和五十年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算
- 日程第一三 議案第一一二号 昭和五十年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
- 日程第一四 議案第一一三号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第一五 議案第一一四号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第一六 議案第一一五号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第一七 議案第一一六号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第一八 議案第一一七号 四日市市立児童館設置条例の一部改正について

日程第一九 議案第一一八号 四日市市休日応急診療所条例の制定について

日程第二〇 議案第一一九号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

日程第二一 議案第一一〇号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について

日程第二二 議案第一二一號 四日市市水道事業給水条例の一部改正について

日程第二三 議案第一二二号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託

日程第二四 議案第一二三号 市道路線の認定について

日程第二五 議案第一二四号 町の区域の設定について

日程第二六 議案第一二五号 町の区域の設定について

日程第二七 議案第一二六号 字の区域の変更について

日程第二八 議案第一二七号 字の区域の変更について

日程第二九 議案第一二八号 字の区域の変更について

○出席議員（四十三名）

伊 小 天 青

藤 井 春 山

信 道 文 峰

一 夫 雄 男

高 高 高 坂 後 後 小 小 紛 訓 喜 川 金 加 大 宇 岩
多 治

橋 木 井 口 藤 藤 林 林 川 霸 野 口 森 藤 森 谷 田 田

力 三 正 長 寛 喜 博 也 洋 定 多 喜 良 久
喜

三 獻 夫 次 六 次 夫 次 茂 男 等 二 正 男 三 正 市 雄

○議事説明のため出席した者

土環福産税総市収助助市
木境祉業務務長
部部部部部室
長長長長長長役役役長

杉山谷斎佐阿六庄三加岩
々
本北沢藤木南田司輪藤野
義文久晃輝猶良喜寛見
代
広彰男美精彦裕一司嗣齊

○欠席議員（一名）

小山山山
川本中路
四忠
郎勝一剛

山森松増前堀古福平長橋野野生中出坪田
谷
口島山川市田野川本呂崎川村井井中
信安良英辰新元香行鐸増平貞平信妙基
兵
生吉一一男衛一史信元藏和芳藏夫博子介

下水道部長	奥
建設部長	村
教職務教育代理者長	荒水
副収入役	伊藤
病院事務長	木本
次長	一郎
次長	芳生
次長	了

水道事業管理者	清
次長	天井
次長	助三
病院事務長	山村
次長	野井
次長	田佳
次長	裕春
事務局長	菊也

議事課長	川村
議事係長	板崎
主事	西口
主事	山崎
主事	川得
議事係長	大之丞
議事課長	二彦

○出席事務局職員

午後二時二分開会

○議長（山口信生君） ただいまから、昭和五十年十一月、四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第一号によりとり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

出席要求をいたしました議事説明者の氏名は、お手元に配布しました議事説明者要求書写しのとおりであります。

なお教育委員長は、病気欠席のため職務代理者の出席を要求いたしましたから、ご了承願います。

日程第一会議録署名議員の指名について

○議長（山口信生君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、大森多喜三君、及び山本勝君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（山口信生君） 次に、日程第一、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。本期定例会の会期は、本日から十二月二十三日までの十二日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本期定例会の会期は、本日から十二月二十三日までの十二日間と決定いたしました。

日程第三 議案第一〇二号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし 日程第一九 議案第一二八号 字の区域の変更について

○議長（山口信生君） 次に日程第三、議案第一〇二号、昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）ないし、日程第二十九、議案第二百二十九号、字の区域の変更についての二十七件を、一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第一〇二号は、本市一般会計補正予算第三号案であります。

今回の補正の主なる内容は、国の景気刺激策を含めた予算補正に伴う公共事業費の増額をはじめ、国、県補助割り当ての決定によるもの、措置基準等の改正による児童措置費及び、生活保護費の増加見込み額、本年十月より実施の

重度障害者福祉手当支給費並びに、本市一般職員及び嘱託職員の給与改定所要見込み額のほか、緊急に措置を要する維持補修費等の追加補正と、これに関連します債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の追加補正額は、十三億七千百六十一万一千円であります。補正後の予算総額は、二百六十四億六千四百五十七万三千円となるのであります。

以下、歳出から各款に計上いたしました職員の給与改定等による所要見込み額の補正以外の経費について、概要をご説明申し上げます。

第一款 議会費は、市議会議員共済会負担金及び特別旅費等の追加であります。

第二款 総務費は、交通安全対策費、市税過納返還金等の不足見込み額、恩給法の改正に準じた普通恩給、扶助料の増加所要見込み額及び、市職員共済会補助金並びに伊倉町ほか二ヵ所の公会所建設費補助金を追加し、徴稅費では、市税の前納報償金と還付加算金の不足見込み額を追加いたしました。

第三款 民生費のうち社会福祉費は、本年十月より実施の重度障害者福祉手当支給費の追加のほか、重症心身障害者見舞金及び聾啞相談員報償金等の不足見込み額を追加補正いたしました。

児童福祉費では、県補助金の決定いたしました簡易保育所運営費補助金並びに療育センター整備工事費を追加し、措置基準の引き上げ等による保育所その他児童福祉施設費の所要見込み額を追加補正するとともに、保育所及び児童館の新增築に伴う備品購入費等を計上いたしました。

また、生活保護費は、保護基準の改定等に伴う不足見込み額を追加補正するものであります。

第四款 衛生費は、休日応急診療所設置運営費及び公害健康被害者療養費の不足見込み額、並びに国庫補助金の決定いたしました大気汚染移動測定車搭載機器の購入費を追加補正しますとともに、四日市医師会館の医学的検査機器

の整備費に対する補助金を計上いたしました。なお、これが財源の一部として四日市公害対策協力財団からの納付金を歳入に見込んでおります。

清掃費は、四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合に対する負担金の増額並びにじんかい、屎尿処理関係需用費等の過不足見込み額の補正と北部清掃施設汚水処理設備工事費を追加補正し、病院費は、公営企業会計への繰出金を増額いたしました。

第五款 労働費の追加は、失業対策事業の就労者に対する賃金改定並びに事業運営改善に伴う経費であります。

第六款 農林水産業費のうち農業費は、県支出金の決定を見ました高能率集団的生産組織育成対策事業費、農業振興地域整備促進事業費並びに水沢地区の特産物生産団地育成事業費及び県地区における農業構造改善事業費に対する補助金等の追加補正と農業經營資金利子補給金の不足見込み額を追加したほか、県農業信用基金協会及び県森林作業員退職金共済基金に対する出捐金を計上いたしました。

畜産業費は、と畜場食肉市場特別会計への繰出金を増額し、農地費では、非補助土地改良事業として、地元施行の御館下海老灌漑施設事業の指導監督費を追加し、用排水対策事業費の一部を減額補正いたしました。

水産業費においては、去る五月に発生いたしました本市沿岸漁獲物の汚染に対する緊急融資利子補給金、並びに県漁業信用基金協会出捐金を計上したほか、魚市場特別会計繰出金を減額補正いたしました。

第七款 商工費は、中小企業団体等共同施設建築費に対する補助金を追加するものであります。

第八款 土木費のうち道路橋梁費は、市内一円の市道維持補修費及び材料費の増額と、国鉄より委託の側道新設工事費及び大矢知、八郷地内の三岐鉄道踏切警報機設置に係る市負担金を追加し、橋梁関係では、最近特に老朽化の著しい水沢中橋の補修費を追加するとともに、内堀橋橋梁改良事業費の一部を組み替え補正いたしました。

都市計画費では、公共用地取得事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計への繰出金をそれぞれ補正し、常磐地区の児童公園整備工事費及び県営天白川改修工事に関連の中央緑地樹木移植工事費を追加いたしました。都市下水路費は、事業用電気使用料の不足見込み額と排水場等の補修工事費を追加し、新設改良費においては、今回国の予算補正等に伴い増額決定のあつた朝明、羽津、雨池、塩浜の各都市下水路新設改良費を追加補正するとともに、これに関連する債務負担行為の変更をいたしました。また、単独事業として、近鉄内部八王子線落合川鉄橋の改良に伴う調査設計費の追加と排水施設新設改良費を増額いたしました。

住宅費では、市営住宅維持補修費及び施設整備工事費の追加補正と、天白同和住宅用地購入費並びに平和町住宅地区改良事業の移転補償費を計上し、一般公営住宅建設工事費の不用見込み額を減額補正いたしました。

第九款 消防費は、防火水槽修繕料、職員研修委託料及び消防団員公務災害補償費等の不足見込み額の追加補正のほか、新たに日永、河原田地区の工業用水道消火栓設置費を計上しました。

第十款 教育費のうち教育総務費は、三重県公立学校施設整備期成会負担金、小中学校派遣非常勤講師等の報酬及び私立幼稚園保育料補助金を追加補正いたしました。小中学校費は、校舎等補修工事費、教材備品購入費及び準要保護費等、児童生徒の扶助費を追加補正し、校舎建設費では、今回国の補正予算に伴い国庫補助事業として内部、水沢小学校及び南中学校の校舎増改築事業を本年度より二ヵ年継続事業として施行するため、債務負担行為とあわせて新規計上するとともに、明年度児童の増加が予想されます桜小学校の仮設校舎建設費を計上したほか、三重西小学校用地譲受費等を追加補正し、また、校舎等建設工事費の不用見込み額を減額補正いたしました。

幼稚園費は、神前、常磐幼稚園の園舎増築費及び各園維持補修費並びに私立幼稚園就園助成費を追加いたしました。

社会教育費は、高齢者教室など公民館講座運営費及び全国青年祭参加費補助金を、保健体育費は、国民体育大会参

加選手派遣費補助金をそれぞれ追加補正するものであります。

第十一款 災害復旧費のうち農林水産施設災害復旧費は、過年度発生補助災害復旧費と、本年七月の集中豪雨による発生災害復旧費の追加でありまして、農地農業用施設の過年度分については、地元立てかえによる繰り上げ施工を予定し、債務負担行為の補正をあわせてお願いたしました。

土木施設災害復旧費は、本年九月発生の現年災害復旧費の追加でありまして、河川及び橋梁の復旧費については、歳入に国庫負担金を見込み計上いたしました。

以上歳出についての概要をご説明申し上げましたが、歳入では、歳出各款に関連の特定財源の補正のほか、市税については、不況の長期化による法人市民税の減収額を減額し、その他各税の増加見込み額を追加して、収支の均衡を図ったのであります。

議案第百三号から議案第百十二号までは、各特別会計及び公営企業会計の補正予算案であります。

今回の補正につきましては、公共用地取得事業特別会計を除いて、いずれも職員等の給与改定による所要見込み額を追加補正しておりますので、これ以外の経費のうち主な内容をご説明申し上げます。

まず、特別会計のうち競輪事業特別会計の補正は、競輪選手賞金適用基準の改定に伴う報償費の追加補正であります、歳入には前年度繰越金を充当いたしました。

と畜場食肉市場特別会計の補正は、業務用光熱水費の不足見込み額の追加、並びにと畜解体作業の能率化と食品衛生面の改善のため、荷受機関が豚用皮はぎ機の設置に併せて施行しましたと畜場関連施設の取得費を計上したものであります、歳入には一般会計繰入金と前年度繰越金を充当いたしました。

市営魚市場特別会計の補正は、建物修繕料の追加と市場事務所増築工事費等の減額補正であり、歳入では関連の指

定寄付金その他を補正いたしました。

公共下水道特別会計の補正は、業務費においては、終末処理場投入用薬品等業務用消耗品費の不足見込み額並びに生活扶助受給世帯の水洗便所設置費等を追加補正し、水洗便所改造に係る補助金及び貸付金の不用見込額を減額補正いたしました。建設改良費では、国の予算補正に伴う国庫補助事業費の増額により日永処理区の汚水圧送管布設工事費及び終末処理場機械設備工事費並びに南部排水区雨水管渠工事費を追加しますとともに、新たに北部地域の基本計画及び認可設計の委託について債務負担行為を計上いたしました。

歳入につきましては、国庫補助金、市債その他の特定財源と前年度繰越金を充当いたしました。

土地区画整理事業特別会計の補正は、浜田第二土地区画整理事業の街路築造工事費と西浦土地区画整理事業の保留地整備費を追加し、財源としては保留地処分収入と市債の増加見込額を充当いたしました。また、西浦土地区画整理事業の促進を図るため、街路事業及び家屋移転補償について債務負担行為を計上しております。

公共用地取得事業特別会計の補正は、国庫補助事業の朝明都市下水路事業費の一部内容変更により、本年度繰上げ償還金が減少するため所要の補正を行うものであります。

次に、公営企業会計の補正でありますが、市立病院会計では、収益的収入及び支出におきまして、建物、機械備品等の修繕料、歯科技工業務委託料その他の必要経費の追加と、庁用事業用燃料費及び機械器具賃借料等の不用見込額を減額補正いたしました。

期間外収入及び支出は、医療機械の買いかえ等による固定資産の売却損益並びに過年度分診療報酬の修正分を補正するものであります。

資本的収入及び支出につきましては、新病院敷地の造成工事及び排水工事の本年度施行分を計上しますとともに、

先に契約いたしました設計監理監督委託料の不用額を債務負担行為とあわせて減額補正し、財源として企業債及び一般会計からの出資金等を充当いたしました。

水道事業会計の補正では、まず収益的収入及び支出におきまして、石油危機以来の急激な経済変動は、水道財政へも影響を及ぼし、現状のまま赤字が累積いたしますと、第三期拡張事業計画の達成はもとより経常的な維持管理さえ困難となつてまいりますので、水道財政の健全化を図るため、増高した生産原価に見合う収支の均衡を検討いたしまして、今回やむを得ず料金改定をお願いすることとし、これによる水道料金の增收分と受託工事の増加に伴う給水工事収益を見込額により収入に計上いたしました。支出におきましては、移設工事に伴う改良工事費、新設団地等の受託工事費を追加いたしました。

これらの補正の結果、収益勘定ではなお収支の均衡が保てず、約三千二百万円の欠損金を生じますが、さらに一層経営効率の向上に努めたいと存じます。

また、資本的収入及び支出におきましては、収入では配水管移設等に伴う工事負担金を、支出では移設並びに配水管布設に要する工事費をそれぞれ追加計上し、これが補てん財源としては、過年度並びに当年度分損益勘定留保資金を充当し、なお不足する額については、一時借入金をもって措置いたしたいと存じます。

統いて、条例その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第百十三号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案は、休日応急診療所運営委員会委員及び同事故対策委員会委員の報酬の額を定めるとともに、社会教育指導員、婦人相談員、家庭児童相談員、老人、身体障害者及び心身障害者家庭奉仕員並びに学校、保育園、社会福祉事務所、社会福祉施設の医師等の報酬を増額しようとするものであります。

議案第百十四号 職員給与条例の一部改正案は、去る八月十三日人事院は、国家公務員の一般職の職員の給与について 基本給、諸手当の一〇・八五%を増額し、本年四月一日にさかのぼって改定するよう勧告いたしました。本市といたしましたが、この勧告の趣旨並びに市財政の現状等から慎重に検討いたしました結果、給料月額、扶養手当、住居手当及び通勤手当について、本年四月一日にさかのぼり七・三%の増額をしようとするものであります。

議案第百十五号 職員の旅費に関する条例の一部改正案は、去る十一月七日公布施行された国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に準じ、日当、宿泊料、移転料の定額を明年一月一日から増額しようとするものであります。

議案第百十六号 吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正案は、恩給法等の一部改正に伴い、これに準じて退隠料年額の増額、普通退隠料等の最低保障の改善、高齢者に対する特別加給等所要の改正をしようとするものであります。

議案第百十七号 市立児童館設置条例の一部改正案は、現在塩浜地区に建設を進めております児童館について、塩浜児童館として明年三月一日開館いたたく、所要の改正をしようとするものであります。

議案第百十八号 休日応急診療所条例の制定案は、昭和三十六年十月以来十三年余にわたり、医師会員の自主的な運営により実施されてまいりました在宅医制度が、去る昭和四十九年十月廃止されましたので、休日における応急医療を確保するため四日市医師会と協議を重ねてまいりましたが、このほど市の設置による休日応急診療所を開設することと準備が整いましたので、これが開設に必要な条例を制定しようとするものであります。

議案第百十九号 市立小学校及び中学校設置条例の一部改正案は、笹川団地に建設を進めております中学校について、西笹川中学校として新年度から開校いたたく、所要の改正をしようとするものであります。

議案第百二十号 市立幼稚園条例の一部改正案は、現在建設を進めております八郷中央幼稚園及び塩浜幼稚園につ

いて、明年二月一日及び三月一日に開園を予定し、その位置について所要の改正をしようとするものであります。

議案第二百二十一号 水道事業給水条例の一部改正案は、給水料金等の改正をお願いするものであります。現行の用途別料金体系については、需要種別の設定基準等運用面において種々問題点もありますので、他都市においてもすでに採用しつつあり、また、理論的にも妥当な原価主義に基づく口径別料金体系を基本とし、本市独自の事情等もありますので、特殊用途のものについて用途別制を存続させた併用型の料金体系に改定しようとするものであります。

改定案につきましては、お手元に配布いたしました資料のとおりであります。現行の家庭用、官公署学校用及び事業用を一括して一般用とした上、口径別に料金を策定し、公衆浴場用以下については、工事その他一時用に改称し、私設消火栓演習用については、その特殊性にかんがみ、別に定めることといたしました。

また、他都市の状況等も考慮し、メータ一使用料及び支栓料については、これを廃止いたしたいと存じます。

料金改定率につきましては、平均八〇・一一%の値上げとなっておりますが、一般家庭用、公衆浴場用及び小売店等日常生活と密接な関係のあるもの等については、特に配慮し原価に近い料金にとどめたのであります。

なお、今回の料金改定は、昭和五十二年度までの必要最小限度の経費を賄うものであります。準備期間等を考え、来年二月分として徴収する料金から適用いたしたいと考えております。

議案第二百二十二号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託に関する協議案については、去る五月十三日設立されました北勢公設地方卸売市場の議員等に係る公務災害補償等の事務について、本市が組合から委託を受けるための規約を協議により定めようとするものであります。

議案第二百二十三号 市道路線の認定案は、国道三百六十五号線及び県道員弁四日市線の区域変更による旧国、県道部分、別名二丁目、西富田町及び西日野町地内における宅地造成区域内の道路並びに波木町地内において土地改良事

業の施行により新設された道路をそれぞれ市道として認定しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第二百二十四号及び議案第二百二十五号は、いずれも町の区域の設定案であります。三重地区小杉町地内において、小杉大谷地区画整理組合が造成した住宅団地を「大谷台一丁目」とし、隣接地に三井建設株式会社が造成した住宅団地を「大谷台二丁目」とし新たに町の区域を設定しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第二百二十六号ないし議案第二百二十八号は、いずれも字の区域の変更議案であります。議案第二百二十六号は、四郷地区西日野町地内において永長土地改良区が施行する土地改良事業により字の区域を変更しようとするもの、議案第二百二十七号は、三重地区生桑町地内において、株式会社地上社が造成する住宅団地内の字の区域を変更しようとするもの及び議案第二百二十八号は、本年三月議会において議決のありました三重郡菰野町と本市との境界の一部変更について、去る十二月一日から施行される旨の自治大臣の告示に基づき、係る区域を黒田町土地改良事業の施行に合わせ県地区黒田町に編入し、字の区域を変更しようとするもので、それぞれ所在はお手元の図に示すとおりであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。議事日程に従いまして本件に関する審議は留保いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次回は十一月十五日午前十時から会議を開きます。本日は、これをもって散会いたします。

四日市市議会

四日市市議会定例会会議録（第二号）

昭和五十年十二月十五日

金 加 大 大 宇 岩 伊 小 天 青
治
森 藤 森 谷 田 田 藤 井 春 山
定 多 喜 良 久 信 道 文 峰
喜
正 男 三 正 市 雄 一 夫 雄 男

○出席議員（四十二名）

○本日の会議に付した事件
日程第一 一般質問

○議事日程 第二号
昭和五十年十二月十五日（月）

午前十時開議

第一 一般質問

○欠席議員（二名）

平 小 山 山 山 森 松 増 前 堀 古 福 長 橋 野
谷

野 川 本 中 路 口 島 山 川 市 田 川 本 呂

行 四 忠 信 安 良 英 辰 新 元 香 鐸 增 平
兵

信 郎 勝 一 剛 生 吉 一 一 男 衛 一 史 元 蔵 和

野 生 中 出 坪 田 高 高 高 坂 後 後 小 小 粉 訓 喜 川
多

崎 川 村 井 井 中 橋 木 井 口 藤 藤 林 林 川 霸 野 口

貞 平 信 妙 基 力 三 正 長 寛 喜 博 也 洋

芳 蔵 夫 博 子 介 三 煎 夫 次 六 次 夫 次 茂 男 等 二

○議事説明のため出席した者

○出席事務局職員

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

本日の議事は、お手元に配布いたしました議事日程第二号のとおり、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（山口信生君） 日程第一、これより一般質問を行います。

お手元に配布いたしました一般質問通告一覧表のとおり、質問の通告がまいってあります。

それでは、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 年の瀬も迫ってまいりました。振り返ってみる季節になつてまいりました。通告いたしました質問につきましては、説明に多くを要しないと思いますが、私が初めて議席を得ました昭和三十八年の九月の議事録を振り返ってみたいと思いますが、教育、財政の問題を取り上げて、建築ばかりでなくて人を育てるための、子供のための教育予算需要費について、県下でビリから二番目であるという教育財政の問題を取り上げ、それから次に、出張所の問題を取り上げ、それから幼児教育の問題を取り上げ、それから社会教育で政治教育の問題を取り上げておられます。昭和三十八年でございますから、十二、三年になるわけでございますけれども、同じことがまだ論議をされておるのをどう考えたらいいかということをごさいます。当時幼児教育については、文部省、厚生省がやはり見解をないできたであろうと思います。

政治教育におきましても、当時社会教育課長でいま稻沢短大の教授になつております西尾さんであります、こう

答えております。

特にことしの重点目標の一つとして、市民性または市民意識の育成ということを考えておりますと。それから四市の特性から考えまして、市民が自分の生活をよくするために、自分の考え方や知識を広めることはもちろん、さらに地域環境や社会の問題にまで関心を広めてその実現に努力するような考え方及び生活態度を育てる、という意味でございます。この重点目標は、特に自分の生活に即した実際問題として地域の問題、生活の問題、家庭の問題などを学習するように進めていく、こう答えているんです。りっぱに方針は出ているわけです。

先ほどの教育長の答弁は、これより以下の答弁でございます。すでに十二年前にこういう答弁が出ております。こういう方針が立っておるんでありますから、長期にわたってでも計画的ななされておったならば、もつとりっぱな市会議員の選挙もできたであろうと思いますし、その後われわれの方で政策を立案する能力を身につけながら議会としでやっておれば、十二年の間も同じことを繰り返さなくて済んだのではないか、と思うわけでございます。

そこで採土計画という質問でございますけれども、あの地域はいつも臨海工業地帯の要請に応じて伊坂ダムをつく

り、山村ダムをつぐり、間接的には大きな団地もつくり、あるいは名阪の国道を地域の真ん中を通らし、いろいろな開発がなされきましたが、すべて地元の地域住民の要望によったものではありません。地域住民の要望は朝明川の改修ということです。あるいはゼロメートル地帯の排水ということです。そういう地域住民の自分らの生活環境をよくする要望が実現されずに、北伊勢臨海工業地帯の要請によって次々と計画せられ、押しつけられていった地域であります。もうすでに三年余りもたって、全面的に土を採り、港の埋め立てのために土を採るという計画が発表せられ、今日に至ったのであります。われわれとしては、地域住民の暮らしの問題を一生懸命考えてまいりました。生産手段として土地が全部買収されるわけであります。いま山林は生産性がきわめて低いのでありますけれども、私の住んでいる部落は、全部の山林が買収せられることになります。この前もちょっと申し上げましたように、いま低成長になり、いままで奥さんまで働きに行っていたのが、次々と帰って失業しております。ふえております。いま生産性の少ない山林をどのようにしてこれから的生活に役立てようかと、考えつくのは当然のことであります。

われわれはそのことを大変心配いたしまして、これから山林を取り上げられる住民のこれから暮らし、生活を、職業をどうしていくかをずいぶん考えてまいりました。

聞くところによりますと、最近この計画が変更されるんではないか、ということでございます。千二百万立米の土が必要だと言いながら、すでに五百万立米はもう埋め立ててしまつたということであります。ではベルトコンベアーが必要なのかどうなのか。そしてわれわれが真剣に総力を挙げて考へてきた子孫に至るまでの影響を考へながら、考え抜いてきたこの土地は、もう買われなくて済むのかどうか、要らないなら要らない、要るなら要るとして早く態度を表明していただきたい。

たまたまこの三十八年の九月議会で同じことがまた出ております。当時の野崎議員が北部開発に対する質問をして

おります。市長は、八幡製鉄の進出に協力するため富田、羽津、三重、大矢知、八郷、下野の六地区にわたる丘陵地帯の二百万坪の土地所有者に対し、勝手に売買をせぬよう申し入れてあります。善良な市民は、その申し出を法的に拘束力があるかないかは知らず、今日まで市を信用し、幾多の不自由を忍んで協力してきました。最近、八幡製鉄の四日市進出はほとんどその見通しがないという声が一般に高くなり、ために市長が要請した二百万坪の土地の持ち主の中にも、他に売買を希望する人が多くなってきております。このままの状態で放置しておくことは許されない実情になつております。この二百万坪の土地は、いつまで現在の状態で規制し、市がそれを確保したような形のままでいかれる予定でありますか。市長のはっきりした見解をお願いするものでございますと、こういうことでございます。

これに対して当時の平田市長は、二百万坪前後に關するいかるが団地の方であります。これにつきましては八幡、当時非常な地元の方々のご協力をいただきまして、完全とはいきませんが八割近くのご同意を得ておるのであります。その後、ご承知のとおり八幡の状態が変遷をいたしまして、その都度いろいろの協定を行おうとしておったような次第でございますが、このことにつきましては、北部開発委員の方々と先般もやや内輪でそのご相談を申し上げておるような次第でございますので、大体本件につきましては来年の三月、すなわち三十八年度の終わりごろか、三十九年度の初めごろになりましてその帰趨するところが決まってくるだらうと、こういうふうに考へておるので、それまでのところあるいは少しご迷惑かもしけませんが、今までどおりお取り運びになつていただきたいと思つております。こういう答弁でございます。おそらく私が質問いたしますこの採土計画についても、これと同じことをご答弁になるのではないかろうかと思いますが、そのことと、それから何といつましても決算委員会のときにも申し上げましたように、加藤助役は責任を感じていますと言つて、どのようにして責任をとり、どのようにして後始末をせられるかお伺

いしておきたいと思います。

財政問題でございますけれども、財源確保の具体策、これは決算委員会の中にも出ておりましたから、具体策をお答えいただきたいし、補助金負担金につきましては、これも決算委員会の中で、ずいぶん市単だけでも相当額があることをご報告いただきました。これは政策的あるいは政治的なものが多いわけでございますが、どのようにして見直し整理をされるか、お伺いいたしたいと思います。

教育問題でございますけれども、幼稚園が若干時間を延長するなどというふうなことが新聞に出されておりますが、その当時から言っておったことでございますけれども、四日市の実情に即して、つまり地方自治体の現地即応の原則にのっとって進められるようになれば、大変幸せだろうと思いますが、ここで問題なのは、給食をどうするかというところでございますので、きわめて小さなテーマでございますけれども、お答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 第一問の採土計画について、お答え申し上げます。

ただいまお話のありましたように、当初霞ヶ浦の埋め立てに使います土量が、約千七百六十八万立米必要であるということでございました。このうち山土は千二百四十万立米というのが当初の計画で、残りは第二航路あるいは第三航路等のしゅんせつ土砂を入れるという計画でございました。しかしながら、この航路しゅんせつ用の土砂が約三百六十万立米程度増加をいたしました。これだけは結局山土の量を減らさざるを得ないということで、山土のうち六百五十万はベルコンで運ぶと。残り二百数十万はトラックで運ぶということございましたのを、ベルコンで運ぶ物

を約六百万立米、トラックその他を一百二十万立米という計画に、今年度の初めに置きかわったわけでございます。これだけの山土をベルコンで運ぶのに、どういう面積からこの山土を取るかということを問題にしておったわけでございますが、その後地元といろいろ採土の計画についてお話し合いを進めていきます中で、特に朝明川の改修の問題、それからさらには朝明川の改修に時間がかかるとすれば、この土を採った後のところからどういう形で排水を考えるか、というようなことについて種々調整をしてまいったわけでございますが、まだ下の朝明川を除くその他の下の方の地域については、ほぼ排水に関するご同意と言いますか、大方の意見がまとまりつつあるという状況でございます。

ただし、朝明川の改修の問題がどうしても最後に残るということで、それではこれだけの土量を採るのにどういう工法をもって行い、朝明川に与える影響をいかに少なくするか、というようなことについて、管理組合の方で検討をいたしておりました。近くこの最終案を得て、この二十日過ぎこれを県、市、管理組合の間で協議をいたしまして、結論を出すことについたしております。この結論が出た段階で地元の方々に対しまして、こういう方法でいたしますということをご了解を求めて、この問題を進めてまいりたいと、かように考えておる次第でございますので、何分のご協力をお願いたいしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第二問の財政問題についてお答えいたします。

低成長下時代を迎えまして、硬直化を強めております財政の事情の下にありますので、この中にはいかにして

基本構想に基づく計画の目標を推進達成するために、どう財政を取り扱っていくかということのため行政事務の処理手続であるとか、あるいは経費の合理化、効率化、節減、こういったことを図りながら財源開発の具体化を現在手がけておるわけでございますが、でき得る限り明年度の予算編成時に織り込んでいきたいと考えております。

その主たる項目は、細部につきましてはまだ検討の余地もありますけれども、主な項目といたしましては、国県に対する問題といたしまして税制あるいは交付税制度の改正、超過負担の解消と、こういった問題がございます。また市自体の問題といたしまして、市税の超過課税をどうするかと、あるいはまた法定外の普通税をどうするか、といったような問題があろうかと存じます。また受益者負担の問題、これは使用料、手数料等の問題でございますが、この適正化、あるいはまた公営企業の運営の改善、また福祉基金制度であるとか、学校建築等に対する公社制度の活用をどうするか、といったようなことが主たる財源の対策となるうかと思います。

この問題につきましては、特に問題となるべきものは、制限税率の適用と不均一課税の問題であろうかと考えます。現在全国で大体三百四十一市が制限税率を適用して、三重県も五十年度から適用するという状況でございますが、今後、この問題は切実な問題として考えていただきたいと思います。

また不均一課税につきましては、超過税率を適用しておる市は比較的少ないんではありますけれども、これも制限税率の適用とあわせて検討すべき問題であろうと思っております。

従来自治省は、この問題につきましては否定的な考え方を持っておったんでございますが、最近は必ずしもこれを一概に否定するという態度ではなくなってきたしております。こういった意味におきまして、法人市民税の検討をいたしましたいと思います。

なお電気税関係でございますが、従来非課税範囲が非常に多かったために、その撤廃を要望してきたものでござい

ますが、本年度におきましては、幸いその一部が実現いたしまして、塩化ビニール、合成ゴム、あるいはスチレン、ベンゼン、こういったものが、あるいはまた過塩酸石灰、こういったものの生産についての電気税の非課税が撤廃になつております。

なおこのことにつきましては、数年来非課税措置の整理を強力に陳情してまいつたのでございますけれども、現在自治省で検討しておりますのは、製品コストに占める電気料金の割合が現在は5%以上の業種には非課税ということになつておるんでございますが、これを10%まで拡大するという案がございます。これが実施せられると、現在百五の非課税品目があるのではございますが、その中の七十四品目が新しく課税対象となるわけでございます。もっとも通産省は、これに対して反対の意向を表明いたして折衝中とも聞いておりますので、その帰結がどうなるかもまだはつきりはいたしませんけれども、私どもといたしましては、この点が前進することを期待し、なお強力にこれを押し進めるよう努力していきたいと考えております。

補助金負担金の問題、先ほどご指摘にありましたように非常に補助金負担金につきましては、いろいろな歴史を持ったものがあり、政策的なもの、あるいは政治的なものも含んでおるんでございますが、それはそれぞの時期におきましては目的効果を持ったものとして、意義があつたんではございますけれども、これが漫然と放置せられてそのまま引き継がれておるといったようなものも、見受けられるのでございます。その意義の変質したもの、また価値の低減したもの、あるいはまた融資制度に変えられるべきもの、いろいろな性質も分かれてきておりますし、重要度も変わつてきておると思います。こういったものにつきましては、十分見直しをいたしますと同時に、国、県、市の責任区分の明確化も図りたいと考えております。本来国、県においてやるべきことを市が受け持たれておるというものもかなりあるのでございますので、こういった意味におきまして補助金、負担金の内容は十分検討していきたいと思

ます。本年もすでに一部はその整理をいたしたんでござりますけれども、引き続き五十一年度につきましても、この見直しを強めていきたいと考へます。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） お答えいたします。

幼稚園の長時間保育、前進しようと思いましていま鋭意その立案協議中でございます。それにつきまして給食の問題も当然起ころうございます。すでに九月の議会において訓覇議員からそういうようなご指摘がございましたて、そのときにもいろいろの事情を申し述べたのでござります。

その後、幼稚園の園長会の方で給食についての希望とかあるいは条件とか、そういうものを調査してくれたのでござります。それによりますと、幼稚園で給食を希望するパーセント六七・八、弁当でいいというのが三一・三というのでござります。これも、非常に地域によってばらつきのあることがわかつてまいりました。しかし給食をするとすると、小学校のようなああいう完全給食を希望しておるということが、はつきりわかつておるのでございます。そういう市民の要望といいますか、要請に応えるように、逐次進めていきたいと思うのでございます。

いま併設幼稚園を含めまして直ちに完全給食をするということになりますと、なかなか困難な問題がございます。そういうような関係で、完全給食に進むまでの過程として何とか業者に委託するとか、そういうようなことも地元の父兄とよく相談して事を進めていきたいと、こう思つておるのでございます。

○議長（山口信生君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 給食の問題でございますけれども、世論調査をすることも必要ですが、そうならば小学校の親にも世論調査をして、給食は要らないということが出たらやめるんですか。そういうわけにいかぬでしょ。私立幼稚園も業者に委託をしてやっております。それから、それより年齢の下の子供たちが保育園で給食をやつとるんです。私は、いま直ちに給食設備を整えてやれという意味ではございません。少なくとも私立幼稚園が業者に委託をしてやっておるんですから、それくらいはすぐできることですし、いまから準備をされたら四月に間に合うことだと思うので、申し上げる次第です。

ただ調査をさせたと言うけれども、取り消してほしいのは、教育長が温かい手づくりの親の弁当ということを言いました。それを奨励するかのごとく伝えられておりますし、たびたび教育長の口からも聞いておりますが、手づくりの温かい親の弁当がということを教育長が言うべきでないと思いますが、それはもう取り消しませんか。それをしていただかないと、教育長がそんな気持ちですから、幾ら調査しても教育長の顔を見ながら、親の弁当がいいんですねていうようなことを言うんです。それはひとつせひ取り消していただきたい。

それから、補助金、負担金、交付金がほとんどありませんからよろしいんですが、補助金、負担金については給論賛成で各論反対になると思います。確かにそうなると思うんですが、本当に四日市の財政を考え、本当に四日市に必要な行政が行われるために真剣にひとつ取り組み、真剣に話しかけ呼びかけてみませんか。政策的なものはもちろんのこと、とりわけ政治的なものが多いわけですから、どうしても私もおまえの関係のやつの補助金切るぞ、と言われるちょっと困るんですけれども、一ぺんひとつ本当に危機でございますから、十分関係者と相談をせられるというような方法をとられて、ぜひ補助金、負担金の見直しに成功をしていただきたいと思います。

採土計画でございますけれども、もう多くを申し上げませんが、どうせだますなら、私が死ぬまで実はだましてほ

しがつたんですよ。また計画変更されること困るんです。二回もこれやられましてまた変更ということは困ります。

真剣に取り組んできたんです。私反対したんです。反対したやつが議決されましたから、一生懸命取り組んできました。そんな簡単なことではありません。本当に私も困りますし、真剣に取り組んできた地元民も困ります。十二年の今日また同じことをやられるということでは、後始末どうしてくれるかということを言いたいです。

ただそこで、北伊勢臨海工業地帯のための犠牲ではなくてどうです、富田、富洲のあの人口稠密地帯を何とかしませんか。収入役の庄司さんが、あそこを人間の住むとこやないと言つたんです。覚えておるかどうかわかりませんけれども、あの富田、富洲はいずれ改造しなきやならない。そういう政策を打ち立てた上で土採り問題をさらに縮小ではなくて、そういう考え方の上で土採り問題を考えられたらどうです。それを考える責任者が加藤助役だったと違いますか。西浦の区画整理事業幾らかかってたと思いますか。二十四億八千万、もう大体終わろうとしていますが、二十四億八千万あるの西浦ができたんですけど、そのうち市民の税金幾ら使つたと思いませんか。十億余り使つてますよ。市民の税金が何の関係もない、ちと語弊ありますけれども、税金が十億余りかかっておるんです。それだけの金がかけなければならぬとするならば、私はあそこに大きな開発された土地をつくって、富田、富洲の人たちがすでにもう第一次産業であそこに定着してなくともいいんですから、漁業はありますからあそこは、どんどん移住するんですよ。特別政策的に移転できるようにしてやれば、市民の力と市の行政の手を差し伸べることによって、富田、富洲の整理ができるんですよ。長い時間かければ、十億もかけなくてもいいと思うんですよ、市民の税金を。そのような形で考えられないかということです。いま急にやつてみたって始まらぬでしきうけれども、朝明川の改修のことで私も一生懸命でしたから、余りそのことは話題に出しませんでした。しかし、当時の平田市長も何とか上の方に団地をつくって、富田、富洲をりっぱな町にしたいと考えておられたに違いないんです。ちょっと漏ちされたこともあるんです。

そういうようなことにならずして、自分の地元のことが後回しになつてあの方は亡くなられまして、大変お気の毒だと思いませんが、そういう形でやろうと思えばできると思うんです。

どうです。もう一ぺん見直しませんか。そういう意味で土採りを縮小とかいうことではなくて、積極的に富田、富洲の都市の改造に当てるようなことを、お考えにならぬかということを言いたいんです。

ご答弁いただかなくともいいんですが、言いたかったらひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 申し上げます。

この九月の議会にも、私が手づくりの弁当の方がいいと言つたと、そういうようなご発言がございました、そういう声があるということを言つたというのをございます。私が主義主張でそう言つたわけではございませんし、そういうことでござりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 土採りと関連いたしまして、富田、富洲の要するに北部地域の町づくりをどう進めるか、という訓勵議員のご提案だというふうに受け取ります。これは大変都市政策上きわめて重要な問題でございますので、十分考えさせていただきたいと思います。

以上でござります。

○議長（山口信生君） 小林博次君。

○小林博次君 では、通告順に質問させていただきます。

まず第一点目は、近鉄八王子線の復旧についてお尋ねいたします。ご案内のように本年九月に運転休止が再延長されまして、来年三月まで運転休止の扱いを受けておりますけれども、すでに一年五ヶ月を経過しております。したがって、一日でも早く運転再開をさせなければならぬわけでありますけれども、理事者の方におかれましても運転再開への努力がなされていることと思いますけれども、今日までのような取り組みがなされてきたのか、それから今後どういうふうに取り組みをなさっていこうとしておられるのか、含めてご答弁をお願いしたいと思います。

それから二点目に、都市の再開発についてお尋ねいたします。最近この種の意見が目立つてふえてきましたというふうに思います。私はこれ大変いい考え方だということでお思ひますので、一、二、三お尋ねいたしますけれども、都市の再開発という日本語そのものについては、どうも官庁用語みたいなことであんまり好きではありませんが、一、二、三お尋ねさせてもらいます。

東京、大阪のような大都市ではすでに再開発が行われ、あるいはまた行われつたあります。四日市の場合は、中小都市といいますか、いわゆる田舎の町でありますから、多少開発の内容が変わつてくると思います。普通の場合ですと、都市部から農村部へ向けて都市が開けていくということです。けれども、四日市の場合は、都市部から農村部へ逃げ出するようななかつこうがあるんではないかと思います。発展というよりはむしろ四日市の場合は移動という、そういう言葉を使った方がぴったりするようなそういう現象が起きていると思います。

たとえば、昭和四十年のこの旧市の人口は三万八千四百八十八人であったのが、昭和四十九年には二万九千九百四十二人、四分の1くらい減っています。あるいはまた、塩浜では一万五千六百五十人おったのが、一万一千六百五十分の1で人口が減つておるわけあります。

四人というふうに激減をしています。あるいはまた、河原田では四千二百七十八人おったのが三千九百七十二人、橋北地区では一万四千六百六十七人が一万一千二百七十八人、というふうに減つております。そのほか海蔵、富田、富洲原というところで人口が減つておるわけであります。

これらの原因はいろいろあると思います。たとえば富田地区のように昭和四十六年ごろから人口の減少が始まつておるわけですけれども、これは、第三コンビナートの稼動と密接に関係があるように思います。しかし、私を含めてそうだと思いますんですけれども、一つの答えを出すのに一つの原因だけで判断をするというのは、非常に少ないと思います。たとえば都市環境の問題です。どうもコンクリートのジャングルで住みにくい、あるいはまた一步表へ出ると交通公害、交通戦争の問題、それからどうも小さい家でそう何人か住めない、いわゆる核家族化の問題といいますか、そういうふうな問題の上に、こんなところにおつたらいつ殺されるかわからぬというふうな、公害に対する不安が重なつて私は移動したんではないか、というふうに思います。

そこで、こういうふうな幾つかの原因を取り除いてやれば、人口の移動というふうなことをとめることができますと思います。いわゆるものと住んでおったところを発展させながら、さらに新天地を求めて発展させていくという従来の姿、あるべき姿が生まれてくるんではないかと思います。あるいはまた、今日までいろいろと投資をしてきた学校とか、それから公共下水道とかいろんなものがありますけれども、そういうふうなものが効率のいい使い方ができると思います。たとえば、この旧市内にも莫大な金を投資しいろんなものを整備してきたんですけれども、しかしまだ、新しいものをつくるとまた新しいところに大変な公共投資が要るわけですから、こういうふうな経済情勢の悪いときには、もう一ぺん都市部を見直すことによって新しい投資を減らすことが、幾分でも減らすことが可能になるのではないか、というふうなことを思います。そういうふうな観点で幾つか質問をしたいわけですが、この都

市の再開発の問題についてですが、やり方は私はいろいろあると思います。たとえば、再開発法による開発の場合でありますと、五千平米以上の面積のところに地上四階以上の建物を建て、空地を四五%以上つくっていくと。そこは緑化をしたり公園をつくったり、こういうふうなことになると思います。あるいはまた民間の人が共同して、たとえば市の融資なんかを受けながら三戸、四戸というようなことで、共同して住宅を建てて空地を見出していく、こういうふうなこともできると思いますし、また同じ民間の協力で商店の上に市営住宅なり公団住宅を積み重ねていくような、そういうやり方ができるんではないかと思います。

そういうことで、再び人間が戻ってくれば市内の小学校なんかは、あるいはまた中学校にしても効率的な活用ができるんではないかと思います。これは、人口急増地域でプレハブで泣く人たちを幾分でも減らすことができるんではないかというふうに思いますので、この点についての考え方があればお聞かせ願いたいと思います。

それからこのこととも関連をしますけれども、この町の緑化政策、対策についてお聞きしたいんです。

緑化推進条例に基づく緑化都市の実現を図るためにということで、工場緑化の推進に関する指導要綱によって、工場の場合は一〇%以上の緑地が実現し、あるいはまた実現しつつありますけれども、旧市内にある事業所、銀行、学校、その他公官庁などにも緑化の義務づけをしてみたらどうか、というふうに考えるわけです。特に緑化をしなさいしさいと言われる県の合同庁舎にはほとんど木がはえていない。四日市の場合は、建てる場所非常に狭い。一〇%おそらくないと思いますけれども、密植をして一〇%くらいになっているんだ、こういうふうなことらしいですけれども、指導しておる一番元が緑がないではないか、こういうふうなことになつていてると思います。

したがって、そういうふうなところについて何とか緑化の義務づけはできぬものだらうか。あるいはまた、場合によつては個人のブロックベイをしば垣にかえるような助成措置を含めた指導ができぬだらうか。こういうふうなこと

をお聞かせ願いたいと思います。

それから三点目に、公災害対策についてお尋ねをしたいと思います。

十一月二十日の協和油化の無水フタル酸タンクの爆発事故など、一連の産業災害が発生しておるわけです。これら辺の原因はそれぞれ問題によつて違うと思うんですけども、問題はこの企業の産業災害に対する取り組み姿勢、それから市の行政指導の問題だと思いますので、特に消防本部ではこういうふうな産業災害に対してもどんなような予防処置といいますか、指導といいますが、そういうものがなされておるのかについてお尋ねをしたいと思います。

その次に、三菱モンサントあるいはまた東洋曹達の塩ビモノマーの対策についてお尋ねをしたいんですけども、発ガン物質だということいろいろ騒がれて、四十九年の六月には塩ビのスプレーなんかが禁止になつておるんです。こういうふうに塩ビの騒ぎが続いておるんですけども、公害対策課では、四十五年にたまたま一回三菱モンサントの塩ビを測定したと。それ以降していないというふうなことを聞いておるんですけど、今後一体どういうふうにして、こちら辺の状況を調査されようとしておるのか。それからまた、塩ビを使った製品の安全性といいますか、そういう問題についてどういうふうな考え方を持っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第一問の近鉄八王子線につきましては、ただいまご発言をいただきましたとおり、去る十月一日から来年三月末までの間運転休止の期間が延伸せられております。この復旧問題につきましては、去る八月十九日の全員協議会におきましてご意向を受けて、地元との協議を重ねてまいりましたけれども、関係住民の方々の希望はあくまで全線復旧でございます。これに対しまして近鉄の意向は全線廃線ということを固執しながらも、運輸省か

ら強い行政指導として示されました日永西日野間の復旧、西日野八王子間は廃線にというこの案について地元の承諾が得られるならば、不本意ながらも受けざるを得ないというような考え方でございます。こういった状況は、何回交渉を繰り返しても打開できないような状況でございますが、これにつきましては、地元選出の代議士の各位にご指導もいただき、ご援助もいただいておりますので、近く今後の解決につきましてはさらに地元代議士とともに協議をしながら、進めていきたいと思います。

ただ私の考え方いたしましては、日永西日野間は速やかに運転を再開してほしいということ、西日野八王子間につきましては、河川改修完了後に検討するという方向で私は進んでいきたいと考えております。

次の都市の緑化の問題でございますが、四日市の人口がドーナツ化現象を呈しておりますことは、ただいまご指摘のとおりでございます。しかしこれにつきましては、昭和三十九年の黒川調査団、あるいは本市が都市計画協会に委嘱して昭和四十一年に作成いたしました都市公害対策のマスター・プラン等によりますと、その意見では住宅地帯と工場地帯が分離された都市形態が、四日市については理想的であろうというような提唱を受けておりまして、土地利用の計画等につきましてはこれを基本的な方針として進んでまいったわけでございます。

したがいまして、住宅団地の造成あるいは工場近接地域の住宅移転、こういったものもこの方針に従って行われたわけでございます。最近は各企業の努力もあり、また関係機関のご努力等もございまして、事情は幾分変わってきております。しかし、住工混在の都市形態につきましては、災害等の問題もまだ残っております問題を含んでおりますので、全体的な傾向いたしましては、住工分離の土地利用計画をいま直ちにこれをやめるわけにはいかないと考えます。

したがいまして、ご指摘のように中心の市街地におきましては常住人口が減少しました結果、学校施設等につきま

しては過去の投資が十分に生かされておらないという点につきましては、今後ともいろいろ考え方なければならぬ問題であろうと思いますけれども、中心的な市街地におきましては、事務所や商店街の各事業所あるいは商店と、こういったものが整備をされておりますので、昼間人口は必ずしも減少してはおらないと考えます。したがいまして、下水道、道路、こういったものは大体有効に使用せられておるものと考えております。こういった状況でございますので、中心街につきましてはいろいろ先ほど新しい問題をご指摘いたいたわけでございますが、状況も変化しております、また考え方も変わっておりますので、部分的な修正あるいはまた再開発、こういった問題は今後の新しい問題として十分検討し、不合理を生じておる点、あるいはまた再開発が望ましいといったような点につきましてはちゅうちょなく是正していくと考えます。

なお緑化のご指摘でございますが、確かに従来緑化対策といったしましては学校あるいは工場の緑化ということについて、主として指導してまいったわけでございますが、官公庁あるいはまた個人住宅、こういった点につきましても、緑化ができる限り進めたいと思います。これにつきまして義務づけは困難かとも思いますが、行政指導を強めまして、単に学校、工場だけではなく市内全体が緑を増すように、ただいまご提案のありました官公庁、あるいは個人住宅、こういった面への指導を強めたいと考えます。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（山北 彰君）登壇〕

○環境部長（山北 彰君） 塩化ビニールモノマーの問題につきまして、ご説明申し上げます。

塩化ビニールモノマーにつきましては、昨年来いろいろと問題になつておるわけでございますが、経過を簡単に申し上げますと、昭和四十五年に國のこれは労働関係でございますが、各工場に対して設備及び作業の管理並びに従業

員の健康診断の実施をするように、指示をいたしております。その後、その当時作業環境濃度といたしましては、五〇〇 ppm であったそうでございますが、五〇〇 ppm で動物実験で被害が出ること、並びにアメリカ等で多少この従業者の中から発病者が出ていたというようなことで、四十九年六月に作業環境濃度を十分の一の五〇 ppm といたしております。

なおその時点におきまして、塩化ビニールモノマーを加圧剤にしておるスプレーが禁止をされております。従来スプレーにずいぶん塩化ビニールモノマーが利用されておったわけでございます。家庭にも入り込んでおったわけでござれども、昨年の六月から禁止をされたわけで、これは先ほどのご発言のとおりでございますが、本年に入りまして五〇 ppm からさらに重合釜の濃度を五 ppm、作業環境として一 ppm、幾何平均で一 ppm ということが労働省の方から指示をされておりまして、従来対策といたしましては、労働環境としての対策がとられてきたわけでございます。

これにつきまして、一般的環境としてどうかというようなことがいろいろ論議をされておるわけでございますが、現在のところ環境庁におきましては、まず測定方法の確立をすることが第一である。と申しますのは、こういった微量のものを検出してその量を論ずる場合には、測定方法の足並みがそろいませんとデータに差が出てくるわけでございます。現在一番代表的な二酸化硫黄につきましても、溶液導電率法によつて一時間値をはかって、それを一日の平均をとつて〇・〇四 ppm にするんだ、あるいは一時間値の最高値を〇・一 ppm にするというふうに測定をする方法と、測定をした結果のデータのとり方を明確に決めて、環境基準を決めておるわけでございます。

塩ビモノマーにつきましても、私どもの方でもその後いろいろと検討を進めておるわけですが、瞬間値をとりますのと平均値をとりますのと、あるいはサンプリングをする場合にある時間をかけてサンプリングをす

るという場合と同じ場所で同じような測定をいたしましても数字に相当な開きがございますので、環境庁が言っております測定方法を確立することがまず先決であるということで、環境庁で現在各県に委託をいたしまして測定方法の検討を進めるべく準備をいたしております。

私どもいたしましては、従来やつておりました測定方法、これが環境庁がどう決めるかによつてあるいは間に合わないかもわかりませんけれども、従来悪臭調査で、昭和四十五年から十三回にわたつて悪臭調査の際に塩ビモノマーを検出いたしております。いずれも ppm で申しましてゼロコンマ以下の数字でございますが、そのうち二点だけ一 ppm を超えたときがございます。その後も同じ方法でやつておりますが、今後とも環境庁がどのような測定方法を決めてくるかということとは別に、やはり定期的に従来の方法で観測をしながら監視をしていきたいと思っておるわけでございます。

次に測定方法が確立されましてから、その測定方法によつてどういう数値までに抑えるべきか、あるいはその必要がないのか。現在労働環境基準で決められております濃度というのが相当厳しい基準でございますが、アメリカがよく似た基準だそうでございますが、イギリスあるいは西ドイツ等におきましては、大体従来の五〇 ppm 程度が産業環境濃度になつておるそうでございますが、これが環境庁の環境基準として規制をする必要があるのかないのか、といったこともおつけ決められることだと思いますが、われわれの方といたしましては、それまでの間でも従来の方法で一応チェックをしながら監視をしていきたいと、かようと思つておるわけでございます。

それから食品関係の問題でございますが、従来以前に出ました塩化ビニールポリマーのように、若干モノマーが溶解しておるというようなことがあったようでございますが、最近の技術の改善をして、モノマーが溶け出すポリマーの率は非常に少なくなつたということを聞いております。ただしこのことにつきましては、食品衛生関係私どもが現

在取り扱っておりませんので、ただ情報を集めるという程度しかできないと思っております。
以上でございます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時六分休憩

午前十一時二十二分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

消防長。

〔消防長（松村佳美君）登壇〕

○消防長（松村佳美君） 休憩前のご質問につきまして、産業災害の対策につき消防の方で考えておる基本的なことについてお答えをいたしたいと思います。

本年に入りましてから、すでに十四件の産業災害が発生しておるわけでございますが、そのうちの約八〇%ぐらいが人為的な、しかも初步的なミスに起因しておる現状でございます。こういうような現状にかんがみまして、従来私どもがとつてまいりました危険物施設に対する設備その他について、さらに次に申し上げますようなことについて対策を十分に講じていきたいと、かように考へるのござります。

その第一点は、保安管理体制の整備、強化ということを考へておるのでございます。

企業内の保安担当関係者というのは、大変組織の中には設けられておりますけれども、それらの人々の統一ある組織というようなものがなされておらないきらいがございますので、安全対策上の間隙を生じさせないというように私どもも指導すると同時に、企業側において実行をしていただくようやつていただきたいといふうに考へるのでございます。

そういうような基礎の上に立ちまして、消防あるいは企業、その他の関係者を入れまして事故防止対策検討会というようなものも必要に応じて開催をして、この面の強化を図つていくようにしたいといふうに考へるのでございます。

第二は、保安教育及び訓練の強化ということございます。特に、危険物施設等の設置でありますとか、技術導入の際におきます運転作業、それから整備、点検等の知識というものに重点を指向させていただきたいと、さらに緊急時ににおける措置要領等についても十分に計画的に実施できるような訓練体制というものをやつしていくように指導していくといふこと、かように考へるのでございます。また、私どもにおいて危険物取扱者に対する保安講習といふようなものもこの際改めてひとつやっていくようにしたいと考へておるのでございます。それと並行いたしまして、防災訓練といふようななものも実情に即したものにして、その実施を十分にやつていきたいといふように考へるのでございます。

第三点は、安全手順の見直しと再確認。これは、従来作業手順といふようなものは十分になされておるようありますけれども、事故等をいろいろと分析してまいりますと、そこに安全手順といふようなものが非常に抜けておる面が散見といふよりか、むしろなされておらないといふようなことが各所に発見されておる現状でございますので、こういうものの見直しをやりまして、作業手順プラス安全手順というものをひとつ十分にやらしていくと同時に、私どもで再確認をしていくふうにしたいといふうに考へるのでございます。

最後は、保安設備の強化の問題でございます。

いろいろと設備がなされておりますが、ちょっとした誤操作あるいは操作ミスといふようなものがありましても、直ちに事故に結びつかないような設備というものが、ちょっとした創意等をこらせばできるんではないかといふう

なものが見られますので、安全装置をこの際に改めて充実さすというような方向で指摘していただきたい。いずれにいたしましても、防災に対する企業の社会的責任というものをより強化していくと同時に、私どもの災害に対する防災体制の強化の指導、点検の体制をより強めていきたいという考え方でございます。以上でございます。

○議長（山口信生君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 一点目の近鉄八王子線の問題です。

市長の考え方、速やかに西日野まで再開をさして、河川の改修後に再び八王子までというふうな考え方ですけれども、そこら辺で少し聞きたいんですが、では具体的にどういうふうな手だけで西日野までお引きになるんですか、そのあたりをお聞かせを願いたいと思います。

それから、ここに「能勢鉄道軌道近況」というような報告があるんですけれども、ちょっと読ましてもらいますが、この中に、日生線に触れておきます、これは日本生命が川西市北部で建設を進めている阪急日生ニュータウン八千三百戸、人口三万人予定、これに対して能勢の山下駅から分岐し、阪急日生ニュータウンまで約二・八キロ、営業キロ数は二・六キロ、これを複線で結ぶ新線を地方鉄道法によってやっていくんだと、工費は六十三億円、これを能勢と日本生命が半額ずつ負担をしてやっていくんだと、こういうふうな報告があるんですけれども、こういうふうなやり方だって、それぬことはないと思います。

そこで、もう一つ追加をしてお尋ねをさしてもらいたいんですが、四日市の政策として、特に四郷は一番人口急増地帯です。これ三万人になるのも時間の問題であるというふうに思うんですけれども、こういう人たちの足を一体どういうふうに確保しようとしておるのか、四日市としての交通政策をお聞かせを願いたいと思うんです。私どもがこ

ういう方たち、ここら辺の住民の方と接するときに一番困るのは、政策がないではないかと、こういう質問されるときに一番困るんですけれども、市長のお考え方をお尋ねしたいと思います。

それから、もう一つ。これはちょっとはざれると思うんですけれども、たとえば五人の代議士にいろいろ話をされて、協力を求めて、最も力のある方たちですから、何らかの答えを出してくれると思うんですけれども、その答えの中でこういう発言があったと思うんですけれども、国鉄ならば何とかなったと、私鉄だからだめだつたと。もしそれが本当なら、別に八王子線、近鉄に走っていただからとも、私は国鉄でも結構だと思うんです。国鉄の南四日市駅から八王子まで延長していただければ、それでもいいというふうに思うんですけれども、そういうあたり含めて何か聞いていることがあれば、お聞かせを願いたいと思います。

それから、その次に、都市の再開発の問題です。

この問題についても、特に国の方においては、いま三全総の策定が進行しておると思います。四日市の場合は、総合開発のその前の拠点開発方式で住工混在でコンビナートが形成されたわけです。市長答弁では、黒川調査団によつてマスター・プランがつくられて以降、それに沿つて町のかつこうが変わっていくことになつたというふうに答弁ではあつたと思うんですけれども、しかし、黒川調査団がそういう報告をしなくとも、ほうつておけば、いまのよう人が減つて、過疎と過密の問題が四日市の場合は他都市とは逆の現象になつたというふうに私は思います。したがつて、三全総の基本的な考え方の問題を含めてもう一回、そこに住んでいる人たちに対していろんな福祉といいますか、住みよい環境をつくっていくといいますか、そういうことを中心にして国の方では検討されておるようでありますから、少なくとも四日市においてもそういう立場で物を見ていたいだきたいと思います。

ここに公害の判決の一部を持ってきたんすけれども、この中にも具体的に指摘をされてると思うんですが、たと

えば宮本証人の発言を見てみると、四日市の拠点開発の問題について、一つは開発の目的が経済主義、経済本位に

片寄っていたと、しかも、経済以外の問題を何にも考えてなかつたと、こういうことが指摘をされています。それか

ら、二つ目には、開発方式においても後進国開発の経済学をそのまま当てはめたと。それから、もう一つは、開発をしていくときに、進出企業と地元の当局と政府、この三つだけで話し合いがされて、地元の声が全然反映をされてなかつたと、こういう三つの問題が指摘をされておると思います。裏返して言えば、この忘れてきたその一つ一つをつぶつていけば、もっと住みやすい中身になるはずですから、こういう点を含めて黒川調査団の方向と決して逆行するというふうなことにはならぬと思いますので、その点含めて考え方を固めていただきたいというふうに思います。

それから、そのようにして拠点開発でやられるんですけれども、この前新聞見ていて、たとえば拠点開発の後の全国総合開発計画でも、当初十カ所ぐらいしか予定しなかつたと、ところが企業の圧力によってこれは十五カ所にふえた、したがつて公共投資が間に合わなかつたと、こういうことはつきり案を策定した当局者が言つておるわけですから、その反省というのは、私はこういうふうに理解をすべきだと思うんです。たとえば、国や自治体が反省しますというと、どこかで何か答弁をして、それで終わりになる例が多いんですけれども、そうではなくて、中身の解決を持つて反省としてもらいたいわけです。特に、四日市の公害判決の後、企業の公害たれ流しが批判をされたと同時に、行政姿勢も批判をされておつたわけであります。したがつて、人が住んでおるところへ工場を建てたことが問題なら、人の住んでおるところから工場を引っこ抜けと、こういうふうな答えを出したいんですけれども、なかなかそういうかぬというふうに思いますが、せめてそこに住んでおる人たちがこれからも十分住めるよう、そういう都市環境を整備してもらいたいということで「都市の再開発」という日本語を使ったわけですから、その点踏まえてこれからひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

それから、もう一つは緑化の問題ですけれども、たとえば先ほどの市長答弁を引用させてもらいますと、住工を分離した方がいいんだということを原則にして、河川緑地から中央緑地までを結ぶ適当な地域を緑で遮断をしてもらいたいと思います。どういうふうな経路でやるかといいますと、たとえば霞緑地のこっちの方に市営住宅の土地がありますけれども、午起ですか、こういうあたりばちばちと間引きしておるんですが、これをもうそのままあけておきますと、何ぞ変なものに使われても困りますから、どんどんと木を植えていってもらいたいと思います。そういうふうなことで、まず緑地指定をして、順番に木を植えて緑で仕切つてもらいたいと思います。

私は北海道へ行つたんですけれども、帯広の場合は何か二百億ぐらい、これは国の補助金がついたらという条件がありましたけれども、二百億円ぐらい投じてグリーンベルトで仕切るんだと。一体どうすることをするんかなというところでいろいろ聞かしてもらつたんですけれども、周りは木ばかりです。四日市でも周りは木が多いんですけども、その上になおかつ緑で仕切つて、これ以上その中には人は住んでもらわないと、不必要に人に住んでもらうと投資がいって仕方がないというふうな、そういうこともちらつと漏らしておつたと思うんですが、四日市の場合は公害というおまけがついています。しかし、ともかくいま残つておる人たちが住みやすいというふうな条件をつくついくために、この点についても十分考えてもらいたいと思います。そのためのお金が要ると思いますので、これは先ほどちょっと申し上げたんですが、たとえば世の中で一番金もうけしているのは、私は銀行だと思います。だから、たとえばこの市内の中にもたくさん銀行あるんですが、大体緑化していないと思います。したがつて、いま建つておるものについてちょっと取り壊して木を植えよといつても無理な話ですから、その分はお金でちょうどいをして、それで緑化計画に充当してみたらどうかと。企業についても一〇%を原則にして指導要綱で指導されておりますけれども、一〇%ないところについては密植してもいいと、だから密植ではなしに、やっぱし一〇%を確保しようと、確保できな

いときについては、お金をちょうどいいして、一〇%に見合うような密植をしなさいと。こういうふうなかつこうで指導をしていけば、幾分でもお金が浮いてくるのではないかというふうにも思います。そういうようなことを含めて、今後の努力目標として取り組んでいただきたいと思います。

それから、その次の問題ですけれども、公害問題についてです。

特に産業災害、新聞に知れただけでことしになつて十四件あつたんだと、こういうふうな答弁があつたんですけれども、たとえば産業の災害と公害とは同じようなことだと思うんです。

これは十二月十日付の朝日新聞ですが、「苛性ソーダの製法転換」、この中に水銀法から隔膜法への製法転換がされているんですが、第一期計画として二十七社三十六工場、このうちこういう製法転換をやらなかつた企業は、四日市の三菱モンサントと東洋曹達、二社とも持つていないと、こういうことが問題だと思います。ここにも後の方に書いてあるんですけれども、いわゆるもうちょっと粘つておれば、非常にコストの安いイオン交換法というふうなことで苛性ソーダをつくるプラントができるような、そういうことだと。だから、できるだけ錢をかけやんと、目つぶつて、ほおつかぶりをして粘つてやるんだと。こういうふうな姿勢があるわけですから、しかし、こういうふうな企業の姿勢が続く限り公害はなくならぬと思いますし、また産業災害もなくならぬと思います。

消防長の答弁にあつたと思うんですけれども、人為的な初步的なミスが多いと、このことは、内容的に言えばこういうことなんです。合理化が進んで、人が足らないと。したがつて、機械を十分操作できる以前に、機械を操作するよりも機械に操作される人の方が多いと。いわゆる機械になれていないということだと思います。幸いにして、これだけ求人と求職のバランスが変わつた時点ですから、この際そういう企業に対し単に安全手順とか作業上の問題とかということのみにとどめずに、もう少し人を入れて、安全教育が徹底してやれるような、そういう条件を私は確保

すべきだというふうに思いますし、またもう一つは、企業の姿勢がなつかつ水銀法の問題のように変わつていないというところに問題がありますから、こういうふうな企業の姿勢が変わるような指導をひとつ強めてもらいたいと思います。

そういう指導を強めていく一つの具体的な方法は、問題を見つければ、すかさず公表をして、大衆的な批判を仰ぐことが最も近い道だというふうに思いますので、単に消防本部の中でごちやごちやといろんな問題をひねらずに、大衆的に明らかにするような努力をしてもらいたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 八王子、西日野までをどうするかという問題でございますが、この点についてはいろいろ意見もあろうかと思いますけれども、近鉄には近鉄として立地条件を考えた発言もござりますし、この問題につきましては、運輸省として行政指導の限界では日永から西日野までを開させて、その先はバス輸送にするという考え方より仕方がなかつたんじやないかと思います。ただし、これは地元の方々のご意思に沿うものでもございませんので、われわれといたましてもなるべく地元の方々のご希望を実現さしたいと思いますけれども、これは非常に困難な問題に突き進んでおります。先ほどご発言のございましたように、国鉄ならいが、私鉄ではなぜだめかということですが、国鉄につきましては国の機関で、直接タッチするところでありますし、私鉄の場合には行政指導というものが限界であるかと思いますので、そういう発言も出たんじやないかと想像いたします。市の交通対策といたしましてこれをどうするかという結論をいま私は出し得る時期ではないと考えております。

都市の再開発の問題につきまして、おそらく黒川調査団の提案がなくても現在のようになつておつたんではないか

というようなご意見でござります。

確かにこれは、私は黒川調査団の提案もさることながら、伊勢湾台風が大きな要素になつておることも事実であるうと思います。経済が主になつてゐるとか、あるいはまた地元の声が反映していないと、こういったいろいろな欠点はあるかと思いますけれども、大筋といたしまして四日市の場合住工混在をなるべく薄めていく、なるべく離していくというのが一つの方法ではあらうかと思います。ただ、その間に生ずる矛盾、あるいはまた逆な意味における過疎、過密の問題、あるいは住んでおる方々の住みやすがなくなつたといったような点につきましては、こういった時点におきまして十分見直しをして、市民として良好な環境で生活できるように努力していくべきであり、またその点についての計画の見直しは必要であると考えます。

緑地の問題につきまして、もともと霞ヶ浦から午起にかけましては、緑地で遮断するといったような構想で出発もしておりますので、市営住宅なんかの空地につきましては、なるべく早く完全な緑化をして、遮断緑地というような使命を持たせたいと考えております。

一〇%確保の問題につきましては、十分考慮させていただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（山北 彰君）登壇〕

○環境部長（山北 彰君） ご質問の中で企業の姿勢ということで、一例でございますが、そういうご意見と若干はりますけれども、現況としてご報告申し上げたいと思うんでございますが、先般の環境庁発表の状況は九月現在であつたかと思いますが、あの記事を見まして私も驚きまして、調べてみたんでございます。

モンサント化成におきましては十一月に転換工事を終わりまして、転換をいたしております。それから、東洋曹達

につきましては、現在の電解工場の隣に新しく隔膜法の工場を建設中でございまして、約七〇%でございますので来年の三月、国の指導のころには完成をするだらうという状況でございますのでご報告申し上げます。

○議長（山口信生君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 通告に従つて質問させていただきます。

一番目に、同和教育についてお聞きしたいと思います。

昭和四十四年に特別措置法が时限立法として制定されて本年でちょうど七年目に当たるわけなんです。あと残すところ三年になつたわけですが、四日市市として今後同和問題についてどうしていくのか、市長の基本姿勢をお聞かせ願いたい。

特に、教育面については昭和四十九年度に同和教育室を設置していただいたわけですが、教育室はほとんど事務や連絡に忙殺されて、指導までできる実情でないと思います。果たして、残る三年で効果を挙げができるのか私は大いに疑問に思つております。五十一年度には増員して取り組むとは思いますが、その点についてお聞かせ願いたい。

二番目に、学校、園における研修費についてお尋ねいたします。

現在同和教育の研究費については学校に出されているのかどうか。同和教育は地区を抱える学校だけがやるものではないと思います。他の学校においてもそうした金が出されておるのか。今年度見ましても、全国大会に地区を抱えた学校でなけれどや出ていない。今まで学校で取り組んでおつても、何か同和問題といえば地区を抱えた学校だけがやるんだというように考えておると思います。そうした面で、来年度からこのような大会に地区を抱えていない学校

からも出場できるような体制を組まれるのかどうか、その辺についてもお聞かせ願いたい。

それから、これは同和問題とははざれるわけなんですが、本年度から嘱託研究校が小学校に二校、中学校に一校つけられているのですが、私の考えとしては、やはりこれは全校につけてやるべきだと、こういうようなことで学校格差が生まれることになると思うんです。順次こうした問題、予算をふやしていくのかどうか、その辺についてもお聞かせ願いたいと思います。

それから、図書費について、現在学校に図書費として市が出されているのが、一人当たり約六百八十円とお聞きしております。現在たとえば保々中学校の場合生徒が二百十人しかいないわけです。一人六百八十円といえば、千名以上の学校と比べれば、うちらの学校としては十四万八千円、千人以上の学校では六十八万円というようなことで、生徒の多いところにはたくさん種類が買えても、少ない学校においては欲しい図書が十分買えないということです。本が少なくて済むものなら、たとえば保々の子供たちが四日市高校へ行くといったときに、市が四日市高校が八十点で合格なりや、四十点でも合格するんだというんなら、ぼくは図書費が少なくていいと思うんです。しかし、一人一人が勉強していくのについては同じことだと思うんです。その辺で教育委員会としては、保々の子供たちについては四日市高校は四十点で済むんだと、四十点でも入学できるようにするんだから図書費は少なくていいのだという考え方なら、私はそれでも結構だと思うんですが、やはり一人一人教育を大事にしていくならば、千人おつても一人の子供でも、同じ本は買って、同じように勉強していきたいと思います。そういう面についても今後どうしていくのか、その辺をお聞かせ願いたい。

それと、四日市市の図書館の問題について少し触れてお聞きしたい。

四日市としては、他市に比べて恥ずかしない図書館があるわけですが、蔵書が依然として非常に少ない。こうした

ことでひとつお聞かせ願いたい。

四十五年度から本年までの本の値段は約二倍近くにはね上がっているにもかかわらず、図書購入費はほとんど変更されず、六百万円台にとどまっている。同格都市では一千万台を割っている市は数%にすぎないし、その中でも最低が四日市市だが、これでよいと思っているのか、理事者の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

次に、教員住宅についてお聞かせ願いたいと思います。

本市における教職員の、特に若い職員の多くは本市出身でなく、近年においては年百名前後の転入があるということを聞いております。先生方の意見を聞けば、下宿代も高く、本当に落ちついて定着して教育することができない、早く地元へ帰りたいというようなことも聞いております。四日市市に教員住宅を新設する計画があるのか、建てるとすれば、いつ建てるのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、四番目に、幼児教育についてお聞かせ願います。

幼稚園の二年保育については、現在PTAで二年保育の署名が行われ、その要望が出されているが、二年幼稚園を実現する市の姿勢があるのかどうかお尋ねいたします。

特に、五十一年度において保育園の入園希望者が約五千五百名以上あると聞いているが、現在市で入園できる数が四千四百名しかないと。すると、一千百名の児童が入園できない、その子たちを幼児教育が大事とされている中でどうしていくのか、その辺のこともお聞かせ願いたいと思います。

特に、幼稚園については園舎ではなくごみ箱といわれるようなみすぼらしい学校もあるわけなんですが、たとえば、この近くにあります中部幼稚園、これは非常にひどいと思います。こうした幼稚園を改築するお考えはあるのかどうか、その辺についてもお聞かせ願いたいと思います。

以上。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

午後零時四十一分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 同和対策の推進につきましては、先ほどご発言のございましたように、同和対策事業特別措置法は時限立法でございますし、すでに残された期限もあと二年となっております。したがいまして、この対策につきましては長期計画に従って生活環境の整備、改善、学校教育、社会教育を通じての同和教育、あるいは地域での総合センターとしての隣保館事業と、こういったものを進めてまいっております。そして、今日までの事業の推進につきましては、大体長期計画のとおりに進めることができたと考えております。しかし、同和対策事業の特別措置法もあと三年ということでおざいますので、この問題を解決するために環境改善、社会福祉の充実、あるいは就労の安定、同和教育の推進、あるいは人権擁護と、こういった総合的な立場から一層同和行政の推進を図りまして、名実ともに差別のないよう努力をしていきたいと考えております。

なお、同和教育室の指導力につきまして不足があるやに、不十分であるやにお聞きしておるわけでありますが、この点につきましても十分留意いたしまして指導力を充実していきたいと思います。

何と申しましてもこの対策は、本当に社会教育なり教育が中心になって心の改善を行わなければ、十分な目的は達成せられないと考えますので、この点十分留意していきたいと思います。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 先ほどの坂口議員のご質問に、私の方からの分をお答えいたします。

同和教育の問題でござります。

同和教育室ができましてから、学校教育、社会教育、そういう面で相当前進があつたのでございまして、県段階の研究会、あるいは国段階の研究会にも学校の先生並びに地区の人、相当数出でもらえるようになつたのでございます。いまご指摘になりましたのは、地区以外の方からその大会に参加すると、そういう旅費が足らぬじゃないかというようなお話でございました。この点についても、おっしゃるとおりでございます。今後予算の増額なり、あるいは配分、そういう点においてよく留意していきたいと思っておるのでござります。

なお、嘱託研究校のことです。

昨年小学校二校、中学校一校で発足したのでござります。嘱託を受けました学校がそれぞれ一生懸命にやっておるのはもとよりでございますけれども、それが影響いたしまして、その他の学校におきましても研究活動が非常に活発になつてきておりまして、いままで国の研究指定あるいは県の研究指定、そういうものを受けるのにちゅうちょしがちな傾向であったのでございますが、嘱託研究校が機会になりまして、市内の学校、進んでそういうものも受けようという気風になつてきておることは、まことに喜ばしいことだと思っておるのでございます。したがいまして、そういう嘱託研究校についても漸次ふやしていきたい、そういう努力をしたいと思っておるのでござります。

なお、小学校、中学校、あるいは先生の図書費の問題でございます。

父兄負担の解消というのでまず取り上げたのが、図書費の父兄負担の解消でございまして、四十七年の年度途中から始まつておるのでございます。今日のところ中学校では生徒一人当たり四百二十円、小学校では三百五十円、こういうので予算化されておるのでございます。しかし、実際の配分になりますと、三百人の学校と千人の学校と非常に格差があるんじやないかと、そういうお話でございましたが、これは配分におきまして学校割りあるいは生徒割り、そういう二つの観点から配分しておりますので、おっしゃったように生徒数ばかりではないのでございます。しかし、図書費の増額、高騰などのことがございますので、今後も父兄負担の解消という面も考えまして努力しなければならぬことだと思っておるのでございます。

なお、関連いたしまして、図書館の書籍代のことです。

お話にありましたとおり、いま備品費、消耗品費合わせて、年間六百五十万程度になつておるのでございます。同格都市との比較、そういう資料もわれわれ持つておりますので、今後の図書館の発展という点においては非常にポイントになる問題だと思って、今後とも努力していきたいと思っておるのでございます。

次に、教員住宅でございます。

これは、この前の議会で平野議員からご質問がございましてお答えしたのでございますが、四日市には新卒の先生が非常に多いと、五十年度の初めにおきましては百九人ございました。その中で下宿をしなければならないような人が四十数名あるのでございます。本年度におきましては、今までの卒業生が南の方へ行つとった、そういう者が帰るというような状況で、家へ帰る先生の数も相当あつたのでございますけれども、もう帰るべき者は帰つてしまいまして、四十九年から地元出身の者は地元に戻ると、そういう方向に改まっております。今後多分帰れない人が四日市

へ来ると、こういう傾向はますます強まるかと思いますので、教員住宅についても考えなければならぬのでございます。

松本寮もできましてもう十年たつておるのでございますが、その管理運営につきまして、初めから、開設当時からずっとおる人が三、四名ございます。そういう人たちがあつて、あの松本寮がうまく動いていないというようなことも考えられますので、その運営につきましてそこに入つておる人、あるいは三泗の組合、あるいは校長会ともよく相談いたしまして、適当な方途を講じまして、できるだけ早い機会に教員住宅の問題を改善していきたいと思っておるのでございます。

なお、幼稚園の二年保育の問題がありまして、四日市幼稚園は古い歴史を持つておるのでございますがずっと一年保育を続けておるのでございます。しかし、時代の趨勢から見まして、二年保育の必要はございますし、また市民の要望も非常に多いのでございます。また、公立の幼稚園が二年保育でないがために、保育にかける条件の薄い人でも保育所を希望すると、こういう事例もございまして、幼保の問題をむずかしくしておる一つの原因だと思っておるのでございます。二年保育につきましては、私立の幼稚園との関係もございますが、そういうところをいろいろ意見調整を図りまして、できるだけ早い機会に二年保育を始めたい、こう思つておるのでございます。

なお、幼稚園舎の老朽のこととご指摘のとおりでございまして、計画的に改善するように努力したいと思っておるのでございます。

○議長（山口信生君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 先ほどの市長の答弁の中で、同和問題は非常に大事と考えてなきやならないと、今後において取り組

んでいくというお言葉なんですが、四日市は同和問題に取り組んだというのは非常に遅いと思うんです。他の県から比べて二年も三年もおくれやつと取り組んだと。そういう中でやはり地区の改善をやるとなつても、同和地区といふのは現在自動車も入れないという非常に狭い道であるということで、道路一本広げるについても立ち退きをしなきやならないということで、立退料についてはやはり一般的の建築法に基づいた立退料しか出されないとということで、やはり特別措置法として出されておるものが、そうした一般的な扱いをしておきや立退料が出ないということで、道路を広げることができない。たとえば、立ち退く家に建築法に基づいた立退料を出されても、それで立ち退くことができないということなんです。そうした面で、市としては十分その面もお考え願つて、やはり道路拡張についても立ち退き面で考えていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、教育長が先ほどの話の中でも、社会教育についてもやはり十分やつていかなきやならないということをお答え願つたわけなんですが、いま現在の社会教育の中で、たとえば同和教育室に主事という方で一名みえるわけなんです。この一名の方が自動車の運転もできないわけなんです。どうして地域へ入ることができるんでしょう。その中で、ただ本当のもう事務をやつているということなんです。話の中では、公民館を通じてやはりやつているとも聞いておるわけですが、たとえば保々の場合、北部公民館、富田に公民館が一つあって、その公民館からどうして手を差し伸べてやることができるんだということなんです。たとえば、何かの事業一つやるというても、こっちから公民館へ言わなきやできないということなんです。公民館から派遣されてきて社会教育進めていくということがとうていされてない。それから、地域の公民館において同和講座を設けることもできないということなんです。現実に差別がたくさん起きておるいまの中で、あと残された三年でそれを本当に進めることができるなんかということです。

やはり、四日市においては、先ほども申したように二年も三年もおくれて取り組みかかり、なおかつ、いまの状態

で本当に部落の方が解放されるんかと。同じ人間として生まれて、徳川時代の身分階級をつけられたものがいまだかつて残されて、結婚差別あるいは就職差別においても地区の者が十分な就職もできないという状態にあるわけなんです。特に、この間の新聞見ても、人権総鑑が出され、企業の手に何冊か渡されておるわけです。それがいまの四日市市に合併されてからこっちに地区名が変わった土地にしても、やはり昔の名前で、何番地のだれだれという名前までその本の中へ入れ込んで企業の手に渡され、就職問題になつてきたらそういうものを出されて、現に採用試験に合格され、面接の時点で通勤が不便だというようなことで採用がされていないというのがたくさんあるわけです。それを追及していく中で、通勤面においてもそれより上の人が採用されて、近い者が通勤が不便だという理由をつけられておるわけです。これは企業も決して部落の者だからというようなことで採用しないということは言わないわけです。ただ、通勤面が悪いということで採用できないというものが現状なんです。その中で、やはりもつと社会教育において一般的に同和教育を進めていただきたい。

私どもは、四日市同和教育研究会としても四日市広報に部落問題も載せてほしい、特に特別措置法が出されて、なぜこういうことをやるんだということをお願いしてあつたわけなんですが、四日市広報すら載せてもらうことのできないということなんです。たとえば、保々に市民会館ができたときに、三重県の知事あるいは市長も落成式に来ていただいたわけです。そのときぐらいのことは四日市広報に載るんかなと思って見たんですが、載っていない。たとえば、小さな公民館ができる、市長がその落成式に行つたということは写真入りで出ているわけです。同和問題としては、市としてもそういうことを触れようとしないということが現状ではないんでしょうか。その辺についても、そういうような公民館一つができたということで載せられたものが、隣保館だけがなぜ載せられなかつたのかということも重ねてお聞きしたいと思います。

それから、研修費についてなんですが、教育長にはやはりふやしてやつていきたいというお答えいただいたわけですが、たとえば保々、水沢、そうした辺地的なところについては生徒数も少ないわけです。生徒数あるいは地域的なものを見て配分されておるということも聞いたわけなんですが、中心部においては図書館もあり、そうしたものが充実されておるわけです。水沢、保々から、せめて図書館にある本を見たいということで出ていこうとしても、五百円も六百円も交通費が要るわけです。それも日曜日、あるいは土曜日しか来られない。合いの日に走ってきて見るというわけにいかないわけです。そういう面で非常に本の数が少ない。父兄負担が非常に加算してきております。中心部と比べれば、やはり父兄負担を増して買わなきゃ本を買うことができないというのが現状であるわけですので、そういう面で辺地的な学校には特別の配布をしていただきたい。同じ生徒割りというような考え方じゃなくして、特別な配布で、一般的な学校のように本をそろえていっていただきたいと思います。

それから、教職員住宅についてなんですが、教育長は、やはり早急に建てたいということのお答えなんです。私はいつ建てるんかということをお聞きしたんです。早急、早急といつとでも、二、三年おくれて早急やというようなことをいつおつても、なかなか実現することはできないんです。四十六年に保々へ新採が八名から派遣されたときに、皆志摩あるいは遠くから来られた先生ばかりで下宿するところもないというようなことで、そのときに県の教育長に、こうした人事配置をなぜされたんだということを追及したら、やはり住宅も建てて早急にしなきやならないということで、四日市市が住宅をつくるならば、県としてはどこからでも金を借りてきて早急に建てましょうということで市の方へも依頼がきたわけです。そのときに市が調査をしてすぐに建ますということで希望をとったわけですね。そうしたら、富田の方で非常に多くの住宅に入りたいという先生があつたわけなんで、そのときに学校教育課長は、富田の方へ建てますということを四十六年に答えておるわけです。それがなおかついまだに建っていない。それは、富田の方へ建てますということを四十六年に答えておるわけです。それがなおかついまだに建っていない。それ

がいまの答弁で、早急に建てたいというようなご回答ですが、これをいつ建てるのかもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） お答えいたします。

早くからの計画でございまして、できたらこの五十年度にでも実現さしたかったのでございますが、先ほど申しましたような組合との調整、そういうものができなくて今年は実現できなかつたのでございます。そういう意味で早急にというのも、私なりの気持ちはお察しいただけると思うのでござります。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 坂口議員からご質問の広報登載の件でございますが、当時私発行責任者でございまして、そういう立場でお答えさせていただきたいと思います。

この問題につきましては決算委員会でもご指摘を受けまして、発行責任者としての私からも十分おわびを申し上げたわけでございますが、今後福祉部並びに教育委員会との調整を図りながら、登載できるような方向に方向づけをしていきたい、このように考えておりますので、その辺ひとつご了承を賜わりたいと思います。よろしく。

○議長（山口信生君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 通告の順に従いまして質問を行います。

まず最初に、開発行為に伴う公共施設等の整備に関する指導要綱について二点お尋ねをいたします。

もちろん、指導要綱でございますので、条例とかあるいは法例と異なりまして、その拘束力もおのずから限度があるということは十分に承知いたしておりますし、また過日新聞に載つておりましたように、東京都のこのようないわゆる要綱に対する業者からの訴えに対しまして裁判所が下した判決も載つておりまして、まことに指導要綱というものの実施についてはむずかしい問題があろうかとは思います。しかしながら、せっかく市のエキスパートの方々がお集まりになつてつくつた指導要綱でございますので、その範囲内において指導要綱を守るべきであり、また守らなければならぬと思うのでござります。

このような観点に立ちまして、まず第一点目は、指導要綱の九にうたわれておりますが、文教福祉施設負担金について附則の一項から五項までの内容を含めまして、現在どれくらい適用件数があつたのか、並びにその件数によって負担金、納付金の総額はどれくらい挙げられておるのかご説明をしていただきたいと思います。

それから、二点目は、この指導要綱の適用範囲は、〇・一ヘクタールというふうにうたわれておりますが、実際に〇・一ヘクタールは適用されておるのかどうかということをご説明願いたいと思います。

次に、傾斜地における土木工事の規制に関する指導要綱について質問をいたします。

この問題もさきの質問と同じような性格のものでございますが、現在県道の平津芦野線の大矢知、平津地区の南側の土採り工事、これは現在は中止されているようと思われます。この工事のために降雨時になりますと、その排水により工事の南側の現場の田畠、山道、農道が破壊されまして、付近の住民に大きな被害を受けさせております。こういうことは、当然関係理事者の方々は十分ご承知のことだと思いますが、この工事は明らかに指導要綱に私は適用すると思います。関係理事者の方々は、どのような方法でこの工事に対しまして指導なされましたか。特に、

指導要綱の「十二」と「十四」にうたわれておりますところの処置について、ひとつご説明を願いたいと思います。
それから、現在起きております被害につきまして、どのように今後処置をされていくのか、その点についてのお考えもご説明をお願いいたします。

次に、都市計画の区画指定について質問をいたします。

戦後のレジャーブームの波に乗りましてできてきたのがゴルフ場でございます。当四日市市にも二つのゴルフ場が認可を認められて設置されております。このゴルフ場は、都市計画の第一種住宅専用地域に区画指定をなされています。ところが、最近一ゴルフ場の一画が切り売りされまして、建築許可を得て住宅が二戸建ち、さらに二戸が基礎づくりをなされておるというでございます。ところが、実際にこの方々が日々の生活に必要な污水あるいは排水等の施設がそこには全然ないと。その方々から申請されて市の関係者が調査に行かれたと思いますが、調査に行かれました関係者も現在困つておるというような状態を聞いております。

このような状態を招いた原因はどこにあるのかということを考えますに、一つにはゴルフ場を住宅専用地域に指定したためである。緑地あるいはその他の地域にでもしておけばよかつたのではないかと思います。したがつて、ゴルフ場を住宅専用地域に指定した理由はどの辺にあるのかお尋ねをするとともに、もしこのまま放置しておくならば、次々とゴルフ場を切り売りしていく可能性も全くないということはだれも保証されないと思います。したがつて、今後このゴルフ場を住宅専用地域以外に指定がえをするお考えがあるのかどうかお尋ねをいたしたいと思います。

それから、原因の二つ目には、建築許可の申請に対する認可の考え方について問題があるのではないかと思います。もちろん、現在では認可の主体は県でやっており、市はその窓口的存在かもしれません、下水とかあるいは排水の施設の全くないところに建築許可を与えるということは、とりもなおさずその施設を市が責任を持って考えるという

裏づけをなされたものと解されてもいたし方がないと私は思います。このような状態は暗にゴルフ場の一画ばかりではなくして坂部地区にも見られますし、また他の地区にも類を見るところが多いのでございます。したがって、建築許可の認可に当たっては、あらゆる面の総合的な判断に立って認可すべきであり、この点について理事者の今後のお考え方をひとつお尋ねいたします。

最後に、地域の市民センターについて質問をいたします。

市の総合計画によりますと、出張所等を整備いたしまして、そして集会室等を併設し、公民館活動の場とするところでございます。まことに結構な計画でございますが、調べによりますと、二十二の出張所のうち昭和四十一年より現在までに六つの出張所が鉄筋二階建ての近代風建築に建てかえをされております。九年間に六出張所の建てかえがなされたわけでございまして、一年六ヶ月に一出張所の建てかえと、こういうことでございます。ご承知のように、高度成長の経済下にあってすらこのようなテンポでございます。まして、最近の財政下の状態においては、その実施が非常に困難ではなかろうかと予想されます。いま仮に、過去のテンポに合わせても、残るところの十六出張所を建てかえするのには、何と二十四年間の年月を要します。現在五十歳以上の四日市市の市民は、ほとんどもうあの世へ行っておらないというまことに気の遠くなるような計画でございます。

そこで、私は、提案といつてはおこがましいんございますが、考えるのでございます。現在の出張所は、大体において二階が層敷になっております。そして、その層敷で地区の方々が会合等をなされるわけでございますが、二階を利用するに当たっては、一階の出張所の事務所を通つていかなければ利用ができないという状態でございますので、一番地域の方々が利用度の高い夜間とかあるいは休日、祭日等に利用するということにつきましては、非常に不便を感じております。したがって、一階の事務所を通らなくつても二階に行けるような、いわゆる現在の出張所

の外側より二階に行けるようにいたしまして、そして鋭前とかそういう運用管理を自治会あたりに任せることでございますれば、住民が非常に利用しやすくなつて、住民の声にこたえることができると思います。特に、現在公民館もあるいは集会場もなく地区にとつてはぜひこのようなことをひとつ実現してもらいたいという声が高いのでございますが、この点について理事者の方のお考え方をお聞きしたいと思います。

また、最近急に人口増加をいたしました四郷地区とかあるいは出張所の老朽はなはだしい下野出張所あたりの建てかえを望む声が非常に強うございます。これはもう理事者の方々十分ご承知のことだと思いますが、この出張所あたりの建てかえをどのようにご計画なされ、考えてみえるか、その点をあわせてお尋ねいたします。

以上で一回目の質問を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ご質問の第一点についてお答えを申し上げます。

ご承知のように、民間企業による開発を指導しようということで昭和四十六年の九月に指導要綱を作成をいたしました、一ヘクタール以上の開発行為に適用をしてまいつたわけでございます。この要綱の中に、教育福祉施設整備のために応分の負担金を企業者から徴収するということになつておりましたが、現実には徴収の方法やらあるいは基準等をどう定めていくかということについて非常に苦慮をいたしておつたわけでございまして、四十六年九月以降制定はしたものの昨年度まで実際には徴収をしておらなかつたという実情でございます。

そこで、昨年七月の大変な災害を受けました際に、開発指導要綱を見直す必要があるんではないかということで総点検をいたしまして、新たにできましたのが五十年四月一日以降に制定をされました指導要綱でございます。この要

綱の九項に従つて現在話し合ひをしておるのは、四社の開発でございます。この改正になつた要綱につきましても、

○・一ヘクタールといふ宅地分譲から徵収をするということになつておりますけれども、○・一ヘクタールといふのは余りにも小さ過ぎるんではないか。個人が○・一ヘクタールぐらいのうちを建てた場合にも、そこから負担金を取るというのはいかにも現実の感覚としてまずいんじやないかと、そういうことがございまして、実際の適用は○・五ヘクタール以上ということで実は運用をしておるというような実情でございます。

そこで、現在四十六年九月以降五十年四月一日までに開発許可になった会社に対しまして、九項による負担金を負担していただくよにこの基準によつて折衝中でございます。総額にいたしますと、基準どおりいくと三億五千万ぐらいになるわけでございますが、これらの四社の中には、すでに河川の改修、それも災害復旧等で市が負担をする持ち分についての持ち分を持たしておりますので、そういうものを差し引きまして、約二億三千万程度の負担金をご負担いただくよに大体お話し合いを進めている段階でございます。

ただ、先ほどご指摘のありましたように、文教負担金ということにつきましては、これは地財法違反であるというような説もございますし、現に愛知県ではそういうことで県が各市町村を指導しているというようなこともございます。したがいまして、これらの欠陥を訂正すべく現在これをどう直すかとということについて検討中でございます。できれば、来年の四月までにそれらをすべて整備をいたしまして、十分法律にもたえ得るものにいたしたいと、かように考えておるわけでございます。ただし、これはあくまでも指導要綱でございますので、強制的に強制をするわけにはまいらないと、できるだけご理解をいただいてご協力をいただくという姿勢で持つていきたいというふうに考えておる次第でございます。

なお、この四月一日以降の開発については二社、多分団地数にいたしますと三団地の開発が現在事前協議中でございます。したがつて、これらがまとまつた段階でまたこの問題についても解決をしてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君） 登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 土採りの関係につきましてお答えをいたします。

開発行為の指導要綱の制定に引き続きまして、標高三百メートル以下のことの土地の地形形質の変更について、盛んに行われております土採りの行為を規制しなきやいかぬということで急傾斜地における土木工事の規制に関する指導要綱を四十七年に制定したわけなんでございます。その後いろいろと地域の住民の皆さんから指導要綱が徹底しないといつたようなご批判もありまして、四十九年の九月に土地保全連絡会といふものをつくりましたのでございます。この組織は、関係の連合自治会長さんになっていただきまして、常々担当の区域内のそういう不法行為の行われている場所の早期発見、また行為の行われている指導監督といった意味合いでご委嘱いたしまして、その後連絡会を年に定期的に持つて行つておるわけなんでございます。発足当時大小合わせまして百件程度あった場所が、最近におきまして二十四件といつたふうにだんだんと少なくなつてきておりますが、いろいろ問題が全面的に解決したと、指導要綱が徹底したということははなはだ担当として申しにくいわけなんでございまして、まだまだ指導の強化に努めなきやならぬというふうに考えておるわけなんでございます。

県におきましても、四十九年度に県の条例で土採りの規制を設けてございます。こういったように県、市合わせましてその後も強力に指導監督を行つておりますが、ただいまえらうご指摘いたしましたような場所が各所にあるということに非常に責任を感じているわけなんでございます。これらの処置をいたしましては、でき得る限り連合自治会長さん方のお力をかりまして、指導監視の強化、通報制度を十分活用するといったようなことで持ち込んでいきたいと思つております。

そこで、大矢知地内の県道平津菰野線の南側の土採り工事でございますが、たしか昭和四十四、五年ごろだと記憶しているわけなんですが、ある材料屋さんの行為によりましてあいだったような個所ができたわけなんでございます。ご指摘いただきました要綱の十二条十四項によりますと、農道、水路等の使用について、また工事の中廃止についての処置等について、行為を行った業者の責任で良心的な処置を行わなきやならぬわけなんでございます。大変と周辺の土地の所有者並びに関係の自治会の皆さまにご迷惑をかけていることでございますので、いままで以上の問題について後始末に真剣に取り組んでいきたいと思っております。

それから、ゴルフ場の第一種住専の指定の問題でございますが、四十八年に新しい用途地域規制に基づきまして、従来の四地域制が八地域制に改正されまして、この地域一帯住居制の用途に設定されたわけなんでございます。

理由といたしましては、この付近既存部落もありますし、また大型の団地が張りついておりまして、どうしても住環境を保全する地域であるということを前提におきまして、このゴルフ場は面積百六十五ヘクタールあります。隣にも約五十ヘクタール余りのゴルフ場がございます。こういった大規模な面積の用途につきましては、白地の調整区域外にこのままの保存ということも考えられたわけなんですが、大規模開発いわゆる調整区域内におきましても二十分以上開発行為はできるわけなんでございます。こういった住居系に開発されれば問題ないわけです。しかし、工業系の工場等に開発される担保づけといいますか、このまままでいきますと規制がかけれないということでございますので、最も厳しい規制のある第一種住居専用地域に網をかけたという理由でございます。そういったようなことでございまして、今後このゴルフ場の用途の変更については、こういったものの形で持ち込んでいきたいと思っております。

緑地指定につきましては、最も理想的な考え方であります。私権の制限等もありましてなかなか当時むずかしゅ

うございまして、できなかつたということでございます。

それから、建築許可の問題でございますが、四軒の排水についてかなり現地において問題が生じているという話を聞いているわけなんです。現行の建築許可につきましては、宅内排水につきまして県の土木事務所の方においてかなりシビアな検討を行政指導をしているということを聞いているわけですが、関連地域との排水については若干現行では行政的に手落ちのあるようなことでございます。これにつきましては、今後検討も十分し、こういった問題の行政の方について調整を進めていきたいと思っております。

なお、現地の排水のトラブルにつきましては、下水道部とともに十分連携を保ちまして解決に臨みたいと思っております。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第四問についてお答えいたします。

昭和二十九年ごろから相次いで行われてまいりました町村合併の中にありますて、当然各地区にそれぞれそのまま出張所の制度を残しておるというのは、全国でも四日市はまれな例でございます。ひところは、出張所につきまして統合あるいは廃止といったような考え方も出ておったんでございますが、現在におきましては最近の社会経済あるいは生活環境の変遷と、こういった中におきまして地域のコミュニティの拠点として出張所、公民館を含めた地域の市民センターを守り立てていくというような考え方をいたしております。したがいまして、こういった縮小しようとかあるいはまた廃止しようかといった気運のあった時期がありましたので、この整備もおくれてはおるんでございますが、私といたしましてはこの地域センターはできるだけ各地区に整備していきたいと考えております。この整備

にはかなりな時間を要するのでございますけれども、先ほどご指摘のありましたように、入り口その他の改造によって解決できるような問題、あるいは管理を適当なところに委任するといったような問題は解決いたしまして、使用あるいは利用に便利な手段を講じたいと考えております。また、老朽した出張所につきましては逐次改造して、出張所と公民館との両方の機能を持った施設にいたしたいと考えます。

○議長（山口信生君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 ご答弁をいただいたわけでございますが、まず最初の、開発行為に伴う指導要綱の点につきましては大体よくわかりましたけれども、問題はことしの四月一日に関係の権威者の方々が集まってつくられた指導要綱の内容を、三年、五年とかというように長期間を経ていろいろの変化のために改正しなきやならぬということならばござ知らず、四月一日に発足してきょうまで八ヶ月しかたたないと。もっと前にその内容について行き詰まりをしておるというようなことでございます。したがって、そのようななずさんという言い方をするとおしかりになるかわかりませんが、もう少し十分な検討をされた上で、天下に表明する指導要綱でございますので、指導要綱ばかりじやなくその他のもろもろのことについてもそういうような考え方では私は四日市のためによくならないと思います。その点十分ご勘案の上、今後いろいろの問題について取り組んでいっていただきたいと思いますし、〇・一ヘクタールが実際に運用にならないから〇・五になっておるというようなご答弁でございますが、今まで〇・一という数字がうたわれておるわけです。だから、精神その他の大きな改正というものは来年四月やりたいというご答弁でございますが、実際〇・一という数字が〇・五で運用されておるならば、その時点でこの数字だけでも改正されておいてはどうかと、このように思う次第でございます。

それから、傾斜地における指導要綱のことにつきましては、土木部長非常に失礼かもわかりませんが、しどろもどろの答弁をされておりましたけれども、実際いま荒らされておるところを今後市がそれではやつていくんだというお考えのように解釈をいたしますが、そういう点についてもう一度はつきりとしたひとつご答弁をお願いいたします。

それから、ゴルフ場の区画指定変更ということについて、当時緑地に指定するということは非常にむずかしいといつてご答弁でございましたけれども、当時はむずかしかったんだけれども、現在はそうするとやれるという状態なのがどうかということと、これは先ほど申しましたように、あの広範なゴルフ場をいまブームに乗ってそれで結構なんですが、仮に斜陽レジャーというふうに落ち込んできたときを想像しますすると、小区画いわゆる五十坪なりあるいは八十坪なり百坪、そういうふうに切り売りして、そこへうちを建てていったとするならば、それに伴う諸施設を市の方で十分考えなきやならぬということが想像されますし、またせつかくつくった指導要綱で文教施設等の負担金をいただこうといったとしても、これは適用外になっちゃうわけなんです。そういう点もお考えになつて、ぜひこれはそういうことを防ぐという意味においても区画して変更をしていただきたいと、このように考える次第でございます。

それから、最後の地市民センターについては、ぜひ市長おっしゃったような点で早くひとつ実現をさせていただきたいと、このようにお願いいたしまして質問を終わります。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 大矢知地内の土採りの跡地の問題の解決につきましては、私の方で十分解決するよう努めたいと思っております。

それから、ゴルフ場の緑地決定につきましては、これは非常にむずかしい問題だらうと思います。緑地決定権利者の同意さえあれば、都市公園とか緑地に決定はできないことはないわけなんでございますが、権利者の同意に持ち込むのに時間もかかりますし、問題もあらうかと思います。そういうた多目的に転用される可能性が強いという意味合いかから、制限の一番厳しい第一種住専に網をかけたわけなんでございまして、仮に最悪、そういうたような事態が生じた場合におきましては、開発指導要綱の適用も考えられるわけなんでございます。指導要綱からいけば、治水問題等につきましても十分と配慮をされておりますので、指導要綱の適用でいかなければならないと思っておりますが、まずそういうふうに考へられていいわけなんです。だから、そういうものに対するひとつ考え方をお願いしております。

○議長（山口信生君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 質問やめようと思いましたが、今後建てていくというようなことやなしに、現在もうすでに建築許可を与えられて二戸建つておるわけなんです。それから、二戸が基礎づくりをされておるわけなんです。したがつて、そういう問題もからみ合わせて、今後これはあるかないかわかりませんけれども、現在もう建つておるんだから今後もあるというふうに考へられていいわけなんです。だから、そういうものに対するひとつ考え方をお願いしております。

現在まだ排水も何にもないんです。そこに二軒建つて、二軒基礎づくりをされておるわけなんです。だから、ゴルフ場には排水施設も汚水を捨てる施設も何もないわけです。今後建てていこうという傾向が十分あるからお聞きしておるわけなんですが、その点についてもう少しひとつ親切というとしかられるかわかりませんが、わかりやすい答弁をお願いいたします。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 用途地域の変更につきましては、ただいま土木部長が答弁いたしましたように非常にむずかしい問題がございますので、直ちにこれを変更するということはまずできないだらうと思います。

しかしながら、二点目の建築確認の問題でございますが、非常に毎回同じような答弁で恐縮なんでございますが、ご承知のように現在市には建築基準法による許可を与える行政庁としての資格がございません。ただ、人口が二十五万以上になりますと、この問題が起きてまいります。ご承知のように国勢調査の人口が二十四万四千ですか、五千ですか、ちょっとはつきりいま記憶ございませんが、二十五万近いという時期に達しておるわけでございまして、これもおおい準備していかなければなりませんし、と同時に建築確認の問題でございます。ゴルフ場も一種の住居専用地域でございますので、建築許可が出来れば、これは当然その条件に合えば知事は許可を下すと思います。しかしながら、ゴルフ場全体的な問題じやないというふうに私は承知しておるんでございます。一部部分的にゴルフ場として利用していらないところを何かそういうふうに売却して建物を建てさしたというふうに承知いたしておりますが、とにかく問題は建築確認のことだらうと思いますので、私ども県の方へも何回か申し出でますが、総合的に県の方も判断をして確認をしてくれということをもう一度申し入れてみたいと、これはお役に立つかどうかわかりませんけれども、いまのところ残念ながらそれ以外に市長でこうこういたしますというご返事ができないのが非常に残念でございますけれども、そういう方向で進んでいきたい、このように考へておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（山口信生君） 宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君 一般質問の通告に従い、福祉の見直しと幼・保の一元化問題の二点について質問いたしますので、理事者各位においては明確なご答弁をお願いいたします。

まず第一点でございますが、福祉の見直しについてどのような方向、また位置づけをされるかお尋ねいたします。

ご承知のように、昭和四十八年は福祉元年といわれた年でございました。それ以降三年間市当局におかれましても、社会的弱者救済、総合的な福祉の進展に特に重点を置かれ、きめ細かな施策を推進され、着実に成果を挙げられたことは、まことに深く敬意を表するものであります。しかしながら、不幸にしてオイルショックを起点とした不況の波は全国を覆い、当四日市市としても決して例外ではありません。その打撃は各分野に悪影響を及ぼし、市政全般において深刻な危機をもたらしていることは、私どもも十分承知しているところでございます。「低成長下における・・・」言々という言葉は、何か耳にはよく聞こえますが、何をするにも金がないという深刻な現実をきれいごとでごまかすことなく直視して、厳しい将来の展望を踏まえながら現在までの諸施策を見直す時期にきてはいると考えます。こういう観点から、福祉計画を原点に帰ってながめますと、三つの方向づけができると私なりに考えます。

一つは、いかに財政難であっても打ち切ることのできない分野、むしろ不況であればあるほど充実していくかなければならない面がございます。たとえば、生活保護を例に挙げるとよくわかると思いますが、失業者がちまたにあふれるときに、金がないからといって生活保護の水準を引き下げるなど思いもよらないことであり、むしろ内容の充実が図られることの方が当然でございまして、市単独事業の中にもこれに類する施策があるでしょうが、何と何がこれに属する根拠的な施策であるか、またその洗い直しと体系づくりがいまの時点で最も肝要だらうと存じます。

次に、福祉という名のもとにばらまかれております多くの福祉対策の見直しであります。

これらは決して不必要的ものであるとは申しません。基本的な福祉の体系という幹に枝葉がついて花が咲き初めて

実のなるものでございますが、財政的に窮屈になってしまいますと、数多い施策の中でもどれに重点を置いてどれを切り捨てるのかという論議も出てくるわけでござりますし、応能負担の原則の確立と申しますが、高福祉高負担が華やかになってくるのも当然でございます。

先般社会保障制度審議会から三木総理に提出されました建議書、今後の老齢化社会に対応すべき社会保障のあり方を見ましても、具体的には老齢者の家庭内での地位の変動により老後生活は年とともに不安定になっているから、老齢者に対する社会扶助の役割りが重大であると、いままでのように経済の成長部分のうちから社会保障の費用を賄つていくという安易な考え方は改めるべきである、各種サービス無料提供は弊害があるから、現行の老人医療の無料化は再検討を要する、平均寿命が短かかった時代からの五十五歳定年制は、当面少なくとも六十歳まで延長すべきである、これに伴う厚生年金など老齢年金受給開始年齢も延長する必要があるなどの点を強調しているのであり、そういううぐあいにまたはつきり問題を提起しておるのであります。また、歳相の諮問機関である財政制度審議会においても、福祉行政について厳しい提言を行っているのであります。政府においては、来年度低成長下における福祉初年度として経費の洗い直しや実行の乏しい補助金の整理、縮減を具体化することは明白であります。このときに当たって、市における福祉諸施策を徹底的に見直し、政府の動きに対応して、万全の策を立てることこそ福祉都市四日市の真価、を發揮する道ではないでしょうか。

四日市において昭和四十八年度から四十九年度にかけて身障モデル都市という看板を掲げ、国の補助があつたといえ、四千万円の巨費をかけて身体障害者のための都市改造、施設の改善を行いました。しかし、これは全市的視野から見ると、ほんの一部をいじくつたにすぎません。しかも、これらの改善された施設によつて、市に居住する身体障害者二千七百五十人のうち何人が果たしてその恩恵に浴したでしょうか。私は、これら諸施設はむだだとは申しま

せん。ただ、これ以上このよきな巨費をつぎ込もうと財政力がないとすれば、どうすればよいかといふよきな点については後ほど触れたいと思います。

現在市で行つております福祉諸施策をつぶさに見ていきますと、實に微細な点にまで配慮されているのに驚くものでございますが、これらの大半が一部の国民体育大会、あるいは一部のグループの要望を取り入れた総花的な施策であつて、強く要望した人々の満足は得ているでしょうが、まとまつた要望一つ突き上げていく手段を持たない本当の意味の社会的弱者の声が忘れられていいかと私は思います。どうか市当局におかれましては、財政窮屈の折から真に弱者の望むものは何か、市として負担すべきものは何かをご明察をいただきまして、眞の意味のきめ細かな施策を打ち出していくいただきたいと存じます。

第三に申し上げたいのは、心の福祉ということであります。

先ほど発言しました身障モデル都市改造事業にしましても、あれだけの金をかけなくとも、盲人が横断歩道に立てば、居合わせた者が駆け寄つて手を引いてあげる、車いすの方が階段の下に来れば、市民が手をかして上まで運んであげる、こういった行動を市民がとれば、助けた者、助けられた者同士の心が通じ合い、そこに眞の福祉の充実が見られるのではないでしょうか。先ほど来申し上げてきた福祉諸施策の見直しも、心の福祉が根底に一本通つていれば、財政難による福祉の切り捨てなど見られぬのが落ちではないかと存じます。

ボランティア活動も活発になつてきましたし、地区社協結成の動きもあちこちで出ているように見受けられますが、やはり一部の方々に限られてくるようです。市民を挙げて助け合う運動を進めるには、やはり市の行政指導が必要ではないでしょうか。当局は、これは社会教育の問題であると言われると思いますが、確かに社会教育は曲がり角に来ていると思います。原点に帰つて市民全般の心情の変革に向かっていくのが社会教育の今後の伸びる道であろうか

と思うし、学校教育に欠けているものの一つであろうと考えるのであります。教育の面で取り上げる場合、特に社会教育の歴史的な生い立ちから、すぐには無理であろうし、ここで市当局の強い行政指導を改めてお願いするものであります。

いろいろと申し上げましたが、福祉の向かわんとするところ、今後の具体的方向と位置づけを端的にお聞かせ願いたいと思います。

次に、第二点目の幼・保の一元化について質問いたします。

先ほど行政管理庁は、児童の教育及び教育に関する行政監査に基づく勧告をまとめ、文部省並びに厚生省に改善勧告をしましたが、この回答は来年一月三十一日までに出されると聞いております。

その内容は、児童の保育教育に総合策という題目を挙げ、まず保育所未設置市町村は約5%、幼稚園未設置市町村は三九%あり、なお施設の整備の必要がある。市町村によつては、幼稚園または保育所のいづれかに極端に片寄つた施設の整理が行われている、年齢によりいづれかへの入園を区分するものなど制度の趣旨に即さない運営が行われている事例が多いことを明らかにした上で、乳幼児の立場から見て不均等、不統一な保育教育が行われているので、総合的な対策を講ずるべきであると言つております。この勧告は、むしろ遅きに失したと私は思うものであります。

四日市においては、十年以上前から先輩議員が幼・保の一元化を提唱してきておりながら、今まで何らの前進も見られないのは、理事者として議会を軽視しているのではないかというよりも私は思うものであります。また、文部省と厚生省のなわ張り争い、縦割り行政の弊害の見本でもあり、当市における教育委員会と福祉部との事務連絡の不徹底がこのような結果を生み出したと存じます。

四日市の現状を見ますと、保育園は超満員で公立幼稚園はがらがらの園が多く、超満員の保育園には、就学前教育

の意味で幼稚園へ入るのが適当な五歳児が相当応募しております。この五歳児は、幼稚園へ行けば給食がない、帰りは早いということで、幼稚園は望まないというのが一般市民及び父兄の考え方であり、真意でもあります。市の財政力には限りがあります。したがって、幼稚園、保育園のまでは限られています。この中でできるだけ多くの市民の子供たちを預かるらうとすれば、幼稚園で給食を実施するべきであり、また保育園程度の長時間保育をして、保育園へ出願している五歳児を幼稚園へ誘導するのが一番早く解決する道ではないかと私は思うのであります。このことが実現できれば、五歳児は全部幼稚園で、少なくとも公立では同じ保育料で就学前教育が受けられるわけであります。

なお、第一回の質問の最後にお願いしておきたいことは、保育園については一月初旬より父兄面接が始まると聞いております。また、幼稚園の方は入園希望者の数も現在まとまっていると聞き及びます。五十一年度より幼・保一元化を実現しようとすれば、先ほどの中で申し上げた事項を実現するよう強く要望するとともに、教育委員会、福祉部間で事務処理の打ち合わせ、段取り、また実施できるような作業の進め方等においてもお答え願いたいと思います。もちろん、このことは市長の裁断一つでできると思いません。くどくは申しません。よろしくお願ひする次第でございます。

私の第一回目の質問は、これにて終わります。具体的にわかりやすくお答え願いたいと思います。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後二時一分休憩

午後二時十七分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいま福祉についてのご見解を拝聴したのでございますが、從来の高度経済成長時代から福祉へ、という発想から低成長下時代における福祉はいかにあるべきかという流れが、今日全国的な考え方になっております。国におきましては、社会保障体系の再編成ないしは社会福祉施策の総合的な再検討が行われておるところでございます。地方自治体におきましても、從来やもするといろいろな意見のございました先取り福祉であるとか、ばらまき福祉などといったようなことが、見直しの必要があるのではないかと言われていることは、ご承知のとおりでございます。

四日市におきましても、福祉に関するいろいろな施策の見直しと体系の再検討を急いでおるのでございますが、ただ注意しなければならないのは、福祉の見直しが即福祉の後退であるとか福祉の切り捨てにつながってはならない、ということです。現在、福祉は私は選択の時代に入ったのではないかと考えております。財政に余裕のあります場合には、取り上げる方法も比較的簡単に取り上げておったんでございますけれども、こういった厳しい情勢におきましては、十分な選択が必要になってきておると思います。したがいまして、何が最も必要であるか、また有効な施策であるか、あるいは何が応能の負担の原則にのせていくべきものであるか、というようなことを十分検討いたしまして、適切な福祉という考え方を貫いてまいりたいと存じます。このためには、もちろん市民各位のご理解が必要でございますし、お話をございました心の福祉が浸透していることが前提となるわけでございます。ただ心の福祉を実践していくための行政指導につきましては、広く市民運動として盛り上がり、また同時に福祉というものの考え方がある、社会の連帶観念としてもっと深くしみ込まなければならない、と考えます。こういった問題につきまして、

どうしてこういった理解を得、深めていくかということにつきましては、十分研究の要るところであろうと思います。こういった心の支えを盛り上げることにつきましては、あるいは社会教育の面から教育委員会においてもご意見があらうと思います。

次に幼・保の一元化の問題でございますが、このことにつきましては、私も幼児教育につきましては全く門外漢でございますが、ただ最近の幼稚園と保育所の問題は、割り切って考えますならば実質的には同じものに近づいておるのであろうと思います。そこで、方向といたしましてはもつと幼稚園と保育所とは手をつなぐべきであろうと思います。幼稚園と保育所とは、教育と保護というもともと違った目的で出発し発展してきたのでございますけれども、次第に幼稚園が一般化し、保育所でもまた幼稚園と同じような教育が行われているとすれば、同じ年ごろの幼児が全く違った機関で教育を受けるのも不自然なことでもある、と考えます。幼稚園、保育所の職員が保育の内容、あるいは授業の実際等をよく研究しまして、その効果の長所、短所を調べて、相互の連絡を一層密接にして、幼保一元化への施策を探っていくべきであろうと考えます。

厚生省、福祉部、それから保育所という系列と、文部省、教育委員会、幼稚園という現在の制度上の違いがなくならない限り、完全な一元化ということはいろいろな困難が伴うことであるし、またいろいろな問題が提起せられることがあらうと思いますけれども、少しでもよい方法を求めて進めていきたいと考えております。

具体的な考え方につきましては私不十分でございますので、教育委員会あるいは福祉部からお答えいたしたいと思います。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎） 幼保一元というお言葉で問題が提起されておるのでございます。先ほどお話になりましたように行行政管理庁の文部省、厚生省への勧告、それを見ますと、私どもは幼稚園は幼稚園、保育所は保育所の持ち前を發揮しつつ両方が協調して、そして五歳児なり四歳児なりの教育を全うするようになると、こういうふうに読み取ったのでございます。文部省におきましても厚生省におきましても、それぞれあの勧告が出ましてから一ヶ月の間に何かの回答をする、ということになっておりますので、その結果を私どもは重大な関心を持って見ておるのでございます。しかしあの管理庁の指摘された事項は、当四日市市においても思い当たる節がたくさんあるのでございます。四歳児は保育所にあって、五歳児になるとすっかりそのまま幼稚園に移ると、こういう姿も、本当に保育に欠けるのが保育所において幼稚園にはおらぬ。それ以外の者が入つておるのか、というのも本当に検討しなければならぬことでございます。

とにかく当面の、先ほどもどなたかの何しましたように二年保育ということも解決しなけりやならぬ、そういう問題でございます。昨年から幼稚園、保育所にあふれる五歳児は、なるべく幼稚園に収容するようになりまして、福沢の方と緊密な連絡をとつておるのでございまして、幼稚園の方は昨年度は千八百二人ですか、ことし二百人ばかり五歳児がふえまして、幼稚園の方もいま二千一人と記憶しておりますのでございます。それだけの増加になりましたので、ある地区ではどうしても保育所の学級数をふやさなければならないというので、一園につきましては、今まで例のないことでございますけれども、にわかに教室をつくって園児を収容する。他の園につきましては、今まで例の受け入れをしようと、こう思つて市長部局とも緊密な連絡をしておるのでございます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） ただいま、それぞれ市長、教育長からのお答えがございましたが、福祉部としての現在の考え方、今後の進め方等についてご説明をさせていただきます。

五十一年度の保育所に希望されております現在の数は、大体五千五百人を超えております。それに対しまして、私立の保育所の措置定数が四千四百七十であるわけですから、数字的に申しまして千名を超えるを得ないという状況でございます。もちろんこれにつきまして、各地域のそれぞれの保育所に申し込まれた歳児別の数を見てみると、この一千名の数は大体五歳児の要望の数と似かよってまいります。ただ、先ほどからお話をあります幼稚園への誘導につきましては、給食の問題、長時間保育の問題等がございます。これ等については、今朝来のご答弁の方向で教育委員会ともお願いをし、教育委員会の方もご検討を進められておられます。したがって、私どもは現在の申し込みにつきましてそれぞれ所得、あるいは家族構成、あるいは保育に欠ける等の基礎調査をいたしながら、二月に入りまして面接を行います。そうして審査会にかけまして、三月初旬には保育所の入所の決定をいたしてまいりたいと思います。

したがって、教育委員会との調整等につきましては、来年度教育委員会がお考えの幼稚園の学級増と、いま申しましたような地域の五歳児の問題、さらに今後やはり幼稚園、保育所の方向を位置づける中では、幼稚園、保育所の建設を十分にすりつけながら、いまの基本的な考え方に対応していくべきであろうと思います。もちろん早急に保育所整備を必要とする地域につきましては、これが整備に努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山口信生君） 宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君 重ねて皆さん方、質問をお許し願います。

私は、先ほどの質問の中でもまだ満足な回答をしていただいたとは思っておりません。もう少しポイントを押さえ、簡略にお答え願いたいと思います。

前の質問ではあえて触れませんでしたが、体系的な福祉の推進を期待するにあたりまして、福祉部内の事務の分掌を一べつしますと実に複雑になつております。新しい制度ができてくるたびに、やれそうな課へほつつけたという感じがするのであります。

たとえば、一人の老人が訪れたとします。わけがわからないからまず福祉事務所へあらわれます。社会課へ行きます。一つの用が済みます。このことでしたら国保年金課へ行つてください。それからあのことは社会福祉協議会へ行ってください。社会福祉協議会へ行きます。やっと一つ納得がいきます。こんなぐあいに、いわゆるたらい回しになつておるわけでございます。

そこで、福祉の見直し、体系づくりを機会に機構を改革していただきたい。そして一ヵ所へ行けば大体一般的な相談は片づく総合窓口をつくっていただきたい。このことについて、明確なご答弁をいただきたい。

次に、一応五歳児を幼稚園へ誘導する計画、来年度以降における幼、保の建設計画についてお聞きしたいのですが、さらに具体的に来年度保育所の四郷地区、特に笹川団地、桜地区、特に桜団地における超オーバーをどうするか、ということなんですが、私はここで数字的に桜の幼稚園を例に挙げますと、三学級の定数で九十五名の入園希望者を求めてみえるということを知つております。そこで、定員までは百二十名あるだろうと。であれば、今度はローズ幼稚園でございますけれども、これは百九十名のいわゆるその入園希望者でございます。こういった中で、百名

以上のいわゆる差がどういうふうにして出されるかということになりますと、やはり五歳児を収容しただけでも二十五名この解決ができるという数も出てくるわけでございます。こういった超オーバーを五十一年度当初にどう処理するのか、重ねてお尋ねします。

さらに幼、保を見渡すと、保育園においては障害児を拠点としておると、一般とに分けて障害児保育を積極的に進めているが、幼稚園における取り組みはどうなっているのか、幼稚園は教育の場であることは承知しています。が、教育にたえる五歳児の障害児もいるはずであり、幼稚園における障害児特別クラスを設けて就学前の教育をすることにより、小学校へ入っての特殊教育もさらに成果を上げやすいものと考えておりますが、この点について教育委員会としての決意をお聞かせ願いたい。

先ほどまでに質問しましたことは、本当にやる気になればできることであり、今後四日市当局の姿勢をお聞かせ願って第二回目の質問を終わりますが、なお教育民生委員長はじめ委員の皆さま方におかれましても、五十一年度よりこういった幼保一元化ができるような基礎をつくっていただけよう、委員会でよろしくご審議をお願いして質問を終わります。

なお時間がございましたら、ちょっと意見を述べさせていただきます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 福祉部門の体系的な事務分掌によって窓口を一元化せよ、ということでございます。従来も福祉部門におきまして窓口の分岐が多過ぎるとか、あるいは複雑過ぎるというような苦情も出されておりまして、改善に努めてきたのでございますが、なおこの点につきまして、機構を改めることによって全部が全部解決できるかであります。

きないか、私もまだ自信はございませんが、でき得る限りひとつ努力して簡素化いたしたいと思います。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 福祉関係につきましての笛川団地あるいは桜団地の保育所建設について、というお尋ねでございますが、先ほどご説明いたしました五十一年度の保育所希望者の中で、桜の地域、あるいは四郷の笛川地域につきましては、団地の関係できわめて多い数字が出てまいっております。この点につきましては、まず笛川団地につきましては従来から住宅公団と用地確保の折衝をいたしておりましたが、すでにその位置及び敷地の確保はいたしております。また桜団地につきましても、県の住宅供給公社との間に用地の確保についての話はいたしております。もちろんこれは両方とも無償という条件で折衝をいたしております。

したがって、今後園舎の建築にかかる問題といいたしまして、住宅公団については五省の協定がございます。すなわち自治省、大蔵省、厚生省、文部省、建設省ということで、団地急増に対する五省協定がございますので、これを活用しながら住宅公団に譲り受け譲渡の契約の話を進めております。また県の住宅供給公社におきましても、この五省協定の精神を準用していただけるようにいま折衝いたしておりますので、その日程をつけて、早期に建設にかかるまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 幼稚園における障害児保育についてのお尋ねでございます。

今まで幼稚園につきまして、障害児なるがゆえにお断りをしたという事例はないようでございます。幼稚園がご承知のように知的な要素はほとんどなしに、遊びを中心とした保育をやっておりますので、知恵おくれの子供が幼稚園におりましてもそんなに問題にならなくて、今日に至つておるのでございます。

ただ、保育所におきましては障害児保育が三ヵ所ございます。そのほかにも障害児が義務教育へ入つてくると、こういう問題が、昨年から顕著に起つてまいりましたので、その四小学校につきましては、介助員を特にお願いいたしましたして、特殊学級の中で障害児の教育をしておるのでございます。

今度新しい問題としてどういう障害児が幼稚園に入らうとしておるのか、その実態はまだ私つまびらかにはつかんでいないのでございます。その該当者が軽度であるか重度であるか、そういう実態も調査いたしまして、福祉の方とよく連絡をしていきたいと思っておるのでございます。

○議長（山口信生君） 宇治田良市君。

〔宇治田良市君答壇〕

○宇治田良市君 もう最後は意見にとどめますが、簡単にやらせていただきます。

市長さんはじめ教育長さん、本当にいろいろ質問の中で答えていただきましたが、やはり五十一年度から幼保を一元化するという基盤的な立場に立つた、ひとつ行政を行つていただきたいということなんです。だから、それにはやはり縦割り行政のなわ張り争いじゃなくて、横の連絡、福祉と教育委員会、こういったところが密接な連絡をとりながらやっていただき、ということが一番大事なことであり、先ほど来から言つてますように、どこの課へ行つたらまたこっち行けとかいうようなことにじやなくて、やはりそういうふうな一つの過程を踏まえた上で、皆さんが市民のサービスということについても、本当に市民の立場に立つた気持ちでその行政面の縦割り、横割り、こういった諸

連絡がとれるような形の改革をしていただきたいことを、要望しておきます。

以上で、終わります。

○議長（山口信生君） 森 安吉君。
〔森 安吉君登壇〕

○森 安吉君 通告に従い、四点ほど質問させていただきたいと思います。

市民の健康と医療についてというわけですけれども、まず最初に、医薬品の調剤のできる者はだれであるのか、また医師あるいは薬剤師とはどのような使命を有するか、これらについて簡単に説明しておきたいと思います。

医師は、医師法により医師国家試験に合格し厚生大臣の免許を受けた者で、医療及び保健指導を行い、国民の健康な生活を維持していくことを業とするものであります。また薬剤師は、薬事法により薬剤師国家試験に合格し厚生大臣の免許を受けた者で、医薬品の調剤、供給その他薬事衛生をつかさどることにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものであります。

薬剤師についていま少し詳しく申し上げるならば、薬品の創製、生産、管理を目的として研究する学問で、広義に解釈すれば医学に含まれますが、医薬分業のたてまえから薬学部として理論薬学と応用薬学に大きく分けることができるのであります。特に、戦中戦後新薬の登場や医薬品の目覚ましい普及ぶりなど、社会情勢の急激な変化に伴い、薬剤師に関する規定を身分法として医薬品の基準検定、その取り扱いなど規制されております。したがいまして、医師の処方せんに基づき医薬品の調剤をして患者に投与し、不幸にもその患者が死亡したとき、あるいはアレルギー体質かどうか確認もせず調剤し、患者に服用させた後副作用が起きたときには、薬剤師は刑事的道義的責任があることは言うまでもありません。

以上のことを頭の中によく入れて、次の質問にお答え願いたいと思います。

老人医療の無料化に伴い支払い基金から七〇%、社会保険、これは四日市の住民だけですが、社会保険から三〇%支払うことになります。そのような複雑な手続は近く簡素化されるようですが、よろしいが、薬剤師は保健薬局として再三説明会を開いており、医師会も同じことだと思います。このようことで、医師会は約六百万円の助成を出しており、薬剤師会へはゆえ一銭の助成もなさないのか、お尋ねしたいと思います。

二番目に学校薬剤師についてですが、学校薬剤師はブルの水質、給食室あるいは学校の備品、医薬品等の検査を行い、学童たちの健康な生活を確保する責任があります。現在、この検査について検査室もなく困っている状態であることは、市長もご存じのことだと思います。市民センターの一部を改造して検査室をつくっていただきたいと思いますが、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

三番目に、休日応急診療所の開設については本当に今月二十八日ですか。新聞によりますと二十八日から行うという記事が出ていたわけですけれども、本当に喜ばしいことだと思います。しかし、これまでの薬剤師会と市側との交渉状態、経過をひとつ説明していただきたいと思います。

四番目に乳幼児の医療についてですが、現在患者の立てかえ払い、患者がいわゆる立てかえ払いをしているわけですけれども、直接市から医師に支払うことができるようにしていただきたい。これは、患者の不便を解消するようひとつぜひお願いしたいと思います。お考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見斎君）登壇〕

○市長（岩野見斎君） 検査室の問題は突然伺いましたわけで、何の準備もしておりませんので、十分これは研究いたしたいと思います。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 一番最初にご質問のありました老人、身障、乳児の公費医療の関係で、関係医療機関に大変ご協力をいたしておるわけでございますが、薬剤師会の方々にも契約更新の際いろいろとご無理を言ってご助力をいたしておらぬことは、深く感謝をいたしておりますが、レセプト整理を基準にいたした補助ということで今までいたしておらない点については、今後十分検討をし何らかの対策を考えてみたいと思っております。

なお、乳幼児の償還方式につきましては、ご承知のように県と市の、要するに県下一律の公費医療制度でございますが、老人のような現物方式でない点についてはご指摘のとおりでございますが、今後十分県とも協議をしながら、また医療機関との関係もございますので、さらに県に働きかけながら検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（山北彰君）登壇〕

○環境部長（山北彰君） 休日診療所の開設にあたりまして、薬剤師会との交渉の経過を報告せよということでございますが、休日診療所につきましては、昨年来前任者がいろいろ医師会と交渉をしておりまして、私この四月に引き継ぎを受けたわけでございますが、その時点におきましては、まだ医師会の方では休日応急診療所を開設するという方向へ話が煮えていなかつたんでございますが、いろいろと市長、助役、公室長等ご協力をいただきまして、八月ごろにようやく医師会の幹部の皆さまが、やはり何とかしていかないかんなあ、というような気持ちになつていただき

たようでございます。

しかしながら会員数もたくさんありますし、十数年間の在宅医制度でいろいろと医師会の会員の皆さんも苦い目に遭つておられるようでございまして、なかなか医師会の内部でも話がまとまらなかつたわけでございますが、十月の初めに役員さん方の段階でござりますけれども、場所を従来市からお願いをしておつたような形ではなくて、市が場所を設置して、そこへ医師会員が応援して出るという形で、まず医師会の会員に話を進めていこうと、大分皆さんにもわかつてもらつたようだからというような話がございまして、その十月の初めの時点では薬剤師会の会長さんにも、開設の方向にやや明るさが見えてまいりましたので、その際にはご協力をいただきたいということでお願いをしたわけでございます。

しかしながら、その時点ではまだ開設をいつするか、あるいはどういう程度でやるかという点につきましては、決定的なものはございませんでした。その後いろいろと詰めまして、十一月の末にようやく開設をしようということころまで医師会の会員の皆さんとのころまでまとまつたと。したがつて、早速準備を始めなさいということでございまして、早速十二月の一日に薬剤師会長さんのところへ状況報告かたがた協力方をお願いに行つたわけでございます。それまでの私どもも、具体的な案いろいろ医師会とも折衝しておりますが、薬局のあり方などにつきましていろいろの意見がございまして、あるいは処方せん発行にしていくかも知れない。あるいはまた薬局を開設してやるかもわからぬ。多分薬局開設になるだらうけれども、処方せんを出す場合もあるかも知れないから、そういうことについても医師会のご協力を得るようというようなことも聞いておりましたので、薬剤師会長さんのところへお伺いしたわけでございますが、薬剤師会長さんの方では、一切まとめて薬剤師会へ頼むか、ないしはそちらでやるかどちらにせよ、中途半端の頼み方では困るぞということでおございまして、私どもも開設設置は市がいたしますけれども

も、管理者は医師会長になつていただくなつておりますので、医師会ともよく相談をしたわけでございますが、十二月八日に医師会の担当理事の方から薬局関係のこと、あるいは医局関係のこと等詳細に案が提示をされまして、大至急準備に入ったわけでございます。

十二月九日に、薬剤師会の保健薬局部会が保健所でございましたので、そこへ課長がお邪魔いたしまして、いままでの経過をご報告するとともに、今後のご協力をお願いしてまいりました。その後、今回の議案にも出ております休日診療所の運営委員会に委員として薬剤師会長さんにも委員をご推薦いただきたいということを、先般課長が参りましたところが、これについてはいろいろと意見もあるのでということでおございました。私どもといたしましては、でるべき市の方で要員も確保して、店を開いておられる薬剤師さんに交代、交代で出てもらわんならぬようなことにならぬよう努力をしたのでございますが、一方におきましては処方せんが発行されるかもわからないというような事情もございましたが、医師会の方にも、なるべく余り薬剤師さんにご無理のかからないようにお願いをしたい、といふふうに話はいたしております。しかしながら、どういう先生方が交代で出ていただけるか、まだこれから問題でござりますので、ことによりますと、いまのところ薬剤師会長の方にはお願いのしっぱなしという形になつておりますが、今後もよろしくお願ひしたいと思つております。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 森 安吉君。

〔森 安吉君登壇〕

○森 安吉君 ただいま市長から、検査室は突然のことであつていうようなことですけれども、検査室があるのかないのかは知つてみえるだらうと思います。学校薬剤師会が三浜小学校の一部を借りて、細菌培養とかあるいは水質検査、

いろんな仕事をしておるわけですが、学校側でそういうことをやりますと、非常に先生方もいやがる。ばい菌が培養されてそれが蔓延しやせぬのかと、いろいろ心配があるわけなんです。だから、現在は港管理組合の衛生センターを借りて検査しているわけなんです。あるいはまた、津まで行って検査をしたりしているわけでございます。ぜひ、

国体も終わって市民センターもずいぶんあいておることですから、そこで一部改造して検査室をつくっていただきたいと、こういうふうに思います。それは市長さん、初めてだって、そんなもんようけあいしているんだから、すぐできるわけや、金さえあります。金つくるのはあなたの商売やから、それを早いとこしていただきたいと、こう思います。

それからまた休日応急診療所、いま環境部長さん上手なこと言つてみえましたんですが、実は薬剤師会といろいろ交渉結果はここに日にもつけて全部書いてあるんです。うそをいつとたらあかんですよ、これは。私は何もかも知ってるのやから。そういうようなうその上手なごまかし方は、私はいけないと私は思います。九月三十日に、十二月初旬を目標で開設をしたいので、県内の他市のように四日市薬剤師会も全面的な協力方を要請していると、こういうことを書いてありますし、また医師会との約束処方、これにつきましてもどうなつてているのかと、薬剤師会長が三回も市に訪れてその報告をその都度報告してくれといふことも申し出ております。にもかかわらず、勤務薬剤師を採用したからそんなものはもう必要ないんだとか、またいろいろ薬剤師会に對して責任を完全に持つていただけるかとか、勤務薬剤師が休んだときだけは薬剤師会の方で薬剤師を派遣してくれとか、こういうような言葉も出ております。薬剤師が休んだときのみ薬剤師会でもって責任を持てと言われても、これはちょっと困ります。だから、薬剤師会長がお断りしたわけでございます。そのときに、十二月一日ですけれども全面的に今までのことを他意があつて発言したわけでないからお許しを願いたいと、全面的に責任を持って協力してほしい、と再度また要請しておるわけなんです。それが、突然に今度は十二月九日に薬剤師会の会の方へ来て、いろいろと報告をしてみえるわけですけれども、とに

かく四日市市が四日市薬剤師会に対して、休日応急診療所に参加協力を懇請しておきながら、薬剤師会側が全面的にこれを受け入れて、小人数の薬剤師で年末年始、これも出席できるように人選までしていったのに約束を破棄してくると。こういうことでは、薬剤師会の名譽を本当に傷つけたことと私は考えております。こういうことについて許されることではありませんので、どうかその点、市長さんにひとつご答弁を願いたいと、こういうふうに思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） そういつたきさつは、私全く知らなかつたんでございますが、そういうおっしゃるとおりのことであればまことに申しわけないと私は思います。

○議長（山口信生君） 森 安吉君。

〔森 安吉君登壇〕

○森 安吉君 えらい簡単にあしらわれて、一年生議員やと思うてなめると今後も徹底的に追及していきますので、その点ひとつよろしくお願ひしたいと思いますが、いままでいろいろお尋ねしたんですけども、老人医療の方は医師の処方せん調剤が多いと、薬剤師会へは年間十三枚しか回つてないので補助金が出せないとか、あるいは助成金の要求をしたけれどもトップクラスで倒されたとか、そういう話も聞いておりますが、市長さん、本当に四日市市民の健康ということについて考えてみえるのかどうか、ひとつそのご返事をしていただきたい。

最後に、医師、歯科医師は一定の場合に自己の処方せんによってみずから調剤する場合以外は、原則として薬剤師でなければ販売または調剤できないことを申し述べて、質問を終わりたいと思います。

○議長（山口信生君） 森君よろしいか。

○森 安吉君 市長さんは、市民の健康について本当に考えておるか考えておらぬのか、それをひとつ答弁していただきたいと思います。

〔笑声〕

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君） 登壇〕

○市長（岩野見齊君） 私は、十分考えておるつもりでございます。

○議長（山口信生君） 山路 剛君。

〔山路 剛君登壇〕

○山路 剛君 通告に従いまして質問いたします。

市の社会福祉協議会の組織並びに内容の充実強化について、市長の根本的な援助姿勢、構想について、お尋ねいたします。

します。

私は、市の社協の関係者の一人として市当局の指導性にいささか最近弱体傾向が見られ、まことに残念でなりません。いまさら私が社協の意義、目的を申し上げるまでもございませんが、昭和三十一年方面委員が民生児童委員として解消され、民生委員後援会として法外援助護事業を実施活動を続けてこられたのであります。社会福祉協議会の社会福祉事業の多様化と総合的な機能を発揮するためには、民生委員協議会だけではなく民協を中心とした公私各種団体の協力のもとでご参加を得なければならないと、幅広く協力を求めて、昭和三十二年三月新しく発足をいたしましたのでございます。ご承知のように、社会福祉協議会は住民が主体となり、地域の実情に応じた住民福祉を増進する実質的な目的を持つ組織体であります。常に地域の福祉にかける状態や環境、ニードを明らかにし、行政が行う福

祉施策に対して、住民側の立場から行政サービスの活用協力を促進する、行政の補充的な役割りを含めて行う団体であります。昭和四十一年七月、社会福祉法人として認可を受けましたが、その時点からいままでには見られないような市当局、または関係者のご協力をいただくことができたのでございます。

そこでまず初めに、社協の組織の強化と事務局体制の確立に努め、当時助役の立場であられた岩野現市長の深いご理解と協力によって、事務局長を迎えて、社協職員の基本的な人件費も市より助成されまして、まことに手厚い助成指導をいただき、よって市社協としての実質的な軌道に乗ったのでございます。まず初めに、各種参加団体の社協構成員としての位置づけやら、また地区社協活動の進め方、または市の行政と社協との協力体制とを図るために、いままで行ってきた形式的な社会福祉大会、これは年に一回福祉に対する協力者に表彰状を渡す、形式的な大会でございます。それを改めまして、一般市民を対象とした社会福祉研修集会を、四十四年度より年二回ほど開催をしてまいりました。いろいろ部会におかれまして、青少年問題の関係または老人福祉の関係、または環境浄化の関係、そしてまた交通対策の関係とか、各部会に分かれて幅広く市民の参加をいただきまして勉強したのでございます。本日のこの行政の方に答弁としておられる方々も、それぞれの立場で講師としてご参加をいたいでおるのでございます。

その時点におきまして、調査活動として民協の方々に身体障害者または独居老人、寝たきり老人、交通遺児、そしてまたボランティアの発掘調査等を行つたのでございます。そこで、全市的な市民のニードや状態を知るには、どうしても社協一本では困難であるために、地区社協という地域的な組織をつくっていこうと、精力的に働きかけをやつたのでございます。幸いにして、行政の出張所長さんまたは連合自治会の深いご協力をいただきまして、各種団体のご理解もあって、十二地区に地区社協が結成したのでございます。

その後いろいろ活動を続けまして、全国の社会福祉協議会より全国表彰を受け、文字どおり三重県一の社協である

と発展をしたのでござります。

その後、事務局と職員の充実を図り、從来市の担当としておられました福祉団体事務または民間団体のお世話等を市の社協で担当し、市民の理解を深めてきたのでござります。

そこで、以上申し述べましたことを踏まえて質問をいたしたいと思いますので、温かいご答弁をお願いしたいと思います。

まず初めに、事務局体制の確立。從来市当局のご理解によるものではあります、市社協構成員の立場と常務理事としての現在の事務局長に、事務局的な総括的な実権を握っておられますので、この事務局長欠員に対するお考えについて、お尋ねしたいと思います。

次に市社協の組織及び内容の充実策について。現在社協の実情は、日常の本当の事務処理に追われまして、局長不在のために何一つ将来性を考えることもできなければ団体の世話もできないような状態でございます。何とかして福祉に明るい専門的な、そして福祉関係に情熱のあるよき指導者を、部課長級の方を何とかしてご選任いただきたいというのが、私の願いでござります。その点についても、お答えをいただきたいと思います。

次に、社協の自主財源と社協職員の給与体系についてでございます。余りに人が喜ばれない香典返しの寄付金、そして共同募金の還元金がわれわれ社協の唯一の財源となっておるのでございます。自主的な会員制度をとらなければ、というので、広く市民に呼びかけまして、会員または特別会員とか法人会員とか進めてまいりましたが、なかなかわざかしか集まらないのが現況でございます。先進地に行きますと、川崎市では二千万の予算を、また豊橋市は九百万の予算を福祉競輪、福祉競馬をもって開催されており、予算化されているのでございます。四日市におきましても競輪が行われておりますので、競輪事業の増収を図るとともに福祉競輪の実施を強く要請するものでございますが、こ

の点についてお聞かせを願いたいと思います。

なお、社協諸君の人事費についてでございますが、行政の補助的な役割りを果たす、ほとんど市職員と同じような仕事をしておるのでございますが、それについてよくいままでも検討はされておるんでございますが、何とかして市職員に近いような給与体系をお願いしたい、と思うわけでございます。そこで、八月ごろだったかと思うんですが、福祉基金の構想について市長が新聞に発表されましたことを聞き覚えておるわけでございますが、その構想についてひとつお尋ねをいたしたいと思います。現在、四日市市におきまして子供さんの善意銀行というの、十一年ほど前に子供会育成者によってつくられております。これは、文字どおり子供のための子供を中心とした善意銀行でございます。広く市民のそういう善意をいただき、そして福祉に欠けた者に温かい手を差しのべるというのには、現在の社会課長、桜井課長とも話し合ったんでございますが、この子供善意銀行を発展解消して四日市善意銀行として、広く市民の福祉をそういうお気持ちをいただき、そういうことをやつたらどうかという話し合ったこともあるんですが、この点につきまして、さきほど申しました福祉基金の問題、善意銀行の問題等についても、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、これは先ほどから古市議員または宇治田議員から質問がありましたが、市の総合計画の中でのコミュニティ市民センター構想について、これも、現在社協がやっております中でやはりただいまいろいろ施設の問題で、公民館または出張所等を改装する等を言わされましたんですが、そうじやなくして、やはりその建物でなくしまして、やはりそういう地域組織というのは、やはり地区社協が一番適当じゃないかという感じも受けるわけでございます。その点で、地域の地区社協、現在十二地区でございますので、全市にひとつこの地区社協をつくっていただきまして、そして市民こぞって大きな福祉活動をやって、大きな輪を広げていったならばいいんじゃないか、ということを考え

ておるわけでございます。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後三時十六分休憩

午後三時三十一分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉部長

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） ただいまの社会福祉協議会についてのご質問にお答えをさしていただきます。
ご指摘のありましたように、市民の福祉に対します要請は複雑多岐にわたっております。この要請に対応するために関連施策の体系整備、これに伴います市が負担すべきあるいは分担すべき施策と民間福祉団体の活動する分野との連携をきめ細かくいたしまして、福祉の実現を図っていくというのがきわめて重要なことであるという点でございます。このことは、実は社会福祉協議会そのものの法律的根拠につきましては、すでに十分ご存じのように社会福祉事業法から生まれておるわけでございます。すなわち、社会福祉事業というものは、応援、育成、または更生の措置を有するものに対し、その独立心を損ねなく、正常な活動をするということで、それぞれ行政の負担すべき分野として民間福祉団体とのおのずと協調と独立性ということをうたっておられます。したがって、市におきましてもこの考え方方に立脚いたしまして、できる限りの協力をいたしておるわけでございます。したがって、社会福祉協議会の年間

予算大体いまのところ二千六百万ばかりでございますが、このうちに現在市が八百二十万の補助金をいたしておるわけでございまして、この主なものは人件費として三百六十万ばかりを支出しております。そのほか事業事務費として三百十二万の支出をいたしておるわけでございます。社協独自の財源といたしましては、共同募金の配分金を主体にいたしまして一応運営をさせております。

ご指摘にありましたように、社協のやはり育成の根幹をなすものには、組織体制、人材確保という問題があろうかと思います。もちろん、これを裏づけますところの財源の問題は言うに及びません。したがって、われわれといたしましても、事務局体制の確立のためにはやはり社協を組織しております社会福祉団体、すなわち評議員の方々、またこれから生まれてる理事会等の構成をもちまして、銳意これが体制に検討を加え、これが解決を図ってまいりたいと思いますが、残念ながら目前のところ、ご指摘のありましたような事務局長の欠、そして事務局体制の弱体ということについては残念な状況でございますが、ただいま理事会等におきましても、これが解決のための努力を払っております。したがって、今後理事会を中心にやはり社協体制の確立を図ってまいりたいと思います。

もちろん、これがためには事務局職員の給与の問題がございます。市といたしましても、先ほど申しました人件費補助といたしまして、大体社協職員の約六割の補助をいたしておりますけれども、要はやはり社協職員の給与体系につきましても、今後新しい方法あるいは運営を中心にして一つの人事費体制を確立すべきであり、それには、裏を返せば、社協の財源確保という問題にならうかと思います。こうのことにつきまして、ただいまご報告いたしましたような理事会を中心にしながら早急に解決を図ってまいりたいと思っております。

これがためには、一つの下部組織団体である地域社協の育成の問題と地域社会と市社協との関連を明確にしながら、これを確立することも必要であろうと思います。また、市の助成についても、いま言った考え方を踏まえながら、で

きるだけの育成を図るべきであろうと考えます。

また、先般来から一つの構想として打ち出しておりますところの福祉社会基金の問題につきましても、やはり社協に一つの事業が伸びていくための施策をどうするか、あるいは社協職員の人才確保、育成のためにこの資金をどう使うかというような問題があります。したがって、そういうような総合的な管轄の中で今後の社協運営をいたしてまいりたいと思います。

ご指摘のありました点十分踏まえながら対処してまいりたいと思います。以上です。

○議長（山口信生君） 山路 剛君。

〔山路 剛君登壇〕

○山路 剛君 答弁をいただきましたが、何もかも私たちの願いは部長はお見通しでよくわかつておるんです。しかしながら、誠意がないといいますか、やはりこういう時代であるのか、われわれに対しても本当に理解が少なくなつてきただというような、最近そういうことを特に感じるわけでございます。

また、福祉競輪の答弁がなかつたんですが、それもひとつお願ひをしたい。先般も教育民生委員長の伊藤議員から、私も社協の理事だけれども、まだことしになつてから一ぺんも会合がないなというおしかりをちょうどいたしました。私もいまは理事ではございませんが、事務局長がとにかく半年も七ヶ月もいらないんだということで、まだ本当に日常の事務処理に追われて、そういう理事会さえ開いていないという現況でございます。いま部長は、何とか福祉に対するあらゆるできるだけの協力はすると言われますけれど、やはりこのような状態ではできるだけかということで、非常にわれわれとしては残念でなりません。

また、いまの給与体系でございますが、以前よりは大分よくしていただきました。これは感謝しておりますんでござい

ますが、やはり行政と同じような仕事をしておるという立場、また行政の方の考え方では、市の方の職員は大学出てから市のむずかしい試験にパスして入ってきたという有能な職員であるという考え方を確かに持つております。しかしながら、同じような仕事をやっておる関係で、どうしてもそれに近いような給与体系をとつていただきたい。豊橋市におきましては、事務局長は十七万円の給料をいただいておると聞いております。そのような大きな金額やなくともいいんでございますが、現在職員の中で大学出てからちょうど六年毎日のように社協におりますけれども、もう少し給料を上げてもらえぬと結婚ができないと。生活が安定しないということは、やはりこういう大事な社協仕事に尽瘁することができないと。自分の生活を安定し、そして社協の仕事を一生懸命やっていただきこうというのがわれわれの願いでございますので、その点もひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それから、福祉基金の問題のご答弁がありましたんですが、なかなかむずかしい問題ではあるかと考えますけれども、やはり皆さんがそれぞれ市民として何かできることがあれば、そういう善意をしたい、奉仕的なこともしたいという考え方があります。ただ、お金だけやなくして、労力奉仕とかまたは要らないものを持ってみえましたり、いろいろあるんでございますが、先ほど申しましたように、現在子供の善意銀行は子供を対象としておりますので、幅広い市民の善意をいたくことができないので、やはりこういう福祉基金という名案が出たのですから、これを基金制度やなくして善意銀行的な発展をひとつぜひともお願いしたい。

その反面、先ほども申しましたように、現在福祉基金の社協運営の本当に唯一の財源となつております香典返しの寄付金とか、またいろいろ何かおめたがつた場合、または事あるごとにそういう善意も寄せられておりますけれども、そういう点で福祉の方がある程度運営をされておるんでございますが、そういう善意銀行または福祉基金制度ができました場合に、社協の方の財源はますます苦しくなつてくるんじやないかと。またそういう市民の善意でもつ

て給料体系に充てていくこと自体がおかしいんやないか。やはり給料的なものは、基本的なものは市の方でひとつめなんどうを見ていたい、そういう市民の善意はかけた者に対して暖かい手として差し伸べていく資金にしてはどうかと思います。

いまの福祉競輪のことにおきましても、やはり他の地区ではそれをやつておられますので、現在も競輪事業は余り四日市は芳しくないと聞いておりますが、何とかひとつ競輪事業の発展、増収を図られまして、年に一回の福祉競輪をぜひともやっていただきたい。福祉競輪について、再度ご質問をしたいと思います。

○議長（山口信生君） 産業部長。

〔産業部長（斎藤久美君）登壇〕

○産業部長（斎藤久美君） 社会福祉協議会の自主財源の確保という問題で、福祉競輪の開催を考えたらどうか、他の都市におきましてもやっておられるということでございますが、このことについては他の都市の実態をよく調べてみなければ、私も十分よく承知をいたしておりませんが、たとえば記念競輪等で何々記念とかあるいは何々一といふ形で銘を打ったような競輪は制約がございます。そういう意味からいきますと、福祉競輪というのも一つ問題があるうかというふうに理解をいたしております。

細部にわたりましては、調査をいたした上で処置を考えたいというふうに考えますが、ただもうかつた財源の配分として福祉関係にという議論については、財政の中でお考えをいただくべきものであろうというふうに思つております。

○議長（山口信生君） 山路 剛君。

〔山路 剛君登壇〕

○山路 剛君 ただいまご答弁いただきました福祉競輪をやるということにつきまして、競輪の収益の方からということで考えたいというご答弁でございましたが、それで結構でございますので（笑声）理解あるご協力を本当に願い申し上げたい、こう考えるわけでございます。

なお、会費の増収というのでいろいろ市民の皆さん方にお願いしてございますけども、現在ほんどの方が福祉関係の方から会費をいただいております。たとえば、民生委員さん、保護司さん、そしてから老人クラブの役員、こういう四十一団体の参加をいたしておりますので、そういう中の役員さんからほんどの会費をいただいております。また、私どもに不勉強なところがございまして、法人会員というので趣意書を回さしていただきましたが、なかなか詰めに入らない、特にこういう不況になつてまいりましてもうそこそこやない、われわれは寄付団体やないんだというのでおしゃりを受けた会社もございます。そういうことで、できれば、市民の心ある方でやはりまだ知らない方がありますので、一千円や二千円の会費を幅広くまた今後お願いすると思いますので、議員の皆さん方もひとつご参加をぜひともお願ひ申し上げたい。（笑声）よろしくお願ひいたしまして質問を終わらしていただきます。

○議長（山口信生君） この際報告いたします。

粉川、天春両君から一般質問の発言順序変更の申し出があります。ご了承を願います。

天春文雄君。

〔天春文雄君登壇〕

○天春文雄君 ただいま議長のご報告のように、会派の都合によりまして粉川議員と交代して先に質問に移らしていただきます。

第一項、Y・K・K問題の展望について

たびたびお目通りするY・K・K問題は、本年六月議会の坂口議員に次いで二回目の質問であります。地元民にとっても本当に何のための開発であったのか。メリットも何もあったものではない。昭和四十三年秋より始まつた開発交渉は、九鬼前市長の公害問題に終止符を打つために提唱した内陸工業の第一号として華々しく登場して脚光を浴び、現市長が助役として大活躍され、市を仲介として調印式を昭和四十六年一月十一日に済ませ、新聞紙上に大々的に取り上げられ、その席でY・K・Kの専務をして、一年後には工事に着手して期待にこたえたいと言わしめて、地元民を安心させたものです。にもかかわらず、その後の二年間は少数の地主対策に完全にブランク期間として経過し、その後のY・K・Kは急速な高度経済成長の波に乗り、おくれまいと待ち切れずに、四日市を捨て東北、四国、九州と土地獲得に奔走し、会社は値上がりを待つ不動産業者ではないと言ひながら、結局は資産の増大につながっている事実は隠しあおせるものではない。現在の保々の地価は、確実に当時の四倍になっている。五年間の金利を払つても楽に元の取れた事業であったわけで、その資産は十億円をオーバーするという計算となる。Y・K・Kの進出に備えて、その用地の西側五万坪ほどを工業専用地域に指定し、また関ヶ原線は三百六十五号線の国道として見直され、朝明川に注ぐ古城川も災害関係事業として大幅に拡幅されて、Y・K・Kの条件は十分満たされつつある現在ではあるが、会社の反応は本年八月十二日の地元代表の促進方要請にもかかわらず、年の瀬の迫つてゐる現在でも、なお損害賠償も辞さないとする地元と会社の板ばさみにあつてゐる仲介者としての市長の苦衷は申すまでもなく、地元民からは、最後の責任者は紹介者のおまえになるだらうと言われる小生の立場も、苦痛の連続の日々に終始している。これを解消するには、市独自の年次計画を立てて手をつけられることから手をつけられてはほし。たとえば、グランドを新設して地元の利用の便宜を図るなど、地元に活気を与える方法は幾らでもあると思う。どうか無為に日々を過ごさず、地元民の立場に立つて細かく考えて行つてほし。地元は、老人、婦人、青年の会社への就職、開発による環

境整備等いろいろとメリットを考えていたはずである。会社への態度としては、市はあくまで市民サイドで国土計画法等も最大限に利用して当たつてほしい。

最後に、次の質問をお伝えする。

一つ、将来操業後の排出予定の公害データを、会社が提出している資料から再確認の意味で改めて説明してほしい。

二つ、中野の誘致委員長で長年の誘致運動に日夜奔走、心労の結果現在不具廃疾者となつた市川正氏の救済補償運動を会社に対して強力に行ってほしい。現在多額の支出を余儀なくされている。

三つ、国道三百六十五号線は、地元に協力態度があれば、ぜひY・K・Kに協力した小牧町南、中野町方面に初めからの約束どおり必ずつけて、開発の一助にしてほしい。

四つ、名前川の改修と付属事業の耕地整理を五十一年度から着手してほしい。

五つ、Y・K・K敷地内に捨てられたごみは、毎年一回は清掃してほしい。

以上五点についてそれぞれお答え願いたい。

第二項、土木課、耕地課関係の材料支給について。

まず、土木課、維持課、都市下水路課で行なわれている材料支給について質問するのだが、この趣旨は、もちろん余剰労力を提供させて最大の効果を挙げる方法ではあるが、材料支給適用地域での最近の状況は当局も薄々感じているものと思われるが、ほとんど兼業農家とサラリーマン家庭の集合体となつてきており、工事を行う日曜日は、ほとんどの家庭はおののの自分たちの用事がたまつていて、工事に出る顔ぶれが婦人たちで多く占められ、勢い工事がしくくなり、少しまとまつた工事だと自治会が一般より金を集め建設業者に請け負わすケースがふえてきておる。当局は市営でやるべきことを、都市では市単で行なわれていながら、なぜ自分たちだけがしなけりやならないのか。そこ

に不公平の疑問がわいてくるわけで、工事も素人の仕事で汚く、耐久力も不足するなどの問題もあり、大いに改善してもらいたい時期に来ていると思うので、お互に同じ市民であれば、公のことは公平に取り扱ってほしいのでこの質問をするわけで、次の一点をお答え願いたい。

材料を支給する地域名の範囲とその根拠理由を承りたい。

次に、耕地課で行われている改良工事は五万円、災害工事は三万円の材料支給の限度。物価アップの時代でもあり、またこの制度は十数年以前のものであり、当局のお考えを承りたい。

第三項、朝明川流域の遺跡を保存するための行政措置について。

現在四日市市内では、遺跡は三百カ所以上あるようで、特に朝明川の流域は市内ではよく保存され、荒らされていないようでもあり、開発もおくれていて、流域の北岸あるいは中流より上流にかけては保存状態もよく、一カ所のそれぞの面積も広く、最近は小学生の関心も高くなっている際でもあり、また流域の各地はまだまだ村落の形態も整えており、ふるさと意識の高揚にもつながり、社会教育課には古谷係長もいることであり、この際必要な遺跡は保存を確実に、開発の進みかけている付近の遺跡は一日も早く保存区域を明示して、開発にも支障、不安を来たさせずにする方法をとる必要があると思われるが、大々的な調査は費用が一坪一万円もかかる関係上、まずはやれる方法としては、必要と思われる遺跡には由来を示した最低五千円はかかるだろう立て札を立てて、関心と保存意識を高め、それはまた盗掘も妨げる手段にもなると思われる。それとひとつ遺跡めぐりのサイクリング道路を、保々地区の西村の丸岡遺跡付近から朝明川の北岸の村落遺跡を見ながら、八郷地区の伊坂貯水池を経て名阪国道付近まで設定してみてはいかがなものか、市長のご見解をお伺いしたい。

第四項、その他。

まず第一点は、国体も盛大、成功裏に終わった現在、このりっぱな国体の記念をするため、国体予算もかなり残っているようでもあり、後世に残るりっぱな記念碑を建てて有終の美を飾ってみてはいかがか。

次に、第二点として、常に通行のたびに思い出すのだが、近鉄駅に入る西側のバスセンターの北側の歩道が雨が降るたびに水浸しで、通行がむずかしくなって、通行人はバスセンターに入つてバスが入つてくる直前を横断するなどひやひやする危険場面を見聞きする場合もたびたびあり、延長三十メートルばかりの狭い歩道もあり、ぜひ高架事業の一環として早急に近鉄へ要請して舗装を完成して、市民に喜ばれるようにしてほしい。以上質問をします。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） まず、Y・K・Kの展望についてお答え申し上げます。

六月の議会で坂口議員のご質問に対して市長よりお答えしましたように、吉田工業は経済事情の激変とかあるいは通産省の行政指導、こういうものを理由に工場建設の時期を決めかねるということを当時申しておったんでございますが、その後市並びに地元の代表の方々より同社に対しまして早期建設を強く要請いたしました結果、現時におきましては開発行為の許可申請の準備のための協議を行つておるのでござります。このために再三技術担当者も来四をしておるのが実態でございます。

こういう問題、特にいま何点か、たとえば市川正氏の救済の補償とか、国道三百六十五号線の問題、あるいは名前川、ごみ、これ以外に西村の団地等の、県の供給公社の団地等の問題もあらうかと思いますが、こういうものを含めまして、年内に一度地元の代表の方々と十分協議をさせていただきたいと、こういうことで現在出張所を通じてお願いをしておると思っております。そういう中でこの問題を解決していきたいと思っております。

次に、公害防止の問題でございます。

詳細なデータはまだわれわれの方へ届いておりませんし、私承知いたしておりませんが、特に大気汚染につきましては燃料消費が非常に少ないとですが、水質の問題については、これは朝明川には排出基準がございますので、この基準以上の水質を排出するよう、今後の開発行為の許可申請等々の中で強く行政指導を行っていきたいと思います。

とにかく、一日も早くY・K・Kにつきましては進出し得るようにして、地元のままでのご期待を裏切らないよう、今後とも一層努力をしていくつもりでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、土木、耕地の材料支給の問題でございますが、担当部長の方からお答えをしますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 道路維持費の原材料費の問題でございますが、四十九年度予算といたしまして一千四百五十万、件数で二百九十七件扱わさしていただいております。五十年度におきましては、ご提案を申し上げております。補正も含めまして千五百万円で二百六十五件ただいまで扱っております。この費目、地元の一部の地域におきましては非常に重宝がられているわけなんでございまして、労務提供を地元において出していただきまして道路の整備をご協力いただいておると、こういうようなことでございますが、現在の状態といたしましては要望にたえ切れないと、といったようなことで、限度額を下げさせていただいて支給しているといった状態であります。いままでにも労務費の支給について議会の方でもご指摘があり、自治会の方からもそういった要望がまいっているわけなんでございますが、当分予算枠の拡大に力を入れさせていただきまして、今後改善策につきましては十分とご検討させていただきました。

いと思っております。

なお、近鉄の駅西の舗装につきましては、駅西広場の計画が実現されるまであいつたような形態でいかざるを得ないということでございまして、市民の皆さんに大変ご迷惑をおかけしておるわけでございます。この件につきましては早速鉄道側に指示をいたしまして、ご要望の線に沿いたいと思っております。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 朝明川流域の遺跡につきましては、ご指摘のようにあの流域には、現在四日市の市内において滅失を免れておる重要な部門が分布しております。これにつきまして保存することは、非常に必要なことであろうと思います。ご提案のごとく、重要な遺跡につきましては立て札を立てたいと考えております。

なお、サイクリング道路の問題でございますが、伊坂ダムを中心とした企画がございますので、将来路線整備のときがまいりましたならば、遺跡保存とその活用といったような側からも十分考慮させていただきたいと考えます。

なお、国体の記念碑ということでございますが、私いたしましては、国体の終わった後中央緑地の前、それから駅前には塔が残っておりますし、子供の彫刻なんかも残っておりますので、特に記念碑ということは現在は考えておりません。

○議長（山口信生君） 産業部長。

〔産業部長（斎藤久美君）登壇〕

○産業部長（斎藤久美君） 耕地課の材料支給の今後の問題ということでございます。

災害復旧の関係の採択基準、これは国で決めたる問題でございますが、いわゆる国災につきましては一件十万円以

上、また小災害については三万円から十万円というふうになつておりますので、そういう関係で、三万円以下の市災についてはそれぞれ個人のご負担でという形で材料支給でお願いをいたしておりますのが実態でございます。また、一般的な土地改良事業につきましては三千円から五万円ということで、昭和四十年に決めまして運用いたしておりますが、大変利用も多うございます。財政等の問題もございますので、今後とも十分そこいらを検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 下水路におきます材料支給の関係でございますが、市街化調整区域内の都市化が進みまして、農業用水路などへ污水が流入する個所が見えてまいっております。また、局部的な浸水個所もございまして、これらにつきましての材料支給を現在行わさせていただいでおるわけでございます。ただいまご指摘のように、これらの個人につきましては原則として請負工事が望ましいものとは考えますが、現在の財政状況から考えまして、現在の材料支給の方式を併用させていただきまして、予算増と合わせまして地区のご要望にこたえてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山口信生君） 天春文雄君。

○天春文雄君登壇）
○天春文雄君 Y・K・K問題でございますが、いまご答弁の様子ですと、公害資料、これが手に入つていいといふことでございますが、これは初步的な交渉段階で必要なものでございますので、現在なれば必ずひとつ会社より公害の資料を詳細に取つてお示しいただいて、書類でお届けいただきたいと思います。

それから、長年やつてまいりまして、市の指導が結局わりあい薄いというような感じを地元民に与えておるわけでございますので、その点を十分お含みいただきまして、何か市の方で強力な指導方針を立てて会社に当たつていただきたいと、こう思うわけでございます。これは特に市長にお願いするわけでございまして、指導方針を立てて、こういうことをやるんやがということで地元に示していただきたいと思います。

年末に一応地元との話し合いをするということでございますが、おっしゃる保々全体の開発問題で相談をしてみたいということでおきます。いろいろそれぞれ開発団地によりまして事情が全部違うわけでございまして、たとえば西村団地にいたしましても、現在申しにくいことではございますが、刑事案件を起こしておきました場合によつてはさらに有力者の方へ波及することも言われておる段階でございまして、これは私個人の意見といたしましては、そつとしておいていただきたい、時期を見てまた協議対象にしていただきたいと、こう思うわけでございます。それで、市のお考えは自由でございますが、その点お含みいただきまして、よく地元の意識を体してご協議いただきたいと、こう思うわけでございます。

それから、Y・K・Kの末尾に申しましたごみの問題は、これは必ず年に一回年末には正月も控えることでござりますので清掃していただきたいと思うわけでございます。

それから、材料支給の問題でございますが、これは三輪助役にお願いしたいんですが、その適用地域、これをはつきりひとつお示しいただきたいと思います。

実は、地元民も申しておるわけでございますが、都市関係の方は全部仕事をやってもらうということで、その地域をひとつ明示していただきたいと、こう思うわけでございます。

それから、私が申したい意向は、結局都市の方と農村の方を扱うのに一つの意識の差があるんじやないかと、こう

いう気持ちがするわけでございまして、時勢はもうどんどん進展しまして、百姓は労働をやるのがあたりまえと、こういう意識は捨てるようにしてほしいと思います。

それから、材料の単価は非常にアップしておるわけでございまして、同じような十年前の条例じゃなくて、物価に見合った単価条例アップをしてほしいと、こう思うわけでござります。ぜひこれはお願ひしたいと思います。

その区域をひとつご明示いただきたいと思います。

以上それだけお願ひいたします。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 滴用地域の問題でございますが、どの地域にこれを適用するというふうには限定しているのが実態でございます。

私といたしましては、いろいろ問題もござりますけれども、特に耕地等につきまして材料支給というのは住民にとっては身近な、本当に直ちにやれる問題でございますので、いろいろ検討はしていかなければならぬと思いますけれども、この制度は何とかよい方法があれば、継続をし、生かして、住民の方に喜んでいただくような方向に持っていきたいと、こういうふうな考え方を持っています。

○議長（山口信生君） 天春文雄君。

〔天春文雄君登壇〕

○天春文雄君 いま助役よりお話を承ったんですが、区域は明示してないということです。そういう気持ちを持つておられるんでしたら、農村方面はほとんど材料支給だけにしてくれということが今までの例になつておるわけでござ

いまして、事業量の多い場合は市単でやつていただけるか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、これも助役にお願いしたいんですが、団地内の遺跡の保存につきまして、遺跡の保存区域をひとつ開発地域の業者に対して明示していただきたいと、こう思うわけです。

保々の場合を例にとりますと、公社が多いんでございますが、公社に対してその範囲、ここだけを市の方としては保存したいという保存場所はよく研究していただきながらぬわけですが全部ここは遺跡だから保存するということでは、開発と両立する方法としては非常に時代錯誤の点があるかと思うわけでございまして、それで大規模開発にはことこここと残してくれということを市が要請していただきまして、はつきりした区分を示していただければ、開発の方も楽に取り組めるんじゃないかと思いますので、その点ひとつご明示いただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 三輪助役の答弁に補足をさしていただきます。

適用地域といいますと、材料支給につきましては全市一円ということでござりますけれども、ご要望のある地域が限られてくるわけなんでございまして、比較的丘陵部地域、新地域といいますか、その方に多いわけなんでございます。道路維持費の中にも工事請負費といういわゆる請負費で全額やる工事があるわけなんでございますが、大規模工事は別といたしまして、周辺工事におきましても比較的市街地周辺の方の件数が多いように私感じているわけなんでございます。この材料支給を、特に周辺地域に格差をつけて支給していると、こういったようなことじやなくして、工事請負費で発注が必要な個所につきましては、予算と見合わせましてやらさしていただきておるわけなんでございまして、今後もそういうことで仕事を進めさしていただきたいと思っております。以上でござります。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 遺跡の問題につきましては教育委員会との関係もござりますので、今後の研究課題として検討をしてまいりたいと思います。

○議長（山口信生君） 天春文雄君。

〔天春文雄君登壇〕

○天春文雄君 いま部長の言われた点はどうもはつきりしとらぬわけでございまして、ひとつそういうお考えをいただければ、今後材料支給をほとんど主体とする地域も大きい工事にはぜひひとつ市単でやっていただきたいと、こう思ふわけでございました。

それから、保存区域の問題でございます。

いま言われたようにいろいろ協議してということでございますが、実際はもとと具体的にことこことを保存しないと、もちろん協議していただきなんですが、開発は日を待てないわけでございますので、その点ひとつ十分お心得いただきまして、必ず業者に余り迷惑をかけないように今後ともご検討いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 大谷喜正君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 先ほどの天春議員の質問中、材料支給によって少益工事をせしめるのはどの辺であるかということと、

それから今後そうした方式を改める考え方はないかと、こういう質問をされましたのに対し土木部長も三輪助役も、ただ、今までの経過を報告せられたのとどまつて、それ以上の進展したいわゆる質問者の意図に沿うような答弁がなされていないように感じ取りました。今議会から関連質問を議運において認められましたので、その趣旨に沿うか沿わぬかわかりませんけれども、その補足の関連をさしていただきます。

結局天春議員の質問の内容としては、どの地域におきましてもそうした従来の材料支給による工事をするのに、非常に労力その他の地域環境によって困るんだと、こういう意図が質問の中に含まれていると思います。困つても困らなくとも従来のままで継続しようとするのか、先ほど土木部長の答弁中に、材料支給によって施工することを非常に喜んでみると、こういうお話をありました。もちろん、喜んでみえる地域、あるいはその内容については当然その地域住民の方々の要望にこたえられるのが本質だと思いますけれども、逆に困つて迷惑をしているということに対する答弁は今までの説明では不満足に思いますので、そうした処理について今後前向きの姿勢に改めるお考え方があるかないかという一点だけを関連で質問を申し上げます。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 前向きに、漸進的にこれを実施したいというふうなお答えをしたいわけでございますけれども、ただ予算の枠等もございまして、いまの限られた財源の中で、しかも地元のご要望にお答えしていくとするならば、残念ながらわれわれいたしましては、いまの制度をいま少し維持をしていきたいと。いずれこの問題は、いま天春議員並びに大谷議員からご指摘になりましたようにだんだんとこれは縮小されなければならない問題であるがということを私も承知いたしております。ただご要望が非常に多いと、それにおこたえしなければいけないと、

こういう両方のジレンマといいますか、その中に立っておりますので、私どもいたしましてもご意見は十分尊重いたしまして、それに近づけるようにはいたしたいと思いますけれども、今後の問題としてはなかなかむずかしい点もございますので、その辺もご了承いただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 大谷喜正君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 いまの三輪助役のお答えでは、前向きに検討したいけれども、予算の関係でできがたいと。非常に私は驚きました。予算は理事者各位が組んで、そうしてそれを執行するのも理事者である。したがって、好むところにはどのような予算を組んだらいいか、あるいは請負であるべきか、または地元に委託工事をしてもらうかということは、予算の編成時点でおおむねその外郭はつかめるはずだと思います。また、材料支給だから非常に事業量が安くおさまるか、あるいは請負にかけるから高くなるかという見解もその事業の性格によっておのずから変わると思いますけれども、その辺の材料支給なるがために予算の組み方が技術的にどうありますとも、あらかじめ編成時点においてこの地域は無理だ、あるいはこの地域は可能だということは、厳格にできなくても大づかみとしてできるということを私は素人ながらに感じ取れますので、再質問のためにこれ以上質問を申し上げることはできませんが、大いに前向きに意のあるところをくみ取っていただいて、ご検討をわざわざしたいと思います。

○議長（山口信生君） 本日はこの程度にとどめ、あとの方は明日お願ひすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

午後四時三十一分散会

昭和五十年十二月十六日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

○議事日程 第三号

昭和五十年十二月十六日（火）

午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

○出席議員（四十一名）

金 加 大 大 宇 岩 伊 小 天 青
治
森 藤 森 谷 田 田 藤 井 春 山
定 多 喜 良 久 信 道 文 峰
喜
正 男 三 正 市 雄 一 夫 雄 男

○欠席議員 (三名)

山坂 小山 山森 松増 前堀 古福 平長 橋谷
本口川 中路口 島山川 市田野川本
正四 忠 信 安 良 英 辰 新 元 香 行 鐸 増
勝次郎 一剛 生吉 一一 男衛 一史 信元 藏

野 野 生 中 出 坪 田 高 高 高 後 後 小 小 粉 訓 喜 川
多
呂 崎 川 村 井 井 中 橋 木 井 藤 藤 林 林 川 霸 野 口
平 貞 平 信 妙 基 力 三 長 寛 喜 博 也 洋
和 芳 藏 夫 博 子 介 三 熱 夫 六 次 夫 次 茂 男 等 二

○議事説明のため出席した者

○出席事務局職員

午前十時二分開議

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十六名であります。

本日の議事は、お手元に配布いたしました議事日程第三号のとおり、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（山口信生君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

粉川 茂君。

（粉川 茂君登壇）

○粉川 茂君 おはようございます。

教育というものは、目に見えませんから、ともいたしますと口では大切だと言つておきながら、事実は軽視された形になりやすいのであります。四日市の教育が、最近隣の町村よりも目立つて劣つてゐることが目に入つきました。何でしようか。終戦後は、四日市市は、教育を非常に大切にしてきました。戦火のため灰じんとなつた校舎を何べんも何べんも建て直してまいりました。また、教育を推進するためにも全国でも数少ない教育研究所を開設いたしました。教師の再教育に努力されたと聞いております。しかし、平田市長になってから八幡製鉄の誘致を初めとして、工業都市の建設の基盤整備に精力が集中されてまいりました。九鬼市長になってからでもその政策が受け継がれ、産業優先と公害防止にその財政の多くは削り取られたのであります。結局、そのしわ寄せは教育にまとめられ、一般会計の一四%ないし一五%しか教育費は計上されなかつたことなどが、最大の原因ではなかろうかと思うのでございます。このごろ、教育関係者から教育費は一般会計の二〇%を確保せよと強い要望がありましたけれども、その実現は一度ついてお尋ねいたします。

四日市市PTAが、学校の施設整備を進めるための署名運動を行つておりましたが、過日十万人の署名を添えて市長に陳情したということを聞きました。陳情の内容は、五十一年度より四カ年間、一般会計の一五%を計上して教育施設の整備を進めてほしいということであると聞いております。この陳情の具体的な内容は、四日市市の幼稚園、小学校、中学校の校舎、体育館、特別教室、ブールなどを近代的な建物として整備してほしいということであるらしいのですが、その費用は、教育委員会の試算によりますと約百六十億円ということであります。本年度は約二十億円ぐらいの教育事業費でありますから、二倍の約四十億円ぐらい計上していけば八年かかる整備が四カ年間で終了できるという計算らしいのであります。先ほども出ましたように、最近どの町村も教育施設はりっぱなものを作つておられますので、それと比較いたしました場合、四日市市が非常に見劣りがするのであります。子を持つ親たちが、このまま黙っていたらどんな結果になるだろうという不安といら立ちのことは私にもよくわかりますし、また、こうした運動を起こさざるを得ない立場も十分理解できるのであります。この要望の中で、ブール問題だけは九月の議会で五十三年度までに未設置校のないよう計画的に実施していくという市長のご発言があつたということでございますので、問題は一応解決できたものと判断いたします。十万人の署名を添えたPTAの要望に、市長はどうこたえてい

くお考えなのか、まずお伺いいたしたいのでございます。

次に、細かい点でありますと、若干教育問題について教育長にお尋ねいたします。五十年度の四日市市の児童生徒の体位の比較表を見てびっくりいたしました。幼稚園、小学校、中学校の子供の体位、すなわち身長、体重、胸囲だけが優れてるだけで、他は全部劣っているのでございます。残念ながら、私は各学校別の統計表を持っておりませんので地区別の考察はできませんが、考えてみなければならぬ問題でございます。なぜ、こんなに劣っているのでしょうか。公害の影響でしょうか。都市環境の影響でしょうか。それとも学習を強要されて伸び伸びとした生活のできないためでありますでしょうか。あるいは学校での指導上の欠陥でもあるのではなかろうかと、いろいろ考えてみましても私では判断ができません。これをどう判断し、どう処置していくお考へなのかお尋ねいたします。

さらにつけ加えますが、児童の体位と運動能力がどうなっているのかわかつていたらお教へいただきたいのでござります。

次に、教員住宅の問題につきましては、昨日の坂口議員から発言がありましたから省略させていただきます。

次に、人口急増地区の学校施設整備の問題でございますが、ことし大谷台小学校が竣工いたしました。竣工いたしましたけれども生徒が全部収容できないので、あわててまた増築しておられます、教育委員会は、どうしてこんなミスを起こすのだろうかと不思議に思うのでございます。先般、校長、会長からも行政側において実態、実数の正確な把握に努められ云々という指摘があつたと聞き及んでおります。私の地元桜小学校でも、これと同じことが起こっているのでございます。桜団地ができたというので、ことしその生徒増に備えて、六教室増築していただきました。しかし、すでに現在、定数以上の学級が三学級できてしまい、加えてこの十二月十六日から十八日にかけて六十八戸

が入居するので、恐らく定数以上の学級がふえるのではなかろうかと思うのでございます。それにこたえて、来春教育委員会では、プレハブ教室三教室用意する計画のあることをお聞きしたのでございますが、来年もまた二百戸以上入居する予定だと聞いております。このことが、どうして前もって読み取れないのでしょうか、不思議に思うのでござります。パンクして初めて気がついて、あわてて増築計画を立てるという、ほんとにどろなわ式のやり方では、私はどうしても納得できないのであります。すでに教育委員会では、おわかりかと思いますけれども、この際伺つておかないと大変なことになりますので細かくお尋ねいたしましたが、まず第一に、桜小の職員室は四号の一二十坪の増築室であります。その中に現在二十四人の教職員が入つております。来年、少なくとも三人増加されましら二十七人でございます。現在でもストーブも入れる余裕のないところへどうして三人入れられるのですが、入れられる方法がありませんからお教へ願いたいのでございます。生徒三百人くらいの規模で設けられました給食室も、生徒増によって二度三度増設されてまいりましたが、生徒数七百以上になった今日では、もう拡張の余地がないのが給食室でございます。教室、職員室のろうかを走り抜けて、百メートル余りも離れた便所へ行くという、きわめて困難な現状であります。一方新築していただきました校舎には、七百名の児童が入つてゐるのとおりであります。また、幼稚園の一室が小学校の特別教室、職員室と同じ増築した棟にあることもご承知のはずでございます。園児が便所へ行くのに、特別教室、職員室のろうかを走り抜けて、百メートル余りも離れた便所へ行くという、きわめて困難な現状であります。練でも考えていただきたいとお願いに行つたのでございますが、その出入口は一間足らずの間口でございます。もし火災とか、地震とかの災害があつたらどう処置されるのか。あるとき、私は消防本部へ消防訓練でも考えていただきたいとお願いに行つたときとの返事でございました。三百人ぐらいの規模の小学校が七百人以上になった今日、お尋ねしたいことはまだまだたくさんあります。現状はよくおわかりのはずでござります。今後どうして整備していくお考へか、重ねてお願ひいたします。

なお、このたび、政府の景気浮揚策で、急に水沢小ほか二校の校舎が、この十二月の議会で予算化されました。これらの学区事情とただいま述べたような桜小との関係を、どう判断されての立案であったのか、私には納得できません。この点について、私の理解できる説明をお願いいたします。

次に、校舎の近代化に伴って小学校でも三階、あるいは将来四階建ての鉄筋コンクリート建ての校舎になろうと思います。こんなに高くなりますと、またいろいろの問題が派生してまいりますが、こんなに高い校舎の窓ガラスをどうしてふいているのでしょうか。児童、生徒ではとても危険なことですからやらせるわけにはまいりませんが、どうしていくお考観なのかお伺いいたします。

次に、中部西小学校の施設の修理問題をただしたいと思っておりましたが、理事者の方で今後十分検討して善処するということありますので省略いたします。

次に、昨年から小学校創立百周年記念をたくさんある学校が行っています。それぞれの学校では、教育百年史を編さんしておりますが、四日市市全体としても、四日市教育百年史をこの際つくって、義務教育百年の足跡をまとめておかないとその機会がなくなるのではなかろうかと思うのでございます。四日市の市役所の職員が終戦當時四百人だったのに、現在は三千人近くなってきましたが、どんな機構の変転を経て今日に至ったのか調べていただけませんかと話したところ、どこにもそんな資料がなかったという話を聞きしました。戦後三十年の資料さえ整理されない市役所も、この際教育百年史とともに資料を集めて整理される最もよい機会かと思いますが、この点についてお考えがあればお聞かせ願いたいのでございます。

最後に、教育研究委託費についてお尋ねいたします。平田市長時代に、四日市に勤務していらっしゃる先生方に、せめてもの市の温かい気持ちとして一千円出されたということを聞いております。それが三千円になり四千円になつていて

るのでございます。市長の温かい心にこたえて、もち代と読んでいるそうです。市として、教員は県費だからといって、教員の厚生問題にはきわめて冷たいということを聞きました。この時代ですから一万円ぐらいは計上していただいているのではなかろうかと思ひます。また、教員の厚生問題の一つとして市でも、それぞれの仕事にはそれに適した作業服なりを支給されております。教師も同じ四日市の子供たちの教育に当たっているのでございますから、一つ、運動ズボンと運動ぐつ。一つ、理科担当者には白い上着など、市として支給すべきではなかろうかと存じますが、教育長のお考観を伺いまして終わらせていただきます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第一のお尋ねにお答えいたしたいと思います。青山議員の…………。

〔笑聲〕

たくさん傍聴にいらっしゃいますので上がつてしましました。

粉川議員のご発言にありましたように、隣接する町村の学校に四日市の学校が劣るというご発言は、私もそのとおりだと思います。ただ、まあ四日市の事情といたしまして、昭和二十年代におきましては青空教室が非常に早く解消せられた半面、その後に建てられた校舎を再び建て直さなければならないという事情のあったこと。それから四十年代に入りましたては、市のドーナツ現象が予想し得ないほどはなはだしく進んだこと。こういったことがございまして一面中央部におきましては、学校の教室があいてきた半面、郊外におきましては学校の新設あるいは増設がなされなければならないこと。またそれも現在統いておるわけでございますが、さらには、昭和三十年代に行われました小中学校の建設に対して、これがほとんど借金でやられておりましたので、これを四十年代になつて返さなければならな

かつたというような事情もございましたけれども、何といたしましても、私も四日市の小学校、中学校の施設の立ち

おくれとすることは率直に認めざるを得ないと考えます。こういった状況のもとにおきまして、私は就任以来、学校施設、せめて義務教育の施設だけは完備しなければ都市と言いがたいんじゃないかというような感じを持ちまして、努力をしてはまいりましたけれども、まだまだ二〇%という目標も達しかねるような状態でございました。しかし、私は少しでもというような気持におきまして、九月議会におきましてはプールの設置をお願いいたし、また今回の景気浮揚対策による補正によりまして、水沢、内部あるいは南中学校、こういった個所の学校の建築あるいは改築費をお願いしておるようなわけでございます。これは年度途中におきまして、特にまた財政の非常に窮屈しておる今年度のような時点におきまして、学校建築のために、あるいはまた他の施設のために補正予算を組むということは、かなり異例なことであると思うのでございますが、まあこういった心情をも一部ご推察いただきたいと思うのでござります。二五%の計上ということでございますが、私は当初予算に二五%の予算を計上することはむずかしいと考えております。しかし、なるべくこれに近づけたいと思いますし、同時に他の方法、開発公社による建設とか、あるいはまた、五十年から五十一年にかけての予算の上での財政調整措置によって、少しでも二五%に近づけていきたいと考えております。本年の財政事情、非常に窮屈でございまして形の上では、基準財政需要額と基準財政収入額との対比におきましては、財政指数が一・一といふような数字が出ておるんではござりますけれども、これは昨年の税収入の実績から算出せられたものから、その結果こういう数字が出ておるのではございますけれども、本年度の恐らく収入はちょうど、この一・一といふ財政指数は、ちょうど基準財政需要額と基準財政収入額との対比を考えますと、ゼロの場合よりも、大体十億円前後多いわけでございますけれども、この多い部分だけはちょうどあるいはそれ以上も税の落ち込みによって帳消しになってしまっておるわけでございます。収入の多い場合には、政府は基準財政収入額の

是正をいたしまして、是正をいたすのでござりますけれども、収入が足らない場合には、これは是正はいたさないわけでございます。ことしは恐らくこの赤字の補てん債という名によって、この税の落ち込みを、十億円前後の税の落ち込みを、起債を許可することによって、補なつてくるのではないかと思っておるんですけども、いずれにいたしましても、これはそのまま執行いたしますと、赤字が十億円ふえるというような結果でございまして、非常にまあ、窮屈した状態でございます。こういった中ではござりますけれども、ご趣旨はよく、私も痛いほどわかるのでございますので、一生懸命努力していきたいと考えます。

○議長（山口信生君） 教育長。

「教育長（市川一郎君）登壇」

○教育長（市川一郎君） お答えいたします。いろいろお取り上げいただきたのでございます。

まず、第一の小学校、中学校の生徒の体位の問題でございます。この議場でこういう問題を取り上げていただきましたことは、まことにご心配をかけまして申しわけないと思つておるのでございます。まあ、我就任いたしました當時に、学校便覧によりまして生徒の体位の状況を見たのでござります。その当時は、小学校の下級生は体位が劣つておる。しかし中学に進むと相当の全国水準以上になつておると、まあ、こういふうに伸長していくば都合がいいなと、こう思つておつたのでございます。その後の年々の統計を見ますと、その様子が変わってまいりました。四十九年のころから、今までたつても全国水準に及ばないという個所がたくさん出てまいりましたのでございます。これは、教育という面から見ますと非常に大きな問題と考えまして、まずとりあえずといたしまして、本年度の教育委員会の努力目標の中でも小学校につきましては、教科の体育をしっかりやってほしい、まあ中学校におきましては、大体専任の体育の先生がおるのでございますので、運動量を増加するように学校運営面で努力してほしいと、こういうことを

掲げながらその原因を探究しているのでございます。その原因につきましては、いろいろいまお話をございましたようなことがあるのでございます。公害激甚地というところの体位が劣っているのだろうかと思って見ますとそろばかりでございません。山間部の学校がすぐれておるかというとそうでもない。いろいろ事情は複雑になっておるようございます。まあ学校の方に、そういうふうに呼びかけておるのでございまして、教育委員会としてもそれに相応する対策を立てなければならぬと思っておるのでございます。先ほどお話をありましたようなプールというのも、これも子供の運動量には非常にいい、役立つものでござりますので、プールの増進、正規のプールをつくる計画、あるいは体育馆の整備も進めていきたいと思っております。さらに運動場の整備を図り、そして子供が楽に運動することができる、あるいは遊具の問題も新たに考えなければならぬと思っておるのでございます。しかし、この体位の問題は、ご承知のように栄養と運動とそれから睡眠と、こういうものが人間の成長には大きな要素になつております。夜遅くまで勉強しておれば、それで満足するお母さんであつては困ると思うのでございます。勉強も大事ですけれども、体のことにももつと気をつけてほしい、そういうことも呼びかけていきたいと思うのでございます。いろいろの施策を講じまして、この問題は一日も早く、市民の皆さんから安心してもらえるように持つていただきたいと思っておるのでございます。

次に、人口急増地域の学校施設の問題でございます。ご指摘のありましたように、大谷台小学校開校早々、プレハ

ブ教室を使わなければならなかつたのでございます。私どもの仕事として、年に二回、五月と十月と人口のコンピューターによる調査、さらに社会増の様子を加味して、ことしで言いますと、ことしの数をもとにして五十二年の子供の入つてくる準備をしておるわけでございます。あの地域につきましては、非常にそういう社会増の要素のつかみにくい要素があつて、ああいうふうになつたのでございます。いま、お話をありました桜地区につきましてはもつとほつきりしておるのでござります。しかし、今年度、五十一年度、団地の方から入つてくる生徒の数は二百人に満たない、そういう数が出ておりましたので、県の住宅公団との関係、あるいは文部省の補助の関係がございまして、今年度は五十一年度開設ということにはならなかつた、五十一年度の開設を予定せざるを得なかつたと、そういう関係で五十一年度はプレハブでしのがなければならぬ。こうして桜第二小学校ができますと、いまの桜小学校は、普通教室は現在持つております鉄筋コンクリートの十八教室、これで落ち着くわけでございます。しかし、桜小学校にはさらにいま、ご指摘になりましたような職員室の問題、あるいは給食室の問題、あるいは管理棟特別教室の問題がござりますので、引き続きまして給食室から解決し、さらに管理棟特別教室、そして幼稚園の本格建築、こういうふうに年度を追うて急いで進めていきたいと思うのでござります。どうぞ、まことに申しわけないのでござりますけれどもご了承いただきたいと思うのでござります。

なお、窓ガラスの問題もござります。隣の都市では、窓ガラスを業者に委託をしてやつておるということを知つておるのでございます。四日市の学校施設の状況、まだスチールサッシで動かないところもある、便所の臭いところもある、そういう事情でございまして、それを優先して手当を進めておるのでございまして、何とか早い機会に委託契約でもできればと思っておるのでございます。

次に、百年史の問題でございます。ご指摘のとおりでございます。各地で、各小学校で百年記念式が行われ、資料

の展示も行われておる、あるいは百年史も編さんされておる。そういうものを機会にしていろいろ貴重な資料が出ておるのでございまして、これをこういう機会に市の教育委員会としてもとらえまして、今後の市の百年史を編さんする準備にしたいと、こういうことで事を進めていきたいと思っておるのでございます。

次の、県費職員に対する研究委託費あるいは県費職員に対する服装、作業服の問題でございます。学校教育におきましては現場の先生がほんとに情熱を込めて事に当たってくれることが、非常に大きな要素になつておりますので、理屈はいろいろございますけれども、何とかそういう先生の情熱を生き立てるような方向で事を進めていきたいと、こう思つておるのでございます。

○議長（山口信生君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 時間も制限されておりますので、二、三点質問なり要望を申し上げたいと思います。

市長から前向きなご答弁をいただいたのであります。教育費に一般会計の二五%を計上するということは大変むずかしい問題であります。むずかしいといって、どうしてもこれを避けて通ることのできない問題であることを、私は指摘いたします。PTAは十月の総会でこれを決定し、その趣旨の徹底を図るとともに、十万人の署名を添えて市長に要望してきたこの事実は、一面、市長の決断を迫るものであらうと私は理解しているからでございます。私はこの八月、先輩議員三名と高槻市に視察に参りました。この市はご承知のように人口急増都市であります。教育費を毎年一般会計の四〇%以上計上しているので有名であります。四十九年度四三・一%、五十年度は四一・五%を計上しております。四十九年度は、市税収入が百十三億でありますのに、教育費はこれを上回る百五十九億を計上しておるのでございます。しかし、この百五十九億の中には百十六億の市債が含まれておきました。また十月、私たちの

会派は町田市へ視察に行きました。この市も人口急増都市で、教育と福祉の町づくりをやつております。五十年度の一般会計一百十一億の中で、四日市とよく似た規模であります。教育費六十五億、一般会計の三一%を計上しておきました。この六十五億の中に公債費がどれだけ入っているかわかりませんが、市全体として八億くらいですから高槻市のようなことはなからうかと思われます。四日市でも市長にやる気さえあれば、町田市のようにやれないことはないと思うのでございます。市長の教育優先への思い切った決断をお願いしたいのでございます。

関連いたしますが、阿南総務部長にお尋ねいたします。仮に一般会計の二五%を教育費に計上するにいたしましても、市長の決断のない限りまず二〇%ぐらいしか計上できないといったしました場合、五%分の財源は他から導入しなくてはなりません。五十一年度の一般会計、約二百五十億といたしますと、十二億五千万円は起債として認めなればなりません。人口急増都市として、この起債が認められますかどうかお尋ねいたします。

なお、これが認められないという場合、この財源をどこに求めるべきか、お考えをお聞かせ願いたいのでございます。

次に、地元のことで申しわけございませんが、桜地区は保育園、幼稚園、小学校、中学校それぞれ大きな問題をかかえております。人口増で大変ご苦労されました三重地区の轍を踏まぬよう、計画的に混乱なく整備を進めていくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山口信生君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 私に対するご質問は、来年の当初に一般会計において教育費を組んだ場合、ご要望の八一セントに足らない場合に、どのようにして財源を他に求めるのかということでございますが、先ほど市長の答弁の

中に教育に対する胸を痛めているその心情を、るるご説明申し上げて、一般会計の通常の予算で教育についての所要の措置ができない場合に、他の方法を検討するということを先ほどお答えをいたしておりますが、かねてから、議会でもいろいろご指摘のあります一般の公社を利用する方法、あるいは学校建設公社というふうな特別なものを持つて、あるいは後の補正の中でどのように措置をするか、これにつきましては、目下いろいろ検討いたしていいる段階でございまして、ただ、かつて平田市長が学校建設のために、PTAの方々のご協力を得るという形でとられた方法について、いろいろご意見もあるようございますが、ご承知のとおり、これはやはり起債ということになつてまいりまして、地方自治法あるいは地財法のたてまえからいって、国あるいは県の許可をとらなければできないということになるわけでございまして、当時四日市だけではなくて他の自治体においても、あのような方法がとられたようございますが、各地で指摘を受け四日市についても厳しい監査を受けたという実例もございますので、安易にそのような方法をとるわけにもいかないわけでございますが、起債の制度そのものについて、最近の地方自治体の行政事務国、県、市を通じる事務と、税、財政制度の問における大きなそごが大変問題になつてきておりまして、それらの一つとしていまの地方債の許可の問題あるいは地方債のあり方についての厳しい批判、意見が出ている段階でございまして、それらの解決等も市長会等を通じましていろいろ要望いたしていかなきやならないわけでございますが、当面の対策としては、先ほどの市長がお答えをしたような方法をさらに探求いたしまして、ご要望の趣旨にできるだけ沿うように努力をいたしたいと思います。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 ただいまの粉川議員の質問の中の、教育費の一般会計から二五%を計上するという問題に関連いたしまして、三つほど市長にお尋ねをいたします。先ほど市長の説明を聞いておりますと、ドーナツ現象によつて思わぬ事態が生じてきたこととか、あるいは三十年代の借金をいま返すとか、あるいは財政がきわめて困難になつてきたと、その中でありますながらも二五%に近づけたいという市長の教育に対する熱意は、私は理解できるのでございます。しかし、市長という立場は皆さんもご承知のように、提案権という大きな権限を持つております。気に入らなければこの議会でも解散できる権限を持つております。また行政の内容におきましても、どんな選択でもどんな決断でもできる市長でございます。そういう立場にある市長の答弁でござりますから、いま少し明確な答弁があつてしかるべきだと思うのでございます。まして、十万人の署名を添えたPTAの陳情に対する答弁であるならば、なおさら市長としてはつきりした態度を示すべきであると私は思います。市長どうです。

次に、経済成長がゼロに近いこの今日、四日市の市財政がきわめて困難であるということは、よく私にもわかります。しかし先ほど粉川議員が申されましたように、町田市の市長のように選択も決断もできないのであれば、財源は他から求めなければなりません。そういう判断と努力は当然市長もなすべきだと私も思うのでございますけれどもなお、阿南部長の先ほどの答弁を聞いておりますと、何やらわけのわからぬことを言っておりますけれども、いま言ったことは、当然部長あたりが文部省、あるいは自治省あるいは大蔵省、そこへ行くのがいやなら一区選出の代議士の先生のところへ行って、四日市は二五%の教育費を計上しなきやならぬが、どうして起債ができるか、何かほかに財源はないかと、そういうことを陳情するのが本当ではなかろうかと思います。その点について市長からもご答弁いただきたい。

次に、四日市は長年工業基盤の整備と、それから公害の問題にたくさんの金をほり込んでおります。そしていまもなお、そのためにたくさんの財源をほり込んでおるわけでございますけれども、その財源のほとんどがいやおうなく最も削りやすい教育費を削って充てていたのでございます。いまさらこのおくれを取り戻そうとしたとしても取り戻すすべはございません。そのかわり、これから子供たちのために教育としてできるだけのことをやってほしいと私は思うのでございます。恐らく、これが子を持つ親の願いであろうと思います。それがためには、これらは教育優先の町づくりをするという市政の歩みの方向をかえていただいて、二十五万都市でありますながら、大学一つ誘致しなかった歴代の市長にかわって、岩野市長から教育優先町づくりの宣言をしていただきたい。こう思うのです。この三つの点について、市長の答弁を求めてます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） はつきりした態度を示せというご発言でございます。私は明年度予算におきまして、できる限りご要望の線に近づけたいと思うのでございますが、できない場合には、開発公社あるいは本年から明年にかけての財政調整措置によって、少しでもこの実質的に二五%に近づけていきたいと考えます。もちろん起債の獲得ということは一つの大きな要素でございますので、私自身もできる限り陳情もいたしたいと思いますが、なお、これにつきましては政治的な要素も非常に含まれると思いますので、議会の皆さんをはじめ有志の方々によって、これを支援する意味において強力な陳情をも行っていただきたいと、このように考えております。できるだけ当初予算に、私は二五%は正直言って無理だと思いますけれども、五十一年度において実質的にこれに近づけたいということは念願しております。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 最初に水道行政の問題についてお尋ねをしたいと思います。

四日市の水道事業は、四十七年の六月に平均六七・五%の料金アップを行いまして、財政収支の均衡を図りながらいわゆる小牧、員弁などの水源開発をはじめとする第三期拡張事業などを進めてきたわけでございますけれども、その計画年次である五十年度を待たずしまして、四十九年度に七百万余りの赤字を出しました。水道局が先ごろ第三期拡張事業の見直し計画とともに明らかにした今後の財政見通しによりますと、現行料金で推移したときには、五十二年度末までに二十一億四千万余りの資金不足を生ずるということでございます。そのために今回、家庭用を含めまして平均八〇・一%の大額な料金値上げを提案されているわけでございますが、私は、ここでは第三期拡張事業の見直し計画、その巨額の資金負担のあり方を含めた財政計画の問題点を中心に質問をしたいと思います。

まず、第三期拡張事業計画の見直し計画、いわば第三次変更事業計画についてであります。五十年度以降の事業費三十九億七千二百六十万九千円の中でも、最も大きいのが配水管布設工事費の二十五億八千七百万円でございます。ついで大きいのが、千代田、河原田の浄水場設備工事費の八億七千五百万円で、これらすべて浄水費関係は五十四年度事業となっております。このほか県営北勢用水分担金一億三百万などでございます。ここで問題にいたしたいのはその一つは、今後の第三期拡張事業の圧倒的部を占めておりますが配水管布設工事費といふことでございます。そしてこれが計画変更ごとに激変していることでございます。まさに資材、諸経費の値上げがあるとはいしましても、

どうして水道料金の決定を左右する、この事業費がこのように激変するのか。どうも水道財政やりくりの安全弁的なものに使われて有一面があるようにも思われるわけでございます。果たして五十四年度末までに、どうしてもこれだけの事業をやらなければならないのかどうか、こういう点で疑問を持たざるを得ないのでございます。

二つ目には、この配水管布設工事は未給水区域の解消を図ることも大きな内容となっています。この未給水区域の解消のための配水管、その他の設備工事は、四十七年から五十年度までに県あるいは西坂部、保々、こういうところの一部で行われてきたわけですが、これに約三億八千万円の水道資金がつぎ込まれております。このほかに地元負担金も五千百万ばかりございますけれども、五十一年度以降には、桜西地区の坊主尾地区が計画されております。未給水区域の解消のための事業は、全く採算に合わないものであり、独立採算性企業としての水道事業がその費用を全面的に負担すべきものではなく、市民皆水道という公共性による市的一般行政においても、その資金分担を考えるべきであると思うのでございます。そうならば、当面の水道事業の資金不足をそれだけ軽減でき、家庭用の料金アップを抑える一助にもなるわけでございます。

三つ目には、お尋ねしたい点は、小牧、員弁の水源開発地は、すべての関係費を含めて一立方当たり幾らになるのか。また県北勢用水はどうか。千代田、河原田浄水場建設費は一立方当たり幾らになるのか。この点を簡単にお答えをいただきたいと思います。

第一、水道の財政計画についてお尋ねをいたします。その一つは、県水の受水費の問題であります。五十一年度から一万六千七百トンを毎日受水するということでございますけれども、その受水費は五十一年度一億七千四百万円、五十二年度一億一千七百万円、五十三年度二億三千九百万円、ずっとこれからどんどんふえていくわけでございます。一トン二百三十五円六十七銭の水を県から買わされるわけでございます。これは、この十二月に値上げ提案をされる

と言われております愛知県営への水道料金よりも、はるかに高いし、津などが受けてます中勢上水よりもはるかに高いわけでございます。県は工業用水については、基本料金一トン、九円五十銭、超過料金でも一トン十九円という破格の低料金で売りながら、浄水には三億の分担金を取りながら、その上このようない驚くべき高額の水を売りつけてくるわけでございます。これを改めさせたことが、どうしても必要であるというふうに思うわけでございます。そしてまた、第三期拡張事業におきます水需要の目標の立て方とも関連いたしますが、果たして五十一年度から県水を買う必要があるのかどうかも疑問に思うのでございます。なるほど夏場は、この受水費の積算基礎等を見てまいりますと五十一年度の場合一日七千百二十トン、五十二年度一万三千四百六十トン、五十三年度一万八千八百トンというものを買うことになっておりますが、それ以外の毎日は、一日二千トンの水を買うだけであります。それでいて、その使用量の数倍もの基本料金を払う必要があるということになつておるわけでございます。水需給の関係だけで安易に新規水源開発を求めるなどの拡張事業に走つてまいりましたこれまでのやり方をやめて、水の有限資源の立場から需要を抑制する効果的な方策をとる必要があると思います。確かに今回の料金体系改定案によりますと、一定の累進制をとったことによりまして、その効果があると思うわけでございますけれども、しかしその不十分さからは、中途半ばなものでしかないと思います。月五千トンも使う大工場などには料金体系をもつと高累進制にする、契約水量制を併用していくこと、さらに一般に自主的な節水をも促しさえすれば、少なくとも五十一年度、五十二年度、五十三年度までは県水を受水しなくてもよいと思うのでございます。この間のいわば数億円は底なしの水だめに捨てるに等しいと考えるのでございます。

その二は、企業債の元利償還の問題でございます。元利償還金が五十年度五億三百万、五十一年度五億六千万、五十二年度六億と年々增高し、先ほど触れました県水の上水費を加えますと、現行料金収入の四一・九%が五十年度、

五十一年度六〇・三%，五十二年度は六五%と比率になるわけでございますけれども、この中には、先ほど指摘いたしました未給水区域の問題を含めて、水道事業の分担の範囲を越えたものが非常に多いわけであります。水道局自身が、非常に回りくどい表現ながら独立採算制は再検討の時期に来ていると認めておられます。國、県はもとよりのこと市的一般行政の分担すべきもの、明確にして、それに応じて今後の元利償還を進めるならば、いわゆる家庭用の水道料値上げというものはしなくとも済むというふうに思うわけでございます。

その三は、水道料の給水原価と料金の関係の問題でございます。四日市の水道事業は、これまで豊かな伏流水に恵まれました。浄化施設も二次、三次施設、こうしたものにもお金をかけなくて済んでまいりました。比較的安い原価、給水原価であったわけでございますが、これが今後にはなお不安があると言いながらも、いまも続いていることを喜んでおるわけでございますが、これに反しまして、私が先ごろ東京、横浜を水道料金問題で視察し、調査したところによりますと、これらの給水都市の給水原価は四日市の一四五%から一五六%です。いかに苦労しているかをひしひしと感じてきたわけでございますけれども、しかし、よくよく調べてみると、この給水原価が安いはずの四日市が、高いはずの東京の家庭用二十トン以下の料金では四日市よりも安いという、こういう状態が続き、今後も続こうとしておるわけです。これで四日市市民、本当に納得し、市民福祉を考える行政だということが言えるだろうか、まあこういう点で見解を伺いたいと思います。

二つ目は来年度の予算編成方針の問題でございます。各部局の来年度予算要求がそろそろ集約される時期だと思します。果たして、この中に山積する市民要求がどれだけ盛り込まれているのかは知るよしもございません。國の場合ですと、各省庁の要求内容が一般に新聞等で報道されます。県でも県会議員なんかにはちゃんと説明が各部局でなされるそうでございますけれども、四日市の場合は、各部局の要求から市長査定を経て、そして予算書ができ上がり、

われわれに配られるまで、全く厚いペールに閉ざされた中での編成でございます。そしてでき上がった予算は、議会でいろいろ意見がある。しかし、なかなか修正されることはない。私なんか、いつも反対をいたしますけれども、そのまま言いつ放しで押し切られていく、こうした連続の中で先ほどご指摘もございましたような教育予算の問題も軽視されて、ずっと来たのではなかったかと思うわけでございます。もっと市民にオープンにして、市民とともに予算づくりを進めていくことがあってしかるべきだと思います。まあ、それはさておきまして、いま市民は、この年の瀬に容赦なく押し寄せております深刻な不況、そして相つぐ公共料金など諸物価の値上げラッシュで、近年にない生活難に見舞われております。そういう犠牲は最も鋭く、早く身障者、老人など社会的に弱い立場にある人たちにあらわれております。市民の暮らしを守るということ、福祉の充実を求める声は、このときであればこそまさに切実であり、その実現を図ることが市政の大きな課題だと思うわけでございます。先ほどご指摘がありましたように、立ちおくれた四日市の教育施設の整備、図書館を除きまして、これといった施設もない、文化不毛の四日市に総合文化会館の建設を進めるなど、この文化要求、昨年七月二十五日の大災害のときのあの記憶も生々しく治水対策を徹底してほしいというこういう要求、公災害の根絶等の市民の要求は山積しております。いずれも緊急に実現されなければならぬ問題です。しかし、市政もまた、先ほど来市長のご説明にもございましたが、そして市長自身もお認めになつてますように非常に厳しい不況の影響を受けて、財政の深刻な事態にあることはご承知のとおりでございます。今後もなかなか改善されそうにはございません。こうした中で、果たして市長は来年度予算編成をどのようにされようとしておるのか。いま教育費の問題についてはかなりの方向を出していただいたわけでございますけれども、少なくとも、いま各部局の予算要求が集約されてきて、私が申し上げたような四日市の予算編成の実態からしてこれを改めようとするならばですね、全般的に四日市市長は、この現下の厳しい情勢のもとでどういう予算編成をしようとするのか、

こういうものについでときっぱりと明確な方針を出され得るべだと思います。これから考へるんだということではなくて、もう予算編成はすでに始まつておるわけです。部局長からの要求は出ております。ですから、これをどうなたをふるのか、この点についての市長の明確な方針がいま問わなければならぬと思うわけでございます。そういう意味で私はお尋ねをしたいと思いますし、また今度の場合は、来年度予算の場合は、岩野市長が第一期の任期の最後のものになると思うわけでございます。三年前に市長選で公約されて今まで実現していない問題、こうした問題もどのように締めくくりをなされるのか、こういうこともございます。そこで市長にまず財政の問題です。先日、法人市民税の制限税率不均一による制限税率課税を切実な問題として考へたい、こういうことでございました。ようやく、それが実現するということは非常に結構なことだと思いますが、これだけでは不十分でございます。法定外市税の課税、たとえば私は、九月議会でも事業所税的なものをこの四日市で創設すると、こういう点を提起したわけでござりますけれども、こうした問題について、いまこれを本当に、これを断行すべきときではないか。助役も時期を見て検討したいと、こうじうふうなご答弁でございましたが、いまこそ、これを断行すべきときではないか。これが仮に無理だとしても、ほかにもいろいろと方法があるという点では、九月議会で申し上げたところでござります。そうした、この財源対策をもつと具体的に明らかにしていただきたいと思います。たとえば、市長みずからが明らかにされております福祉基金の創設の問題でも、一体、いつからどんな規模でやろうとされるのか、一向にかけ声だけで具体化しないじやないか、こういう点もあろうかと思います。ただ、ここで申し上げたい点は、検討課題として、昨日市長からお話をございました使用料、手数料の問題ですけれども、こうした、この財政危機を市民負担に転嫁するというやり方はこの際やめていただきたい。何か聞くところによりますと、幼稚園の保育料千五百円に、屎尿のくみ取り手数料を一世帯五十円を八十円にとかいうふうなことが考へられておるようでござりますけれども、こうじます。

した問題は、市民負担の転嫁ということは、やはりこの際考へるべきではないと思います。同じ考へるならば、大企業のために支出を余儀なくされております港湾費、近鉄高架事業、さらには大企業を原因者として多額の支出を余儀なくされておる公害対策費など、こうしたものについての適正な負担金を取るようにしていただきたいと思うわけでござります。

来年度の予算編成について福祉、教育、文化といろいろご要望申し上げたい点もございますが、あるいはお考へをお伺いしたい点もございますが、後少しだけ、特に三年前に市長がお約束になりました老人医療の年齢の引き下げはどうするのか。精神障害者の医療無料化は、もう県、市と責任のなすり合いをしている段階ではない。来年度、政府が高額医療の支給制度を解約しようとしている、こういう時期で、いよいよこれを早く実施しなきやならない問題じゃないか、この辺のお考へを伺いたいのと、それから、中学校の再配置計画が近くまとめられるということござりますが、この問題についてやはり、市民合意の方向を出す必要がある。そのため審議会等をこしらえてやることが適切ではないかと思ひますが、この点のお考へを伺いたいと思います。

四日市に、先ほどもちょっと触れましたけれども、総合文化会館建設を現在の総合計画を繰り上げ実施する形で、まずその準備費用を来年度に計上してくる、こういうようなことも、ぜひ考へていただきたいと思います。

三番目には、県の基本構想に対する市の対応について、九月議会にお尋ねしましたが、助役は適当な機会にご協議をするという意味のお答えをいただいたおるわけでございます。ところがそういうものをお聞きしないうちに、県では決まつてしましました。こうした問題の経緯をお尋ねしたいと思います。以上でござります。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時十五分休憩

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

「市長（岩野見齊君）登壇」

○市長（岩野見齊君） 来年度の予算編成につきましては、非常にむずかしい時期でございまして、國におきまして、物価の安定と景気の上昇の両面を同時に満足させなければならないというような難関に立っておるようございまして、政府におきましても、既定経費の洗い直し、あるいは公共事業の重点的な施行、あるいは赤字国債の発行、こういったことを織り込んで、物価に注意しながら景気回復の予算が組まれる模様でございまして、恐らく予算は十二月二十九日の閣議で決定されるんじやないかと思います。そうして、こういった状況のもとにおきまして、地方財政の窮屈に対しまして、國は、昭和五十年度の補正予算の措置におきましては、地方交付税の落ち込みに対しては、資金運用部からの借り入れによってこれを確保し、地方税の減収、これ大体一兆六百億に達しておるわけでございますが、これは地方債で補てんするというような措置をとったのでございますが、引き続き五十一年度も厳しい事態が続きまして、二兆ないし三兆の財源不足が推定されております。したがいまして、國も、本年度と同様に補てんの措置を考えなればならないような模様でござります。四日市におきましても、歳出の面におきましては、義務的経費を考えましても、人件費、あるいは扶助費、あるいは公債費、こういった義務的な経費の増加が、大体十九億前後が予想せられますし、これに要する市の財源は、十九億のうち約十三億ぐらいは要るのではないかと考えられております。また、施設の増加による物件費、あるいは維持費、補修費、こういったものの増加も、歳出面において相当額に上るものと考えられます。

歳入面におきましては、市税は、現在の景気の動向から見まして、法人市民税の増加ということはほとんど期待ができないのでございますし、固定資産税が評価替えによりまして若干伸びる程度で、全体といたしましては、私は五十年度の当初予算と比べまして、約十一、二億の伸びであって、大体一〇%増というような伸びしか考えられませんので、義務的経費の増加とこの税収の伸びとを考え合わせた場合に、非常に苦しい財政運営になるのであろうと考えます。

その対策といたしましては、まだ実行するとは決定しておるわけではありませんけれども、法人市民税の超過課税であるとか、あるいは、電気、ガス税に対する、昨日も訓勧議員のご質問に答えたのでございますが、電気税の除外措置をなくする、この制度を改正させるというような問題、あるいは、先ほど使用料、手数料につきましては、負担を市民に転嫁するなというようなご意見でございますけれども、これは応能負担の原則、あるいはまた、受益者負担といった考え方から若干の手直しはしなければならないと同時に、歳出諸経費の洗い直し、地方債の増額、こういったことで、できる限り市民の要望を組み入れていきたいと考えております。

なお、福祉基金につきましては、できれば来年の三月にもこれを発足させたいと考えております。

事業所の税的なものにつきましては、これは外形課税でありまして、私たちも非常に希望するものでございますけれども、現在の国の行き方から見まして、直ちに五十一年度から実現するかどうかは私は大いに疑問であろうと考えております。そして、三十万都市以上というようなことも論議せられておりますが、われわれといたしましては、ぜひとも二十万以上ぐらいたり引き下げまして、ぜひこれが実現するよう努力していきたいと思いますが、これは恐らく五十一年度以降の問題にならうかと思います。

港湾費、それから近鉄高架、こういったものに対する負担をやめよというようなことでござりますが、これにつきましては、私は、港湾費につきましては、三年来努めてこの増額を拒否いたしまして、凍結してきましたが、これにつきましては、これは不可能に近いことではなかろうかと思います。

老人医療の年齢引き下げにつきましては、非常に望ましいことではございますけれども、今日の財政事情から申しまして、これは不可能に近いことではなかろうかと思います。

精神障害者に対する福祉でございますが、強制入院せられた方につきましては、精神衛生法によりまして無料になつておりますけれども、同意入院につきましては、これまで措置がなかつたわけでございます。しかし、高額医療費制度の発足によりまして、三万円以上の超過につきましては、負担を免れることになつておりますし、在宅福祉制度の手当もできましたので、若干こういった苦痛が緩和せられたことだと思います。県の衛生行政とのかかわりもございまして、家族の福祉につきましても、県の福祉部とも協調いたしまして、ぜひとも精神障害者に対する、家族を含めた福祉を進めていきたいと思います。

中学校の再配置につきましては、通学区の審議会その他によりまして、当事者だけで決めることがなく、十分ご意見を尊重して、決定していきたいと思います。

総合文化会館の五十一年度から何らかの措置をとるということは、私は、現在の状況におきましては困難だと考えております。

○議長（山口信生君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君） 水道関係につきましていろいろ質問いたいたのでござりますが、まず、第三

期拡張事業の見直しの問題でござります。

第三期拡張事業は、昭和五十五年度を計画目標年次とするものでございまして、そのときの一日給水量は十五万五千トンで計画されております。ちょうどこの第三期拡張事業が計画されました昭和四十六年、四十七年、四十八年の前半の実績から推定いたしますと、この五十五年度には約十七万九千トンの水が必要であろうと、このように予想されておつたのでございますが、四十八年の後半の、いわゆる石油危機以来この需要が若干落ち込みまして、当初計画のこの十五万五千トンと、その後推定いたしておりました十七万九千との大体中間ぐらいの十六万四千トンぐらいが五十五年度の所要水量であろう。こんなふうに推定いたしまして、第三期の拡張計画を見直しておるのござります。そして、この十六万四千トンに対応する水源の開発とか、給配水計画、こういうものを立てておるのでございます。そして、この十六万四千トンの水量確保でございますが、この現在の私どもの持つております水源能力等から考えてみますと、既設の伏流水を水源といたします三滝、朝明、内部系の三水源でござりますが、これと県営の北勢用水から受水する約三万三千トンでござりますが、これによつて賄えると思いますので、浄水場計画、これは千代田と河原田に予定しておりますが、これらにつきましては、この第三期拡張事業は五十三年度で工事を完成することになつておりますが、この五十三年度完成を一年延期して、五十四年まで延長いたしまして、この浄水場計画といふものはできるだけ後年度へ送つて、様子を見て、さらに将来の水量等の見込みを立てて、その上で五十三年度にこの第三期拡張計画の認可変更の手続きをとりたい、このように考えております。

そして、この第三期拡張計画の財源関係でございますが、当初企業債と自己財源でやるということになつておりますが、この財源措置としては、この当初計画どおりやつていただきたいと思っております。

先年來この第三期拡張計画をやつておりますが、在來からの使用者の方と、新しく使用者になられる方との負担の

公平ということを考えまして、拡張負担金とか、工事負担金等の制度もつくっておりますが、これらによります収入については、この第三期拡張事業資金とは別途に、新設、または改良関係の経費等の財源として処理させていただきたないと、このように考えております。

それから、第三期の拡張計画の事業の推進状況につきましては、お手元の資料にも載せさせていただいておりますが、本年度をもちまして、大体員弁水源関係、また小牧水源関係の工事とか、また、県とか生桑に設置いたしました配水池関係の諸工事も終わりまして、あと残りますのは配水管関係と浄水場関係でございます。

この配水管関係につきましてさらに具体的に申しますと、大きく分けて二つに分かれるわけでございます。

その一つは、市域の北西部の、たとえば三重とか県、八郷、下野、保々、こういった地区を新たに給水区域に編入いたしますとともに、これらの地区に配水管を布設いたしまして、新しく給水を行います。それとともに、これらの地域に散在しております簡易水道を統合する。そのための管の布設でございます。

もう一つとしましては、今までの給水区域の中で増大いたします水の需要に対しまして、小牧、員弁の水源の新設等を行っておりますが、この給水量を県の配水池へ持つてまいりまして、それから市の中心部の方へ管をおろしてくる。こういった管の布設。また、北勢用水から受水いたします約三万三千トンにつきましては、生桑の配水池と朝明の配水池に受水するわけでございますが、この両配水池からの水量を市内の方へ持つてくる。こういった管の布設でございます。この配水本管は、大体三百ミリから六百ミリで、四十四年から四十九年までの間に約二十三・八キロメートルの布設を行っております。今後五十年度から五十四年にかけて二十六・二キロメートルの布設を行いたいと考えております。口径の小さい百ミリから二百五十ミリ管につきましては、四十四年から四十九年までの間に約五十三・七キロの布設を完了しております。今後五十四年までに三十七・一キロ程度の布設を行う予定であります。

これらの管工事を、各工事の事業効果を考えながら各年度に割り当てまして、予算のご決議をいただいて実施しておるわけでございます。しかし、実際に工事を行います場合には、時といたしまして用地買収が非常に難航いたしまして、年度内に解決しそうにない場合とか、また、急に土木課とか、または県の方で道路舗装が行われるというような場合等がございますときには、この全体計画内での施行個所のやりくりを考えまして、全体工事が遅延しないようないい、こういった彈力的、効率的なやり方も、一部さしておるようなわけでございます。

次に、未給水区域の問題でご質問がございましたが、私どものやつております地方公営企業につきましては、地方団体が経営する企業でございますために、一般行政事務の一部とあわせて行う場合もございます。また、時としましては、本来採算をとることがきわめて困難ではございますけれども、公共的な必要性からあえてこの事業を行ふと、こういった場合がございます。このような場合には、その事務の質とか、また事業の実施による公共的利益を確保する場合の責任の帰属、こういったものに応じて、やはり負担ルールの確立ということが非常に大切なことだと思っております。いまこのご質問がございました未給水区域のうち、不採算地域への給水の問題につきましても、この公共的な事業の性格というものを十分認識していただきまして、私としては、一般公営事業のような国費の導入、こういったものをしていただきたいということで、国の方に強く要望しておるような次第でございます。

それから、次に、各水源開発の単価についてご質問がございましたけれども、この第三期でやつております員弁、小牧両水源で日量三万トンを予定しておるわけでございますが、これの一トン当たりの建設単価は、約四万三千五百円程度につきます。それから、北勢用水の県から受水する施設でございますが、これは日量八万三千トンで計画されておりますが、これは受水点までトン当たり十三万五千円程度につきます。こういった大規模な水源開発につきましては、四十八年度の資料で全国平均で十万幾らというような数字が出ておりますので、新しい施設としてはやむを

得ないんではないか、このように考えております。

それから、北勢水道用水受水の必要性の問題についてもございましたが、現在私ども市の水道局の水源の取水能力としましては、認可量では十二万四千トンでございます。これは、県営の受水を除きますと、十二万四千トンでございますが、河原田水源地は現在水質が悪いということで取水を停止しております。大矢知水源につきましては、認可は九千トンになっておりますが、現在四千トンほどの取水をやっていますが、こういたしますと、認可能力は現在としては十一万三千トンでございます。しかし、現在市内の各水源は、伏流水を井戸の構造によって取水しておりますので、多少の余力がございますので、この公称能力を超えて、十三万一千トンの取水が可能でございます。

そういうことでございますので、ことしの夏の最大給水量十二万五千八百トンを賄えたわけでございます。しかし、来年度、五十一年度には、一日最大給水量が約十三万八千トンが予想されます。しかし、これに対しまして、先ほど申しましたように、本市の最大能力は十三万一千トンでございますので、その不足分をどうするかということでございますが、これを北勢用水で賄いたいと、このように考えております。五十二年度の予想を申しますと、約十四万四千トンが最高として予想されるのでございますが、これらの不足水量を北勢水道用水で賄いたいと、このように考えております。それで、お手元に差し上げております資料にも述べておりますように、五十一年度としては、全体として約七十四万トン、五十二年度としては約百十二万トンを北勢用水からの受水ということを考えておるわけでございます。

この私ども、上水道で一日最大給水量の出る日は、一年間のうちでたった一回でございます。また、それに次ぐようないい給水量を出す日も、年間通じて考えた場合ほんのわずかでございますが、これらの最高、またはその最高に近い

日のために、常に最高の給水量を確保できる施設をもっておらなければならぬ、それが水道の宿命でございまして、そのために非常に多くの経費がかかるわけでございます。

北勢の単価は、この受水する当初は使用水量が少ないので、単価が高くなります。この契約水量全部を使うとすれば、単価は低くなるわけでございます。しかし、現在の給水量をどのように賄うか。私どもとしては、自己水源をフルに使いまして、県水は単価が多少高くなつても、補給水的な使用を考えたい、このように思つております。

それから、元利償還金の增高に対するご質問がございましたが、現行の法制度につきまして、水道事業会計と水道事業の設置者でございます地方団体の一般会計との間の負担区分制度というものを前提にしまして、独立採算制が採用されておるのでございます。したがつて、一般会計等が負担するという経費を除くその他の部分のものにつきましては、水道事業の経営の合理化なり、または料金の適正化、こういうことによって適正な両者の負担を原則とした経営原則、こういうものを採用しとるわけでございます。しかし、現在の水道を取り巻く諸情勢といいますか、環境は、この考え方当時から見ると大きく変化しております。たとえば、水源の問題にいたしましても、水源の水質汚濁の問題にいたしましても、また、先ほど申しました不採算地域への給水の問題等々、ございます。しかし、今後水道事業が健全な発展を続けていくためには、私としましては、国費の導入を含めまして、国と水道事業を設置いたしております地方団体、そしてこの水道をご利用いたく皆さん方との負担区分のルールというものを確立することが必要である、このように考えまして、この線で日本水道協会等を通じまして、国、その他につきまして陳情申し上げ、強くその実現を望んでおるような状況でございます。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 第二点の県の基本構想についてお答えを申し上げます。

この問題については九月の議会でご質問がありまして、その後、私がそのときに説明会が持たれる、その説明を聞いた上でということを申し上げたんですけど、ちょうど九月の議会が終わり、國体に入る直前に、意見を九月いっぱいで文書で表明をしろという県の企画の方からの連絡がございました。もととこの県の基本構想、あるいはそれに基づく基本計画、あるいは実施計画といったものは、昨年の十一月の二十日ごろ知事が、この三重県の長期総合計画をどうしたらよろしいかということについて、県の長期総合計画審議会というものを設置いたしまして、そこに諮問をしたことに始まっておるわけでございます。それで、審議会で審議をするたき台といいたしまして、三重県長期総合計画素案第一部基本構想というものが、四十九年の十二月に出されたわけでございます。そして、この素案をどういうふうに審議していくかということについては、県を地域別に五つに区分をいたしまして、それぞれの地域において県の方で二十名ぐらいの住民代表を選んで、そこで意見を聞いたということでございます。

それから、さらにこの基本構想に基づきまして、五十年の六月に第二部基本計画、いすれも素案でございますが、たたき台を事務局が作成をいたしております。そして、これを各部門別、すなわち、福祉をどうするか、あるいは産業をどうするか、建設をどうするかというようなことについて、県の内部で各部門別な検討をされたようでございます。

その後この両方をひらくるめまして、九月の初めに、各市町村に意見を問うという形で企画課長会議が持たれたわけでございますが、地域の振興協議会があるところにつきましては、その地域の振興協議会を開いて、その席でこの問題を審議されたということでございます。ちょうど九月の議会のご質問があつた際には、この振興協議会があつた後でございまして、この振興協議会にはこちらから別途に意見を聞くのかということを質問いたしましたら、説明会

を開きますということございましたので、あいご答弁を申し上げたわけでございますが、九月いっぱいで意見を表明しろということでございましたので、きわめて概念的な意見をまとめまして、一応の表明はしてございます。しかし、これはあくまでも概念的な意見の表明でございまして、この細部にわたる意見の開陳ということにはなっていないわけでございます。

そこで、この基本構想、基本計画の中に四日市市としての意見をどう盛り込ませるべきかということについて、現在苦慮をされておるところでございますけれども、国の三全総との関係があるということでございます。国の三全総は来年の秋までに国土庁の方で取りまとめるということでございますので、それまでに四日市の意見を県の企画の方に伝えて、そこでこの三全総の中にこれを盛り込んでもらうように働きかけていくべきであろうというふうに考えるわけでございます。したがって、これはもちろん事務的な手続だけでは不十分でございますし、県を通じまして政治的な働きかけをしていくべきであろう、かように考えておる次第でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 いま助役からご答弁いただきました問題で簡単に申し上げたいのは、要するに県の総合計画、基本構想、基本計画、これが四日市に何物ももたらさない、たとえば、文化施設、教育施設、スポーツの施設、こういう点を特に私は取り上げて申し上げてきたわけでございます。この四日市地域から、四日市の市税収入よりも多い百五十億もの県税、県収を吸い上げておきながら、この何十年間にわたって、しかも八人の県会議員の定数を持ちながら、この四日市に県の施設たるもの何一つとしてない。高等学校でも、市に高額の不当な負担を強いて建てられたもので

す。せいかくこの基本構想を立てられるというときに、市としてもその辺を腹をくくって、この四日市に県のそういう文化的な、せめて文化的な、あるいはスポーツの、あるいは教育のそうちしたものをやはりきちっと誘致をしてくる。少なくともそういう点での強い姿勢をとるべきではないか、こういう趣旨からでございます。この辺の決意をさらに伺いたいと思います。

それから、財源の問題でございます。

今までに市長からご説明がありましたようなことでは、いろいろな市民の要求が本当に取り入れられるということがなくて、むしろいろいろ切り下げる、切り捨てられるという懸念を持つわけでございます。

そこで、借金をする方法、開発公社を利用する方法、いろいろございましょう。ただ残念なのは、借金ができるときにはないで、できないようになってから動き出すというふうな、一サイクルおくれた四日市の対応の仕方、こういうものを十分反省しながら、そういう借金も利用しながら、しかし、借金は返していくかなきやならない。ですから、四日市の法定外の普通税として、そして当然徴収できるそういうものとして、事業所税的なものを四日市で取つたらどうが、こういう点を申し上げているわけです。国の法律改正という問題も当然ありますけれども、四日市独自でそういうことをやつたらどうだ。こういう点で、九月にはそのほかの問題も挙げながら申し上げたんで、この辺のところをぜひ考えていただきたい。たとえば、今度三菱油化は赤字になっております。法人市民税はたつた均等割りの四千円です。しかし、この油化が、四千円しか納めない油化が、これは帳簿操作をして赤字をつくり出している。たとえば、この油化が、先般の選挙戦においても、ある政治家に七十万円寄付してますよ。新大協和でも今度わずか四千円の市民税しか払いませんよ。ところが、ある県会議員候補であった人には五十万の金を出してますよ。この霞第三大協和石油を代表にしてこういうものをしながら、四日市に公的に尽くすべき法人市民税はたつた四千円しか

出さない。一体企業は、公害でさんざん市民を苦しめてきておいて、そして、なおたくさん市民の財政支出をいまなお強いさせておいて、公的なところへは四千円、四日市市には四千円しか納めないで、個人的なそういう関係で還元されるべきものかどうか。こういう点を見たって企業の姿勢というものをもっと厳しくとらえながら、そして、今日ある税の不公正、こういうものをしっかりととらえながら、この四日市で事業所税的な内容を持った、名前はどうでもよろしい、現になすべき仕事はたくさんある。こういう、しかも返さなくてもいいお金を厳に取っていくという、こういうことも、今までの一サイクルおくれた対応ではなくて、しっかりとこの際とつていただく、その辺の決意を改めて伺いたいと思います。

ほかにもござりますけれども、時間の制約で、その点をお伺いしまして、ご答弁をお願いしまして、終わりたいと思っています。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 私は、税金はやはり法定主義に従いながら、条例によって徴収していかなければ仕方がないと思っております。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 何か県の施設を四日市市に持つてくるようにということでございます。確かに四日市に県独自の施設がないということは事実でございますし、何らかの機会をつかまえながら努力をしてまいりたい、かように考えております。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時一分 再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平野行信君。

〔平野行信君登壇〕

○平野行信君 通告どおりご質問をさせていただきます。

一ヶ月足らず前でございますが、協和油化の爆発事故の質問をさせていただきました。ご存じのように、その事故以来まだわざかの日でございますけれども、新聞紙上で存じのように、すでにその現場において運転が再開をされていいると、この問題につきまして重ねてご質問をしたいと、そのように思います。

昨年、まあイフシリーズということで、もしもということが非常に話題になりました。私はこの四日市の公害という問題につきまして、万一四日市で、この公害の事故が連鎖的な反応を起こしてしまったならばこれは大変な問題である、万一ということございます。しかし、この万一は絶対にないということは言えないでございます。むしろあり得る、そのように私は思います。そういう意味から先般もご質問をしたわけでございますけれども、まずこの操業をされたその理由と決断について、どの辺に配慮を置かれてそのようになされたか、この点について明確にお答えをいただきたいのでございます。その中でも、特にその操業に対しての安全設備を明確に教えていただきたいでございます。この、公害の問題は、事故が起りそしてその事故を処理するだけが私は防災ではない、そのように考

えております。住民の方たちのその気持ちの中には、目に見えない公害に対する恐怖というものがかなり強いのではないかと、そのように考るわけでございます。先立って、その公害に対するアンケート調査の結果が出ました。そしてその結果は、四日市市民の心の中に公害の意識というものが六四%あるということでございます。これはかなり大きな数字でございます。そういう意味において、精神的な面、たとえば目に見えない公害に対する恐怖、また目で見、耳で聞いた結果のそういう恐怖、さらには、実際事故が発生して、爆発の場合、燃えているその姿を見た恐怖しさ、そういうものがかなり私は大きな影響を与える、そのように考えます。したがって、四日市というこの宿命的な町は、公害爆弾を常にかかえてのそういう毎日の生活が私たちから切り離すことができない、このように考えたときに、どうかそういう住民の命を保障し、守るという意味において、行政上の指導を厳しくしていただきたいということは、先立ってもたくさんの方からも質問もございましたし、私もさらにそのことに対しても、厳しい態度で臨んでいかなければならぬ、そのように考えております。そういう意味において、行政側としまして、プロジェクト等の今後のそういう事故防止のための優秀な人材をそろえて、そして私たちが安心して住める四日市、また公害防止という意味の準備と言いましょうか、そういうお考えがあるのかどうかということについてお聞きしたいのでございます。さらに今回この操業に対しても、住民の方たちが非常に心配をしておる、そういう意味から私たちは住民の方にこの公害問題、また特にこのタンクヤードの運転については安心できる説明をしていただきたいということもお願いした覚えがございます。そういう処置を今回おとりであったのか、それともそういう必要はなかったのか、その点についてもお聞きをしたいのでございます。

次に、幼稚教育の点についてお伺いしたいのでございます。私も新人の議員といたしまして当選以来、常にお願いをしてきたのでございますが、現在、四日市における小さな子供たちの保育園等の問題、これは重複を避けて、私は

お話をすつもりでございますが、いまだにそういう問題がたくさん残っているのが事実でございます。私の知る範囲におきましては、高校進学の問題において市としてとった、その態度は、プレハブ等を活用してそして収容し確保をした。これは知つております。そういう意味から今回四日市市の幼稚園問題、そして保育園問題、共通した点から、非常にお母さん方、父兄の立場から考えましたら、もっと安心してそして幅のある入学をしたい、そのような声があちらこちらで聞かれるのが現状でございます。そういう意味において、まず義務教育から手がけていくという、その基本的な意味は私にもよくわかります。しかし現在の時点において、たくさんの人たちが、そのような将来を約束される大事な子供たちのために、りっぱな内容の充実した安心した、そういう教育を望んでいるのでございます。そういう意味からいきまして、果たして現在、四日市の教育行政そのものが非常におくれていることは事実でございます。この点について、義務教育でない、この児童教育というものが義務教育よりも甘く見られているのではないかと私は思うのでございます。関係者の方は、この児童教育の重要さについて、どのようなお考えを持っていらっしゃるのかお聞きするとともに、そのベースの問題等の見通し、これを前向きとか、そういう方向は必要でございますけれども、時間的にいつまでにその人たちをこのような形で、全部入学できるような形にしていると、その明確な回答をいただきたいのでございます。

さらに現在、四日市における幼稚園教育というものは、非常に幼稚園そして保育園との差というものも、現実に生まれております。そのような同じ市における児童教育の場所に違いがあつては、非常に私は生ずいんではないかと、そのようなことも考えますので、納得いくようなご返事がいただきたい、そのように思います。

それから私は六月にもご質問したわけでございますけれども、一部先生の中ですね、かわいさのためにそのような態度をとられたと思いますけれども、子供さんの髪の毛をはさみで切つてみたりですね、それが実際子供に対してけれども、そういう方が現実にいますので、教育指導の方をひとつよろしくお願ひしたいのでございます。

さらに次の問題にまいりますけれども、福祉の問題でございます。この不景気な時代において、年末年始どうか温かい配慮を私はしていただきたいのでございます。私たちもいろいろの立場で、そういう方を励ます意味において、街頭でもいろんな配慮をした経験がございます。市として、たくさんの人たちに大変だろうと思います。しかし、こいつうときに私たち以上に弱者の方、寝たきり老人、身障者の方たちの温かい配慮をすることが、私は人間として一番うれしいんではないか、それを考えれば四日市としても必ず実現でくるんだと考へるわけでございます。どうかそういう配慮があるのかどうか、そしてあるとしたならば、具体的にどういう方法があるのか、教えていただきたいのでございます。

以上で第一回の質問を終わります。

○議長（山口信生君） 消防長。

〔消防長（松村佳美君）登壇〕

○消防長（松村佳美君） それではご質問に対しましてお答えをいたしたいと存じます。まず初めに、過般十一月二十日協和油化の方で起こりました爆発事故に対する、操業再開に至った理由と決断したことについてご説明を申し上げたいと思いますが、この事故に関しまして操業の停止を命じましたのは、消防法の第十二条の三によりまして命じたわけでございますけれども、趣旨といたしますところは、公共の安全の維持または災害発生の防止のため緊急の必要があると認めまして、一時事業所の使用を停止したのでございます。この法の精神と申しますか、基本

的な考え方といたしましては、あくまでも災害発生の防止のために、緊急にやむを得ず一時停止をするというふうな趣旨でございますので、私どもといたしましては、そのような危険性が排除されるまでの間、使用を認めない。反面行政の立場といたしましてその危険を排除さすための努力は、当然やらせなければならぬというふうに考えるわけでございます。

そういう見地に立ちまして、十月二十日に操業停止を命じましたのは、直接事故を起こしました無水フタル酸のタンク、それからそれとの関連におきますところの配管、さらには三つのプラントと、これらに対しまして幅広く使用停止を命じたのでございます。そのために、私どもとしてとりました措置は、第一点は、早くこの原因を探究するということであつたわけでございます。その第二点は、使用停止を命じました、事故を起こしたタンクは当然でございますけれども、その周辺のタンクに、あるいは配管に関連するプラントに何らかの異常があるんではないかと、大変お互いが心配いたします二次災害の発生と、うものが少しでも残つておらないかということを、調査をするというところに重点を置いて仕事を進めたのでございます。その結果といたしまして、十一月一日に至りまして、私どもと県警本部それから他の関係機関と合同で原因調査をしてまいりましたことがほぼ明らかになりました、本火災の原因は無水フタル酸の受け入れ配管に詰まつておりましたタンクの液面が非常に低い状態であった関係で、スチームヒーターから電気ヒーターに切りかえたと、このために電気ヒーターが液面から露出いたしております。これにつきましては、原因が明らかになりましたので、翌日さらに十分検討した上で、もうこれに間違いないという結論が出来ましたので、十一月三日の日に私どもと警察と合同でこの原因について合同発表をいたしましたのでございます。なお、もう一方進めてまいりました周辺のタンクとそれを連結する配管並びにこれに関連いたしております三プラント、これ

らについての点検につきましては、会社側と私どもと、特に私どもとは常時これと立ち合ひをいたしまして、会社側がその安全性を確認するための作業に私ども立ち合ひいたしまして、十一月の上旬であったと思うのですけれども、周辺の六基のタンクとそれから配管並びに三プラントというものは施設には異常はないという結論が出てまいりました。この結論につきましては単に会社側におくらしただけではないんでありますて、それらの検査をいたしましたところの専門の機関にゆだねまして、公平な立場で調査を実施いたしましたのでございます。材質であるとかあるいは内容物の分析であるとか配管の寸法、材質、耐圧性その他消防設備等、非常に細かい面にわたりまして綿密に調査をいたしました。そのようにいたしまして、十一月の上旬に施設面におきますところの安全性というものが私どもで確認をいたされたのであります。そこで残りました問題は何かと申しますと安全管理面において、内部においてどうなつておるのかという点が、いささか懸念が残つたのでございます。そうでありますので個々具体的には進めてまいりました。そのようにいたしまして、十一月四日、五日、八日の三日間にわたりまして、さらに幅の広い人員を私ども動員いたしまして、会社の関係者全部一堂に会しまして、作業手順、あるいは安全管理体制、その他について綿密に点検をいたしました。早急に改めるべきものは改めさせましたし、これは單に、このときに確認して改めさせたという意味ではないんでありますて、事故発生と同時にそういう面についての見直しをやらってきておったわけでございますけれども、その見直しがどうなつておるかという点検と、さらに会社全体について将来どうやっていくべきかという点の、幅の広い意味にわたくての再点検を実施したのでございます。そういうふうな経緯を踏みまして、施設面あるいは内部の人事管理面、安全管理体制と、あらゆる角度から検討いたしまして私どもといたしましては、操業を再開さしてもその危険性はないといふうに判断をいたしましたので、十一月九日、市長の決裁をとりまして十一月十日から事故を直接起こしたプラント並びにタンク以外の六基のタンク三プラントについての操業を再開ということに認めたのであります。でござ

ざいますんで、いまなお、事故を起こしました無水フタル酸のタンク並びにこれに関連いたしますところのプラントは、操業停止という形になっておるのでございます。今後、こういう面におきまして無水フタル酸のタンクを、どのような設備を取りつけて、事故を起こさないような設計にして私どもの方へ出していくか、まだ未知数でございますけれども、計画をまあ聞くところによりますと、そういうような事故を起こした懸念がなくできるような設計において、私どもの方へ申請がなされるよう聞いております。しかし、まだ私どもの方へは具体的な新しい計画書が出ておりませんので、それが出てきた時点でさらにチエックをいたしまして、残っておりますタンクとDOPプラントの再開を認めていきたいと、かように考えておる次第でございます。

以上が操業再開に至りました理由と、私どもが操業再開を決断した経緯でございます。

それから、次に住民の恐怖心というような問題のご指摘がございましたが、まさにご指摘のとおりでございます。私どもも、こういうような住民の不安感あるいは恐怖心というふうなものをどのようにして取り除いていくかということについては、まあ私どもなりに意見を持っておりますけれども、これといった決め手といいますか、ものは、いまだ十分に持ち合わせておりませんけれども、私の考えるところでは、やはり何と申しましても、このような事故の実態というものをつまびらかに早く住民に知らせていく、そして住民の皆さんとともに災害防止というような点において協力し合っていくと言いますか、住民参加と言いますか、防災に対する、やはり参加意識というものを積み上げていくといふことも、大変、重大な問題ではなかろうかというふうに、私は考えるのでございます。防災と言いますものは、あくまでも、いまさら私から言うまでもございませんけれども、専門的に仕事をあずかっております私どもだけじやなくして、やはりその事故を起こした人、これは企業も含めましてですけれども、その人あるいはそれを発見した人がいち早く処理をしていくと、そして地域から災害というものをなくしていくんだという、やはり参加的な

私意識がなければ、とうてい住民の災害防止といいますか、含めまして住民の恐怖感というものを取り除くことができないといふうに考えるのでございます。そういう意味におきまして、今後私どもにおきまして、積極的に街頭に出るなりいたしまして、住民の皆さんとともに防災に対するご相談に応じるとか、あらゆる手を尽くして住民の恐怖心を取り除くようにいたしたいというふうに考えるのでございます。

その次は、プロジェクトチームの問題でございますけれども、この点につきましては、大変私どもといたしましても、今後優秀な人材を一人でも多く養成をいたしまして、幅の広い観点に立ちまして災害の事故防止に努力をいたしていきたいといふうに考えまして、目下具体的にどのようにやっていくかということについては煮詰めておる段階でございます。

それから、操業に対しまして、タンクヤードの運転について、設備がどうなつておるのかというふうなご質問がございましたが、これにつきましては先ほど触れたような気がいたしますが、私どもといたしましては、今度、まだ正式にはご通知はもらっておりませんが、今国会におきまして、コンビナート等災害防止法、石油コンビナート等災害防止法が成立を見ましたので、その内容をいろいろと見てまいりますと、大変私どもに、今後やっていく上について仕事についてやりやすいと言いますが、どうしてもやっていかなければならない問題がたくさんございますし、まあこういうものが、法律が通過したということを契機といたしまして、さらに私どもの方の態勢等も十分に踏まえながら、運転、安全設備の強化はもちろんのこと、その他の防災対策に一段と努力をいたしていきたいと、かように考える次第でございます。以上でございます。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（山川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 幼児教育に關するお尋ねでございます。昨日からも、たびたびこの問題についてご意見を承つておるのでございまして、ほんとに四日市の幼児教育について、いま深刻に考えなければならぬときにしておる、と思うのでございます。昨年議会におきまして、幼児問題研究会が特別委員会としてできました。その答申もいただいておるのでございまして、幼保の関係、あるいは長時間保育の関係、あるいは一年保育の関係、あるいは私立幼稚園との調整をどうするかというような問題、いろいろの問題を提起していただきておるのでございまして、それを行政としてどう取り上げていくか、盛んに検討をしておるのでございまして、このことにつきましては、福祉の方と十分、たびたびの連絡を持っておるのでございます。まあ昨年から本年にかけまして、とにかく五歳児は幼稚園なり保育園なり、特なるべくは幼稚園で収容せよと、こういうようなご意見がございました。ことしもそれにこたえるために、急遽プレハブの教室を用意して収容すると、これもいままでにはないことでござります。市民の要求にこたえるものとして、こういうような形によりまして処置をしようとしておるのでござります。しかし、それについて、きのうも申しましたように、現在の四日市の保育園、幼稚園の性格といふものについてまだ検討しなければならない。長い伝統は持つておりますけれども、改めるときには改めてからなければ、問題はすっきりしないのではないかといふことを思つておるのでござります。先ほども、義務教育にばかり力を入れておるのではないかと、こういうふうなお話がございましたけれども、なるほど義務教育はほんとに大事にしなければならないのでござりますけれども、就学前の教育、これも世界的な主潮でござりますし、また四日市においても緊急な問題でござりますので、決しておそかにしておるのでござります。幼稚園の配置の問題あるいは二年保育の問題あるいは長時間保育の問題、それに伴う給食の問題も、たびたびご要望があるのでござります。そういうものと含めまして、保育園と、さらに一層連絡を密にしてまいりたいと、今日のところとしては、まずこういう程度でご勘弁をいただきたいと思うのでござります。

○議長（山口信生君） 平野行信君。

〔平野行信君登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 第三問の弱者対策についてお答えをいたします。

なお、先生の中に、こころならずも子供の髪の毛を切つたと、こういうようなご指摘がございました。その事情につきましては、さらに詳しくお聞かせいただきまして、適切な処置をとりたいと思います。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 第三問の弱者対策についてお答えをいたします。

ご指摘のよう、本年は物価の高騰はやや沈下の傾向はたどつたかとも思いますが、不況による経済面の生活影響といふものは、特に社会的弱者と言われる方々に対し、依然として厳しいものがあることはご指摘のとおりでござります。したがいまして、市におきましても、本年はこういう経済的に恵まれない生活保護世帯の方を中心いたしまして、また施設入所の方々等、大体千七百八十二世帯に対します見舞金といたしまして、夏及び歳末には昨年を上回る額を計画し、支払いをいたしておるわけでござります。

なお、先般来、皆さん方のお力を得て集まつております五十年度の歳末助け合いの募金も、五百三十万を超えてまいっております。したがいまして、これも社会福祉協議会における配分委員会の手をわざらわしながら、いま申し上げたような世帯に、重点的な配分を行つて、歳末の対策を進めさせていただいております。

なお、今後幾つかの社会情勢の変化等による問題を勘案しながら、対応させていただく予定でございます。以上でござります。

○議長（山口信生君） 平野行信君。

〔平野行信君登壇〕

○平野行信君 非常にご丁寧な回答をいただきまして、ある程度私たちも安心をしたというのが実際の気持ちでございます。そういうことで、住民の方には丁寧に親切に回答、また話し合いをしていくことによって、私は問題の解決が進むのではないかと、そのように思った次第でございます。

今回のこの事故は、準危険物という種類の事故でございました。したがって準危険物以上に危険性のある、そういう場所もたくさんあるということは考えられますので、どうか同じ操業をするのであれば、安心して、そして事故のない操業というふうにしていただきたいと思います。非常に前向きに検討していただきたいと、そのように判断をいたしておりますので、どうかさらのご研究をなさって、住民の方に納得をしていただけるようにしていただくことを、心からお願い申し上げる次第でございます。

また、幼児教育についての回答でございますが、この声は、かなり前から重ね重ね、あらゆる人たちからの要望でございます。いま教育長の回答の中に、必要であるものは早く実現することもできるというような回答でございますので、これは必要に迫られた問題でございますので、必ず早期実現をしていただきたいことを心からお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山口信生君） 松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 二点に対しても質問いたします。順序が不同になりましたが、地方行財政の面から質問いたします。

地方財政の危機は昨年来指摘されてきましたが、本年に入ってからその危機状態は、日を追って深刻となってきた。八月末現在、まさにお先まゝ暗な状態であります。すなわち不況の長期化で法人事業税、住民税、または市民税の収入が大幅に落ち込んで、本年度当初予算に計上した税収の枠を予想どおり確保することは困難となつてきました。このような地方財政の危機を背景として、第十六次地方制度調査会は、七月二十三日に三木首相あてに、地方財政の硬直化を是正するためによるべき方策を中心とした、地方行政のあり方に関する答申を提出したのであります。ことしの一月に三木首相から諮詢されて、この答申がまとまるまでには、地方財政の硬直化の原因をめぐって、同審議会内部では人件費とする意見と、国の高度経済成長政策の失敗、超過負担などとする意見がまゝ向から対立いたしました。審議は難航して、一時は両論併用を予想されたほどの荒れようであったのであります。最終的には、自治省は指導型という形をもつて答申いたしましたが、その硬直化をめぐる問題点の中で、義務的経費の増大の抑制について、また特に、人件費の状態とこれに対する考え方を、ご答弁をお願いしたいと思います。地方公共団体の場合は、国の場合と比較して、職員の配置自体が行政のサービスの提供につながる場合が多いことから、人件費の増大はやむを得ないとする意見もあります。また、そのような面がたとえ認められたとしても、その意を持って放漫な支出が許されるものではないというのであります。その点をよろしくご答弁をお願いしたい。

次に、一般財源の確保についてでございますが、地方公共団体が地域住民の福祉の向上を目指して、自主性と責任を持って財政運営を行っていくためには、地方税あるいは市民税または地方交付税等の一般財源の充実、強化を図る必要があると思うのであります、その点のご回答をよろしくお願いします。

次に、行政の簡素化、合理化という問題でありますが、国と地方公共団体との事務の再配分の促進に合わせて、国及び地方公共団体を通じて、行政の簡素化、合理化について、これは特に徹底を図る必要がありますが、どのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。昨日訓勧議員、本日は小井議員の質問の中で、行政問題、財政問題のご答弁の中でもほぼアウトラインをつかむことができましたが、来年度の予算編成も控えておることでありますから、具体的に実施の上にあらわれるような答弁をお願いいたします。

次に、社会教育の充実についてでございますが、特に範囲の広い社会教育を充実して、効果を上げなければならぬと思いますし、これが緊急の課題であると思います。特に社会教育の充実には、どのように考えておられるのか、教育長のご答弁をお願いいたします。

○議長（山口信生君） 市長。

（市長（岩野見齊君）登壇）

○市長（岩野見齊君） お尋ねの第一点につきまして、お答えいたします。

ただいまご指摘のございましたように、地方財政の窮乏が、国の高度経済成長政策の失敗から來たとか、あるいは人件費の増大であるとか、あるいはまた超過負担が原因であるとか、いろいろ申されておるのでございますけれども、とにかく高度経済成長がほとんど成長ゼロといったような経済状態になりました、税収の伸びがなくなつたということが一番大きく地方財政を圧迫してまいっております。人件費のあり方といたしまして、国あるいは県と、やや趣を異にいたしまして、市におきましては、これが人件費即事業費であるといったようなところもございます。たとえば教育費、あるいはまた保育所費、その他の福祉関係、こういった面におきましては、人件費即事業だというような面もあるのでございますけれども、全体的にながめました場合に、それだから人件費は事業だからといふまに即断するわけにはいかないと思います。この意味におきまして、私どもといたしましても、人件費の問題につきましては、きわめてその増大を防ぐためには慎重な態度をとらなければならないと考えております。本市におきます人件費の状態は、大体昭和四十五年以来五十年に至るまでの間、大体総予算の中に占める割合は、ある時期においては二二%，ある時期におきましては二四%，ある時期におきましては二六%と、現在もやはり予算の中に占めております人件費は、大体二六%という時期が多くて、予算の中に占める人件費というのは必ずしも比率が高いとは考えられないんで

ございます。ただし、これを税収に比較いたしました場合には、大体四十五年には四四%余りであったのが、四六年になり、五〇%を超えて、五十年におきましては五六%といったような状態になつてきております。このことは反面、事業量と人件費とは並行して増加しておるという点においては、別に不都合な点はないんでございますけれども、税収の中に占める人件費の割合がふえるということは、財源が窮屈になつてきただとすることを示すのでございまして、この点、深く注意しなければならないと考えております。この問題につきましては、機構とともに人員の配置も十分考慮して、直接市民の方々の環境あるいは福祉あるいは教育、こういった直接市民にかかわりのある部門については、決してこれを薄くするわけにはいかないと思いますが、他の部門におきまして、できるだけ簡素化していきたいと考えております。

一方歳入における地方税の充実という面につきましては、昨日来訓観議員、小井議員のご質問にもお答えしておりますわけでございますが、現在の考え方といたしましては、国に対しても電気税の非課税範囲をもつと縮小、撤廃していくということ、もう一つは法人の事業所税を、ぜひ四日市にも適用できるような形で実現するということ。市自身の問題といたしましては、まだ検討の段階ではございますけれども、法人市民税を限度までいただくと、そして不均一課税も、その場合やむを得ないというような考え方があると考えております。行政事務の組織の簡素化なりあるいは合理化あるいは事務の再配分、こういった点につきましては、すでにその見直しに着手しておりますとして、事業の占める割合あるいはまた、過去から現在に至るまで、長い期間を通じての重点度合の変遷、こういった面も十分考慮いたしまして、現在の状況に適応した組織形態を考えていただきたいと思いますが、これにつきましては、いましばらくご猶予をいただきたいと、このように考えております。

とにかく、ただいままで申し上げましたように、今日の市の財政は昭和三十年以来の窮屈な状態に立たされており

ますので、國あるいは県に対し、その緩和策を要求すると同時に、市の力ができるものはできるだけ簡素化し、省略化いたしまして、自治の本分を達成していきたいと、このように考えております。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 社会教育につきましては、松島議員、かねがね大変なご鞭撻をいただいておりましてありがとうございます。市で持っております社会教育の機関としましては、図書館それから郷土資料庫、社会会館それに四つの拠点公民館でございます。市として、社会教育のいま問題になるのが公民館でございます。あの四つの拠点公民館方式になりましたから、もうすでに十年余を経ておるのでございます。そうしてまいりますと、あのときにはあるべきものがあったかと思うのでございます。四つの拠点館主義になりました今日では、あの当時におきましては、公民館の活動範囲が非常に狭くなるという一つの問題、それから拠点公民館において青年講座とかあるいは婦人学級とか、いろいろ計画いたしておりますが、それがどうも学校のような形になつて、本当の社会教育の姿になつてないと、そういうような反省がございまして、昨四十九年から、地域密着と、こういう形で新しく発足をし直しておるのでございます。地域密着と申しておりますが、言葉をかえますれば、それは、社会教育の本旨に立つて、地区の方々がその自発性に基づいて、自分たちの勉強しようとする問題を考え、そして問題を解決していくと、こういうようなやり方が地区密着と理解しておるのでございます。そういうことを手始めまして、四十九年、五十年と事をやつてきておるのでございます。まあ今年度におきましては、そういうモデル地区としまして塩浜地区、あるいは四郷地区、三重地区、ごういうことをいたしまして、その地区におきましては、一般地域のボランティアと申しますか、そういう方々のご協力を得まして、非常に活発になってきておると思うのでございます。さらにこの問題に関連する

四つの拠点公民館を、なるべく薄くしていこうというのに関連いたしまして、市で予定されております市民センターの各地区ごとに福祉と教育を合わせました市民センターの構想がございます。こういうものにつきましても、特別なその道に熱意のあるまたその道に造詣のある人を配しまして、初めての試みでありますけれども、そういう地区、地域センターとしての道を一つ開いていきたい。こういうふうにやってまいりますと、四つの拠点公民館、先ほど申し上げましたように、非常に影が薄くなつてきて、そしてそれを統括するものといたしまして、中央公民館というものが必要になつてくるかと思うのでございます。そこでは全市的な文化行事、講習会、そういうものをいたしまして、地区の地域センターで及ばないところをそこで補つていくと、そういうような構想を持って進めていきたいと思っておりますけれども、特にわれわれ、私の感じますのは、今日の社会情勢としてもっと家庭教育、こういうものに力を注いでいきたい。乳幼児の問題もそうでございます。今日のお母さん方が、ほんとに賢うなつて勉強してもらわなければ、将来の学童にしましても、その後の問題にしましても、いつまでたっても問題は解決しない。さらにいままで、婦人青年と言われておったものを高齢者の方に及ぼしていかなければならないというのも当然でございます。まあ、あれこれ考えまして、社会教育を進めてまいりたいと思っておるのでございます。

○議長（山口信生君） 松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 いま市長の答弁いたきましたが、人件費は四〇%を超えるとそれはもう危険信号です。よく今後のことを見ていただきたいと。

それから、確かに事務の簡素化ということも、これ大きな問題だと思いますから、よろしくお願ひします。

社会教育について一言申し上げたいと思うんですが、子供の教育ということを考える場合に、学校と家庭は一つの車体を押し進める両輪のようなものだとは、よく言われております。ところが現在行われている教育をつらつら考えてみますと、それぞの車輪はばらばらです。むしろ、家庭では、本来なすべきことが学校に押しつけられ、またその逆が当然のように行われている逆さまの教育がまかり通っているように思われるのです。こうした現象を分析してみると、学校には学校の教育があるというし、学校本来の教育と、家庭には家庭の教育があるという、家庭本来の教育を理解していないう原因があるのではないかと思うわけです。もちろん、よしんばそれぞの立場で理解していたとしても、そのけじめが、学校と家庭を分離したものとしてとらえられたり、あるいはお互いの責任の押しつけとなつて何もならないことは当然でしあうが、しかし現実には、こうした事実が見受けられるることは、非常に憂うべきことであります。そこで、学校と家庭の本来の教育機能を踏まえながら、その両者を結ぶものは何かを追求し、教育の本質を私なりに考えてみました。そこに近代教育の百年から百一年の展望として、重要なかぎとして、またこれゆえ、社会教育に力を入れていただきたいといふ願いがいっぱいあります。私はまずそこで、現在の教師とはだれを言うのか。教師といえば、だれしもが普通学校の先生を思い浮かべる。だが実を言えば、学校の先生は確かに教師の一員であります。学校の先生だけが教師なのではない。教育を広く解釈して、たとえば態度の変容とか個性とか人格の形成と定義するなら、こうした広義の教育を受け持つ人はすべて教師といってよい。事実教育には、家庭教育、学校教育、社会教育と三つの柱があるわけであります。家庭教育では、教師は親であり、社会教育では教師は書物なり、あるいは著者なり、あるいはテレビの解説あるいは講習会の講師など、それぞれ多種多様であります。学校の先生は学校教育という場においては教師にすぎない。そなばかりではありません。意識的な教育を行う教師以外に、さらに多くの教師がいるということです。家庭では子供に対して親が意識的に教育を行うだけではない。兄や姉は別に弟や妹を教育しようという意識は持つていないうが、弟や妹にいろいろなことを教える。遊びやけんかを通して弟や妹は集団生活のルールを学び、身体的な運動能力を伸ばしていきます。学校でも、子供は先生から受けるだけの教育ではない。仲間や上級生からも、いろいろなことを学び取るのであります。家庭や学校外でも同様であります。そうだとすれば、ほんんどすべての人は意識的に教育する教師ではないにしても、無意識に何らかの教育を、他に対して行う教師だということは言えるのであります。親は子供から、先生は生徒から教えられるることは、すべて人が教師だということ、すべての人が生徒だということであります。たとえば学校で、先生が何気なく、無意識に言った言葉や教育外での行動が、生徒の心に深い影響等、一生消すことのできない印象を残すのでございます。また、子供に向かって勉強しろ、人に迷惑をかけるな、親を大事にせよと言いつけたにしても、親自身が勉強せず、利己的で親孝行もしなかつたならば、親は、むしろ子供からばかにされるようなわけであります。このような意識的な教育のほかに、無意識的な教育があり、書かれたカリキュラムよりもほかに書かれるカリキュラムがあるということであります。そういうわけでありますから、恐らく現在の教育行政の中で精通しないもう一つの学校の中で、眞の教育が行われるのではないかといふことであります。四日市の市民のほんとに考え方をして、その効果を上げるのも、社会教育の充実に力を注ぐほかはこれはないと思うわけであります。教育長ばかりに責任を押しつけるのでもありませんし、市長もともに手段を講ぜられて、そして二十一世紀のよき人材をつくるためにも、社会教育に力を入れていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後二時五分休憩

午後二時二十二分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 それでは、通告の手順に従いましてご質問を申し上げてまいりたいと思います。

まず、中小企業振興策につきましてでございますが、この点につきましては、これまでにも数多く取り上げられてまいりましたし、予想以上に今日の情勢が厳しく、かつまた長引いている、こういう現状の中で、特に経済界の不況は年の瀬を控えまして、深刻の度を強くしているのが実情でございます。なかなか政府の不況対策も空回りの感がぬぐえない現状をかんがみまするとき、ことのほかその対策が必要と考えるのでございます。工業都市四日市といたしまして、その土台を當々と支えてきた中小企業の窮窮時に對し、市はどのような姿勢で今後に對応されようとしているのか、改めてお尋ねしておきたいと存じます。

言うまでもなく、市自身で得る限りその対策に取り組まれてきた経緯は十分理解するものでございますが、なつかつ今日の情勢が、先ほども申し上げましたように、大変厳し過ぎること等を勘案いたしますと、あえて指摘せざるを得ないのでございます。その点を十分くんでいただきまして、今後の対応をお聞かせいただきたいでございます。

なお、現状から展望いたしますと、来春にかけましてなお一層厳しくなることも十分予測されますので、中小育成の見地を踏まえまして、大局的にお答えいただければ幸いでございます。

あわせ、融資の申し込み状況、あるいは融資の総額、さらにこれを業種別に見た場合にどのような傾向面になつてゐるのか。さらには今後どの程度融資が予測されるのか。また、市といたしまして、それらに十分こたえられる状況

にあるのかどうか。加えまして、現行の基準引き上げにつきましてどう考えられているか。特別な場合の運用につきましても、あわせてご見解を賜わっておきたいと存じます。

「第二点目でございますが、六月、九月の質問に続きましてお尋ねする問題でございます。今回は、特に市長より答弁を賜わりたいと考えております。

金森 正君
50年12月
私は、これまでに関係地域の声を十分伺いながら、平山物産問題に善処をしてまいったのでございますが、残念ながらその成果はいまだ得られていないのでございます。このことに対しまして、六月議会では悪臭防止策の強化と早期移転を、また九月には悪臭源防止を求めてまいりましたし、さらにこの問題が県、市にまたぐところから、過去二回にわたって県との折衝を行つてしまりましたが、なかなか意のあるところを引き出せないのが実情でございます。早期移転しかないと言われながら、ずるずると今日まで來ているやにも受け取れますし、関係地域の苦痛は限界に近いと考えるのは、私一人ではございません。ざつくり申し上げまして、臭いから対策をする、対策をするから金がかさむ、勢い取り扱い量をふやす、こんなパターンが近年特に繰り返されてきていたると思うのでございます。そのことは、品物が遠地から運ばれている事実が示しておりますし、四日市を取り巻く関係市町村におきましても、お荷物的な考え方から平山物産におんぶしているといつた方が当たっているかもしません。この結果を地域の人々に押しつけておられる所は、残念至極であり、いまこそ市の対策が強く求められるゆえんがここにあると思うのでございます。いかように作業手順を、あるいは監視をと言いましても、現状では意を解せませんし、期待できないと思うでございます。さきの県との話し合いにおきましても、関係市町村と話し合っていると言わられておりますが、市自身が平山の方をどうしていくのかということを明確に打ち出していくかなければ、なかなか結論の出ない問題と考えるのでございます。県並びに市の調査で、排水、悪臭とともに規制値内にほぼあると言われていますが、数字の上でい

かようであれ、臭いものは臭いという偽らざる心境はぬぐい去れませんし、何とか早くという声を改めてご披瀝申し上げておきたいと思います。

厳しいことを申し上げましたけれども、市の皆さんのが全力で対応してもらっていることはいささかも否定しておりません。いずれにいたしましても、私たちが日々食べているものでもございますし、当市から出る分は当市独自で処置をしなければならないとは思います。しかしながら、他地区のものまでということには、何か割り切れないとする関係地区の皆さんが多いことを訴えておきたいと思います。

いささか前段長くなりましたが、今後この問題のより前進と解決のために、市長の見解を次のように伺いたいと思います。

現時点に立って、市としての対応と指導方針を改めてお聞かせいただきたい。

二つ目は、関係市町村へどのようにアタックしていくとされているのか、この点についても具体的にお聞かせいただきたいと思います。

三つ目。市の分につきまして、市独自でやる意思があるかどうか。これは、さきに平山の社長とお話を申し上げたときにも、ここまで責められると、本当に平山自身でできないんだ、困るんだ、こういう話もあったように思います。そういう意味で、市独自でやる意思があるかどうか。さらにはこの問題に関連をいたしまして、魚屋さんの組合との話し合い、そういう問題についてどういう経緯があるのかということについてもお聞かせをいただきたいと思います。

大きく三つの問題でございますが、住居表示整備事業は近年着々と施行されてまいりましたけれども、まだ随所に未整備なところがございます。このことにかんがみ、すでに私どもの方にも幾つかの要望が寄せられております。

これにおこたえすることにより、より合理性を生み出してやりたいというふうに私は考えております。しかしながらこれの整備に当たりましては、賛成、反対の両意見が交錯することでもございますし、加えてこれまでの慣行上なり、あるいは技術的な面からなかなかむずかしいとは存じますが、思い切った行政の指導をお願いしたいのでございます。聞くところによりますと、五十一年度には整備に取り組まれることでございますが、その推進をお願いするとともに、現状、支障のない範囲で、その骨格につきましてお考えをお聞かせ賜わりたいと存じます。

大きく四つ目の問題でございます。

前々から指摘のござります野犬対策でございますが、最近特に北部地域を中心にその対策が求められております。これから発情期を迎える時期でもございます。この対策をお願いするとともに、今後どのように対応されていくのか。これまでの取り組みの経緯を踏まえまして、お考えをお聞きしておきたいと思います。できますれば、今までの状況につきまして、具体的な数字をもってお答えを賜わりたいと思います。

大きく五つ目の問題でございます。近鉄四日市駅東側の歩行者用地下道設置についてお尋ねをいたします。

特に最近では同高架下を通行する車両がとみにふえたことでもございまして、この円滑な交通体系確立の見地からも、長期的な展望に立ちまして、さらに歩行者の安全確保という意味合い、さらには駅前の整備促進、こういった問題もあわせ考えまして、地下道設置のお考えを具体的にお尋ねしたいと思います。

大きく六番目でございますが、公害認定申請についてでございます。

新聞報道によりますと、四日市の硫黄酸化物につきましては減少いたしておりますし、四日市の空は美しくなった、こういうふうに言われておりますけれども、実質的には四日市の公害被害者の認定は依然としてふえ続けております。過日の新聞では、五十年十一月の認定患者は、申請十五名に対し八名が認定されたというふうに報道をいたしており

ます。特に、公害健康被害補償法第四条第一項及び施行令第二条によりますと、気管支ぜんそく及び続発症、またはぜんそく性気管支炎及び続発症の患者にありましては、指定地域居住期間は一年、また、慢性気管支炎及び続発症の患者にありましては、その期間は二年間と定められています。したがって、地域外で疾病にかかり、当市の地域内に居住を移した場合、前字句により、一年または二年を経過すれば公害健康被害補償法による認定患者となることがであります。したがって、この昨年九月から施行されました補償法でございますが、すでに一年以上を経過しておりますので、前字句のごとく他地域から居住を変更した方々で、最近公害患者の申請をした方、さらに認定された方は何名いるか明らかにしていただきたいと思います。また、このようなケースに対しまして、市は今後どのような処置をとられるのか、説明をお願いしたいと思います。

これで第一回の質問を終わります。以上でございます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 平山物産の悪臭の問題につきましては、いろいろご迷惑をかけておることをおわび申し上げます。

先ほどもご発言のございましたように、市いたしましても、この工場につきましては監視、測定、あるいはパートナーと、できる限りの注意を払っておりますし、悪臭防止対策につきましても、設備改善及び作業中のトラブル防止、こういった点につきまして最も濃厚な指導をしてまいりました。

しかし、残念ながら、悪臭はデータの上では減少しておるのでございますけれども、感じとしては決して悪臭の減少した割合には、感度としては減少したという感じが起こらないのが実情であろうかと考えております。私は、最終

的には工場の移転ということが最も適当であろうと考えておるのでございますが、さしあたり直ちにこれを移転するという適地も見つからないのが現状でございます。こういった事情でございますので、先ほどお話のございましたように原材料を市外地から搬入しておるということにつきましては、まず私はこれを制限すべきであろうと考えております。

その方法といたしましては、まず平山物産に、市外の材料を受け入れないように要請する。そして、同時に、この材料を送り出してくれる市町村に対してこの事情を伝えたいと思います。このことはぜひ、少しでもこの処理に伴う悪臭が減るということであれば、私はぜひ実行したいと考えております。

市がこれを自分の手で処理する意思があるかどうかということございますが、市が処理しました場合、十分この臭気をなくするという、現在確たる算算もございませんし、もう少しこの問題の処理を市ができるかどうかということにつきましては検討させていただきたいと思います。

非常に悪臭の問題につきましては努力はいたしておるのでございますけれども、効果が思うように上がらないというものが現状でございますし、周囲はおいおい環境的にも人家がふえてまいっておりますし、この問題につきましては、先ほどご指摘のように、ぜひとも処理量をまず低減させることに着手いたしたいと思います。

魚屋との話し合いということにつきましては、環境部長から説明いたします。

○議長（山口信生君） 産業部長。

〔産業部長（斎藤久美君）登壇〕

○産業部長（斎藤久美君） 質問の第一点の中小企業の振興策ということでございますが、お説のとおり大変不況が深刻になってまいっております。本年に入りまして、国におきましては、第一次から第四次にわたります不況対策が

打ち出されました。公共事業の拡大を中心についたしました総合的な景気対策と金融政策がとられておりますが、国内の経済は依然として総需要のまだ盛り上がりを欠いております。本市におきましても、一部繊維、あるいは万古陶磁器関係におきまして多少なりとも回復の傾向が見られる反面、鉄鋼、あるいは電気機械など、依然低迷を続けておりまして、業種間にも多少ばらつきがございます。本年はまさに不況に明け暮れようとしている状況でございますが、本市といたしまして、不況対策の一環といたしまして、特に金融面におきましては政府系三公庫をはじめ、三重県の信用保証協会、あるいは商工会議所のご協力を得まして、総合的な融資相談日を開設し、それぞの相談に応じてまいりました。さらに年末に向かいまして、市内の金融機関に対しまして、年末融資に対する特例の配慮方を要請してまいりましたのでございます。

また、今後の問題といたしまして、特に新年度におきましてはまだまだ不況から完全に脱するというわけにもまいるないかと思いますが、多少なりとも安定期に向かうと予想されることもございますので、その立ち上がりに対しまして、経営安定の特別融資的な融資制度を考えてみるか、あるいは現状のそれぞの諸制度の一部条件等の見直しを考えようというような考え方をいたしておりますが、まだ明快に決定をいたしておりますので、今後努力してまいりたいというふうに考えます。

なお、制度融資の融資枠の拡大の問題につきましては、今後とも財政の範囲におきまして努力をしてまいりたいというふうに考えます。

それから、中小企業の診断の実施並びに経営合理化促進の問題につきましては、診断士を設置いたしております、今後とも努力を続けてまいりうるというふうに思っております。

さらに、流通機構の整備、促進というような問題を通じまして、中小企業の育成にさらに努力をしてまいりたいと

いうふうに考えております。

なお、先ほど具体的な形でご質問がございましたことにつきまして、お答えをいたしておきます。

本年の四月から十一月末までにございました融資あつせんの件数でございますが、六十九件で、一億五千五百万円を融資いたしております。

なお、業種別に見ますと、食品販売業関係が多うございまして十五件、それから食料品関係が十一件、建設業関係が八件、飲食業関係七件、サービス業関係九件、窯業関係が五件、その他機械工業関係が四件でございます。あと二件程度業種別にございます。

それから、融資枠でございますが、融資枠は本年度の当初予算でお認めをいただきました貸付金に基づきまして、それぞれの資金の融資枠を設定いたしておりますが、合計で七億五百万円の融資枠を持っております。それで、前年度から引き続きまして貸し出しをいたしておる残高等を見て、累計を見てまいりますと、五億二千五百万ほどの融資をいたしております。そういう関係で、保証余裕額につきましては、まだ一億七千九百万ほど余裕額がございますので、資金のあつせんについてはこたえ得るものと考えております。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） ご指摘の住居表示の事業でございますが、昭和三十七年以来実施してまいりまして、塩浜と四郷を除きましては、市街地の大部分を完了しております。近年では周辺地域にまで拡大をして、あるいは計画をしてまいりたのでございますが、四十九年度に大矢知、富田、常磐、浜田の地区につきましていろいろな問題が

出てまいりまして、挫折をした状況にあります。こういった地区におきましては、開発とか、あるいはスプロールなどによりまして、郵便配達などにいろいろ支障を来たしております。地区の方からも、事業の早急な実施の要望も強いのでございますが、行政区画が混在をするとか、あるいは先ほどもご指摘になりました学校区の問題とか、あるいは地域の諸団体の構成、あるいは選挙の投票所の区域の問題、そういういろいろ複雑な問題が潜在しておりますまして、この事業を実施するのに大きな支障となつておりますので、さきの総務委員会でも強くご指摘をいたいでおりますような点を踏まえまして、広く全市的な観点から行政区画、あるいは町界等の整備につきまして審議会あるいは調査会のようなものを設けまして、ここで十分審議、調整をした上で、今後の地域社会活動にかなう、本来の目的に沿う住居表示整備事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（山北彰君）登壇〕

○環境部長（山北彰君） 平山物産の問題につきまして、魚の組合の方とどのように話をされておるかということをございますが、まず平山物産の資金の面で魚屋の組合の方がいろいろと援助をしておるようでございます。その償却をしていくために、先ほど金森議員がおっしゃいますように、量の問題に循環をしていくんではないかということおございますが、私どもいたしましては、やはり現在のあり方を変えていくためには、魚屋さんの組合の方でも、これは通常の家庭の廃棄物と違いますので、大量に出れば当然これは産業廃棄物に類するものであつて、当然事業者が処理経費を負担すべきものであるという見解をとっておりますので、平山物産における処理について、やはり資金的にも考えてやる必要があるんではないか。さらには、この処理過程におきまして、原料から出る悪臭がやはり周囲に影響を及ぼしておるようでございますので、原料の保管方法について研究をする必要があるんじゃないかというよ

うな、主としてそのような二点について組合の方へも申し入れて、検討をすることになつておりますが、ご承知のとおりこういう経済情勢でございますし、一部中小企業もございますが、多くが零細な企業でございますので、なかなかはかばかしくいかないのが実情でございます。今後もこの魚屋さんの組合との、改善に対する話し合いは進めていきたいと思っております。

次に、野犬対策でございますが、この野犬の問題は、狂犬病予防法によりまして、県の保健所の所管するところでございますが、県の保健所といたしましても十分な人手がございませんので、県の保健所の事業の中でわれわれがお手伝いをしておるわけでございます。

まず、野犬を捕獲するおりが保健所にございますので、現在四日市市として二つ借りてきておりまして、地区の要望がありましたところへ順次おりを持っております。野犬の捕獲は、捕獲をされると、その都度保健所の方から職員が来て引き取つてもらつておりますが、まず抜本的には、やはり不要犬というものを町へ捨てないと、いうことが必要かと思うわけでございますが、これにつきましては、従来年に一回保健所で引き取りを願つておつたわけですが、本年から三月、九月、十二月の三回にふやしてもらいました。

また、犬の避妊手術につきまして、若干の経費補助などをいたしております。

いろいろと地区へ出ますと、野犬の対策につきましてご要望もまま聞きますので、私どもいたしましても、何らかの策を立てるべきではないかというような気もするわけでございます。けれども、県、市の行政権限を明確にする、経費負担を明確にするというたてまえから考えますと、県の保健所の仕事が滞つておるから市がそれをやるんだといふことにつきましては、やはりこの際はばかられる面もございます。いずれにいたしましても、保健所の方へは引き続き要望をしていきたいと思っております。

次に、公害認定申請の問題でございますが、他の地区から転入をしてきて認定された者が何名かといふ質問でござりますが、現在認定をする手続といたしましては、先ほどご発言にありましたように、四つの指定疾病にかかるおるかどうかということと、何年間四日市市に居住したか、ないしは四日市市の指定地域に通勤をしたか、これで多少期間の長さが違うわけでございますが、病気及びばく露時間によりまして、一年以上四年半のばく露条件がありますと、第四条によりまして、大気汚染の影響によるものである旨の認定を行ふということになつております。したがいまして、前にどこにいたか、いかなかつたかということは認定の条件ではございませんので、ついさかのばつて調査をいたしておりませんが、現在そいつたところまで調査をするように指示いたしておりますので、詳細な、正確な数字についてはご猶予をいただきたいと思うわけでございます。今までの経験から申し上げますと、余りたくさん対象者はおりません。

なお、ご質問の趣旨と若干異なりますけれども、現在指定地域外の患者数というのが、市外からの通勤者で七名、市外への転出者が六十三名おります。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 中央通りの東西の結合によりまして、東広場の形態が従来のロータリー式の交差点から五差路の交差点に変わったわけなんでございまして、交差点の交通処理として最も複雑な三元次の交通処理が現在行なわれているわけなんでございます。近鉄の四日市駅前広場の全体計画は、西側にも約七千平米弱の面積を持ちました広場で、バスとかタクシー、自家用車等を収容する機能を持った広場計画を持っているわけなんでございますが、た

だいまのところこういった東西の広場機能を東広場の約三千四百平米の中で収容しております、いろいろと交通上の問題が生じているわけなんでございます。

そういうしたことから、警察交通課、交通の関係者、タクシーとかバス等の関係者との懇談会を持ちまして、改善策に努めているわけなんでございます。第一回目の交通懇談会も二十三日にやる予定をしてるわけなんでございますが、市といたしましても、歩行者、公共交通機関の優先の原則に従いまして、横断歩道の新設、信号のサイクルタイムの再検討等を改善するよう提案するつもりでおるわけなんでございますが、こういった処置によりましてかなりの改善策が行われるというふうに感じているわけなんでございます。

地下道の設置の問題につきましては、これの改善策の結果を見た上で十分検討させていただきたいと思っております。

○議長（山口信生君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 大変きめの細かいご説明もあったように思うわけでござりますが、まず市長の方からご答弁をいただきます。

いろいろとむずかしい情勢の中で市の皆さん方が苦慮されることとは、過去三回のご指摘の中でも私も認識をして申し上げてきたわけでございますが、どうも最近の傾向を見ておりますと、役所のお休みの土曜、あるいは日曜、こういった日、あるいは早朝に、わりに巧妙的に、われわれが判断いたしますと巧妙的ににおいが出てくる。こういふうな現状を訴える回数もふえてきておりまして、このことはこの間も担当者の皆さんに申し上げまして、どうも偏見じやないかというおしゃりもいたいたんですけれども、私自身もそのことを経験している一人でございまして、やは

りそういう意味では、やはりここに参りますと、もう市長の裁断と市の裁断を仰ぐより仕方がない、こういうことで私も申し上げたのでございまして、その辺を十分くんでいただきたいし、先ほどご答弁いただきました量の制限、あるいは他の市町村との話し合い、こういうことにつきまして力強いご意見、お考えを伺いまして、それに期待を寄せて、ひとつこの問題が速やかに、一刻も早く解消、解決できますようにお願いを申し上げたい、かように思うわけでございます。

それから、産業部長からご答弁いただきました中小企業の問題でございますが、いろいろの形で側面的に支援をしていただいていることもよくわかります。抽象的でしだけれども、経営の安定に関する融資、あるいは現状の改善、こういった問題について、ニュアンスの問題でございますが、前向きな感じをいただきましたので、期待をいたしますし、それから融資枠の増大、こういった問題にも今後努力をしていただき。こういうふうに理解をいたしまして、ひとつ今後の取り組みをぜひお願ひ申し上げたい、かように思うわけでございます。

それから、住居表示の問題でございますが、趣旨はよくわかつていただいたと思いますし、広くこれから取り組んでいくところでございますので、ぜひお願ひを申し上げたい、かように思うわけでございます。

特に行政区、自治区、学校区と、こういう三つの問題がいろいろな形で絡んでおる、こういうことで、非常に地域的には疎通の図りにくい問題もあるわけでございますので、その解消のためにも格段のご努力をお願いしたい、かように思ひます。

それから、野犬対策につきましては、県の関係とすることもおっしゃいましたけれども、やはり現状でまいりますと相当多くの野犬がおるということで、この点については市民の手でどうするということもできないわけでございまして、やはり野放図にほうっておくということについてはいささかの危険をはらむというふうに思ひますし、やはりご披瀝申し上げ、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後二時五十九分休憩

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔野崎貞芳君登壇〕

○野崎貞芳君 通告いたしました機構強化についての諸点についてお尋ねいたします。

さきに行われました第三十回三重国体は、内外に大きな成果を残すとともに、県民のスポーツに対する認識を大きく啓蒙して成功裏にその幕を閉じたのであります。まことに喜ばしいことであり、関係各位のご努力に対し感謝申し

上げますとともに、本団体で培われた県民のスポーツ振興熱を、今後ますます高めていかれるよう念じるものであります。

そこでお尋ねですが、市として、こうしたスポーツ振興と、より推進していかれるかについて見解を求めておきたいと存じます。

すでに当市が立案し、実施しております総合計画を見ましても、市民のスポーツ振興に関し、健全な心身の発達を促し、人間性を豊かにするとともに、健康で文化的な生活を営むため、新しい時代に対応する体育、スポーツ施設の整備を図るにあります。なかんずくこれらをもととして、市民がスポーツを楽しむことができる条件の整備に努めるとともに、こうした前提条件、目標の中で市民のスポーツ観も高まりつつございますし、かてて加えて各般にわたるスポーツの集いが催されてきたのでございます。さらにそうした傾向は、家族ぐるみとしての位置づけを強めるに至り、楽しむ集いとしての意義をよく高めつつございます。また、多くの功績を残されました地区子供会育成会の活動にいたしましても、ますますその立場を一にして、青少年の健全育成を目指しておられますし、今後とも一層社会体育としての意義づけを強めつつ、市民生活の中に浸透し、かつその価値観を高めていくものと思うのでございます。こうした現状から展望してみると、前述の基調を踏まえ、その整備を推し進めることに尽きるのでございます。団体後の諸施設管理はまことに重要と考えますし、今日的展望に立って市民社会のますますの発展を期し、より効果あらしめる取り組みをお願いする次第であります。

そこで、現在の保健体育課を体育課として改めてはどうかと思います。

現在四日市の体育協会の中に三十一の種目団体がございます。これらの団体に対する指導の一元化と強化、助言のためにも、その柱となる課を設置すべきと考えるのでございます。市民の期待する新たな施設の拡充のためにも、そ

のセンターとしての役割りを持たせる方向をしかれてはいかがでしようか。スポーツ人口の増大にこたえるためにも、行政面の拡充を図る必要がありますし、指導者の養成が急がれる昨今にかんがみ、一層その感を強くするものであります。

次に、武道館の建設が必要と考えますし、勤労者のスポーツ振興の面から、夜間照明の施設についても多くの要望が寄せられているのでございます。今後に課せられた使命と課題は大きいので、取り上げた次第であります。

次に、この新しい四日市の庁舎が市の発展を願つててきてよりはや四年余その経過した推移の中から考えられることは、業務内容の旧態依然としてマンネリ化した考えのもと、特に土木部、下水道部、建築課等では、最近技量をもつて作成された重要な設計、参考書類、器具などが机の上に整理もできない状態で山積されているのが現状です。その中での、日常業務を行う場合、業務量も多種多様で急を要し、増加の一途にあります。職員も逐次増員されております。ここで新技術の習得、高度技能を發揮させるために、現状では不可能と考えられるので、下水道部を分離させ、予備階、別室にて業務に当たらすべきであることを提案するものであります。

その案として、設計室の設置、日常業務、外来者との応対と、業務進行が妨げとなる諸要素を解消し、市民のための行政面と技能を發揮する場を明確にし、さらに発展のために寄与すべきであることを考えますが、市長の考え方をお尋ねします。

次に、消防に関する質問でございます。

昭和三十四年二月に消防本部、消防署合同庁舎が新築し、移転したのが現在の中消防署であります。その後社会情勢の変貌から、消防職員の育成強化、消防施設、装備の近代化、特殊火災に対する資材、器具の増強等、総合消防力は他都市よりもはるかに強化されております。しかし、そのため職員数も増加され、本部が狭隘となつております。

この際新庁舎に本部を移転して、行政の拡充を図るべきと考えます。その点についての市長の考え方をお尋ねします。

以上、第一回の質問といたします。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 行政機構は、やや長い目で見ました場合、その組織は絶えず統合と分裂とを繰り返しておるわけでございます。ある時期にまで来ますと分岐を要求せられ、またある時期にはその統合が要請せられるといったようなことが多いのでございます。ただいまは、私は、時代といたしましては統合を要すべき時期で、少なくとも組織を細分化し、拡大すべき時期ではないと考えております。

そういった中でございますが、体育課の考え方でございます。

ちょうど国体も終わった後でございますが、国体そのものは今後の市民体育の向上が目的になっておるわけでございまして、国体が済んだからといって、もうスポーツはそれでいいといったものでは、私もないと考えております。施設の維持管理、あるいは整備、こういったことは、国体を契機としてその後にこそもっと大切にすべきものであると考えております。ただ保健体育課を体育課としたらどうかというご提案でございますが、そんなに、私は、保健がついておっても体育課の本質を損ずるものではないと思うのでございますけれども、すっきりした形ということになれば、体育課だけという考え方も成り立つと思います。この点につきましては、十分教健委員会とも打ち合わせをしていきたいと思います。せっかく芽生えました四日市のスポーツを一層発展させ、充実させていくためには、指導者の養成も必要でございましょうし、いろいろな条件整備も必要でございますので、この点とくと踏まえまして検討いたしたいと思います。

庁舎がてきてから四年になり、土木部、下水道部、あるいは建築課等が狭いというご指示でございます。

このことは私もすでに感じておりますし、土木、下水、建築これらの諸課が狭過ぎるような状態になつておりますので、十分検討いたしまして、皆さん方のご承認を得たならば、そういった予備階の使用を考えていいきたいと思っております。入れ物ができるとすぐ拡張ということが始まりますので、できるだけ長く残しておきたいと考えたのでございますけれども、限界に達したような感じもいたしますので、十分前向きに検討させていただきたいと思います。

消防本部と消防署とを分けて、消防本部を新しい庁舎へ移転するという問題でございますが、現場と指令室を分けるというようなことにつきましては、これはどちらが、そのまま一緒に置くか、離した方がいいか、命令系統と現場の関係、いろいろこれは指揮にも関することでございますし、命令の伝達等につきましてもいろいろいろ考えなければならない問題を含んでおると思いますので、この問題につきましては十分研究させていただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 野崎貞芳君。

〔野崎貞芳君登壇〕

○野崎貞芳君 体育課につきましては、その施設の管理の面で、あるいは種目三十一競技団体が保健体育課の方に来る機会が非常に多い。しかし、いまの保健体育課の中で、そういった種目団体が要請に来た場合に、他に及ぼす影響の方が大である。したがって、種目競技団体としては、独立した中に置いてほしいという希望が強いということをつけ加えておきます。

それから、消防本部の問題でございますが、いま当時から振り返ってみれば、当時消防本部と消防署の職員が七十二名でございます。したがって、一係ですべての行政を行つておったと思いますが、いまは南消防署、北消防署、ある

いは中消防署という形の中で行政が遂行されています。したがって、いまの中消防署におる本部の職員数、この数から言つても、あそこに、狭隘の中に、それでも行政を遂行させようということには、私は納得のいかない点があります。この際、いま市長の申されました予備階をとることの中には、十分私は、行政といふものが遂行できるんではないかと思います。

また総合計画の中にも、緊急無線装置の設置がございます。いまの消防本部に設置するか、あるいは新しい庁舎に設置するか。私は、いずれにおいても、より効果的な行政の遂行ということからいへば、新庁舎に置くべきであるということであるし、また、他都市、先進都市へ行つても、そういうような行政を行われておるところが最近多くなつてゐることを申し添えておきます。

いま機構の強化という中で一つの用地を買収する、そのことについても条件、値段といふものが違つております。こういった新しい計画をされる場合、プロジェクトチームを編成し、またその編成に当たつては、関係部局のみにとどめず、広い視野の立場から外部有識者も導入して実施されるよう希望するわけでございます。

また、いま徵収業務をひとつ見ても、水道料、くみ取り料、こういったものがそれぞれの課で行われております。徵収業務の一本化と、市行政の機構を見直して、むだな経費の節約に取り組まれるよう要望いたします。

消防本部の移転について、再度のご質問を申し上げておきたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご質問い合わせました消防本部、消防署との問題につきましては、本部と署とを離すことの是非、あるいはむしろ本部を庁舎の中へ持つてきた方がいいかどうかといったような可否、得失、長短を十

分検討させていただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 野崎貞芳君。

〔野崎貞芳君登壇〕

○野崎貞芳君 何分にも内装するためには経費のかかることでもござります。

しかし、一昨年の七・二五の災害のときに、土木部、下水道部が、非常にその災害に対する取り組みの中で、一時内装をしてというようなご論議もあつたようでございます。そのときに概算計画が三千五百万ぐらいだったというふうに聞きます。しかし、最近では四千万はかかるんじやないかというようなお話を。これをこのベースでいきますと、後へいけばいくほど市負担が多くなるんではないかと思いますし、私は、決してこの行政が、消防行政を一つ見ても、いまの状態でいいんだという結論は持つておりません。よく考えて意のあるところをくんでいただきたいことを強く要望いたしまして、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山口信生君） 本日は、この程度にとどめ、あとの方は明日お願ひすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもつて散会いたします。

四日市市議會定例會會議錄（第四号）

昭和五十年十二月十七日

○議事日程 第四号

昭和五十年十二月十七日（水）

午前十時開議

議案質疑
委員会付託：

第一 一般質問

第二 議案第一〇一二号

昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）-----

第三 議案第一〇三号

昭和五十年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）-----

第四 議案第一〇四号

昭和五十年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）-----

第五 議案第一〇五号

昭和五十年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）-----

第六 議案第一〇六号

昭和五十年度四日市市営魚市場特別会計補正予算（第一号）-----

第七 議案第一〇七号

昭和五十年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）-----

第八 議案第一〇八号

昭和五十年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）-----

第九 議案第一〇九号

昭和五十年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）-----

第一〇 議案第一一〇号

昭和五十年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算（第一号）-----

第一一 議案第一一一号

昭和五十年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算-----

第一二 議案第一一二号

昭和五十年度四日市市水道事業会計第一回補正予算-----

第一三 議案第一一三号

四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改

正について-----

四日市市職員給与条例の一部改正について-----

第一四 議案第一一四号

四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について-----

第一五 議案第一一五号

四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について-----

第一六 議案第一一二六号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正
について

議案質疑
委員会付託

第一七 議案第一一七号

四日市市立児童館設置条例の一部改正について

第一八 議案第一一八号

四日市市休日応急診療所条例の制定について

第一九 議案第一一九号

四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

第一〇 議案第一一〇号

四日市市立幼稚園条例の一部改正について

第一一 議案第一一二一号

四日市市水道事業給水条例の一部改正について

第一二 議案第一一二二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託に関する協議について

第一三 議案第一一二三号

市道路線の認定について

第一四 議案第一一二四号

町の区域の設定について

第一五 議案第一一二五号

町の区域の設定について

第一六 議案第一一二六号

字の区域の変更について

第一七 議案第一一二七号

字の区域の変更について

第一八 議案第一一二八号

字の区域の変更について

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

日程第二 議案第一〇一二号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

日程第三 議案第一〇二三号 昭和五十年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）

日程第四 議案第一〇四号 昭和五十年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

日程第五 議案第一〇五号 昭和五十年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）

日程第六 議案第一〇六号 昭和五十年度四日市市當魚市場特別会計補正予算（第一号）

日程第七 議案第一〇七号 昭和五十年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）

日程第八 議案第一〇八号 昭和五十年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）

日程第九 議案第一〇九号 昭和五十年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）

日程第一〇 議案第一一〇号 昭和五十年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算（第一号）

日程第一一 議案第一一一号 昭和五十年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算

日程第一二 議案第一一二号 昭和五十年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

日程第一三 議案第一一三号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第一四 議案第一一四号 四日市市職員給与条例の一部改正について

日程第一五 議案第一一五号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について

日程第一六 議案第一一六号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正について

日程第一七 議案第一一七号 四日市市立児童館設置条例の制定について

日程第一八 議案第一一八号 四日市市休日応急診療所条例の制定について

日程第一九 議案第一一九号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

日程第一〇 議案第一一二〇号

四日市市立幼稚園条例の一部改正について

日程第一一 議案第一一二一號

四日市市水道事業給水条例の一部改正について

日程第一二 議案第一一二二號

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託に関する協議について

日程第一三 議案第一一二三號

市道路線の認定について

日程第一四 議案第一一二四號

町の区域の設定について

日程第一五 議案第一一二五號

町の区域の設定について

日程第一六 議案第一一二六號

字の区域の変更について

日程第一七 議案第一一二七號

字の区域の変更について

日程第一八 議案第一一二八號

字の区域の変更について

○出席議員（四十三名）

坪田 高 高 高 坂 後 後 小 小 粉 訓 喜 川 金 加 大 大
多

井 中 橋 木 井 口 藤 藤 林 林 川 霸 野 口 森 藤 森 谷

妙 基 力 三 正 長 寛 喜 博 也 洋 定 多 喜

子 介 三 煦 夫 次 六 次 夫 次 茂 男 等 二 正 男 三 正

青 天 小 伊 岩 宇
治 田 井 春 藤 田 峯 文 道 信 久 良

市 雄 一 夫 雄 男

○議事説明のため出席した者

建下土環福産税総市収助助市
水木境祉業務務長
設道部部部部部室
部部部部部部室
長長長長長長長役役役長

荒奥杉山谷斎佐阿六庄三加岩
木村本北沢藤木南田司輪藤野
三仁義文久晃輝猶良喜寛見
代
郎人広彰男美精彦裕一司嗣斎

○欠席議員（一名）

小山川本四郎勝

山山山森松増前堀古福平長橋野野生中出
谷
中路口島山川市田野川本呂崎川村井
忠信安良英辰新元香行鐸増平貞平信
兵
一剛生吉一一男衛一史信元藏和芳藏夫博

副 収 入 役 伊 藤 凉 一

教 育 委 員 長 龍 池 清 真
次 長 杉 本 一 郎 芳

病 院 事 務 長 村 山 了

水 道 事 業 管 理 者 平 井 清 三
次 長 天 野 助 春

消 防 長 蔽 松 田 村 佳 美

議 事 事 務 局 長 菊 地 英 也
事 係 長 板 川 崎 村 大 得 二 也

○出席事務局職員

主 事 事 西 山 口 克 徹 彦

午前十時三分開議

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十八名であります。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第四号によりとり進めたいと思ひますので、よろしく
お願ひいたします。

○議長（山口信生君） 日程第一、一般質問を昨日に引き続き行います。

坪井妙子君。

（坪井妙子君登壇）

○坪井妙子君 おはようございます。ご通告申し上げました諸点につきまして順を追つてお尋ね申し上げたいと存じ
ますが、しんがりでございますのでいささか重複する向きもあるかと存じますが、私なりに観点をかえて多少の意見
も加えてお尋ねいたしたいと存じます。なお、のどを痛めておりますので、お聞き苦しい点も多いかと思ひますが、
お許しを賜わりたいと存じます。

第一点、福祉問題についてお尋ね申し上げます。

この問題につきましては、市民一人一人の幸せを高める高福祉社会の実現を目指して市長はじめ、理事者各位のご努力により老人福祉にいたしましても、国の行政に先取りをして老人医療の無料化とかそれに伴う所得制限の額の引き上げや敬老年金とか、独居老人や寝たきり老人に対する福祉電話の貸与、給食、入浴の配慮、寝具、寝台、浴槽の給付、ホームヘルパーの派遣など、議員各位からのご要望など少しずつではございますが、前向きに充実してまいりまして、特別養護老人ホームや老人福祉センターの実現に加えて、本年は、寿乐园の改築に着手いたくなど、また乳児保育所、児童館、療育センター等、一つも持つことのなかつたときからお願い申し上げ続けておりました私には、もちろん十分ではないにいたしましても、いささか喜びに存ずるところでございます。

なお、乳幼児、老人に引き続いて心身障害者医療費公費負担をお約束していたいたとき、この壇場で涙の出るような思いで受けとめさせていただいたのでございますが、心身障害者中、精神障害者は除外されておりますことは、まことに残念でございまして、何度も申し上げて恐縮ではございますが、現代病とも言える精神障害者に對しては自虐、他傷粗暴など精神衛生法による措置入院の場合にのみ所得制限つきの無料といふことで普通の場合は自費でございますために治療費に不安があつて早期治療の時期を失い重症化してから入院させるために治療が長期化して、その財政的な負担に耐えかねて治療を中断し、家庭に連れ帰って押し込めておるようなことでございまして、家庭の破綻、世間の偏見と蔑視の中で患者も家族とともに苦しみの底に不運の涙を流し、世を恨み、血をのろうのでございます。しかし、決して遺伝ではなく、この悪循環を断つて早期完全治療ができますならば、社会復帰もかならぬわけでございます。何とか世間をはばかることなく治療ができますようにゆえなき圧迫に苦しむことなく通院ができますような偏見をぬぐう方法はないものか、あるいは家族に救済の手を差し伸べていただきることはできないものか、お尋ねいたしたいと思います。都市によりましては、国保による給付率を少しでも上げていただきおるところもあるようでございます。

います。お考えを賜わりたいと存じます。

次に療育センターについてお尋ねいたします。

毎度のように申し上げることでございますが、市長から県立草の実学園の分園にしたいのだとお言葉をいただいてその実現を念願しておりますが、その後の経過とただいま計画中の総合福祉センターの構想の中にお入れいただいのか、またその際、市独自のものになりますのかどうか、今後のご方針をお伺いいたしたいと存じます。なお、義務教育年齢にあります現在の収容児童のために、教育長のご見解も伺いたいと存じます。

次に婦人会館の建設についてでございます。

幸いにして、五十年度調査費三百万円をお願いいたしておりますし、市営結婚式場の整備、母子福祉センターの設置などと、本市の総合計画にも明記してございますので、それぞれの施設を合併して市民の文化、福祉施設として期待するところでございます。全市的な婦人の文化学習活動の場として、中部公民館の併設も考えられることでございますが、市長のご意向などお伺いいたしたいと存じます。何とぞ社会教育の中心的な場として婦人福祉の殿堂として前向きにお考えいただくことをあわせてお願い申し上げます。

第二点、青少年問題についてお尋ねいたします。

青少年のため、子供のための施設を考えてみました。チビッ子子供広場、児童公園はさておき、児童館、子供の家、勤労青少年ホーム、青少年野外活動センター、交通公園等、各学校、幼稚園、保育園のような就園、就学施設は別として、その性格が大変不明確なことに疑問を抱くのでございます。子供の家と児童館の区別、その指導性に対し、あるいは管理体系においてその内容をお伺いいたしたいと思います。また中小企業勤労青少年福祉施設である勤労青年年ホームの中の定期講座と公民館の開設する勤労青年学級の比較をいたしますとき、一方建物は福祉施設でありまし

ても、その指導性を考えますとき社会教育にほかならないと思いますが、いかがでございましょうか。商工課に所属する矛盾を感じます。その学習活動の面に対して社会教育に分離、依頼することはどうでございましょうか、ご見解

少年団体の育成、指導者の養成、非行化防止をうたっておられます。その指導者を指導するのはだれなのでしょうか、課長ですか。教育委員会は関知しないというのでしょうか。昨日、松島議員より社会教育の重要性についての話をございましたが、学校教育、社会教育、家庭教育の三本の柱の中、社会教育の分野が狭義に過ぎるよう位に思います。少数の社会教育主事では手が回らぬというのでしたら、民間の応援を求める位よいと思いますし、ボランティアの活躍も期待できるのではないでしようか。幼保の一元化にいたしましても、保育園で教育をしてはいけないということはないでしようし、幼稚園で留守家庭児の保育をしても悪くはないはずでございます。縦割り行政に横のパイプをつないでいただきたいと念願するものでございます。青少年に対する社会教育は、どの範囲まで行われるのか、お伺いいたします。

次に青少年野外活動センターについてお尋ねいたします。

昭和四十八年八月、一億数千万を投じておつくりいただいたこの施設は、御在所岳のふもと三十九万二千三百三十七平米の広大なものでキャンプ場で百六十名、本館宿泊設備百二十名を収容できるりっぱなものでございます。しかし、その利用率を見ますとき、七、八月の緑の学校開設を含めてもキャンプ場は夏季に集中し、本館宿泊利用率は、年間では大変低い位でございます。大自然の環境の中で共同生活を体験し、互いにいたわりと感謝、公徳心を養い、大自然の偉大な力と恵みを感受できる豊かな心と規律正しい生活、好ましい礼儀、習慣など貴重な共同生活の体験学習ができますことと存じますが、学校などと連絡をとり、校外教育として、正常な学習の一環としてスケジュールをお伺いいたします。

立てて常時利用していただきことはできないかと希望するものでございますが、いかがでござりますか。お考えをお伺いいたしたいと存じます。

次に交通公園についてお尋ねいたします。

昭和四十六年九月、この交通安全教育センターの運営については、学校教育の延長という考え方で平日授業時間内に、対象も個人ではなく団体を考えており、利用の便を図るために市のマイクロバスの提供を考えているとのご説明をいただいたことを記憶いたしておりますが、現在いかがなっておりますが、お伺いいたします。おそらく利用されていないのではないかと思うのでございます。だから交通公園は不要などとはお考えにならないと思いますが、交通事故がそのまま生命の危険につながる現代、私はもう少し交通公園を魅力のあるものにしていただきたいと思うのでございます。霞ヶ浦か中央緑地公園の中にでも移して、関西線から大変人気のあるS・L蒸気機関車でも運び入れ、豆自動車や電車なども置いて幼いときから喜んで参加できる交通ルールを体得させる、そんな施設を希望するものでございます。楽しい子供の国のようなものができないものでしようか。幼ない子供を持つ親子が、一日を過ごす健康的な施設が本市にはどこにもございません。本市の庁舎の屋上に上がつても見はらし台といふか、方向案内板のようなものもつくっていただきて山の名や、主要建物の紹介などいたしましても、大したお金もかかりますまいと思います。市民の市庁舎としての親しみのあるものになると思いますが、いかがでございましょうか。

第三点、消費者保護行政についてお尋ねいたします。

昨今の不況のあらしの中で急激な物価の値上がりと先行きの不安のために消費者は、大変困惑いたしております。

石油産油国の意向で、原油の再度値上がりが近く行われるかに伺っておりますが、全国有数の石油生産都市をもつて知られる本市において、灯油が平均して他都市よりも高値であるとの怒りをぶちまけております。消費者保護のため

にいかなる手段をもって対処されますのか、また、今後どのようにお考えいただいておりますのか、お伺いたしました
いと存じます。なお、また消費者に対する新鮮で良質な生鮮食料品を安定した価格で供与するため、流通機構の整備
促進をはかるとともに、市場の再編整備を促進するところ明記いただいておりますが、具体的にどのようなことをお考
えいただいておりますのか、お伺いたしたいと存じます。

なおまた、市営食肉市場がありますが、決して名古屋市よりあるいは隣接都市よりも安くよい肉だというわけには
まいりません。一日でも一日でも何とか市民に安く提供できる方法などもお考えいただきたいと思うのでございま
す。

以上でございます。どうぞよろしく誠意あるご回答を賜りますようにお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 市長。

（市長（岩野見齊君）登壇）

○市長（岩野見齊君） 第一点のご質問に対してもお答えいたします。

精神障害者をお持ちになっておられます家族の皆さまのご苦労は、まことに大きなものがあろうと考えます。幸い
このたび発足いたしました福祉手当制度は、重症の精神障害者も受給対象となることになっておりまして明年一月か
ら月四千円の手当を支給できるようこの事務を現在進めておるところでございます。また、同意入院患者に対しま
しては、昨年から高額療養費制度ができまして月額三万円を超える分につきましては補償がなされまして、いささか
改善はされておるのですが、なお従来から問題のあります医療補償とその家族への福祉政策につきましては、
全県下の問題として、県に現在働きかけており、その改善につきまして実現に努力していくことを考えております。
さらに精神障害者に対する正しい理解を深める啓蒙運動につきましては、これは家族の会の皆さま方からも強く要望

せられておりますので、この努力をさらに一層強くしていきたいと考えております。

次に療育センターの問題でございますが、療育センターにつきましては、現在社会福祉協議会を経営主体として運
営しておるのでございますが、市におきましても、嘱託保母あるいは運転手を配置いたしましてその運営の補助、助
成を行っております。この療育センターの充実につきましては、前々からご要望がございますし、特に肢体不自由児
施設の建設を強く要請されておるのでございますが、この種の施設につきましては、整形外科医、医学療法士等の専
門職員が必要でございまして、市の段階でこういった職員を確保することはきわめて困難でございます。したがいま
して、こうした施設の建設につきましては、県に対して従来から強く要望しておるのでございますが、今後とも施設
の建設につきましては強く働きかけていきたいと考えております。なお、これの実現するまでの当面の措置といいたし
まして、五十一年度には国の補助の認定を受けまして、心身障害児通園事業として市が設置、経営主体となりまして、
その充実を図りたいと考えておりますが、市で考えられます婦人会館は、すでに狭隘と老朽化が進んでおりま
ります。施設整備につきましては、特殊学級を併設するための改造、これにこのたび五百万元の補正予算をお願いし
ておるような次第でございますが、この充実につきましては、一層整備を重ねたいと思いますと同時に、さらに完全
な県の施設が実現するように努力を重ねていきたいと考えております。

第三点の婦人会館の建設でございますが、この婦人会館の建設につきましては、早くからご要望がございまして、
本年の予算にも婦人会館の建設についての調査費を計上しておるのでございますが、市で考えられます婦人会館は、
その地域の婦人が、各種の問題につきまして常に学習し、会議するための施設が主体と考えられますので、これに見
合った施設が実現するよう努力を重ねております。現在ございます社会会館は、すでに狭隘と老朽化が進んでおりま
ので、新しい事業が前進するように、また前進させたいものだと考えておりますし、何らかの形においてこの実現を

努力していきたいと考えております。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 青少年の問題についてお答えいたしたいと思います。

児童館でございますけれども、児童館と子供の家との違いという、あるいは性格についてのご質問でございますが、子供の家は、当初青少年のための施設をということでご了承いただきまして、五十年の二月二十五日に開館をいたしております。とりあえず一階は幼児、小学校低学年の遊び場等にいたしておりますが、二階は小学生の中の高学年あるいは中学生の場といたしたいと、そしてさらにジュニアリーダーの研修の場として使用をいたしながら、育成者あるいは大人が青少年のための情報交換、諸会合の場所として提供をいたしております。現在利用者一日平均百五十名でございますが、日曜日などは三百名以上の人来るという状況にございます。市の中心部にありますので、その機能や特殊性を考えましても、これはこの市全体の青少年を対象にした施設にもっていくべきであると、かように考えておるようなわけでございます。一方、地域にあります児童館は、それぞれの地域の小さな子供たちが学校を終えた後、その場所で本を読むなりあるいは遊ぶなりというようなそれぞれの地域のための施設というふうに考えておるわけでございます。なお、カギっ子対策といたしましては、現在塩浜、高花、坂部、海蔵の四カ所に地元の団体によってボランティアの応援を得まして二十名から三十名程度のカギっ子を預かっておるというような状況になっておるわけでございます。したがって、これらと諏訪公園にあります子供の家とはおのずから性格が違いますので、その違った性格をそれぞれの本来の姿で活用の効率を上げていくというのが一番必要なんではないかというふうに考えております。特に子供の家などは、土曜日の午後には市内劇団のメンバーによって紙芝居の提供をしておるというような現状でございますので、今後そういう方面的の活用を十分考えてまいりたいというふうに思います。

それから勤労青少年ホームと社会教育課の青少年の教育の問題が取り上げられておるわけでございますが、勤労青少年ホームというの、そもそもの成り立ちは、中小企業に勤務をいたしております十六歳以上、二十五歳までだったと記憶いたしておりますけれども、こういった青少年のための厚生施設とでも言うべきものとして、元来雇用対策の一環としてスタートしたものでございます。したがいまして、運営委員会もこの雇用に関係のあります事業主の方、あるいはまた安定所の方等、さらには議員さん、学識経験者として学校の先生等に入っていただいて、この運営をどうするかということを協議をしながら進めておるわけでございますが、現在二千二百名を数える登録人員がございます。お茶、お花あるいは写真、あるいは製図、それから料理等たくさんのがございます。これらの方々は、地域の青年としてそれぞれの地域の公民館活動の中でいろいろな教養を身につけていくということができればよろしいんでございますが、多くの方はよその県、府県からこの四日市市へ就職に来られまして、そういったやや地域と関係の薄い子供さんたちが集まつていろいろ教養なりあるいは娯楽なりという形の活動をしておるということでございます。しかし、これが当初雇用対策としてスタートしたものでございますが、今まで推移をしていいかどうかということについてはいろいろ問題があろうかということも考えられますので、後で出てまいります青少年対策課のあり方、あるいは社会教育課のあり方等とも関連がございますので、これらすべてをひっくるめまして現在どういう組織にして、どういう所属にするかということについて検討中でございます。これは検討をいたしました暁におきまして、できるだけ効率的な運営ができるようにならせてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

それから野外活動センターでございますが、四十九年度におきまする当センターの利用者は、一万人をやや超えておるというような状況でございます。このうち約六千人が小学生でございまして、その六千人のうち四千人が緑の学校の利用者である。中学生以上、指導者を含めてさらに四千人ぐらいの利用者があるということでございます。利用者の増加を図っていこうということで、昨年も市内企業へ社員研修を呼びかけましたが、多少の増加を見たわけでございます。しかしながら、やはり何と言いましても、小、中、高校生による集団活動の場として最適の施設であろうと、こういふうに考えますので、さらに利用促進を進めてまいりたいというふうに考えております。できるだけ児童生徒を対象にした利用の促進ということについて、教育委員会の方とも協議をしながら、これを進めていくてもらつたらどうだらうかといふうに考えておるような次第でございます。

それから最後に、交通公園の問題でございますが、これはできました当初は、多少の利用者もあったわけでございますが、やはり市内各小学校からの非常に遠いというようなこと、マイクロバス等を利用しましても、行き帰りになり時間がかかるというようなこともありますし、さらにだんだん交通安全対策のお金を使いまして、各学校にそれなりの施設をしてまいりまして信号機等を配置してまいりましたので、利用者が少なくなつてきておる、現状はほとんど利用されておらないというのが実情でございます。これはいつまでもこういう形でほっておくのは、私はまずいことだと思いますので、交通公園といふものは、一応閉鎖すべきではないかと、そして子供の国というようなご発想がございましたが、子供たちが家族とともに遊びながら、その中でいろいろなことを覚えていくような場所を今後において検討をしていくべきではなかろうかと、かように考えておる次第でございます。以上、大変概略でございますが、青少年問題についてお答えといたします。

○議長（山口信生君） 産業部長。

〔産業部長（斎藤久美君）登壇〕

○産業部長（斎藤久美君） ただいまの消費者保護行政についてにお答えいたしたいと思います。

大変不況が深刻化をいたしてまいりました中で、消費者問題ということでご指摘をいただいたわけでございますが、消費者行政につきましては、消費者センターなりあるいはいろんな消費者の利益と保護という立場からセンター活動を通じて努力をいたしておるわけでございますが、ご指摘をいただきました灯油の問題でございます。灯油の問題につきましては、国は先般石油審議会等の答申もありまして、元売り標準価格の指導という形で石油全般についてご指導がなされてまいります。四日市が灯油を安くしたらどうかというふうなお考までございますが、かねがねこのことにつきましては、地元の元売りの会社並びに石商の組合の方々、いわゆる業界と懇談会を開催いたしまして、市といたしましても、市民の灯油の低価格供給の要請を続けてまいっております。その中で業界といたしましては、特定地域に対します元売り価格の引き下げという問題については、元売り各社が、いわゆる逆さや解消というような問題もござりますので、業界の実情としては大変むずかしい、全国にもいろんな類似の都市がございます。そういう問題、あるいは石油製品の各社のバーティー制の問題等もございまして、流通機構を短絡して考えるということについても大変むずかしい問題だというふうに触れております。なお、小売業界にいたしましても、労働力の不足、人件費の高騰等によって、いわゆる小売価格の引き下げは、大変困難であるが、特に市側の強い要請もございますので、傘下の組合員には十分認識させるよう努力してまいりたいというふうな発言をいたしております。このことについては強く要請をしてまいったわけでございますが、今後とも民生用灯油につきましては、国の指導と相まって末端価格の値上げを流通段階でできるだけ吸収できるように業界に強く今後とも働きかけてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、生鮮食料品全般にわたります中で、特に市場の整備の問題についてご質問でございますが、市場の整備につきましては、先般来いろいろご協議をいただいております北勢の公設地方卸売市場組合の発足も得ております。議会の開催もいたしてまいっておりますが、北勢におきます生鮮食料品、特に野菜、青果、水産ということでございます。青果十社、水産現在四社でございますが、富田を含めますと五社ということがあります。業界整備のための検討をいたしておるわけでございます。そういう中で流通機構を速やかに整備するよう目標に向かって努力をいたしておるわけでございますが、まだ業界の全体の取りまとめについては、基本的には合意は得ておりますものの、細部にわたりまして、今後詰めてまいらなければならない問題がたくさんござりますので、整備次第、用地の確保等を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから食肉市場が現実に四日市にあることから食肉市場について、特にそこを通じて肉を安くしたらどうかというご指摘でございます。食肉市場の性格については、十分ご承知をいただいておると思うんでございますが、市場そのものについては卸売価格形成をいたす場でございますので、その流れの中で処理をしてまいるということになりますが、食肉については、業界が食肉市場から売買をいたしました中で、さらに店舗へ行ってからの製品化の問題等もございますので、野菜などのような直ちに産地直売のような形には結びつかないというふうには考えますが、業界と連携のもとに将来も考えることが必要じやなかろうかというふうに考えております。安い肉をということについては、業界との連携の中で将来考えていくというふうに考えておりますので、ご了承賜わりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 治育センターの中における義務教育年齢の該当者の問題でございますが、四十九年から訪問教師の制度を導入いたしまして、数名の人に教育をしてきたのでございます。今度機構が変わりまして充実されるのを機会にいたしまして、特殊学級を設置してそこに正規の教員を配当していきたい。大体十二、三名の義務教育年齢者が予定されますので、そいたしますと特殊学級も二学級になる、そうすれば、先生の配当も三名が得られるということになりますので、県も人員増加、非常にむずかしいところでございますけれども、強力に要請いたしまして実現を図っていきたいと思っておるのでございます。

○議長（山口信生君） 坪井妙子君。

〔坪井妙子君登壇〕

○坪井妙子君 ただいまは、私の大変広い範囲での質問に対しても丁寧にご答弁いただいたわけでありがとうございます。

市長から第一点の精神障害者に対するご配慮、あるいはその家族がゆえなき迫害に苦しんでいる状況に対しても十分ご理解をいただいているのだというご答弁をいただきまして、私は今後社会教育等を通じてこれらの家族が本当に明るく治療に向かえるように、治療費の不安を少しでも軽くできるような働きかけを国に向かってもご努力いただくことをお願いしておきたいと存ずるわけでございます。四日市市の患者数の八四%は治療もしないで家庭に隠れているのが実情でございまして、一人の患者に家族はつきっきりで火の用心とか人さまのご迷惑にかからないように全く犠牲になっておりまして家庭が暗くなるばかりでございます。患者にも病状を悪化させ、第一、第二、第三の患者を発生させるような暗い生活環境にあることをご承知いただきたいと思うんでございます。この家族は、結婚も就職も阻まれているとかあるいは高位、高官の方がご来市のときには、保健所から強制的にその家族を監視されるというような実情

もございますわけでございます。どうぞこの家族が立ち上がって会をつくり、励まし合っていきたいと念願いたしておりますので、この若葉の会に対しましても、ご助成をいただきますようにお願いいたしておきたいと思います。

次に療育センターにつきましては、特殊学級を併設し、三名の教師の派遣をお願いできるとか伺いましたして大変喜びに存するところでございます。建物は古くとも内容を充実させていただくなれば、通園いたします子供たち並びにその家族の喜びとするところでございます。

それから婦人会館につきましても、ただいま大変ご理解あるご答弁を十何年ぶりにして初めて伺うことができますが、私が参りましたときには何ら施設らしいものが多くて、二階の中学生が利用するというお部屋にはピンポン台が二つあっただけでございます。これらの施設に対して百五十名も押しかけたら一体どんな利用をしてるんだろうかと、私は大変不思議に思つたわけでございます。幼児の施設にいたしましても、いわゆる親子で二、三人遊んでおられましたけれども、本当に全市的な建物であるとおっしゃるならば、私は、かつて旭川市の青少年科学館を拝見いたしてまいりましたて、そこでは電気、機械、木工、科学実験などの施設が整備され、宿泊設備も整つておりましたんでございますが、私どもここまでくる都市をうらやましくも存じましたけれども、四日市市には理科教育センターのようなものが神前にございましたことを記憶いたしておりますが、こういうものを子供の家にもう一つ与えていただくなれば、大変

幸せかと、これも夢をふくらますわけでございますが、ご一考を賜わりたいと思います。

社会教育については、特にお答えがございませんでしたけれども、昨日から社会教育の充実ということに対して皆さまからもご理解あるご発言があつたようでございますが、どうぞ社会教育を充実させ、いわゆる社会教育のセンターを方々におつくりいただき、あるいはそれが地域コミュニティセンターとの融合ができますならば、よりよい市民の意識を開発することができるのではないかと思うわけでございます。

交通公園につきましては、先日もテレビでオランダのピニール鉄道の例を拝見いたしました。子供自身が経営をいたしております、大変うらやましいものでございました。私どもここまで四日市市ができるとは思いませんけれども、子供の国ぐらい早期に実現させていただきますようにお願い申し上げたいと思うわけでございます。交通公園が、現在利用されていないから閉鎖するのだというのではなくて、どうぞこれを早急にお移しいただきますことをこの席から重ねてお願い申し上げておきます。

それから消費者問題でございます。

大変石油商組合の大きな壁にぶつかって流通機構の短絡は大変むずかしいというご答弁でございましたけれども、それでございましたら、四日市に生活協同組合のようなものを設立していただきまして、そこが一つの卸商としての窓口をおつくりいただきますならば、何らかの方法でその壁を一つでも突き崩すことができるのではないか。四日市民が、他都市よりも高い灯油を買わされているというようなことは、いかにしても許せないのでございます。なお、それにつきまして、協同組合の共同購入のような形でならできるとおっしゃるならば、全市の消費者は、代金を先払いででもこれは協力すると申しておりますことをお伝えしておきたいと思います。牛肉につきましても、野菜につきましても、大変生鮮食料品というものの扱いがむずかしいことは十分理解するところでございますが、どうぞ食肉

につきましても何らかの方法をお考えいただきますように重ねてお願い申し上げまして、大変時間が迫ってまいりましたのでこれで終わらせていただくわけでございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十分休憩

午前十一時八分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

青山峯男君。
(青山峯男君登壇)

○青山峯男君 ご通告申し上げてあります順序に従いまして質問させていただきます。

その第一は、都市計画法による市街化調整区域と今後の施策についてお尋ねいたします。

さて、四日市市も待望の大規模農道も近く完成し、本市将来のためにことに喜ばしい次第でございます。これにつきまして、この道路を生かし、意義あらしめるためいろいろお願い申し上げたいと思います。

まず、この道路新設による排水施設について考えてみますに、一応付帯的なものばかりで現実に自然形態を変えたそのもの、そのことに対する事後対策などは、一向に考え施されていない始末が多く見受けられます。そのため一たん集中豪雨などに見舞われば、導水、排水などの設備不完備のため、耕地はもとより河川上流の後背被害は、相当大なるものがあります。喜ばれるはずの施設、せっかくの工事も事後対策の不備から、付近住民から苦情を生み、そ配慮のほどをお願いいたします。

なお、この大規模農道の完成を機会に市の特に周辺の市道、農道の整備を急ぎ、これに連絡せしめ道路網を完成し、その機能を生かし効率を図るが、目下の市に与えられたる施策の最たるものであると考えられます。申すまでもなく道路問題は、近代社会における人間生活上の第一義的な問題でありますことは何人も否定できないものであります。住民の痛切なる関心事であり、その事の積極的な施策を請いねがう声がしきりにあります。さきに示されておりますところの四日市市総合計画で住みよい都市がうたわれております。その中に治山治水がありますが、このことは市民生活の安全対策であります行政上の最たるものではないでしょうか。市民福祉の充実も教育文化の向上も安心して住める住みよい都市建設が理想の第一ではないでしょうか、また先決ではないでしょうか。住みよい都市とは安心して住める町、すなわち交通、防災、治山治水に始まり、これが完備されてこそ日常生活上の環境整備に移行するが本来の姿ではないでしょうか。なお、総合計画の中に農業生産基盤の整備、農業団体の育成など重要項目がありますが、基盤整備の課題であります農道排水路の整備改良は、近代農業経営計画上の基礎とも考えられます。したがいまして、先ほど述べました道路網の計画と合わせて考慮いただき、着々と進行するであろう総合計画によって市街化調整区域、すなわち市の中心部より遠い奥地が市中でありますながら、過疎地帯となることのないよう、万全の配慮のある施策をお願いし、ご回答をお願いいたします。

第一は、簡易水道の問題につきまして質問いたします。

私は、この問題について中山局長時代から過去四年間、毎年お願いしつづけておりますが、市理事者並びに議員諸氏もご存じの事実でございます。簡易水道と申しましても一様ではございませんが、高花平団地に隣接の住宅地、特に小林町は現在戸数二百七十戸ほどでございます。いつも水の問題で悩みつづけております。高台のこととてやむを得ぬことは言いながら、高花平は、市水道同様の扱いでどこも同じ団地周辺の住宅の自然増現象は、市街化区域の設定によって急激に進行しており喜ぶべき状態の反面、給水戸数増は、地元民はいつかは来るであろうと水不足に恐れをなして、昨年地元小林町からは、市議会に対しその実情を訴え、簡易水道の市移管を陳情書を出され、市議会はこれを了として採択いたしております。その後、これをいかに処理されているのかお伺いいたしたい。水道局は、前に三重用水が五十年完成予定の頃、五十年は何か考へたいとの答弁も得ていますが、いつ完成するや、見通しさえつかない三重用水を當てにそれまでこの問題を放置してよいと考へておられるのか、お尋ねします。それとも前回答弁のあつたように五十年度内に関係住民の要望に沿えるよう計画を持つこともでき得るのか、この点についてもお伺いします。

大きな理想、まことに結構ではありますが、この問題に限り、空理空論や机上論で時をかせぐことは許されないと想い、突然でもない、この問題も当面困っているところから将来計画を織り込んで住民の納得できるよう進めていくのが理事者の取るべき態度ではないでしょうか。四日市市総合計画の中に水資源の利用がうたわれておりますが、市中にまだ多くの同一条件、水こそは、人間生活に不可欠なものと意識しておるがゆえに簡易水道によって生きる中、同じ市民でありますながら市民負担の余儀なくされつあることをよく知つて住みよい町づくりは、その町、その地域から人々の声、手によつてなされていることになるものと考え、良識ある理事者ご賢察を、ご勇断を期待しながら苦言をまじえることに対する、要望と意見を申し述べさせていただきました。何とぞご理解のほど重ねてお願いいたし

ます。住みよい都市を目指して立てられたる市総合計画の中に必要とは知りながら、きょうは忘れがちである墓地のことまでが事細かに計画されているうち、一日も欠かせぬ生きるための飲料水のことについて忘れてはいるのではないと、西南部の人たちは不満を越えて不思議の気持ちでいっぱいではないでしょうか。こんなことが解消されてこそ福祉充実の中、生活保護の実が生まれ、理想の住みよい都市が実現するものと信じます。以上、述べました二問につきまして、ご答弁をお願いいたします。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） お質問の第一についてお答えいたします。

通称ミルク道路の建設につきましては、ご承知のように昭和四十六年度から工事が着手されまして、全長十五・五キロのうち約九〇%が完成しておるのでございます。計画時点におきまして、ただいまご指摘の道路並びに排水路等の接続につきましては、工事の主体であります三重県と市との間で打ち合わせ等をしてまいつたのでございますが、実際にはこの道路建設によって従来の排水系統も若干変わつたところもございます。また道路が舗装をされ、側溝も整備されてまいりましたので、集中豪雨のようなときには、流域の排水が短時間のうちに既設の接続個所へ流入するなど、そういたしまして未整備の水路の場合、これからオーバーホールするというふうな現象が起きておるのは事実でございます。こういった個所につきましては、この事業の施行者であります県に今後とも強く要望して整備を進めてまいりたいと思っております。現在もその要望はいたしておりますのでございます。

なお、次のこの市街化調整区域における農業の振興でございますが、これにつきましては、土地基盤の整備、それから農業近代化の導入、農用地区域の設定あるいは農地保有の合理化等を中心といたしまして、農業構造改善事業を

はじめ、いろいろな事業を実施いたしておりますが、今後もさらに農用地区域を重点に積極的にこの振興を図ってまいりたいと思っております。こういう事業を行うことによりまして、ただいまご指摘のいろいろ他にも問題がござりますが、調整区域の農業地域が過疎地域にならないようさらにはまた先般新聞紙上でわれわれ承知いたしておりますが、三全総の目的、こういうようなものを十分尊重いたしまして、今後ともご指摘の点につきましては、重点的に意を注いでまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（山口信生君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君） 再三のご質問をいただいておるんでござりますが、その後の経過につきまして具体的に現在このように進んでいるというふうにご説明できないのが残念でございます。と申しますことは、現行の水道財政の仕組みの中では、こういった財源措置が非常にむずかしいからでございます。前回のご質問のときにもお答え申し上げたんでございますが、南部丘陵地の簡易水道につきましては、現在のところ私どもとしては三重用水からの受水を待つて統合すると、こういう計画であることを申し上げたんでございます。しかし、小林町はただいまもご説明がございましたように、かなりの人口増、戸数増がござりますので、昭和三十二年に簡易水道を設置いたしましてから以来、二回にわたりまして増補改良工事を行いまして、当面の水不足を解消してきましたんでございます。しかしながら、今後の増加の状況を考えてみた場合に、とてもいま申しました三重用水の受水まで待てないということとつながりをどうするかということでございますが、抜本的な解決としましては、現在の上水道区域を拡大いたしまして、それに吸収するということでございますが、これには厚生大臣の認可を必要とします。この場合には、小林町だけではなくて高花平、その周辺も含めた区域一帯につきましての検討もしなければなりませんし、またこの所要水量をど

のようにして確保するか、たとえば既存の水源能力の内で賄うか、また新規に水源開発をするか等々を種々検討しなければならぬむずかしい問題がございますので、いますぐ認可変更の手続をとるということは至難であると、その時期を見きわめたいと、このように考えております。そこでこの問題を当面どのように処理するかということでござりますが、私としては厚生省の水道整備課の係の方々とか、また県の薬事環境衛生課の水道担当の方々ともいろいろとご相談申し上げ、またご示唆も得てあるのでございますが、現在のところとしましては、簡易水道として存続させながらこの不足水量を上水から補給すると、こうしたこととて当面の処置を考えたらどうふうに思つておるのでござります。しかし何分とも小林町は丘陵地域でいわゆる標高の高い地域でございまして、八王子から連絡するにいたしましても、この連絡間の工事費とかまた水圧を上げる加圧ポンプの設置、こういったことにかなりの工事費がかかります。この工事費をどのように賄うかということでござります。簡易水道の区域で全部ご負担いただくということであればよろしいわけでございますが、それはむずかしいことだと思いますし、また一般の上水道としてこの工事費を負担するということを考えてもその負担の方法等がないわけでござります。ちょうど昨年のいま頃でございましたが、厚生省の五十年度の水道関係の予算要求の中にこのような場合の国の財政援助として無水源地域特別対策事業補助金と、こういった新しい補助金が新規に要求されていることを知りましたので、何とかこの補助金に乗っかりたいと思つておったんでございますが、不幸にも大蔵省の査定で没になつてそのままです。その後もこの地元負担といふことのほかに何とかこの工事費を調達する方法はないかということで苦慮しているのが現状でございます。どうしてありますぐということであれば、地元の負担をお願いするしかないというふうにも思いますが、しかしそれでは忍びないと思いまして、何とかこの地元負担金をなくすとか、少なくするとか何とかこの負担金に頼らずにやる方法を見つけてできる限り早く解決したいと、そのように私たちは考えて努力しておるのでございます。

○議長（山口信生君） 青山峯男君。

〔青山峯男君登壇〕

○青山峯男君 この第一、簡易水道問題につきましては、いろいろと問題もありましようが、早急に何分ともよろしくお願ひします。

もう一件ですが、昨日の質問に出ておりました農業土木材料支給につきまして、材料支給をせずに工事でやつてくれということが出ておりましたが、私は考えますのにわれわれがいろいろの工事をお願いしてもその工事すら満足にできぬと、予算がないからできぬというような状態で置かれておりまして、まだそのうえ材料支給も講じぬと、見てみたところが、これは不可能かと思います。私は、この材料支給という問題は、これは調整区域地内に多くてもう工事もしてもらぬ、何とかして自分の手で工事をやりたい、材料支給でももらつてこの忙がしいときでも合間を見てやりたいと思うこの調整区域地区の方々が多いと思います。それは言いかえれば、農業地区で、主に農業であります、何とかして材料支給をいたくように、現在はまだ少ないこの材料支給をもっと増額してもらいたいと、私は思つ一人であります。

とにかくそれにつきまして、材料支給をもらつたら素人のためにほんとのこともできぬということもありますけれど、いまは調整区域に住むような方は、町へ出たりして土木にかなりの経験の多い方が多いです。そういう方が中へ入つて材料支給をいただいて、そして日曜がある程度の余暇を見てやつていただきますから十分な工事はできます。そういうことでありまして、材料支給はもつとふやしていただきたいと、私は思うわけであります。工事をやつていただきや結構なことでありますけど、それは不可能であると思いますから、この点よろしくお願ひします。

それともう一つは、主としてこの調整区域にあります、農道またはこの市道の拡幅につきまして、全部地元用地

寄付という事になつて、これは昔からあります、やっておりますが、これはいつかのときには幾分なりの用地買収費を、その用地敷地の者に充ててやつていただければ結構と思いますが、この財源難のときにはその県のよう用地買収費を全部支払えといつてみたところが、これはとてもできたことではありませんでしようが、将来はそれは用地費は支払つていただくようにお願いする次第であります。

これをもつて終わらせていただきます。この後の問題だけ、ちょっとご答弁のほどお願いします。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 材料支給の問題につきましては、天春議員にお答えいたしましたとおり、現時点においてこれを取りやめるというようなことはできないというふうに考えておりますし、第一点の用地の買収等につきましての用地買収をしないで用地の寄付をいただいて農道なり市道の拡幅をしておると、こということにつきましても、私どもは、いま青山議員からご指摘ございましたように、財源あるいは工事の緩急度、こういうようなものもあわせ考えながら何とかこれを解消できるような時期が早く到来することを念願し、また努力をしていきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（山口信生君） これをもちまして、一般質問を終了いたします。

暫時、休憩いたします。

午前十一時三十三分休憩

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第一 議案第一〇一二号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし

日程第一八 議案第一二八号 字の区域の変更について

○議長（山口信生君） 日程第二、議案第一百二号、昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし日程第二十八、議案第一百二十八号、字の区域の変更についての一七七件を一括議題といいたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、水道料金の値上げに関する議案の問題にしばってお尋ねしたいと思います。委員会にも属しておりますのでやや長くなりますけれども、ひとつご了承願いますようによろしくお願ひいたします。

この値上げ案の一番の問題は、勤労市民の生活必需用水や中小零細業者の営業用水も同時に値上げされることにあるわけですが、家庭用の場合を例にとりますと、四十九年度の家庭用全件数の中で八九・八%あるいはまた家庭用全使用水量の中で六六・七%を占める十三ミリと一〇ミリ口径の月四十トン以下の使用者について支栓数を平均的な参考として計算してみました場合に三五・六%から七三%という大幅な値上げになります。このような水道料金値上げをいまどうしてもしなければならないのかどうかということについて、私はいろいろと深い検討をしてみたわけでございますけれども、今回のこの値上げ提案の基礎となっておりますこれまでの第三期拡張事業計画を見直したといわれます第三次変更事業計画とその財政計画、そして値上げ案そのものに非常に多くの問題点があるということをつかれます。

なんだわけでございます。それらを改めるならば、勤労市民と中小零細業者の生活必需用水あるいは営業用水は、値上げしなくとも据え置くことは確実だということを確信を持ってきのうは一般質問でそれらの問題点のうちの第三期拡張事業の第三次事業計画、変更計画あるいは財政計画に関してお尋ねしたわけですが、しかし市長からお答えを伺いませんでしたし、水道局長からせつかくのしさにわたら懇切なお答えをいただきましたが、問題点は、少しも氷解しておりません。そこでこれから一部についてはきのう指摘した問題点も触れながらも、主に値上げ案そのものの問題点についてお尋ねしたいと思います。

第一点でございますが、一般家庭用、公衆浴場用及び小売店等日常生活と密接な関係あるもの等については、特に配慮し、原価に近い料金にとどめたというふうにいておられますけれども、一般家庭用の十三ミリと一十ミリの口径の月四十トン以下のいわば生活必需用水につきましては、先にも触れましたように三五・六%から七三%、こういう大幅な値上げでございます。また月十トン以下しか使わないものが四十九年度の場合は、家庭用全件数の二七・三%、十三ミリと二十ミリ口径で二七%を占めておりますけれども、その月平均使用水量は、いずれも五トン以下です。つまり値上げ案によりますと、基本料金は四百円でございますから、そしてこの中に十トンまでの従量料金を含めております。十トンまでの使用者は、基本料金の四百円だけでございます。いかにも安いようにみえますけれども、低所得者層の多いこの使用水量ランクでは、平均五トンしか使っていないのであり、その一トン当たりの単価は十三ミリで八十円、二十ミリで百十円、この当局が公表しております五十年度の料金原価五十円七十三銭あるいは五十一年の七十円五十四銭という数字から見ましても非常に高くなるわけです。また昨日も触れましたけれども、四日市よりはるかに給水原価の高い東京都と比べた場合でも二十トン以下については、四日市の水道料金の方が東京都より高い、そして四日市の基本料金十三ミリ四百円、二十ミリ五百五十円に対しても東京都はそれぞれ三百円と四百円

です。そのうえ東京都は、生活保護世帯の基本料金は免除し、そのほか低所得層には水道料金の二〇%減額する措置をとっています。そのほか東京都は民間の社会福祉施設に対して料金の二〇%減額措置によりまして、四日市よりも安い料金となっています。四日市は、そんな配慮はしていないと思うわけです。水道料金の高い横浜でも基本料金は一律三百六十円です。公衆浴場用にしましても、今時の深刻な経営難の折に基本料金で三三%，超過料金で五〇%も値上げとなるわけでござります。中小零細業者の使用水量十トン未満の場合は、十三ミリ口径で三五%未満、二十一ミリと二十五ミリで十数トンランクのところでは四五ないし一一〇%という例外的な大幅な値上げもござりますけれども、やはり三五%未満の値上げとなつて確かに上げ幅は少ないわけですが、むしろこの点では、これまでの現行料金の不備があつて高く取り過ぎていたということになるんではないかと、以上申し上げましたけれども、家庭用生活必需用水の値上げ率が高いこと、月十トン以下の使用者の基本料金の不合理なこと、そして特に四日市の生活必需用水が、はるかに原価の高い東京都よりも高いということなどの問題点、さらに低所得層、民間の社会福祉施設、公衆浴場、中小零細業に対する配慮をさらに厚くするという点で原案を手直しする考えはないか、伺いたいと思うわけです。

第二点です。料金体系の問題につきまして、当局の提案理由によりますと、現行の料金体系については、需要種別の設定基準と運用面において種々問題点もあるので口径別料金体系を基本とする、こういうふうに改めたということですけれども、私は四十七年の六月の料金改定時から単に運用上の問題点だけではなくて、その料金額の設定を含め、基本的な問題があると、それを改めるように主張してまいりましたけれども、使用水量ランクごとの料金額についてもっと高度累進制にするよう主張して、四十六年のときには修正案を出した経過がございました。その修正案の中において示しました大口需要ランクの料金単価の七十五円は、当時すでに他都市でも採用していたものであり、それ

からわざか三年八カ月しかたたない今日、水道局みずからが今度の値上げ案では、それよりも高額の単価を採用するに至つておるわけです。いま仮に官公署、公立学校と大工場などの大口需要者について、当局の値上げ案どおり四十九年度から仮に料金を徴収していたならば、四十九、五十の二カ年間で約八億から十億円の料金収入を得ることができたんです。したがつて今日、家庭用などの料金引き上げの問題など問題にならなくてよかつたわけです。値上げ案の問題点は、特に口径別の料金体系は、原価収入に基づいた理論的にも妥当なものとしておられますけれども、口径別だけでは基本料金をはじめ家庭用等の料金を引き上げることになつて、また現実に料金面で新たな不合理が生じることになるのではないかどうか、この点についてお答えをいただきたいと思います。値上げ案の一般用について、口径別を基本にして家庭用、事業用などの用途区分を併用した方がよいのではないか、この辺の見解を伺いたいと思います。また、従量料金の第四ランクについて百一トン以上一律にして百十円にしていることは、水道の使用実態や相次ぐ水源開発を余儀なくされてきた経緯、あるいは将来にわたる水源開発などの拡張事業のコスト増大傾向、さらにはより多くの水を供給すると、単位量当たりの費用が大きくなるというような事情から見まして不合理ではないか、なぜ百一トン以上はランクを分けないのか、こういう点をお答えいただきたいと思います。東京都の場合は、千トン以上のランクを設けて百八十円、横浜市の事業用は千トン以上から一万トンまでのランクは百七十円、三万トン以上は二百十五円にしております。東京都の百八十円という単価は、いわゆるこの拡張事業別に給水原価というものを割り出して、そういうものとベースが合うようにしている。あるいは横浜の場合でも水の再利用等々のコスト等を十分配慮している。果たして四日市のこの百十円という根拠は何かということをお尋ねしたいと思います。四日市の全事業用で五百トン以上の使用状況は、件数で三・八%です。しかし使用水量では五八・七%です。さらに五千一トン以上の使用者は件数で〇・二八%で全事業用の二四%も占めております。これを一律に扱うという点でずいぶん不合理

があるのではないかと、四日市でも五百トン以上百三十円、たとえば千トン以上百五十円、五千一トン以上は百七十円と、こういうふうにしたとすると、これだけで年間だけで一億五千万倍かの収益が上がるんですね。さらに公立の官公庁をそういうふうにすれば、さらに七、八千万円の収益が上がる。そこでおそらく当局は、こうした累進にする

と使わなくなるじゃないかと、こういうふうに言われると思うんですが、それもいいと思います。しかし同時に、あのかつて問題にしましたように、不況のときは使わぬけれども、景気がよくなってきたらどんどん使うと、しかし水道局はいつも最高に備えなきやならないと、そういう点不合理があるんじゃないかな、こういう点ではなぜこの大口需要者に県水を、四日市が買うときには契約水量制をやっておるのに、こういう大口需要者について契約水量制を採用して必要な基本料金、あるいは従量使用料金を取るというふうにしないのかと、こういう点の不合理さを一ぺん解明していただきたいと思います。さらにもこの高度累進によった料金によりますと、上水は使わないといいますけれども、結局まだ多くの会社では地下水をどんどん利用しています。こういうとこへ雑用水等を振りかえていた場合には、これは問題だと思います。こういう点での歯どめをしておく必要があるんではないか。仮に百十円という原案においてさえそういう歯どめは必要ではないかと、この辺のご見解を伺いたいと思います。

それから第三点は、今回の料金は、五十二年度までの必要最小限の経費を賄うんだとおっしゃるんですけども、きのう申し上げましたように未給水区域の解消という点での配水管整備等の事業、あるいはまたこれまでのこの事業の中で元利償還がもう五割に近くなってくるというふうな状態になっていますが、この元利償還をそれほどまでに必要ならしめたこの水源開発、こういう面について全部が全部水道企業が負担しなきやならないというものではないと、きのうも局長はこの点では負担区分のルールを確立する必要があるということで、それ以上については国費導入という面は多少触れられましたけれども、單にもちろんこの国が中心でございましょうが、同時に市なんかも行政の一半

の責任というものはある、こういう点には触れられませんでした。こういう点は、どうしても考えていいかなきやならないんじやないかと、こういう点を考えると、そして先ほど申し上げたような料金体系上、そういう点もいろいろ考えますと、何もいま家庭用あるいは中小零細業者の最低限の営業水、こういうものをどうしても上げなきやならないというものではないし、それほどの費用をここに見込むこと自身がおかしい。必要最小限などというものではないと、いうふうに思うわけですが、これらについてのご見解を伺いたいと思います。大変長くなりまして申しわけありません。

○議長（山口信生君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず生活用水の問題でございますが、一般の家庭は、現行十トンで一百二十円と、それにメーター使用料が三十円と支栓料一個につき十五円というものをいただいております。これは平均いたしますと大体支栓料というものは三個程度でございますので四十五円と、そうしますと三つ合わせますと一百九十五円でございます。それを今回の改正案では四百円にお願いしておるわけでございます。約三割ちょっとの増加と、こういうことでございます。本市におきましても、生活用水並びにこれに準ずるような零細企業等につきましては特に配慮したつもりでございまして、原価以下に設定したと、このように説明させていただいております。お手元に差し上げております資料の三十一ページを見ていただきますと、総括原価の配布表というものをつけておりますが、これを見ていきましたのも三十二ページ、三十三ページ、三十五ページのいわゆる小口径分につきましては、基本水量十トンを付加いたしました基本料

金を料金の原案としましては、大体この原価算出額のほぼ八割に設定さしていただいております。これを他の都市と比較した場合、十三ミリの基本水量十トンを付加しておりますんで、四日市の場合四百円に対しまして東京都は三百円、それから名古屋市がいま議会に提案されておりますのが三百二十円でございます。しかし超過料金を比較いたしますと、東京、名古屋と比較すると四日市はうんと低くもってきています。大体この一般家庭用の年間通じての各月の平均使用量というものは二十一トン程度でございますので、この二十一トンを基本に考えたわけでございます。そういう場合、夏の最盛期におきましても、大体使用せられるのは三十トン程度ではないかということで、特に二十トンまでのものにつきまして配慮させていただいたと、こうこうことでございます。大体、本市の今度の改正の料金水準はどうかといふことでございますけれども、水道施設の新旧の問題とかまた施設の規模とか大口需要家の多寡、こういった都市構造によつても違つておりますので、概ね同格都市と比較してみた場合、まあまあ中程度じゃないかと、このように考えております。また値上げの幅でございますが、八〇%ちょっとお願ひいたしてますが、これも昨今の状況から見て同じような程度と、このように考えております。

それから二十トン以下のものについてはどうかといふことでございますけれども、この先ほど申し上げました三十六ページの総括原価の配布表を見ていただきましてもおわかりいただけると思うんでございますけれども、この基本料金には、いわゆる検針集金等の関係費とか、メーター関係費を主として配布しておりますので、これについては、小口の方には負担は重くなりますけれども、トン数で割った場合には重くなるような感じがいたしますけれども、これは固定経費でございますんでやむを得ないことだと、このように思つております。

原案を修正する意思はないかといふお尋ねでございますが、私としましては、大体この原案につきましては資料の方で説明させていただいておりますように、今回口徑別に改めさせていただくのと、しかしながら、従前からの問題等

もありますので、公衆浴場とか臨時栓とかまた船舶とか、共用栓とかこういったものは、一部用途別の併用型の料金体系にさせていただき、特に三十トン以下の小口径群につきましては配慮させていただいたと、このように思つておりますので修正する気持ちは持つております。

それから口徑別にしたのはいいが、使用水量段階別の傾斜がどうかといふ質問でございますが、これにつきましては、現在の水道法その他におきましてこの基準といふものははつきり示されておらないんでございますが、大体この辺につきましては、他都市の例等も見ながら傾斜を考えたわけでございますけれども、そういうた十三ミリ、二十ミリ等の小口径にいたしましても、百トン以上使われるような場合には、これは業務用に使われる場合とか、生活用水といふより奢侈用といふますか、そういう関係でお使いになる分だということで一般の大口需要者と同じ率を使わせていただいたと、そういうことでございます。

それから第四段階の百トン以上にした、そしてそれを一律にしているということでございますけれども、私どもとしては、いわゆる二十五ミリ以下の小口径群と四十ミリ以上の大口径群に分けて、小口径群の使用水量の少ない方については、特に配慮させていただいたつもりでございますけれども、そういうた十三ミリ、二十ミリ等の小口径にいたしましても、百トン以上使われるような場合には、これは業務用に使われる場合とか、生活用水といふより奢侈用といふますか、そういう関係でお使いになる分だということで一般の大口需要者と同じ率を使わせていただいたと、そういうことでございます。

契約水量にしたらどうかといふことを、九月の議会にも言っておられたんでございますが、私どもとしましては、今回の改正に当たりましては、口徑別の料金体系を採用させていただきまして四十ミリ以上の大口需要者に対しましては、基本料金を非常に大幅に引き上げさせておりますので、今回の場合は、このようにさせていただきたいと、そのように考えておるのでございます。

それからこの前の四十七年の三月議会に提案させていただいたときに修正案を出していただいたんでござりますけれども、修正案どおりにやつておればどうだったか……。

○小井道夫君 そういう意味ぢやない。そのときすでに七十五円という単価を決めておつたけど……。

○水道事業管理者(平井清三君) それは単価の決め方につきましては、先ほどのようく算定基準が的確でございませんので、他都市の例等を見ながら本市でどういう率が最も適当であるかということで判断して提案させておるものでござります。

それから五十二年度までということを思い、そしてそれに要する必要最少限のものをお願いしておると、このように申し上げたんでございますが、この中には未給水地域のいわゆる不採算地域の給水の問題とか、またいままでの元利償還金の問題等いろいろございまして、それが全部水道事業として負担しなければならないかということでおざいますが、この水道事業の負担のルールといいますか、負担区分を明確化するというようなことはきのうも申し上げたとおりでござります。私どももそういうことを常に強く要望しておりますんすけれども、現在としましては、現在の独立採算制の枠をはめられておりまして、その枠を無視した財政計画ということも立てられませんので、現行の制度のもとに収支計画を立てさせていただいたと、こういうことでござります。

○議長(山口信生君) 市長。

〔市長(岩野見齊君) 登壇〕

○市長(岩野見齊君) 水道局におきましては、水道料金の決定につきましては、最善の努力をして決定案として提出したものだと思いますが、水道料金につきましては、市民生活にも重大な関連のあるものでござりますから、審議の過程を通じてより適切なご意見が出来ましたときには訂正するものだと考えております。

なお、水道経費につきましては、市の一般会計から負担すべきかどうかということにつきましては、原則として私は独立採算制によるべきではあると思いますが、具体的にいかなるものについて市費を注入するのが妥当であるかを検討いたしまして、市費によることが妥当であるかとせられるものにつきましては市費の投入もあることと考えております。

○議長(山口信生君) 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 先ほどのいろいろご説明いたしましたけれども、ずっと私は全部いろいろ計算してみたんです。家庭用で確かに高いんです。七割何分まで上がるところがあるんです。しかも生活必需水のところで上がるわけですね。こういう点はぜひ考えていただきたいし、先ほどの高度累進の面で私が一つの試案的なものを申し上げましたが、今度の家庭用全体でも今度のアップによって収入が年間四億ぐらいにしかならないですね。先ほどちょっと高度累進のところで、そうしますと一億五千万から学校用も含めますと一億何ぼ収入が上がるんです。こういう点をよそでやっているんですから、配慮をすれば家庭用なんかそんなに上げなくていいと、こういう点をひとつ十分これらの委員会の審議の中でもご配慮いただきたい。必要なら、私が独自につくりました資料も差し上げたいと思います。(笑聲) どうも失礼しました。

それから特に県水の非常に高いという点ですね。この点は、やっぱりどうしても改める必要があると、県から同じように津が買う水は、四日市より安いんですから。ですからこれは四日市、鈴鹿なり桑名と相談して、県にもうと受水費の引き下げという問題を徹底してやる必要がある。

○議長(山口信生君) 前川辰男君。

○前川辰男君 今回の百二十一号議案に対して少し質問したいんですけれども、これは公営企業法の枠の中でやられておるということは四日市に限らずあたりまえのことかもしれません。あたりまえのことですね。しかし、だからといってこのままでいいかということは、これは市民がなかなか納得してくれない。どこでも同じことです。また、今までの議論なりあるいは資料の中にもその無理な問題も大変遠慮がちにですけれども出でるようです。そこでひとつ市長にお伺いしたいわけですが、企業性の方が中心になって大きな枠をつけられておるこの公営企業法、そこから思い切って脱皮をすると、なぜならば、これは言うまでもなく非常に水道の事業というものの公益性が高いということからそういうことを言うわけでございますが、きのうから議論もありました建設計画というものを見直すということも一つかもしれませんけれども、しかし、都市の発展とともに水道の使用料というものはふえていくわけですから前向きの姿勢でやれば、当然建設というものは否定するわけにはいかないと思うんです。そこでそういう建設費というものが直接市民の水道料金にかかるくるという矛盾、これはいつも言われることなんですが、これを少しでも少なくしていくためにこの建設費にかかる問題の中で具体的にいいますといふと、たとえば構築物とかあるいは施設費、こういうものの一部を市において行って、これを水道事業の方に貸し付けをすると、貸し付けの方法には何年間か据え置きあるいは無料、あるいは年賦の償還と、いろいろな形もあると思いますけれども、そういうことによつてこの建設費を一時水道料金にかぶらないよう緩和していくという方法をとれば、今回出でるような八〇%の値上げというのももと市民に対する要求にこたえることもできるんではないかというふうに考えます。その辺の考え方について、市長にお伺いしたいんです。

それからもう一つは、基本水量を十立方メートルに決めたという根拠がどこにあるのか、これがちょっとよくわからぬ

らないのでこれは水道局の方にお伺いしたいんです。先ほどの話で私ちょっと納得できませんので、もう一度お伺いしたいんですけど。

それからあと、これも市長にお伺いしたいわけですが、公衆浴場対策、公衆浴場というのは、現在非常に少なくなるておるようですが、しかしこれは市民にとって安くことのできない大事な問題です。これがこの料金の値上げのあたりを食らってさらになくなっていくことになつたら大変なことだと思います。聞くところによりますと、朝明団地からバスに乗つて坂部の方までふろに入りに来ると、まさに悲劇です。こういうことのないようしようと思ふには、市の方で公衆浴場という公益性に対しての何らかの手を打たなければならないんじやないかと、これを水道料金の中で公営企業法の中で賄うということは、確かにそのはね返りがいくわですから、これは矛盾があると思いますので市の方で考えてもらいたい問題ではないかと、それに対する市長の考え方。

○それからもう一つは、先ほど青山議員が、切実な問題として言われておりました西南部地域の問題です。三重用水がなければということが一つのうたい文句になっておりまして、それから一步も出ていないうことは、やっぱり納得ができないわけです。特に最近、清掃用のごみ捨て場ですね。これが満杯になつてこちらの方に、西南部の方に新しい土地を求めるとしておるやさき、その下にいまだに全く簡易水道さえ来てないという地域があります。もしその上流でごみを捨てた場合には、幾ら防壁をつくつてみても地下水に入る中身というものは、これはもう大変な問題になるわけです。そういう問題をただ三重用水が来ないからと、来るまでだということで済まされる問題じやないと思うんです。この値上げの問題に絡んでどうこうということじやなしに、これは一刻も早くやらなきやならない問題、それともっと根本的に言うならば、水道というのは、全市民に給水しなきやならぬ問題だと思います。したがつてそういう公益面からいきまして、市の方でこれに対しても何らかの手を打つこともできるんではないか。かつて

たしか昭和三十六年ぐらいだったと思うんですけれども、合同ガスがガス管を新しい地域に配管するときに市において助成をしたことがございます。それと意味は同じではないかと思います。そういうことを思い切ってやると、こういうことによって今回の提案のものももと違った形にできるような気がします。

それからあともう一つですが、小さな問題ですけれども、資料の十一ページにあります使用水量別々々といふやつこの総量が実は欲しいわけですが、これはわざと抜かされているのか、あるいは私が見落としているのかどちらかわからないんですが、これがやはり料金決定に大事なものだと思います。それで総水量が書かれた資料があれば、ひとついただきたいと思います。以上です。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 拡張あるいは建設の際の構築物あるいは施設を一部市でやって貸し付けたらどうかといふ質問でござります。これにつきまして、市の道路なりその他の市の施設としての設備に関連のあるものにつきましては、一部分担するということも考えられると思います。ただ水道の拡張の場合、ほとんどが起債で完全に賄えるような状態でございますから、むしろ市が一部を貸し付けるというよりも逆にこういった市の施設と水道の施設と両方が利用せられ、関連のあるようなものにつきましては、むしろ返済時におきまして水道局に対し元金なり利子なり一部を市費から補給すべきであろうかと、このように考えます。

それから公衆浴場につきましては、従来水道料金の二分の一の助成を行つてきましたわけですが、今回もし料金の改定ということになりましたならば、この問題につきましては、また改めて検討すべきであろうと考えております。

○議長（山口信生君） 前川辰男君。

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君） 基本水量を十トンとしました理由でございますが、これは水道関係の学者といいますか、先輩の方々が一人当たりの一日当たりの水量等から算定しておるものでございまして、従前は一軒で八トンぐらいから十トンというのが通説でございます。私どもとしては一番大きい十トンを使つたと、こういうことでございます。

○議長（山口信生君） 前川辰男君。

○前川辰男君 西南部地区の……。内山のことは……。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 西南部の水道、上水の問題、あるいは簡易水道の問題、この問題につきましては、水道局とともにさらに検討したいと思います。

○議長（山口信生君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 第一点の質問に対する市長の答え、大変前向きだと思うんです。そうするならば、これは将来のものをそういうことを考へると、いうことじゃなしに、現在もすでに水道会計の中で支払っている今までの起債の元利、これも含めながらもう来年度の予算から考へて、いけば八〇%の値上げというものは、ずいぶん変わってくると思うんですよ。まあ、しかしそれ以上ここでやりますというと、産業公営企業委員会の方の所管でもございますので、ひと

つ十分産業公営企業委員会でご検討いただきたいと思います。期待しております。

それから西南部の問題、大変むずかしい問題だと思うんですけどね。もうことしですよ、土地買収をやろうとしているやさきに、その下に水道のないところがあるというのは大変なことなんですね。ですから将来検討しますということじやなしに早急に検討すると、こういうことでひとつ期待をしたいと思います。それだけにしておきます。

○議長（山口信生君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 水道の関係につきましては、私は直接担当する方でございますので、委員会の方でやりたいと思います。したがいまして議案第百十八号、休日応急診療所の関係でちょっとお尋ねしたいんですが、条例文の内容からいきますと、診療時間は別に定めるというふうになっておりますけれども、どういう時間でやろうとしておられるのか、お尋ねしたいと思いますし、あわせて私たちは休日の応急診療を求めるとき同時に夜間の問題についてもたびたび市長にその実施をお願いしてきたわけですが、今回夜間のことについては触れておられません。せっかく休日の医師会との関係でいろいろ問題があつたかと思いますが、暮れ、正月を控えて二十八日から実施ということがあります

が、今後の夜間の診療の見通しについて、若干その見通しについて説明をお願いしたいと思います。

次に議案の百二十三号でありますが、市道路線の認定に關係いたしまして、土木部長に若干内容をただしておきたいと思います。市道路線の認定で幾つかの路線が提起をされております。その中で整理番号一、二につきましては、県道の払い下げだというふうに認識をいたしておりますけれども、三以下につきましては、いわゆる民間の土地造成から出てきた市道の認定と、私は理解しております。今日まで土木部における登記の事務が非常に遅れておるということを私はたびたび指摘してまいりました。特に新しく市道に認定する場合、まだ登記が済んでいないものをたとえ

ば整理組合なら整理組合に登記が済んでいないのを、昔の個人のままで分筆もされていないのが道路というふうに認定をされた場合に、役所の登記事務が非常に複雑になつて長い月日を要しているという事実があります。今回の場合は、規則で午前十時から午後四時までというふうにいたしたいと思っております。

なお、夜間診療につきましては、現在のところめどはついておりません。

○議長（山口信生君） 市長。

〔環境部長（山北 彰君）登壇〕

○環境部長（山北 彰君） 休日応急診療所についてお答え申し上げます。

時間は、規則で午前十時から午後四時までというふうにいたしたいと思っております。

なお、夜間診療につきましては、現在のところめどはついておりません。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 夜間診療につきましては、われわれもこれを努力してはおるんございますけれども、現在のところ休日診療所の開所にこぎつけるまでが精いっぱいでございまして、夜間診療は、現在の状況ではどうてい無理だと思います。今後とも努力はいたしたいと思いますが、いまのところちょっと見込みはないと考えております。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 市道路線の認定につきましての三以下の路線は、いずれも所有者からの市に道路予定地を無償寄付という願い出でございまして、そういうふうなことで引き継ぎを受け、認定をご提案しておるようなことをでござります。

登記につきましては、譲地者の方で手続きを済ましてから引き継ぐというような手順を進めていくようにしておるようです。

○議長（山口信生君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 応急診療所の関係につきましては、十時から四時、特に夜間診療のことにつきまして確かに休日だけでも相当日時をかけられてきたという努力はあるわけでありましてむずかしいかと思いますけれども、今後さらにこの夜間診療についても実現をされるようにはひとつ努力をお願いしておきたいと思います。

それから市道路線の認定ですが、ちょっとと土木部長の答弁、理解がしにくかったわけですけれども、というのは、今度認定をする市道は、いわゆる何といいますか、組合方式とかあるいはその他の方法で一括道路が構築をされてきたというのではなくて、いわゆるよくある何といいますか、道路拡幅とかあるいは新設といふ個人個人の土地を提供されてできた、直接。そういうことだというふうに私はいま聞いたわけですが、私が質問をして提起をいたしましたのは、そういう直接個人から提供を受けてつくる道路ではなくて、組合方式なりあるいはその他の方法でまとめて数人の団体といいますか、集団で土地の提供をある一つの機関を通じて提供されてできる道路の場合、その中間にに入った機関が手数を省くために登記がなかなかできない、こういう事情がいま土木部の内部にあらうかと思うんです。そういうことのないように今後の市道路線の認定については進めていただきたい。こういうことを要望したかったわけでありますので、十分理解していただきながら登記事務が相当遅れておりますので、特に土木部の滞留している登記事務ができるだけ一日も早く完了するようにお願いしておきたいと思います。終わります。

○議長（山口信生君） 訓霸也男君。

〔訓霸也男君登壇〕

○訓霸也男君 福祉部長にお伺いいたします。

療育センターの五百万ですけれども、通園事業としていくことについてもむしろ遅きに失していると思うんですけれども、実は通所に該当する児童がどれくらいいるんですか。私の見たところでは相当障害が複合した重度が多いんじゃないか。そういうことを心配するのですが、せつからくやつても実際は該当していない非常に困難な通所になるわけなんですねけれども、その状態についてお伺いしたいことと、将来その複合した重度の者をどうするかということについてお考えをお聞きしたい。もしやられるとするならば、この運営は社協ではなくて直営になるのかどうか、それもお伺いいたしたい。

それから市立病院の建設のときに私は申し上げておいたんですけれども、市立病院と関連して、市立病院の建設の問題とこの通所について打ち合わせをしたかどうか。将来とも市立病院には関係してこの事業はやる気はないのかどうか。

それから次に、教育委員会の方ですけれども、扶助費の中で要保護、準要保護の減額がありましたのでびっくりして見ましたら、内容は学用品費とかあるいは修学旅行費とか、通学費の減額でしたから、まあまあ安心をしたわけですけれども、決算議会のときにもやかましく言つておいたんですが、要保護、準要保護について現場へ徹底させるようになされましたが、どうかを関連してお伺いしておきたいと思います。というのは、昨日も四日市子供の体位が平均よりも悪いという問題が出されました。これは環境の問題であるか経済的な問題であるか、教育の方法の問題であるか、それはよくわかりませんが、仮に経済的な問題で体位が悪いとするならばということをどういうデータで見られますか。生活保護基準、生活保護率の問題が各地区ごとに出ていてるわけです。

それから国民健康保険におきます受診率も各地区ごとに出ています。それと学校単位で比較してきた場合に仮に符

合しているとするならば、それはやっぱり経済的な生活状況によって体位が悪くなっているということでありますから打つ手が出てくるわけです。もしそうだとするならば、文部省で7%まで要保護、準要保護を見ておるにもかかわらず、四日市がその半分以下を割っているということについては、教育長、あなたの責任と違いますか。要保護、準要保護の問題で救済といいますか、保護するならばひょっとしたら体位が落ちなかつたかもわからぬ。そのような重要な問題も含んでおるので、私は、昨日来の子供の体位の問題と関連して現場へ、もしそういうことがあってはいけないので、文部省が言うほど七%までもいかないにしても、半分以下ということでは私は、こういうせつかく国の補助がある、制度ができるにもかかわらず、教育行政としては、私は怠慢であると言わざるを得ない。その結果が、もし体位が悪くなっているとしたら、これは教育長は、朝飯食わぬ子供がいるなどというような答弁にもならないことを言って、責任を親たちに転嫁するという、そのことについて大きな責任があると思います。許すことができないと思います。

それからたびたび言うんですけども、ついでですが出張所は、市民の生活センターだと地区単位を考えていくという、そういう行政に方向転換したにもかかわらず、市役所にあります地区別の統計がきわめて少ない。私は、生活保護におきます保護率を各地区ごとに出してくれと言つたらすぐに出ない。そういうことでは、市長の政策がちつとも各部課まで行き渡っていない。こういう場合には大変困るわけです。少なくとも保護率は出ています。

生活保護率は出ていますし、国民健康保険におきます受診率は出ていますからそれをぜひ学校と単位で比較をして原因がどこにあるか調べていただきたい。原因がわからないことは対策が立ちませんから、そういう意味でぜひひとつよろしくお願ひしたい。

それから教育費の問題がございますが、景気対策で突然学校の増改築がせられる。異例のことだと、市長は言つておられますけれども、それはそれで結構だと思いますが、少なくとも学校の増築と改築とどちらを先にするとか、あるいはどの学校をどんなふうにしていくかは、予算のあるなしにかかわらず、順序というものをきちんとできませんか。五ヵ年計画にしろ、三年計画、十年計画でもいいですから、これできるはずだと思うんです。それを出していただきたい。それで急激な社会変動があれば、増築などは飛び入りでやつたらいいんじゃないですか。大体学校建築なんかのものは、市民運動に頼らなければできないんですか。こんなもの行政事務やないですか。もあるとするとならば、行政事務が政治的に動かされるということです。有能な校長かどうかは、批評は別といたしまして、教育内容とか子供の体位の問題を取り上げずに、いい学校建ててほしい、いい学校建ててほしいって親に言う。親がそれに一生懸命になる。それで子供の教育内容やら体位の問題についてはほつたらかしになる。校長としては楽なんです。市役所の方へみんな行って、予算取つてこい、予算取つてこいと言いますから、親たちはそつちに鼻向けられるわけですから、そんなことをしているので、こんなに知らんとする間に体位が悪くなつたりあるいは教育内容が変になつたり、いま四日市の、日本じゅうがそうですが、教育の現場でいろんな問題が起つていて。そういうことをそらすことになるんではないかといふに悪く解釈いたしますけれども、少なくともこれは行政の事務です。単なる事務ですから、私はきちんとした順序をつくつて発表されたらいいと思うんです。一ぺん発表したものを使つてけしからぬなんて、そんなこと言いません。すべてこうのことについても議会側にも出され、十分論議を重ねて納得し了解のうえで進められることが、むだな市民運動とか署名運動なんていうことをしなくとも済むと思うんです。そういう意味で、そういう計画を考えておられるかどうか、手持ちはしておられると思いますが、発表せられたらどうかと思います。お伺いいたしたいと思います。

それからその教育費については、ここで五十億も六十億も突っ込んで学校を急いでつくるというのならば、十分市民に少々道路も側溝もできないかもわからぬけれども、二五%までふやすんだ。それがいいかどうかを十分ぼくはお聞きになつたらいいと思うんです。市長も任期はあとわずかですから、どれらい借金を残してもらっては困ります、たくさんやつていただきたいことがあるんですから。それは十分私はもつとほんとに四日市の財政がこんなになつたらどうするんだということを十分私は話し合つて、よし、それでもよしと、何としても何はともあれ、学校建築だけはもうここ五年で全部やつてしまふんだという市民の合意があるなら私は、結構だと思うんです。そういうふうなやり方をしていただきたいので、ちょっと余分なことを申し上げたんです。

最後は、実は一般職の給与改定の問題が出ておるんですけども、前に並んでいる一般職の方が、今度二十七万ぐらいになるはずなんです。私たちが、それより安いとちょっと物が言いにくいでですから控え目になりますから、ぜひひとつお願いしたいんですが、公室長が助役に昇格をせられまして、それで忙がしかつたから出されなかつたのか、その辺のいきさつをちょっとお伺いしておきたいと思います。以上です。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ただいまの最後のご質問に対し、（笑声）当時、組合との今度の給与改定についての交渉が難航しておりましたので、いろいろ資料を集めおりましたんでございますけれども、私の在任中にそれができないのを残念に思つております。

〔私語する者あり〕

それと、失礼しました。この特別職の報酬審議会につきましては、かねがね毎年一回開催をしろというふうな要請

もござりますので、いま人事当局の方で資料を集めながらその準備をいたしておると思っております。（笑声）

○議長（山口信生君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 療育センターのご質問にお答えさしていただきます。

まず、現在療育センターは、ご承知のように、また先ほどの坪井議員のご質問に対し市長からもお答え申し上げておりますように、従来は、社会福祉協議会が事務委託を受けて、四日市市内及びこの周辺の子供さんの親とともに通園的に開設をいたしたものでございます。したがいまして、いまのところ登録的には七十三名の登録がございますが、現状としまして、常時ご利用になる方、あるいは時たまお使いになる方と、こういうかつこうになつております。したがつて、先ほどの障害の程度等については、法的な措置もしておりますので、果たしてダブルであるか、あるいは肢体だけであるかということについては、今後この療育センターの根本的な問題解決、すなわち市長も述べておりますように、肢体不自由児通園施設としてはつきりと位置づけをするまでの間、皆さん方の要望にこたえた、しかも新しくできた国の要綱に基づいた通園事業を行おうとするものでありますので、ご了承を賜わりたいと思います。

なお、ご指摘の改装後のまた特殊学級を設置するということにつきましては、従来からの社協経営を市に切りかえてまいりたいと思います。もちろん今後市民病院の問題もございましたが、それは確かに病院に近くに隣接した、こういう通園事業化というのが一番理想ではあるかと思いますが、いまわれわれは西日野地域に一つの福祉センターの計画を持ちながらここに公立のやはり通園施設として建設をいたしてまいりたいと考えております。なお、これが運営に当たります当分の間は、従来の草の実学園のご援助を得ながら進めてまいりたいと思いますので、ご了承を賜わりたいと思います。

○議長（山口信生君） 教育長。

「教育長（市川一郎君） 登壇」

○教育長（市川一郎君） お答えいたします。

○教育長（市川一郎君） 登壇」

准援家庭の扶助費の問題でございます。二年ばかり前に訓覇議員からご指摘がございました。それ以後、毎年度初め、その年の援護の基準額などを示しまして、年々学校長を通じてその趣旨のあるところを云々しておるのでござります。この前の決算委員会のときにも、校長まではいくけれども、一人一人の先生にまで浸透していないやないかと、そういうようなご指摘がございましたので、今後はそういう点にもよく配慮いたしまして趣旨を徹底するように進めていきたいと思っております。

なお、この准援家庭の数の少ないと体位の関係につきましては、さらによく検討してみたいと思っております。なお、この景気浮揚に伴う学校建設三校の問題でございますが、私の方といたしましては、年々計画を持っておるのございまして、いずれ新年度で計画しておるそのうちから最も緊急度の高いもの三つを拾い上げたということでござります。年次計画を持っておるのでござります。しかし、それを一般市民の方に公表するということについては、さらによく検討しなければならぬと思っておるのでござります。

○議長（山口信生君） 訓覇也男君。

「訓覇也男君登壇」

○訓覇也男君 あとは各常任委員会でよろしくお願ひいたしたいと思いますが、直接のあれではございませんでしたけれども、大変こういう時代になつてまいりましたから、要保護、準要保護につきましては、ただいま四日市の標準家族としてボーダーライン層は十一万から十三万なんですから、それ以下の家庭はたくさんあるはずです。そのことの一助にもなるよう努力をせられるよう要望して終わります。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、お手元に配布しました付託議案一覧表のとおりであります。

付 託 議 案 一 覧 表 (昭和五十年十二月定例会)

○総務委員会

議案第一〇二号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

第一条 歳入歳出予算中

歳入全般

歳出第一款 議会費

第二款 総務費（第一項第一四目国民体育大会費を除く）

第四款 衛生費

第五款 第二項 労働諸費

第九款 消防費

第二条 債務負担行為

地方債

第三条

債務負担行為

地 方 債

債務負担行為

○産業公営企業委員会

議案第一〇二号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

第一条 歳入歳出予算中

歳出第二款第一項第一四目 国民体育大会費

第一〇款 教育費

第一三款 民生費

第一款 教育費

議案第一〇四号 昭和五十年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

議案第一一七号 四日市市立児童館設置条例の一部改正について

議案第一一九号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

議案第一二〇号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について

○教育民生委員会

議案第一〇二号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

第一条 歳入歳出予算中

歳出第二款第一項第一四目 国民体育大会費

第一三款 民生費

第一款 教育費

議案第一〇四号 昭和五十年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

議案第一一七号 四日市市立児童館設置条例の一部改正について

議案第一一九号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

議案第一二〇号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について

○教育民生委員会

議案第一〇二号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

第一条 歳入歳出予算中

歳出第六款 農林水産業費

第七款 商工費

第一款第一項 農林水産設災復旧費

議案第一〇三号 昭和五十年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第二号）

四日市市立幼稚園条例の一部改正について

議案第一〇五号

昭和五十年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）

議案第一〇六号

昭和五十年度四日市市當魚市場特別会計補正予算（第一号）

議案第一一一号

昭和五十年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算

議案第一一二号

昭和五十年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

議案第一二二号

四日市市水道事業給水条例の一部改正について

○建設委員会

議案第一〇二号

昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

第一条

歳出歳入歳出予算中

歳出第五款第一項

失業対策費

第八款 土木費

第一款第二項 土木施設災害復旧費

議案第一〇七号 昭和五十年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）

議案第一〇八号 昭和五十年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）

議案第一二三号

市道路線の認定について

○議長（山口信生君） 次に、本日までに受理しました請願及び陳情は、お手元に配布の文書表のとおりであります。

それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

請願	受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第一二三号	第二二一号	第二二一号	五〇、一二、一二	保々小学校児童用ブール新設工事促進について	四日市市中野町一五六九一一 保々地区連合自治会長 保々小学校建設委員長 伊藤 金雄 ほか五名連署	坂天春文雄 坂口正次 天口正次
農業共済事業の市移譲について	四日市市大字東阿倉川五一〇	四日市市農業共済組合	天青堀後訓粉森小高増岩山 春山 藤覇川 井井山田中 文峯新長也 安道三英久忠 雄男衛六男茂吉夫夫一雄一 ほか二四名連署	坂天春文雄 坂口正次 天口正次	坂天春文雄 坂口正次 天口正次	教育民生
産業公営企業						

第二八号	第二七号	第二六号	第二五号	第二四号
"	"	"	"	五〇、二六、一二
教育費の大幅増額について	海水の下水道流入防止工事について	私学振興補助金助成について	垂坂分教場跡地に保育園設置について	公衆浴場用上水道料金について
四日市市川島町一八五七 四日市市PTA連絡協議会 会長 鈴木哲夫 ほか九一、四四二名連署	四日市市南納屋町六一 南納屋自治会長 井垣敏夫 ほか七三名連署	四日市市垂坂町五五五 垂坂町自治会長 飯田清 ほか一名連署	四日市市垂坂町五五五 垂坂町自治会長 後藤武平 ほか九名連署	四日市市北浜町五一五 四日市浴場協同組合 理事長 加藤忠幸 ほか一名連署
教育民生	建設	教育民生	教育民生	産業公営企業

陳情	受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第二四号	五〇、一二、一二	笹川団地内に市役所出張所の開設について	四日市市笹川三丁目一〇八 四日市市笹川連合自治会 会長 藤谷卓司	四日市市下海老町二九九七一 県地区連合自治会長	堀青後増川 山藤山口
第二三号	五〇、一二、一二	県小学校屋内運動場の建設等について	四日市市曙町二一、一三 曙町自治会長	安垣ほか六名連署 ほか三二名連署	勇
第二二号	五〇、一二、一二	落合川下流堤防改造について 部改修について	四日市市山城町七二〇 下野地区連合自治会長	原林貞夫 ほか一一名連署	教育民生
第二一号	五〇、一二、一二	朝明中学校生徒通学路の一 部改修について	四日市市市建 設		

第二十九号	五〇、一二、一二	公立幼稚園における二年保育の実施について	四日市市川島町一八五七 四日市市PTA連絡協議会 会長 鈴木哲夫 ほか八九一八名連署	教育民生
第三〇号	〃	教職員住宅建設について	四日市市西伊倉二一八 三重県教職員組合三泗支部 執行委員長 坂崎孝	教育民生
第三一號	〃	通学路（県道）側溝の暗渠化工事について	四日市市下海老町二六五七 四日市市立大池中学校PTA 会長 伊藤弥	教育民生
第三二號	〃	海蔵小学校プール建設用地の確保について	四日市市大字東阿倉川五七八 四日市市立海蔵小学校プール建設協力委員会会長 山本貞三 ほか一名連署	教育民生

○議長（山口信生君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来る十二月二十三日午後二時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時八分散会

四 日 市 市 議 會

四 日 市 市 議 會 定 例 會 會 議 錄 (第 五 號)

昭和五十年十二月二十三日

○議事日程 第五号

昭和五十年十二月二十三日（火） 午後二時開議

委員長報告・質疑、討論、報告・質

- 第一 議案第一〇二号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）
- 第二 議案第一〇三号 昭和五十年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第二号）
- 第三 議案第一〇四号 昭和五十年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
- 第四 議案第一〇五号 昭和五十年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）
- 第五 議案第一〇六号 昭和五十年度四日市市営魚市場特別会計補正予算（第一号）
- 第六 議案第一〇七号 昭和五十年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）
- 第七 議案第一〇八号 昭和五十年度四日市市土地地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）
- 第八 議案第一〇九号 昭和五十年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）
- 第九 議案第一〇〇号 昭和五十年度四日市市公用地取得事業特別会計補正予算（第一号）
- 第一〇 議案第一一一号 昭和五十年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算
- 第一一 議案第一一二号 昭和五十年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
- 第一二 議案第一一三号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第一三 議案第一一四号 四日市市職員給与条例の一部改正について
- 第一四 議案第一一五号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 第一五 議案第一一六号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正

について

委員長報告・議論・議決

- 第一六 議案第一一七号 四日市市立児童館設置条例の一部改正について
- 第一七 議案第一一八号 四日市市休日応急診療所条例の制定について
- 第一八 議案第一一九号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 第一九 議案第一一〇号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について
- 第二〇 議案第一一一一号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について
- 第二一 議案第一一二二号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託に関する協議について
- 第二二 議案第一一二三号 市道路線の認定について
- 第二三 議案第一一二四号 町の区域の設定について
- 第二四 議案第一一二五号 町の区域の設定について
- 第二五 議案第一一二六号 字の区域の変更について
- 第二六 議案第一一二七号 字の区域の変更について
- 第二七 議案第一一二八号 字の区域の変更について
- 第二八 議案第一一二九号 助役の選任について
- 第二九 発議第九号 水道事業の健全化に関する意見書の提出について
- 第三〇 委員会報告第一七号 教育民生委員会請願書等審査結果報告
- 第三一 委員会報告第一八号 産業公営企業委員会請願書等審査結果報告

議案説明
議論
議質

採否決定
採否決定

第三二一 委員会報告第一九号 建設委員会陳情書審査結果報告

採否決定

○本日の会議に付した事件

- 日程第一一 議案第一〇二号 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）
- 日程第二二 議案第一〇三号 昭和五十年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）
- 日程第三三 議案第一〇四号 昭和五十年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
- 日程第四四 議案第一〇五号 昭和五十年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）
- 日程第五五 議案第一〇六号 昭和五十年度四日市市営魚市場特別会計補正予算（第一号）
- 日程第六六 議案第一〇七号 昭和五十年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）
- 日程第七七 議案第一〇八号 昭和五十年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）
- 日程第八八 議案第一〇九号 昭和五十年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）
- 日程第九九 議案第一一〇号 昭和五十年度四日市市公用地取得事業特別会計補正予算（第一号）
- 日程第一〇一〇 議案第一一一一号 昭和五十年度四日市市病院事業会計第二回補正予算
- 日程第一一一 議案第一一二号 昭和五十年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
- 日程第一一二 議案第一一三号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第一一三 議案第一一四号 四日市市職員給与条例の一部改正について
- 日程第一一四 議案第一一五号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第一一五 議案第一一六号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正について

- 日程第一六 議案第一一七号 四日市市立児童館設置条例の一部改正について
- 日程第一七 議案第一一八号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の制定について
- 日程第一八 議案第一一九号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 日程第一九 議案第一二〇号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について
- 日程第一〇 議案第一二一號 四日市市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第一一 議案第一二二号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託に関する協議について
- 日程第一二 議案第一二三号 市道路線の認定について
- 日程第一三 議案第一二四号 町の区域の設定について
- 日程第一四 議案第一二五号 町の区域の設定について
- 日程第一五 議案第一二六号 字の区域の変更について
- 日程第一六 議案第一二七号 字の区域の変更について
- 日程第一七 議案第一二八号 字の区域の変更について
- 日程第一八 議案第一二九号 助役の選任について
- 日程第一九 発議第九号 水道事業の健全化に関する意見書の提出について
- 日程第三〇 委員会報告第一七号 教育民生委員会請願書等審査結果報告
- 日程第三一 委員会報告第一八号 産業公営企業委員会請願書等審査結果報告
- 日程第三二 委員会報告第一九号 建設委員会陳情書審査結果報告

○出席議員(四十三名)

小粉喜川金加大宇岩伊小天青
小訓加大伊小天青
多治
林野口森藤森谷田藤井春山
喜博也洋定多喜良久信道文峯
夫次茂男等二正男三正市雄一夫雄男

○議事説明のため出席した者

市 収 助 助 市
長
公 入
室
長 役 役 役 長

六 庄 三 加 岩
田 司 輪 藤 野
猶 良 喜 寛 見
裕 一 司 嗣 斎

小 山 山 山 森 松 増 前 堀
川 本 中 路 口 島 山 川
四 忠 信 安 良 英 辰 新 兵
郎 勝 一 剛 生 吉 一 一 男 衛

○欠席議員（一名）

古 福 平 長 橋 野 野 生 中 出 坪 田 高 高 坂 後 後
谷
市 田 野 川 本 呂 崎 川 村 井 井 中 橋 木 井 口 藤 藤
元 香 行 鐸 増 平 貞 平 信 妙 基 力 三 正 長 寛
一 史 信 元 藏 和 芳 藏 夫 博 子 介 三 熟 夫 次 六 次

○出席事務局職員

午後二時六分開議

○議長（山口信生君）　ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は、四十一名であります。
本日の議事については、お手元に配布しました議事日程第五号によりとり進めたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

日程第一 議案第一〇一號 昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）ないし
日程第一七 議案第一一八號 字の区域変更について

○議長（山口信生君） 日程第一、議案第百二号、昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）ないし日程第二十七、議案第百二十八号、字の区域の変更についての二十七件を一括議題といたします。本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

岩田久雄君。

「総務委員長（岩田久雄君）登壇」

○総務委員長（岩田久雄君） ただいま議題となつております各議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第百二号、昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）の関係部分についてであります。特に問題となりましたのは、歳出第四款衛生費についてであります。中でも、近く市が設置主体となつて開設する休日応急診療所の運営について、並びに四日市医師会の医学的検査機器の整備に対する助成についてが問題となつたのであります。本問題の審査に当たっては市長並びに担当助役の出席を求め、長時間にわたって種々論議をいたしました。その結果、休日応急診療所につきましては、市民が久しく待ち望んでいたものであり、これに対する市民の期待はまことに大きいものがあることからいたしまして、この休日応急診療所の拡充発展について、今後、一層の努力をされんことを強く要望いたしました。

また、四日市医師会の医学的検査機器の整備に対する助成につきましては、その内容は四千万円の補助をしようとするとするものであります。理事者の説明によりますと、この四千万のうち千五百万円は四日市公害対策協力財団が負担することとで話が進められており、市が医師会に対して実際に補助するのは、二千五百万円であるとのことであります。そこで話が進められており、市が医師会に対して実際に補助するのは、二千五百万円であるとのことであります。

お、公害対策協力財団の負担分千五百万円のうち、五百万円については今回の補正予算に計上されておりますが、残りの一千万円については市が一時立てかえをしようとするものであります。

この問題については、各委員から多くの意見が出されたのであります。公害対策協力財団の負担分の残り一千万円を一時立てかえるということについては、予算編成上、決して好ましいとは言えないのでありまして、今後このようない計上の仕方はしないよう強く指摘をするとともに、今後この種の補助金を支出するに当たっては、特に慎重を期すとともに、厳しい態度で臨むことを強く要請いたしました次第であります。

なお、歳出第一款議会費、第二款総務費、第五款第二項労働諸費、第九款消防費並びに歳入全般及び債務負担行為と地方債の追加と変更については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第百九号、昭和五十年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）は、職員の給与改定による所要見込額の追加補正であり、また、議案第百十号、昭和五十年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算（第一号）は、朝明都市下水路事業費の一部内容変更による所要の補正であり、これら二議案につきましては、いずれも別段異議はありませんでした。

次に、議案第百十三号、四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、休日応急診療所運営委員会及び同事事故対策委員会委員の報酬の額を定めるとともに、その他の委員等の報酬を増額しようとするものであります。議案第百十四号、四日市市職員給与条例の一部改正については、職員の給与を四月一日にさかのぼり七・三%増額しようとするものであり、また議案第百十五号、四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に準じ所要の改正をするものであり、議案第百十六号、四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正については、恩給法等の一部改正に伴う退職料年額の増額

等の所要の改正をしようとするものでありまして、これら四議案につきましては、いずれも別段異議はありませんでした。

次に、議案第百十八号、四日市市休日応急診療所条例の制定については、休日応急診療所開設に必要な条例を制定しようとするものであり、また議案第百二十一号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託に関する協議については、去る五月設立されました北勢公設地方卸売市場の議員等に係る公務災害補償等に関する事務委託についての規約を定めようとするものであります、これら二議案につきましても別段異議はありませんでした。

次に、議案第百二十四号ないし議案第百二十八号の五議案につきましては、町の区域の設定及び字の区域の変更に関する案件であります、いずれも別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に教育民生委員長にお願いいたします。

伊藤信一君。

「教育民生委員長（伊藤信一君）登壇」

○教育民生委員長（伊藤信一君） ただいま議題となっております各議案のうち、教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を報告申し上げます。

まず議案第百二号、昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）のうち、歳出第二款第一項第十四目、国民

体育大会費につきましては、異議ありませんでした。

歳出第三款、民生費につきましては、重度障害者福祉手当支給費の追加のほか、療育センター整備費、保育所等の備品購入費の追加補正が主なものであります、別段異議はなかつたのであります。重度障害者への福祉手当につきましては、市単独による支給額の増額、所得制限の緩和について検討するよう要望いたしましたのでござります。また、社会福祉事務所勤務の現業職員及び保育園の保母に対する特殊勤務手当の適正化、療育センターの整備に伴う駐車場問題等、その改善についての意見がございました。

次に、歳出第十款 教育費につきましては、小、中学校三校の校舎増改築費、私立幼稚園就園助成費、及び三重西小学校用地譲り受け費等の追加補正が主なものであります、別段異議はなかつたのであります。学校建設におきましては、今回、国の景気浮揚策に伴い、小中学校三校の増改築費が計上されておりますが、しかし、まだなお市内には多くの仮設校舎が残っている現状であり、これが早期解消を図るとともに、地域の実情に即した計画的な整備を進めるよう強く要望いたしましたのでござります。

また、教育扶助費の減額に関連いたしまして、校長、担任教師及び民生児童委員等の連携をより密にして、実情に沿った扶助を実施し、扶助制度の充実、強化に特段の努力を払うよう、特に強く要望いたしました。

次に、議案第百四号、昭和五十年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきましては、職員の給与改定等の補正であります、異議はありませんでした。

議案第百十七号、四日市市立児童館設置条例の一部改正について、議案第百十九号、四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について及び議案第百二十号、四日市市立幼稚園条例の一部改正についての三議案は、それぞれ開館、開校（園）予定の施設につき、その位置等について所要の改正をするものであります、異議はありませんでした。

した。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました各議案につきましては、いづれも原案のとおり承認いたしました。

次第でございます。

これをもちまして、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、産業公営企業副委員長にお願いいたします。

後藤寛次君。

（産業公営企業副委員長（後藤寛次君）登壇）

○産業公営企業副委員長（後藤寛次君） ただいま議題となつております各議案のうち、産業公営企業委員会に付託されました関係議案について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第二百二号、昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）の関係部分についてですが、歳出第六款、農林水産業費の補正是、高能率集団的生産組織育成対策事業費、三重県森林作業員退職金共済基金出捐金及び特産物生産団地育成事業費等に対する補助金の追加と、と畜場食肉市場会計への繰出金の増額、魚市場会計への繰出金の減額がその主なものであります。このうち特に森林作業員退職金共済基金出捐金については新規のものであります。理事者から県下各地における森林の造成、林業の振興を図る上で大きな役割を果たしている森林作業員の育成と、老後の安定を図るために、県の提唱により財団をつくることになったので、その設立に伴い県二一に対する市町村一の負担を、森林面積、作業員数により、各市が分担するものであるとの説明がありました。

第七款、商工費の補正は、主に中小企業体等共同施設建設費に対する補助金の追加であり、また第十一款第一項、

農林水産施設災害復旧費の補正は、過年発生補助災害復旧費と本年七月の集中豪雨による発生災害復旧費の追加でありまして、別段異議はありませんでした。

議案第二百三号、昭和五十年度四日市市競輪事業特別会計の補正是、競輪選手賞金適用基準の改定に伴う報償費の追加であり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第二百五号、昭和五十年度四日市市と畜場食肉市場特別会計の補正是、と畜解体作業の能率化と食品衛生面の改善のためのと畜場関連施設取得費の計上がその主なものであります。今回の施設整備が会社の手によって行われたことに関する、本来市が行うべきものであることからして、早急に市への移譲を図り、施設提供者としての立場を明快にすべきであるとの意見がありました。

議案第二百六号、昭和五十年度四日市市営魚市場特別会計の補正是、建物修繕料の追加、市場事務所増築工事費等の減額等であり、別段異議はなかったのであります。新しい荷受け業者の早期決定について重ねて要望がありました。議案第二百十一号、昭和五十年度四日市市立四日市病院事業会計の補正是、歯科技工業務委託料等の追加と庁用事業用燃料費の減額、新病院敷地の造成工事及び排水工事の本年度施行分の計上並びに、さきに契約をいたしました設計、監理、監督委託料の不用額の減額等であります。新病院の排水工事については公共下水道につなぐのが最も適当と推察されるのであります。多額の費用を要することも考えられるので、これによって一般下水道工事にしわ寄せされることがないようにするとともに施行に当たっては地元と十分協議した上で、遅延することのないよう工事執行体制の万全を期することを要望いたしました。

次に、議案第二百十二号、昭和五十年度四日市市水道事業会計第一回補正予算についてであります。本件は議案第二百二十一号、四日市市水道事業給水条例の一部改正についてと関連いたしますので、先に議案第二百二十一号、四日市

市水道事業給水条例の一部改正についてからご報告申し上げます。

本件は水道財政の健全化を図らなければ水道事業本来の使命遂行が困難となるため、水道料金の改正をしようとするものであります。本問題は市民の日常生活、社会経済活動にとって重大であり、かつ影響力も大きいことから、当委員会は理事者から詳細な資料の提出とこれに基づく説明を求めたのであります。

理事者からは近年上水道については、生活環境の変化等による水需要の増大のため拡張事業の推進を余儀なくされており、このため企業債の元利償還金の累積増大を来たし、また石油危機以来の経済変動による経営環境の悪化によって、予算面における収支の均衡が保てなくなってきたのが実情であります。これがそのまま推移すれば、経常的な維持管理までも困難となるのであります。水道局としてはこれまでに事務事業等の合理化、省力化等に鋭意努力するとともに、国等に対しては機会あるごとに水道財政の健全化、水道政策の改善等を要望してまいりましたが、もはや一水道事業者の企業努力だけでは限界に達しているのであり、したがって、現状においては不足財源を料金改定に依存せざるを得ないとの説明がなされたのであります。これに関し、幾多の問題について討議がなされ、長時間にわたって慎重に審査を行つたのであります。

当委員会におきましては、当初一般家庭、零細事業者に対する配慮が足りないとの意見があり、理事者に再度検討を促すとともに、当委員会としても事業計画、財政計画について見直しを行い、値上げを極力押えるべく検討いたしました。ありますが、今後も拡張事業推進による企業債の元利償還金の累積増大、経営環境の悪化が進むことなどをあわせ考えるとき、現時点において何らかの財政措置を講ずることの必要性を認めざるを得ないのであり、これについて市長の出席を求め、市土木行政との関連や一般会計からの繰り入れ、企業努力等について協議いたしました結果、お手元に配布しましたように原案を修正することを決定いたしましたのであります。一般家庭及び零細事業者並びにこ

れらに準ずるものについて特段の配慮をしております。修正内容は、水道事業給水条例第二十九条第一項の給水料金中、一般用の二十五ミリメートル以下の基本及び従量料金並びに従量料金の算定基礎としての水量区分の修正を四十ミリメートル以上百五十ミリメートル以下については五十立方メートル以下の従量料金の修正を、公衆浴場用については基本及び従量料金の修正を、共用については従量料金の修正を、また新料金の適用期日を二ヶ月延ばし、来年四月分として徴収する料金から適用するよう、それぞれ修正したほかは原案どおりとして、全会一致で承認いたしましたのであります。

なお、当委員会は審査を通じまして、国等に対する働きかけの必要性を痛感いたしましたのであります。今後議会としても、国等に対し水道事業の健全化、水道政策の改善等について働きかける必要があると思量いたします。

次に、議案第百十二号、昭和五十年度四日市市水道事業会計の補正は、主に水道事業給水条例の一部改正についてこれによる水道料金増収分の追加をしようとするものであります。当委員会において給水条例の一部改正について修正した関係上、これらを減額修正し、その他の部分については原案どおり承認いたしましたのであります。

以上の経過によりまして、当委員会に付託されました計七議案をすべて承認いたした次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

長谷川鐸元君。

「建設委員長（長谷川鐸元君）登壇」

○建設委員長（長谷川鐸元君） ただいま議題となつております各議案のうち、建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第二百二号、昭和五十年度四日市市一般会計補正予算（第三号）中、関係部分について申し上げます。歳

出第五款第一項失業対策費、第八款土木費及び第十一款第二項土木施設災害復旧費ですが、各款における職員の給与改定等による人件費の追加以外の主なものは、市道維持補修費、中央緑地樹木移植費、塩浜、落合都市下水路調査設計委託料及び朝明他三都市下水路の新設改良費並びに市営住宅維持補修費及び本年発生の土木災害復旧費の追加、さらに減額補正として、土地区画整理事業特別会計への繰出金及び市営住宅建設費の不用額であります。当委員会は、財政逼迫の折から市費の負担軽減にさらに努め、特に災害復旧工事に当たっては、早期復旧に全力を傾注するとともに、常時浸水地域の絶滅に努力されるよう強く要望いたしました。また、土木工事の施行に関しまして、特に材料支給方式のあり方、工事検査等に一考を要するとの強い意見があり、百二号議案中の関係議案を了しました。

次に、議案第二百七号、昭和五十年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）は、人件費の追加並びに終末処理場の投入用薬品費及び国庫補助事業費の増額に伴う日永処理区の下水道管布設工事費等が主な追加であります。公共下水道事業は言うまでもなく市民生活の環境向上に最も優先させるべき事業であります。さらに積極的に事業の推進に努めるよう強く要望し、これを了といたしました。

次に、議案第二百八号、昭和五十年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）は人件費及び浜田第二土地区画整理事業の街路築造工事費の追加であります。別段異議はありませんでした。

議案第二百二十三号、市道路線の認定についてであります。これは宅地造成区域内の道路並びに土地改良事業の施行により新設された道路等十七件を市道として認定しようとするものであり、別段異議はなかったのですが、去る十二月十七日の議案質疑にもありました道路、河川に関する登記事務のおくれについて早急にその事務処理につ

いて検討し、その迅速化に努められるよう強く要望し、これを了といたしました。

以上、簡単ではございますが、建設委員会の審査の結果報告といたします。

○議長（山口信生君） 以上で委員長の報告は終了いたしました。委員長の報告に対しご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 産業公営企業副委員長にお尋ねしたいと思います。議案第二百二十一号についてでございますが、水道料金を本年二月から平均八〇・一一%値上げしようとする原案につきましては、同時に勤労市民の生活必需用水や中小零細業の営業用水も大幅に値上げされる、こうしたことなどの多くの問題点を持ちまして産業公営企業委員会の審議の成り行きが大いに注目されたのでございます。そしてただいまご報告ございましたように、産業公営企業委員会はいろいろ熱心なご審議をいただきまして、市当局の値上げ原案を相当程度修正され、値上げの時期についても来年二月を四月に改められたのでございますけれども、そして市民の生活用水あるいは公衆浴場用水その他中小零細業の営業用水を中心に、その値上げ幅はかなり縮小されたと思います。この点については大いに敬意を表したいと思いますが、しかしそれでもなお、市民の生活用水、公衆浴場用水その他中小零細業の営業用水の値上げとなります。さらに私が幾つか一般質問あるいは議案質疑等を通じまして指摘しました問題点の中で、依然未解していないものもございます。また新たに生じた問題もございますので、いまから申し上げる諸点について、委員会の審議の内容等をお聞かせいただきたいと思うわけでございます。

第一点は、家庭用十三ミリ口径で十五トン以下、ここでは依然として一五%から一八・六%あるいは二十ミリ口径

につきましては、二十トンまでが三〇・四から五〇・九%、二十五ミリ口径が二十トン以下につきまして、四七・七から八四・六%の値上げとなります。まだかなりこういう値上げ率の高いことになるわけでございますが、これは基本料金がなお高いからではないか、その辺のご論議の内容を紹介をいただければと思います。

二点目は、生活保護家庭、低所得層への減額措置、あるいは民間の社会福祉施設、私立学校等への影響とその助成とか減額対策とか、そうした問題についてどのような検討がなされましたかお尋ねしたいと思います。

三点目は、五十立方メートル前後から百立方メートル前後を使う中小零細業あるいは用水型中小企業への影響と、これを配慮した対策というものについては、どのような検討がなされたかということでございます。たとえば、ある都市における業種別、口径別、一件当たり使用水量というものを統計的に出されたものを見ますと、理髪店とかクリーニング店、魚屋さん、豆腐屋さん、軽飲食店、こういうところではですね、一件当たり三十数から百未満というのが非常に多いんですね、こういう点なんかも具体的にどのように検討なさったかお尋ねしたいと思います。

それから四点目は、当局は平均八〇・一一%の料金値上げによりまして、五十一年二月から五十三年三月までの間に二十一億五千八十六万二千円の収入増を図る計画であったわけでございます。ところが産業公営企業委員会の修正によってこれがどうなるのかという点については、いまの副委員長さんのご報告でも定かではございません。値上げ率と、そして五十一、五十二年度、両年度間のこの修正案に基づく増収見込額はどれだけになるのか、こういう点を明らかにしていただきたいと思います。恐らくまあ、原案との差は三億前後になろうかと思うわけでございますが、そしていま副委員長のご報告にございましたように、企業努力ということとも、この今後においてなされるべきことが入っているように思いますがけれども、一体、その中身というものは何なのか、四十九年度決算におきましては、確か監査委員の指摘は、企業努力の限界をはるかに越える実態であるということが指摘されておるわけでございますが、果ただきたいと思います。

して、その余地があるのか、あるいはまた事業の縮小あるいは合理化をするのかあるいは一般会計の補助など、他財源で補てんするのか、そうした点についていま少し明らかにしていただきたいと思います。

それから五点目は、先ほどの四点目とも関連をいたしますが、今後の拡張事業の大きな部分が、配水管布設事業だということでございますが、その中には私も指摘しましたように、採算の合わない未給水区域の解消事業というのもございます。あるいはこれによりまして、また簡易水道の統合ということもございます。あるいはまた、今日の企業債の元利償還の比率が非常に高くなってきたと、それを必要ならしめた水源開発などの拡張事業資金を、すべて水道企業が負担しなきやならないかどうかということで問題を指摘しましたが、そういう点で、一般会計からの補助、こういう点でですね、具体的にどのような検討がなされたか。市長は、水道局長は負担区分を明確にするということ、あるいはそれに基づいて市長も、戻入しなきやならないと思うものについては、戻入しなきやならないといふうに言われたんですが、その辺について一体どういうふうなめどをつけられたのか、こういう点をもう少し報告していただきたいと思います。

六点目は北勢用水の受水費が非常に高いという問題について、いかなる対策をとるべきかという点でどのようにご論議いただいたかということでお尋ねします。

七番目は、水需要抑制対策でございます。この点についてのご論議で何かありましたらお願ひしたいと思います。八点目は、最後でございますが、体系上の問題でございます。原案に対しましても、百一トン以上を一律百十円としていることは不合理であると指摘いたしましたが、産業公営企業委員会の修正も、この点は何らなされておりません。この点についてどのように検討されたのかということでございます。せめて千トン以上についてですね、百十円を百三十円にするだけで、四十九年度使用実績ですね、年九千二百円、この二ヵ年間に一億八千万の増収を得るこ

とができるんです。そうするとですね、なお産業公営企業委員会が修正されたよりもさらに生活用水、中小零細業者の用水について軽減をすることができる。そういう財源となるものでございますが、この点についてどのように検討されたか、もちろんこの私の主張のような方向でやりますと、水を買ってくれなくなるんじやないかというご議論があつたかと思います。しかしこれは、百十円にする原案、修正案におきましても同じ問題が起る。私が聞くところによりますと、津でも百十円にこの前値上げして、買わない、何といいますか水の使用水量がぐっと減ったという話も聞くわけでございます。そうしますとですね、百十円は、今度四日市は百十円にしたけれども、そういう問題は起こらないけれども、百三十円にしたらその問題起るんだという、そんなあんまり隔たりはないと思うんですね、いずれにしても百十円にしましても歯止めをしなければならない。この歯止め策等についても、私は一般質問等で指摘させていただきましたが、この点についてのご検討はいかがなものであつたか、大変恐縮でございますがひとつ教えていただきたいと思います。

○議長（山口信生君）後藤寛次君。

〔産業公営企業副委員長（後藤寛次君）登壇〕

○産業公営企業副委員長（後藤寛次君）細部にわたって非常によく研究され、質問をいただいたのであります。まず第一番の十三ミリ、二十一ミリのいわゆる少ない水量を使う人の水に対して値上げのペーセンテージが違うのではないかといふことござりますが、われわれとしては、いろいろこの問題に一番長時間集中して、時間を要しましたのでございますが、まあこの程度の修正案が全員一致でなされたということでございます。

次に学校等の水が高いじゃないかという問題についても、いろいろ意見も出ました。子供の時分に水を大事にしなくちやいけないだとか、こういう観念を植えつけるのだといふ話も、意見も出ました。そういうことでございます。

それからその次に、五十三年までに、大体三億円ぐらいの収入が少なくなるのではないかということでございますが、細かい点は何ですが、大体ご推察のとおりでございます。それからこれに対し、財政の行き違いはないかといふようなこともちよつと記憶しておりますが、それについては委員長報告でも述べましたように、一般市民に対するものについては関係のない、いわゆる具体的に言いますなれば、水源地、あたりの電気ゲージによる遠隔操縦ですね、そういう電気関係の工事を一時繰り延べてということで、そういうところで節約しておるということでございます。

それから県水の高いという点につきましては、この水をいかに安くするかということでございます。がなされました。言うならば河原田の水源地を生かして、これを工業用水に回して、現在の工業用水の水源地のものを上水の方へ回して安い水源を得て、県水 자체が高いのは、これはもういまにおいて、将来の四日市市的人口増を見て、どうしてもこれは取らんなんものであれば安い水源地のものを取つて、それを混合して安い水にするように努力せんならんじやないかという意見なんか相当出ました。それから百トン以上のことでございますが、小井議員の言わるよう実は五百トン以上百五十円ぐらいにしたらどうかと、一段階つけたらどうかという意見も出たんです。ところが名古屋、津あたりでそういう現象が、いま言われたように高くすると、工業用水を簡単な設備でもつて上水化してですね、水道と変わらんような水にするとか、また全然飲み水だけを水道に頼つて、後のものは全部工業用水に依存して、非常に上水の収入が減つたという例がございますのでそれもどうかという、なかなか長時間にわたつてこういう論議もなされました。大体私どもの考えるところでは、私自身はですね、四日市の市行政の中でも水道行政が一番時代の先取りをして、一番うまくやつておると私は常々考えております。具体的に言いますと、一昨年の夏に七十五日の干ばつがありましたが、非常に水道料金の安い東京、名古屋、大阪、六大都市なんかは節水、断水といつて非常に市民生活に支障を来たしておりましたが、当四日市市だけは七十五日間雨が降らなくつても一ぺんもそういう

う心配なしにやつたということは、私は水道行政をたたえていいのではないかと、私自身はそういうように考えておりますので、そういうことを踏まえながら水道局の提案に対し、以上の修正をもちまして承認したというようなりでございます。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 時間の制約もございましょうから、ただ一点だけ産業公営企業委員会の修正案で、どれくらいの値上げ率、減収になるのか、その辺をもう少し明らかにしていただきたいと思うわけでございます。もし副委員長の方でご答弁の上でいろいろさしさわりがございましたら、事務局と言いますか、理事者当局でひとつお願ひいたします。

○議長（山口信生君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君） 今回お決めいただきました修正案によりますと、五十一年度と五十二年度におきます料金収入の増見込みは十八億三千百万程度でございます。それで現行の料金でございますけれども、五十年度の料金収入としましては、大体前年度、四十九年度の実績に対しまして四%の収入増を見ておったんでございます。しかしことしの四月から六月までの収入実績について見てみると、大体まあ私ども当初の予想が当たって大差はなかったのでございますが、その後、この夏の暑さと、特に九月の残暑、これがひどかったということで、夏期の給水量は、この当初の予想をかなり上回っておったことだと、そういうことでございます。まあ、しかし夏が暑かった年は、冬はきわめて寒いと、こういうようなふうにも言われておりますので、この年間の収入見込額といたしましては大体どうなのか、大差はないとのように考えておりまして、今回の財政企画計画を立てて、そして原形予算を

中心に考えておつたと、こういうことでござります。しかしまあ、今回委員会の方で修正案が出されまして、これを検討するにあたりまして、料金収入につきまして、夏のみの特異な現象であったのかどうかというふうに考えておったんですねけれども十月とか十一月の調定実績等も出てまいりましたので、これによつて収入総額を見直して積算をしてみたのでござります。その結果、当初考えておりましたのは五十一年、五十二年で約二十五億七百万程度の収入であろうと思っておつたんですが、二十六億三百万程度と見込みを直しました。その結果、この先ほど申しました増収見込額の十八億三千百万を計算いたしますと、七〇・三八%と、こういうような数字になったわけでございます。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

他にございませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、議案第百二十一号の四日市市水道事業給水条例の一部改正について、原案及び産業公営企業委員会の修正案とともに反対をするものでございます。

私は、今回の市当局の水道料金値上げ案に対しまして、その基礎としての第三期拡張、第三次変更事業計画、財政計画とともに、多くの問題点があることをこれまでに指摘してまいりました。これらの問題点、それ自身が原案反対の理由ともなるものでございます。実際にこれらの問題点を改めますならば、働く一般市民の生活用水や中小零細業の必要最小限の営業用水は値上げしないでも済みますし、同時に当面必要な四日市の水道事業は、進めるることはでき

るのでござります。私の問題提起に対しまして、市長は審議の過程を通じてより適切なご意見が出たときには訂正するのもやむを得ないと答えられ、また水道経営の経費についても、市費によることが妥当であるものについては市費の投入も考へていてと答えられ、その後産業公営企業委員会でご熱心なご審議をいただきまして原案修正を行われたのでございますが、そしてその結果、市民の生活用水あるいは公衆浴場用水、中小零細業の営業用水を中心に、その値上げ幅はかなり縮小されましたが、しかし修正案についてもなお、幾つかの問題点がござります。先ほど質疑という形を通して、その一部を提起させていただきましたけれども、修正案によつてもなお家庭用の場合、かなりの値上げが残るということでござります。そして、この点につきまして私は十三ミリ、二十ミリ、二十五ミリの口径の基本料金を三百円、あるいは三百五十円、四百円というふうに改める必要があるという主張をしたいと思います。さらに生活保護世帯は、基本料を免除するあるいは他の低所得層にも減額措置をとるように主張するものでございます。今回の値上げによりまして、民間の社会福祉施設、私立学校等への影響はかなり大きいと思います。そういう減額措置を講じられる必要があると考へ、主張するものでございます。中小零細業あるいは用水型中小企業も、大きな影響を受けるのでござります。こうした点を考へ、私は産業公営企業修正案に対して、さらに十三ミリから二十五ミリの口径の第三ランクの三十一トンから五十トン、五十円に、第四ランクの五十一トンから百トンを七十円にして、さらに公衆浴場用の基本料金を六千円にするということ、さらに特に必要なものについては減額、あるいは助成措置をとることを主張したいと思うのでござります。原案、修正案とともに百一立方メートル以上は一律百十円となつていることは重ねて不合理であるということを指摘したいと思います。せめて千一トン以上についてランクを分け、百三十円にすること、こうするならば先ほど申し上げました私の主張を実現する財源と十分なるものでございます。なお、仮に、百十円としましても、このランクの大口需要者の都合による水使用の増減に対しては、歯止め措置をとります。

ことが必要でありますし、これがなされていないことは、私は容認できないのでござります。さらに今日の水道事業の危機と言いますか、毎年、毎度値上げなんかのきざみの幅が小さくなつてきており、二年に一ペん三年に一ペん上げなければならなくなつてきて、その根本的な原因は、やはりこの、独立採算制で水道事業を縛りつけている、あるいは企業債、これがさらに長期、低利になされなければならないものが十分でない、あるいは国庫補助が十分にない、こうした点が問題あらうかと思います。これを積極的に改善するということはもちろんですが、この水道事業資金の負担区分を市の一般行政との係わりの中でも明確にしながら、必要な措置をとること、これについても、いまだ十分でないよう思ひます。この点を明らかに今後されていかなければならぬと思います。北勢用水の、いわゆる県水の受水費が非常に高い、この点についても当局が今後、市を挙げてその軽減方努力をされる必要があるかと思います。水需要の抑制対策についても単に水の需給関係だけで、水需要がふえたから水源を開発するという、これまでの考え方だけでなく、効果的な水需要抑制というような問題も積極的な対策がとられなければならないと思います。

以上申し上げたような諸点に基づきまして、原案あるいは修正案が私の主張の意を十分に尽くしていないように思ひます。こういう立場から、反対をするものでござります。

○議長（山口信生君） これをもつて討論を終結いたします。

これより本件の採決に入ります。

まず議案第二百二十一号、四日市市水道事業給水条例の一部改正についてを、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は修正であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求ります。

〔賛成者起立〕

○議長（山口信生君） 起立多数であります。よって本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第百二号、昭和五十年度四日市市一般会計補正予算第三号ないし議案第百二十号、四日市市幼稚園条例の一部改正について並びに議案第百二十二号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託に関する協議についてないし、議案第百二十八号、字の区域の変更についての二十六件を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、議案第百十二号は修正、その他は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告どおり、議案第百十二号は修正、その他の議案は、いずれも原案のとおり、可決されました。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後三時六分休憩

午後三時二十七分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第二八 議案第一二九号 助役の選任について

○議長（山口信生君） 日程第二十八、議案第百二十九号、助役の選任についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいま上程の議案についてご説明申し上げます。

議案第百二十九号は、本市助役のうち加藤寛嗣氏の任期が明二十四日をもって満了いたしますので、引き続き同氏を選任いたしたいと存じ、ここにご提案申し上げるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、お手元の経歴書のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 市長に対する二十五万市民の関心と期待というのは、非常に大きなものがあると思います。そこで、市長の片腕となる助役の問題でございますから、そのことに関して市長にお伺いをしたいわけですが、十一月の議会におきまして、助役を二名にして岩野体制を確立していくと、こういうことで二名が認められたわけですが、そのと

きにまだ明確になっておらなかった問題でございますが、いずれ一年過ぎますと岩野市長の任期が満了するわけです。もうばつばつ、この辺で市長は市民に対して、今後の市政に臨むに当たって、どういう考え方を持っておるんかというふうなことを出していくだいでもいいのではないかと思います。と申しますのは、かつて、われわれが、私も関与してな

かたたのですけれども、三年ばかり前に突発的な知事選、市長選が行われたときに、やはり同じようなことがありました。選任されたことがあつたのですが、四年間の任期というものは、当然法に定められたものであると、したがつてこれをわれわれが選任するに当たりましては、そのことをはつきりとしていかなければならぬはずです。途中でやめられたのでは、これは市民に対する期待に沿わないわけです。その点についてですね、いろいろとその背景が流布されておりますが、いずれもうわざを言っても仕方がございませんので、市長がそういう点について、加藤助役を上程されるに当たりまして、その辺のところの自分の決意とあるいは加藤さんの考え方も確かめられて、ここに上程されておられるのかどうかを、お伺いしたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 私の進退につきましては、三月議会において明らかにさせていただきたいと考えております。なお、加藤助役につきましては、私が在職する限り最後まで行をともにするものだと信じております。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 いま前川議員から質問がなされました。やはり、この四日市におきましては、四十七年の十一月に現在の岩野氏が助役になられるについて問題がございました。そしてそのすぐ後で、市長選という形で退任をされております。で、今度の問題につきましても、やはりそうした不安もなしとしないわけでございます。私といたしましては、こうしたこの後一年足らずの中での所信も明らかにされないまま、しかも助役制二人という問題についてはもともと問題がございましたし、ここで改めて再任しなければならない理由がないと思うわけでございます。私として

は、この点については反対をしてまいりたいと思います。いろいろ市民に不安を与えております。はつきりした決意といいますか、そういうものもこの際、表明されるべきだというふうに思いますので、改めて伺いたいと思います。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

それでは、ご異議がありますので、起立により採決をいたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口信生君） 起立多数であります。よって、本件はこれに同意することに決しました。

〔助役（加藤寛嗣君）入場、議場中央に進む〕

○助役（加藤寛嗣君） ただいま助役に三たびご選任を賜わり、大変ありがとうございます。この上は、この実績完遂のために、全力を尽す覚悟でございますので、いままで同様、ご指導、ご鞭撻のほどをお願いいたします。どうもありがとうございました。

〔拍手〕

日程第二九 発議第九号 水道事業の健全化に関する意見書の提出について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二十九、発議第九号、水道事業の健全化に関する意見書の提出についてを議題

といたします。

提出理由の説明を求めます。

後藤寛次君。

「後藤寛次君登壇」

○後藤寛次君 ただいま議題となつております発議第九号、水道事業の健全化に關する意見書の提出につきまして、発議者を代表いたしまして、一言提出理由の説明を申し上げます。

水道事業につきましては、都市活動にとって重要な事業であり、いまや日常生活に一日たりとも欠かすことができない生活施設の一部となつてゐることは周知のところであります。近時における水道事業の実態は、高度経済成長に伴う都市化の進展、生活水準の向上や社会経済活動の結果もたらされた河川水の汚濁等による水不足に対処するため、巨額の先行投資を強いられ、水道事業者は、その元利償還金の返済や、新規水源の確保に腐心しているのが現状であります。これらの問題は、もはや一水道事業体の企業努力だけでは、とうてい解決できない状況であります。よつて、お手元に配布いたしました意見書を関係官庁に提出し、これが実施を強く働きかけようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜わり、ご決議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よつて、本件は原案のとおり可決されました。

日程第三〇 委員会報告第一七号 教育民生委員会請願書等審査結果報告ないし

日程第三一 委員会報告第一九号 建設委員会陳情書審査結果報告

○議長（山口信生君） 次に、日程第三十、委員会報告第十七号、教育民生委員会請願書等審査結果報告ないし日程第三十二、委員会報告第十九号、建設委員会陳情書審査結果報告の三件を一括議題といたします。

本件は、教育民生、産業公営企業及び建設の各常任委員長からの請願、陳情に關する審査結果の報告であります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よつて、本件は、委員長の報告のとおり決定されました。

委員会報告第一七号

教育民生委員会請願書等審査結果報告

教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十年十二月二十三日

教育民生委員会
委員長 伊藤信一

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名
第二二一號	五〇、一三、一二	保々小学校児童用ブール新設工事促進について	四日市市中野町一五六九一 保々地区連合自治会会长 保々小学校建設委員長 伊藤金雄 ほか五名連署	天春文雄
第二二二號	〃	保々中学校特別教室等新設工事促進について	四日市市中野町一五六九一 保々地区連合自治会会长 保々中学校建設委員長 坂口正次	天春文雄
第二二三號	五〇、一二、一二	県小学校屋内運動場の建設等について	四日市市下海老町二九九七一 県地区連合自治会会长 安垣勇 ほか六名連署	坂口正次

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見
第二一九號	〃	〃	〃	陳情者の住所氏名
第二一八號	〃	〃	〃	委員会の意見
第二一六號	〃	〃	〃	委員会の意見
第二一五號	五〇、一二、一二	県小学校屋内運動場の建設等について	四日市市下海老町二九九七一 県地区連合自治会会长 安垣勇 ほか六名連署	その主旨を了と認める。
第二一四號	五〇、一二、一二	私立幼稚園における二年保育の実施について	四日市市川島町一八五七 四日市市PTA連絡協議会 会長 鈴木哲夫 ほか八九一八名連署	その主旨を了と認める。
第二一三號	五〇、一二、一二	教育費の大幅増額について	四日市市川島町一八五七 四日市市PTA連絡協議会 会長 鈴木哲夫 ほか九一、四四二名連署	その主旨を了と認める。
第二一二號	五〇、一二、一二	私学振興補助金助成について	四日市市庄野町一二六〇 鈴鹿高等学校 飯田清 ほか一名連署	補助金の額は別として、その主旨を了とする。
第二一一號	五〇、一二、一二	その主旨を了とする。	四日市市川島町一八五七 四日市市PTA連絡協議会 会長 鈴木哲夫 ほか八九一八名連署	その主旨を了とする。

受 理 番 号		陳 情	
受 理 年 月 日	件 名	陳 情 者 の 住 所 氏 名	委 員 会 の 意 見
五〇、一二、一二	公衆浴場用上水道料 金について	四日市市北浜町五 一五 四日市浴場協同組合 理事長 加藤 忠 幸 ほか一名連署	その主旨を了とする。
第二四号			採 択
			審査結果

請 願	
受 理 番 号	受 理 年 月 日
件 名	請願者の住所氏名
第一二三号	農業共済事業の 市移譲について
五〇、一二、一二	四日市市大字東阿倉川 五一〇 四日市市農業共済組合 河 村 孝 一 ほか二四名連署
	天青 堀後 粉訓 森小高 増岩 山 春山 藤覇川 井井山田中 文峯 新兵 長也 安道三英久忠 雄 男 衛六 男茂吉夫夫一雄一
	その主旨を了とす
	採 択
	審査結果

委員会報告第一八号
産業公営企業委員会請願書等審査結果報告
産業公営企業委員会に付託の請願及び陳情について、当委員における審査の結果を別紙のとおり報告します。
昭和五十年十一月二十三日
四日市市議会
議長 山口信生 殿
副委員長 後藤 寛次
紹介議員氏名

第三〇号	教職員住宅建設について	四日市市西伊倉二一八 三重県教職員組合三泗支部 執行委員長 坂崎 孝 山本貞三 ほか一名連署	その主旨を了とする。 採 択
------	-------------	--	-------------------

委員会報告第一九号

建設委員会陳情書審査結果報告

建設委員会に付託の陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十年十一月二十三日

建設委員会 委員長 長谷川 鐸元

四日市市議会

議長 山口信生 殿

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第二二三号	五〇、一二、一二	落合川下流堤防改造成について	四日市市曙町二一、一三 曙町自治会長 原林貞夫 ほか三二名連署	、その主旨を了とする。	採択
第二二三号	〃	朝明中学校生徒通学路の一部改修について	四日市市山城町七二〇 下野地区連合自治会長 谷口ほか一名連署保	願意妥当と認める。	採択
第二二七号	五〇、一二、一二	海水の下水道流入防止工事について	四日市市南納屋町六一 南納屋自治会長 井垣敏夫 ほか七三名連署	願意を認め、理事者は 関係機関に働きかける よう要望する。	採択
第三一号	〃	通学路（県道）側溝の暗渠化工事について	四日市市下海老町二六五七 四日市市立大池中学校 PTA会長伊藤弥	願意を認め、理事者は 関係機関に働きかける よう要望する。	採択

○議長（山口信生君） なお、総務、教育民生、産業公営企業の各常任委員長から目下、委員会において審査中の事件について、お手元に配布いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。
おはかりいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もお話を審査すべきものと決定したから会議規則第九十九

条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第一八号

産業医学研究所の存続について

請願第二四号

笹川団地内に市役所出張所の開設について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十年十二月二十三日

四日市市議会

議長 山口信生 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

一、事 件

記

陳情第二五号 垂坂分教場跡地に保育園設置について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十年十二月二十三日

教育民生委員会

委員長 伊藤信一

四日市市議会

議長 山口信生 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第六号 中小商工業者の営業と生活の安定について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十年十二月二十三日

四日市市議会

議長 山口信生 殿

○議長（山口信生君） 次に監査委員から報告が十件まつてあります。お手元に配布いたしておりますので、これにより了承願います。

○議長（山口信生君） この際、収入役から発言を求められておりますので、これを許します。
庄司収入役。

〔収入役（庄司良一君）議場中央に進む〕

○収入役（庄司良一君） 十二月重要議案も、すべて終了いたしました。お疲れのところをどうとい時間を持借いたしまして申しわけございません。私にとりまして、皆さんとこうしてお会いできることがもう、これが最後かと思いますので、一言ございさつ申し上げたいと思います。

昭和三十五年、私、四日市の市民の一人として、加えさせていただきました。自來、市の助役、収入役を十五年余の長きにわたりまして勤めさせていただきました。その間、生来の野人、礼をわきまえず、議会の皆さま方にとてとして勝手なことを申し上げましたにもかかわらず、皆さまの温かいご指導、ご協力によりまして、ここに今日を迎えたことを心から感謝いたしております。縁者奇妙と申しますか、いまさら、人間関係の大切さ、とうとさをしがどうございました。

みじみと思い起こしております。今後は一市民といたしまして、どうぞ四日市市が一層調和ある発展をしてくれるよう念じております。

ついては市議会の皆さまには、一層ご健勝であらせられ、今後起つてくるであろうむずかしい問題を、どうぞご解決の上、市政の進展にご尽瘁くださいますことをお願い申し上げまして、お別れの言葉といたします。長い間、ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（山口信生君） 以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十一年十二月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりまして、皆さんご苦労さまでございました。

午後三時四十二分閉会

右、地方自治法第二百一十三条第一項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 山口信生

署名議員 大森多喜三
署名議員 山本勝

